

春日井市障がい者総合福祉計画
改定に係るアンケート調査
報告書

春日井市

目次

I	調査の概要	1
1	調査の目的	1
2	調査の対象と方法	1
3	回収結果	1
4	調査結果の表示方法	1
II	障がい者（児）調査結果	2
1	回答者について	2
2	相談について	18
3	福祉サービスについて	40
4	本人の自己選択について	62
5	就労について	64
6	就学について	82
7	災害など緊急事態の対応について	87
8	地域生活（共生）について	101
9	障がい者の人権について	106
10	障がい者施策について	109
III	障がいのない人調査結果	117
1	回答者について	117
2	共生社会について	118
3	障がい者の人権について	128
4	障がい福祉サービスについて	129
IV	自由意見・参考意見等	132
1	身体障がい者	132
2	知的障がい者	136
3	精神障がい者	140
4	障がい児	143
5	障がいのない人	149
	調査票	155

I 調査の概要

1 調査の目的

障がい者総合福祉計画の改訂にあたり、障がい者の日常生活、社会生活、障がい福祉サービスの利用状況及び今後の意向等について実態調査を行うとともに、障がいのない人に対して、障がい者への理解や意識等の調査を実施し、計画策定の基礎資料を得ることを目的とします。

2 調査の対象と方法

調査地域：春日井市全域

調査対象：身体障がい者 市内在住の18～64歳の身体障がい者手帳所持者
知的障がい者 市内在住の18～64歳の療育手帳所持者
精神障がい者 市内在住の18～64歳の精神障がい者保健福祉手帳所持者
障がい児 18歳未満の身体障がい者手帳所持者又は療育手帳所持者
障がいのない人 市内在住の上記以外の人

調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：平成22年11月30日から平成22年12月28日まで

3 回収結果

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児	障がいのない人
配布数	970件	395件	415件	280件	540件
有効回収数	548件	212件	237件	155件	245件
有効回収率	56.5%	53.7%	57.1%	55.4%	45.4%

4 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを  で網かけをしています。（無回答を除く）

II 障がい者（児）調査結果

1 回答者について

問 この調査に対して、ご本人が判断して回答できますか。どちらかに○をつけてください。

（身体障がい者：問A、知的障がい者：問A、精神障がい者：問A）

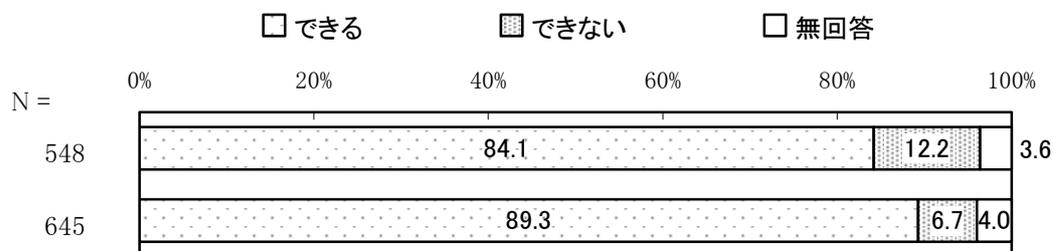
身体障がい者では、「できる」の割合が84.1%、「できない」の割合が12.2%となっています。

知的障がい者では、「できる」の割合が34.9%、「できない」の割合が61.8%となっています。

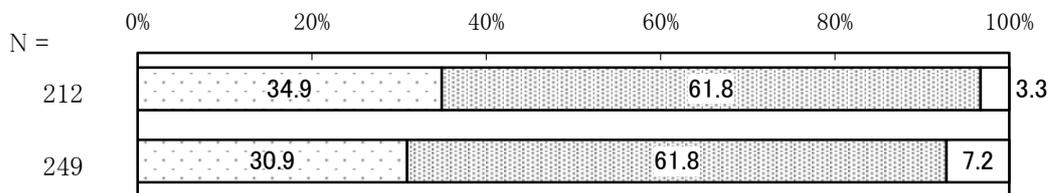
精神障がい者では、「できる」の割合が71.7%、「できない」の割合が23.2%となっています。

平成19年度調査と比較すると、身体障がい者では、「できる」の割合が5.2ポイント低くなっており、「できない」の割合が5.5ポイント高くなっています。知的障がい者では、大きな差異はみられません。精神障がい者では、「できる」の割合が5.4ポイント低くなっています。

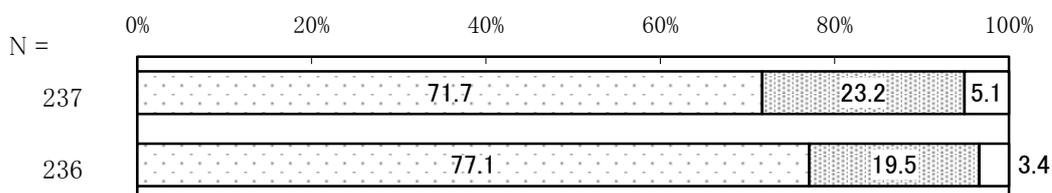
[身体障がい者]



[知的障がい者]



[精神障がい者]



問 代理の方と本人の続柄などについて、1つだけ○をつけてください。

(身体障がい者：問B、知的障がい者：問B、精神障がい者：問B、障がい児：問A)

身体障がい者では、「親」の割合が32.8%と最も高く、次いで「ご本人の夫・妻」の割合が31.3%、「子ども」「兄弟姉妹」の割合が7.5%となっています。

知的障がい者では、「親」の割合が76.3%と最も高く、次いで「子どもの夫・妻」の割合が14.5%となっています。

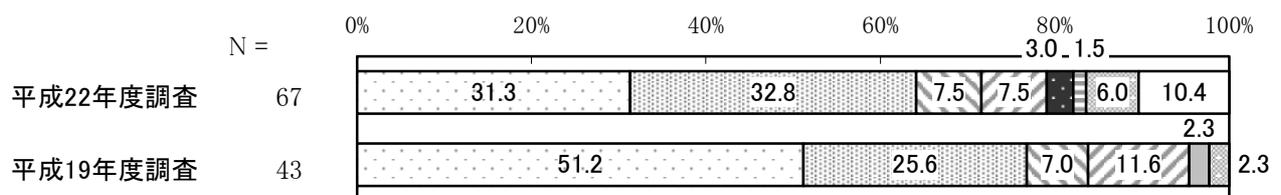
精神障がい者では、「親」の割合が41.8%と最も高く、次いで「兄弟姉妹」の割合が25.5%、「ご本人の夫・妻」の割合が23.6%となっています。

障がい児では、「親」の割合が97.4%となっています。

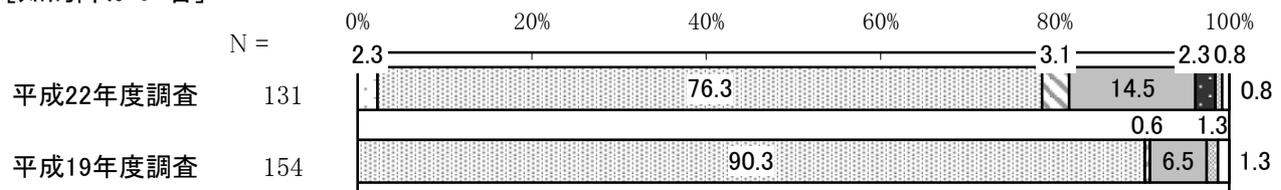
平成19年度調査と比較すると、身体障がい者では、「ご本人の夫・妻」の割合が19.9ポイント低くなっており、「親」の割合が7.2ポイント高くなっています。知的障がい者では、「親」の割合が14.0ポイント低くなっています。精神障がい者では、「親」の割合が12.5ポイント低く、「兄弟姉妹」の割合が10.3ポイント高くなっています。障がい児では、大きな差異はみられません。

[身体障がい者]

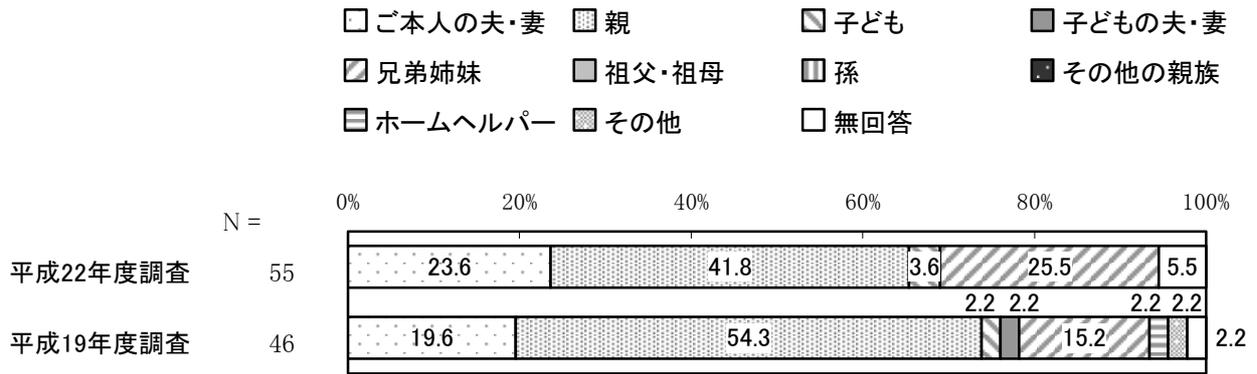
- ご本人の夫・妻 ▨ 親 ▩ 子ども ■ 子どもの夫・妻
- ▤ 兄弟姉妹 ▧ 祖父・祖母 ▪ 孫 ■ その他の親族
- ▨ ホームヘルパー ▩ その他 □ 無回答



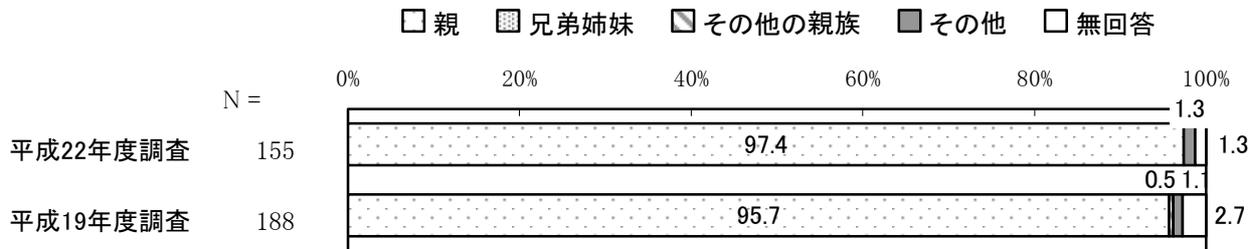
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



問 性別について、どちらかに○をつけてください。

(身体障がい者：問1、知的障がい者：問1、精神障がい者：問1、障がい児：問1)

身体障がい者では、「男性」の割合が52.0%、「女性」の割合が47.3%となっています。

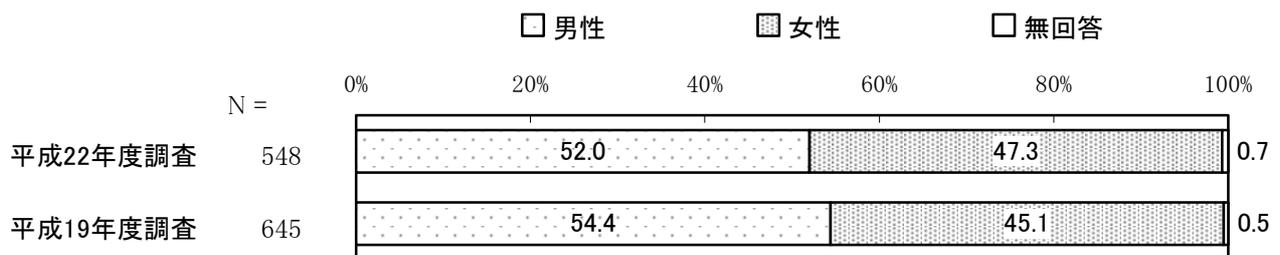
知的障がい者では、「男性」の割合が58.0%、「女性」の割合が41.5%となっています。

精神障がい者では、「男性」の割合が40.1%、「女性」の割合が59.5%となっています。

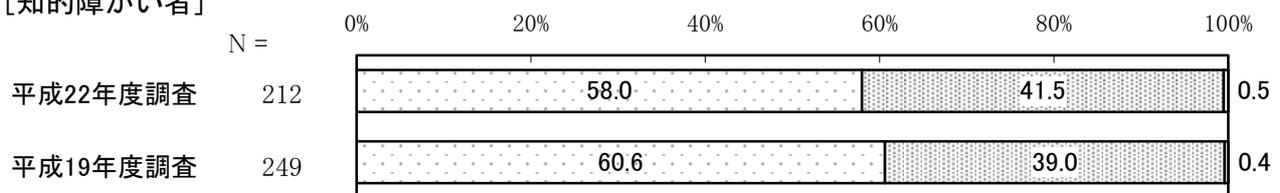
障がい児では、「男性」の割合が67.1%、「女性」の割合が32.9%となっています。

平成19年度調査と比較すると、身体障がい者、知的障がい者、障がい児では、大きな差異はみられません。精神障がい者では、「男性」の割合が15.0ポイント低く、「女性」の割合が14.6ポイント高くなっています。

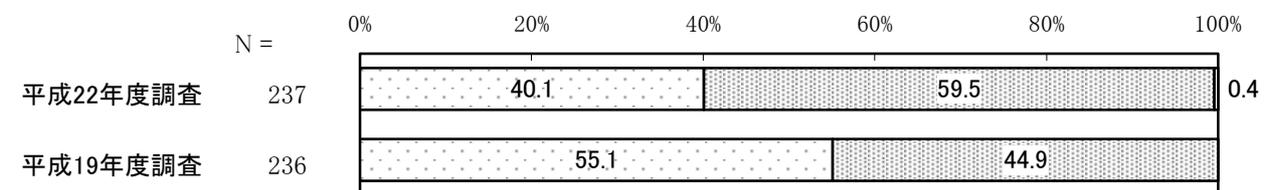
[身体障がい者]



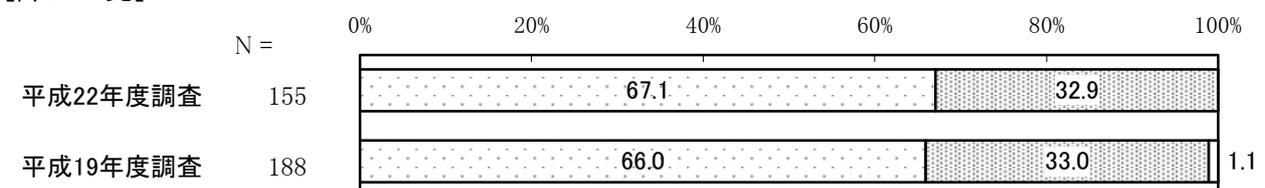
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



問 年齢を記入してください。(平成 22 年 11 月 1 日現在)

(身体障がい者：問 2、知的障がい者：問 2、精神障がい者：問 2、障がい児：問 2)

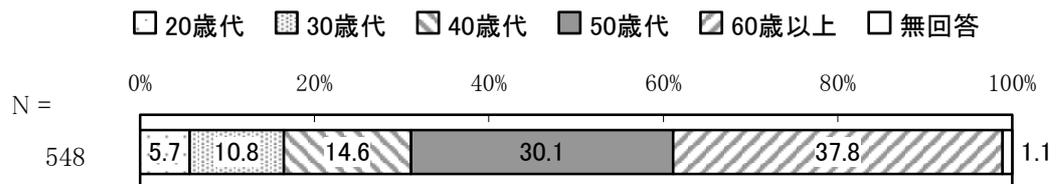
身体障がい者では、「60 歳以上」の割合が 37.8%と最も高く、次いで「50 歳代」の割合が 30.1%、「40 歳代」の割合が 14.6%となっています。

知的障がい者では、「30 歳代」の割合が 33.0%と最も高く、次いで「20 歳代」の割合が 30.7%、「40 歳代」の割合が 21.2%となっています。

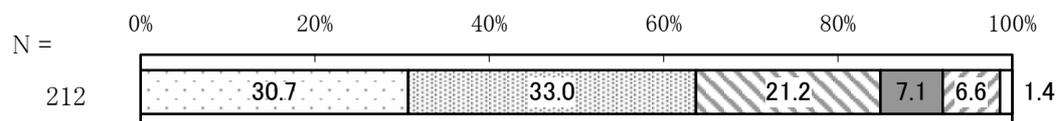
精神障がい者では、「40 歳代」の割合が 30.0%と最も高く、次いで「30 歳代」の割合が 28.3%、「50 歳代」の割合が 16.9%となっています。

障がい児では、「6 歳～11 歳」の割合が 40.6%と最も高く、次いで「0 歳～5 歳」の割合が 27.7%、「15 歳以上」の割合が 16.1%となっています。

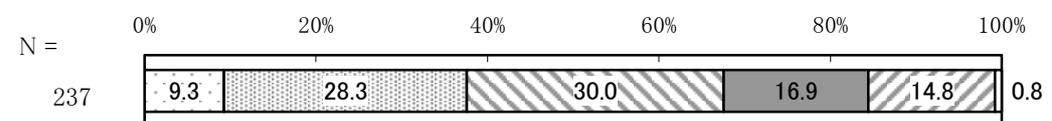
[身体障がい者]



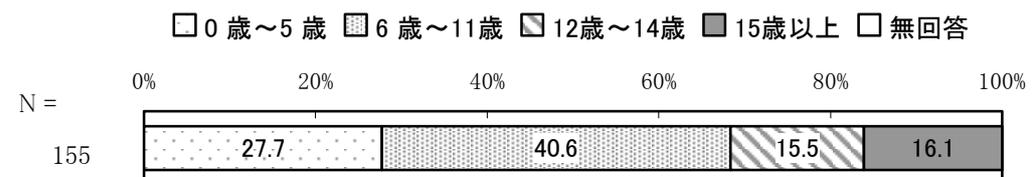
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]

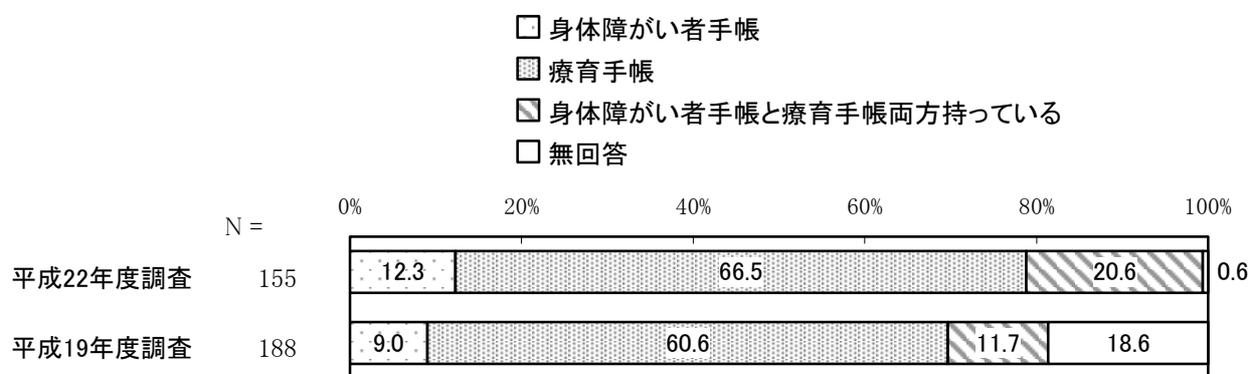


問 持っている障がい者手帳は何ですか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

(障がい児：問3)

障がい児では、「身体障がい者手帳」の割合が12.3%、「療育手帳」の割合が66.5%、「身体障がい者手帳と療育手帳両方持っている」の割合が20.6%となっています。

平成19年度調査と比較すると、「身体障がい者手帳と療育手帳両方持っている」の割合が8.9ポイント、「療育手帳」の割合が5.9ポイント高くなっています。



問 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の等級（判定）は何級（判定）ですか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

（身体障がい者：問3、知的障がい者：問3、精神障がい者：問3、障がい児：問3-1
問3-2）

身体障がい者では、「1級」の割合が28.3%と最も高く、次いで「3級」の割合が21.7%、「2級」の割合が19.9%となっています。

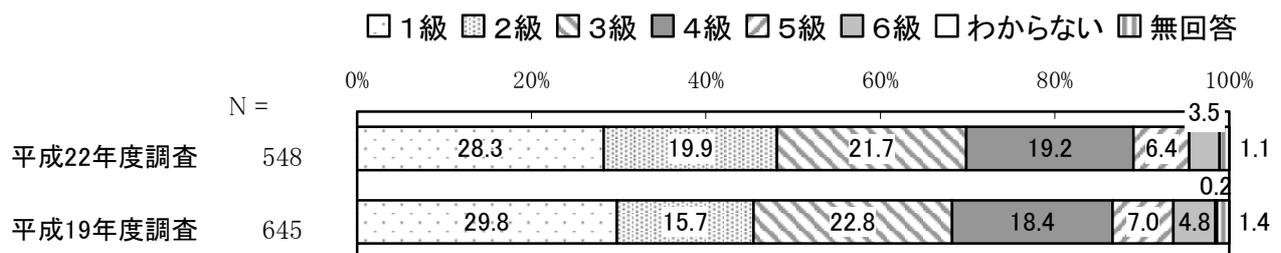
知的障がい者では、「A判定」の割合が40.6%、「B判定」の割合が31.1%、「C判定」の割合が24.1%となっています。

精神障がい者では、「1級」の割合が2.5%、「2級」の割合が71.7%、「3級」の割合が22.4%となっています。

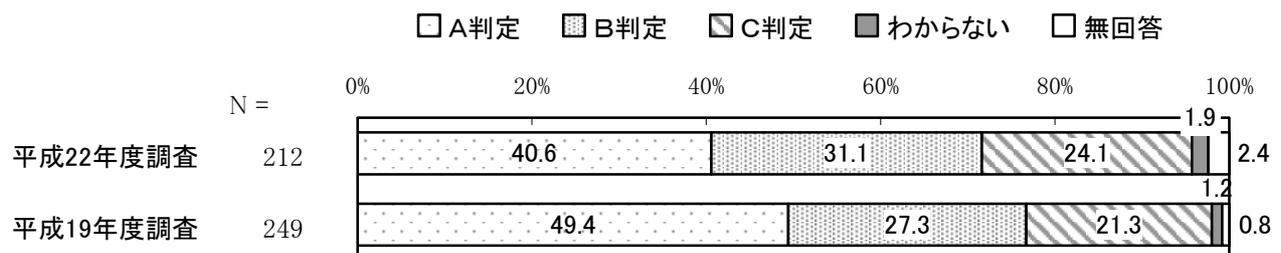
障がい児では、身体障がい者手帳については「1級」の割合が37.3%と最も高く、次いで「2級」の割合が25.5%、「3級」の割合が15.7%となっています。また、療育手帳については、「A判定」の割合が40.7%、「B判定」の割合が20.0%、「C判定」の割合が37.0%となっています。

平成19年度調査と比較すると、身体障がい者では、大きな差異はみられません。知的障がい者では「A判定」の割合が8.8ポイント低くなっています。精神障がい者では、「2級」の割合が9.4ポイント高く、「3級」の割合が8.5ポイント低くなっています。障がい児では、療育手帳の「B判定」の割合が9.4ポイント低くなっています。

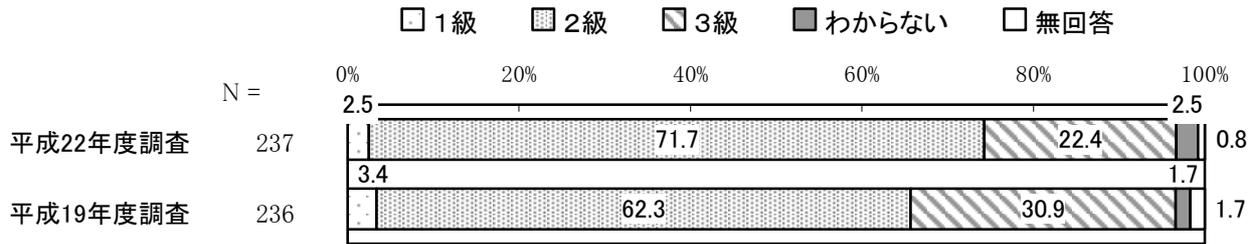
[身体障がい者]



[知的障がい者]

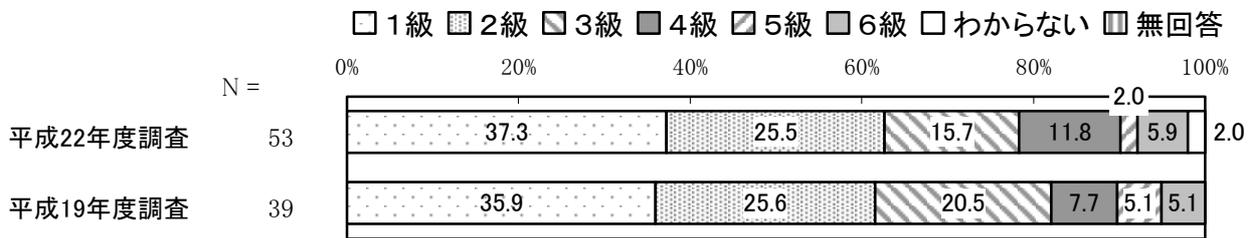


[精神障がい者]



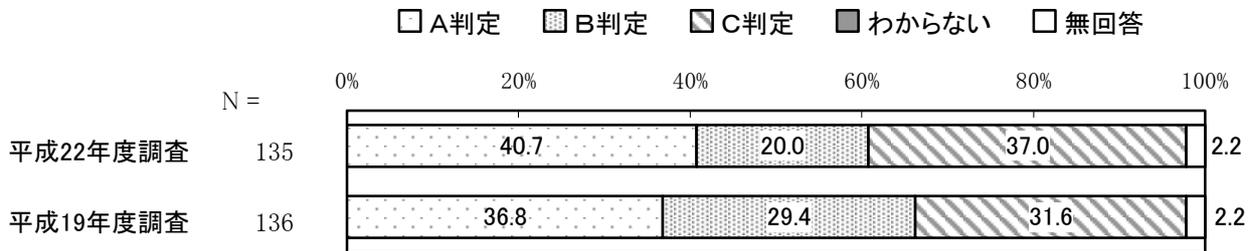
[障がい児]

・身体障がい者手帳



※平成 22 年度調査には、「わからない」の選択肢はありません。

・療育手帳



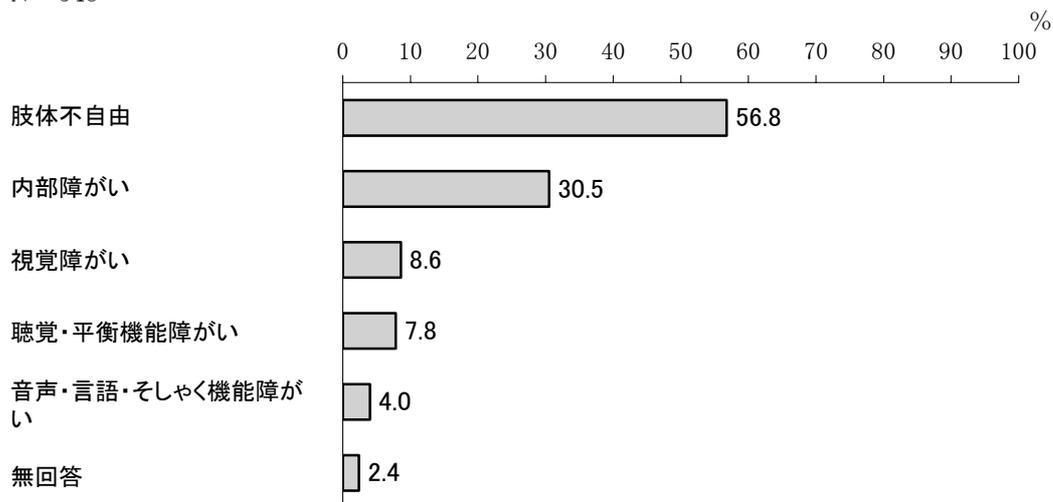
※平成 22 年度調査には、「わからない」の選択肢はありません。

問 身体障がい者手帳の障がいの種類は何ですか。あてはまるものにすべて○をつけてください。

(身体障がい者：問4)

身体障がい者では、「肢体不自由」の割合が56.8%と最も高く、次いで「内部障がい」の割合が30.5%となっています。

N = 548

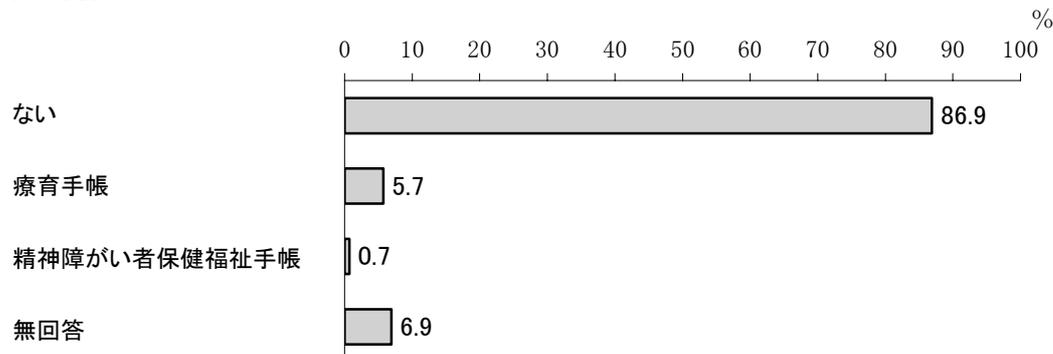


問 身体障がい者手帳以外に障がい者手帳をお持ちですか。あてはまるものにすべて○をつけてください。

(身体障がい者：問5)

身体障がい者では、「療育手帳」の割合が5.7%、「精神障がい者保健福祉手帳」の割合が0.7%となっています。また、「ない」の割合が86.9%となっています。

N = 548

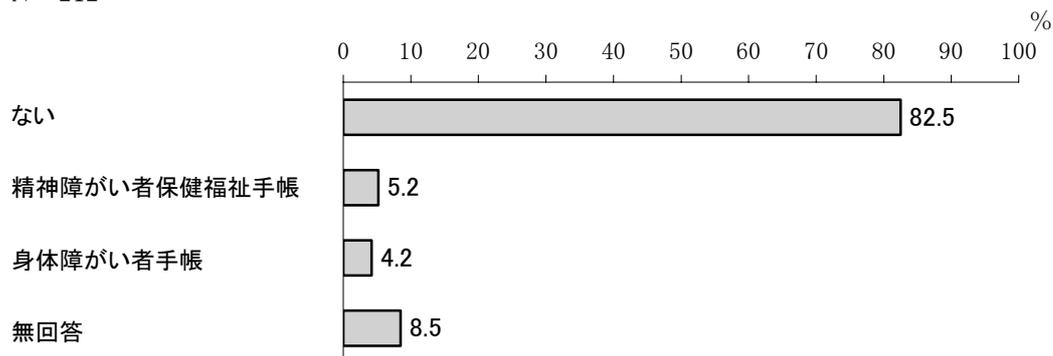


問 療育手帳以外に障がい者手帳をお持ちですか。あてはまるものにすべて○をつけてください。

(知的障がい者：問4)

知的障がい者では、「精神障がい者保健福祉手帳」の割合が5.2%、「身体障がい者手帳」の割合が4.2%となっています。また、「ない」の割合が82.5%となっています。

N = 212

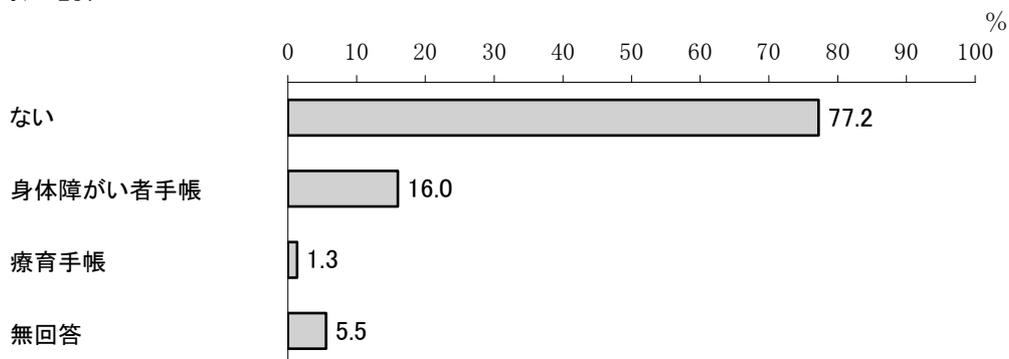


問 精神障がい者手帳以外に障がい者手帳をお持ちですか。あてはまるものにすべて○をつけてください。

(精神障がい者：問4)

精神障がい者では、「身体障がい者手帳」の割合が16.0%、「療育手帳」の割合が1.3%となっています。また、「ない」の割合が77.2%となっています。

N = 237



問 今どこでくらしていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

(身体障がい者：問6、知的障がい者：問5、精神障がい者：問5、障がい児：問4)

身体障がい者では、「ご自宅(借家、アパート等を含む)」の割合が91.8%と最も高く、次いで「福祉施設(入所)」の割合が4.2%となっています。

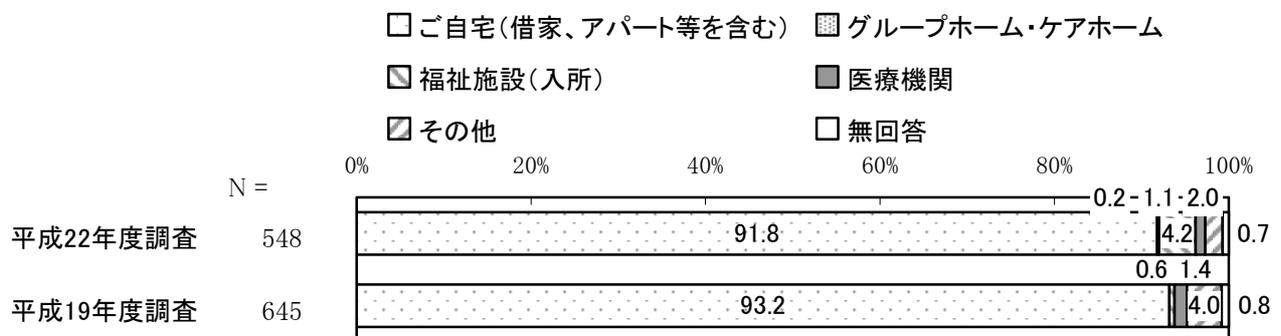
知的障がい者では、「ご自宅(借家、アパート等を含む)」の割合が72.2%と最も高く、次いで「福祉施設(入所)」の割合が17.0%、「グループホーム・ケアホーム」の割合が6.1%となっています。

精神障がい者では、「ご自宅(借家、アパート等を含む)」の割合が81.4%と最も高く、次いで「医療機関」の割合が11.4%、「福祉施設(入所)」の割合が5.5%となっています。

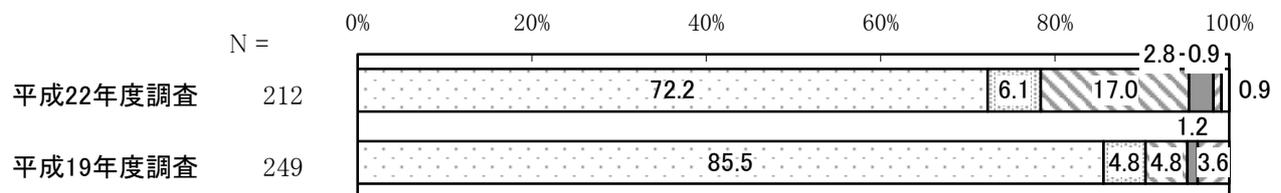
障がい児では、「ご自宅(借家、アパート等を含む)」の割合が98.1%となっています。

平成19年度調査と比較すると、身体障がい者、精神障がい者、障がい児では、大きな差異はみられません。知的障がい者では、「ご自宅(借家、アパート等を含む)」の割合が13.3ポイント低く、「福祉施設(入所)」の割合が12.2ポイント高くなっています。

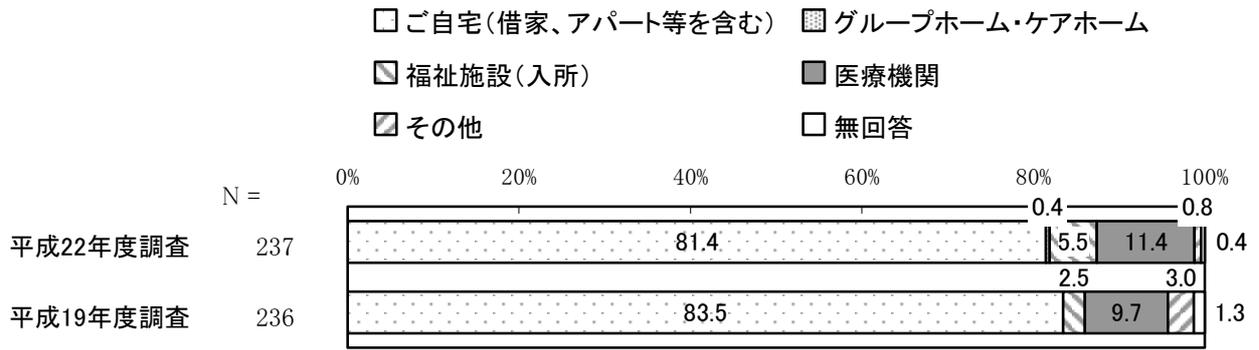
[身体障がい者]



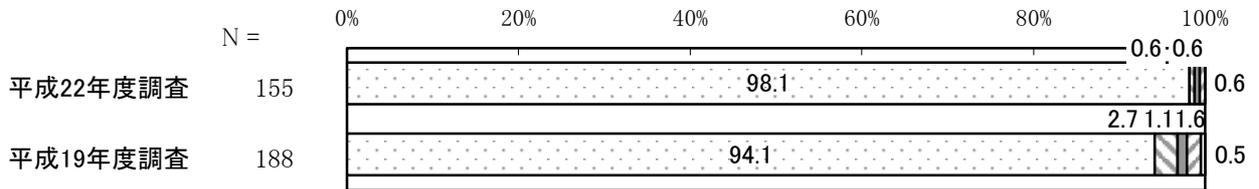
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



問 今、だれと一緒にくらしていますか。あてはまるものにすべて○をつけてください。

(身体障がい者：問 6-1、知的障がい者：問 5-1、精神障がい者：問 5-1、障がい児：問 4 - 1)

身体障がい者では、「夫・妻」の割合が 62.6%と最も高く、次いで「子ども」の割合が 39.6%、「親」の割合が 24.3%となっています。

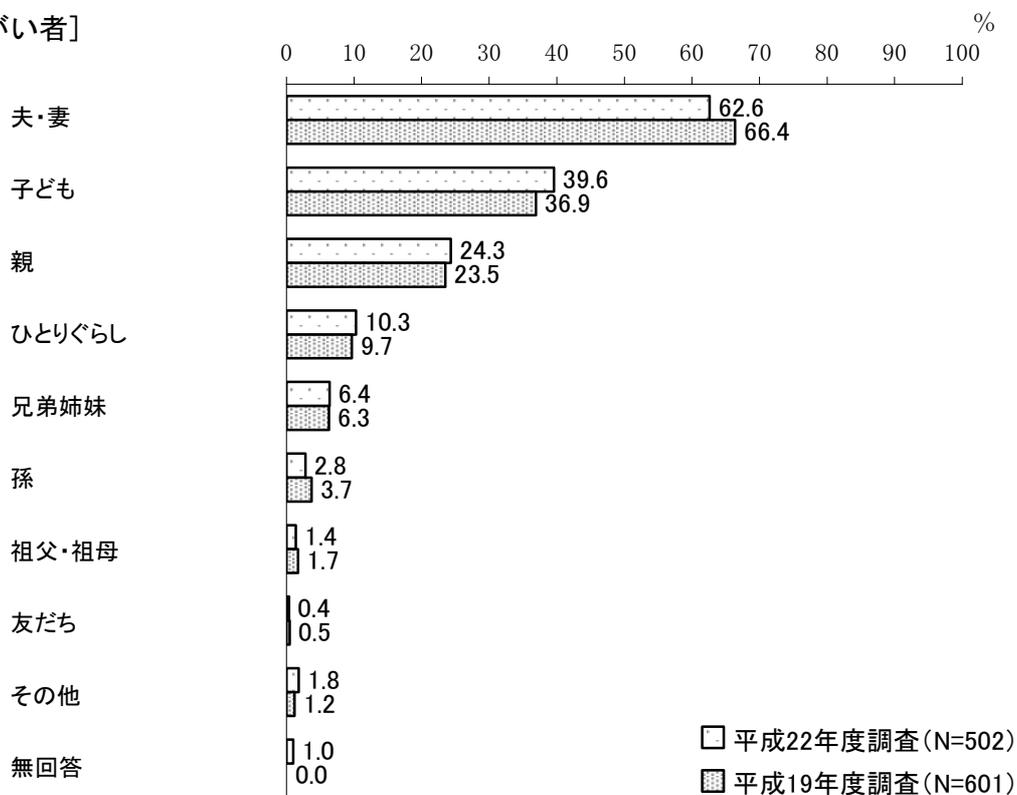
知的障がい者では、「お父さん・お母さん」の割合が 83.7%と最も高く、次いで「兄弟姉妹」の割合が 32.7%となっています。

精神障がい者では、「親」の割合が 52.3%と最も高く、次いで「夫・妻」の割合が 28.5%、「兄弟姉妹」の割合が 21.2%となっています。

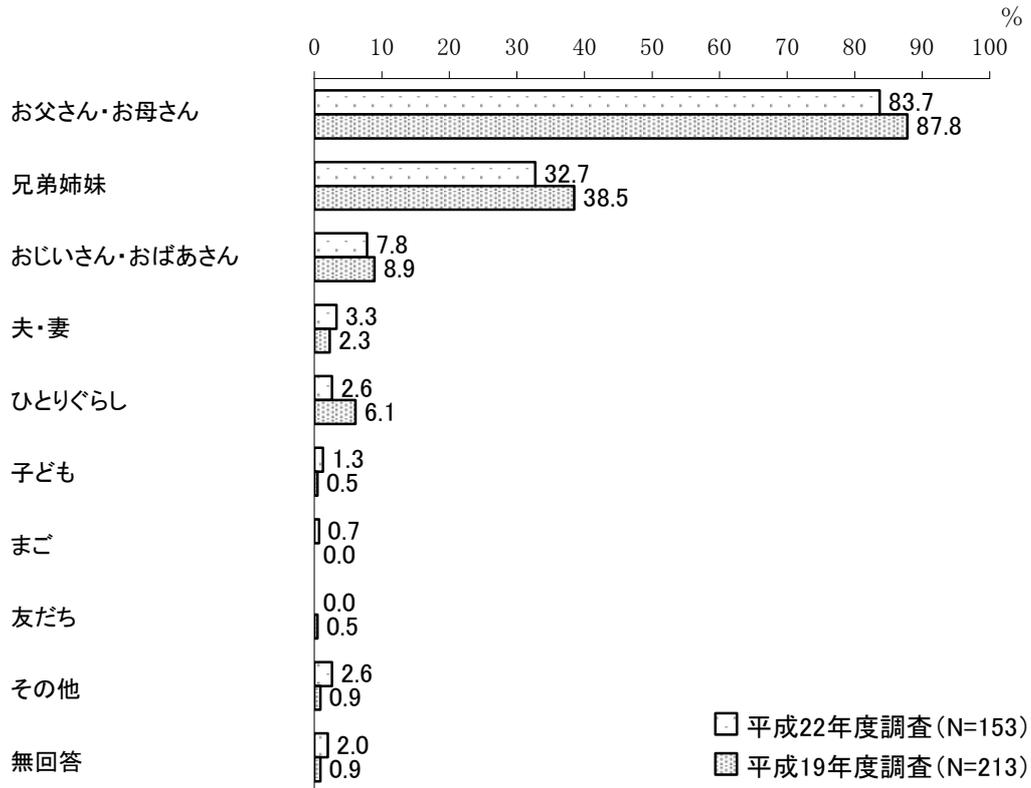
障がい児では、「親」の割合が 98.7%と最も高く、次いで「兄弟姉妹」の割合が 69.1%、「祖父・祖母」の割合が 15.1%となっています。

平成 19 年度調査と比較すると、身体障がい者、障がい児では、大きな差異はみられません。知的障がい者では「兄弟姉妹」の割合が 5.8 ポイント低くなっています。精神障がい者では、「夫・妻」の割合が 9.2 ポイント、「兄弟姉妹」の割合が 5.0 ポイント高く、「親」の割合が 7.6 ポイント低くなっています。

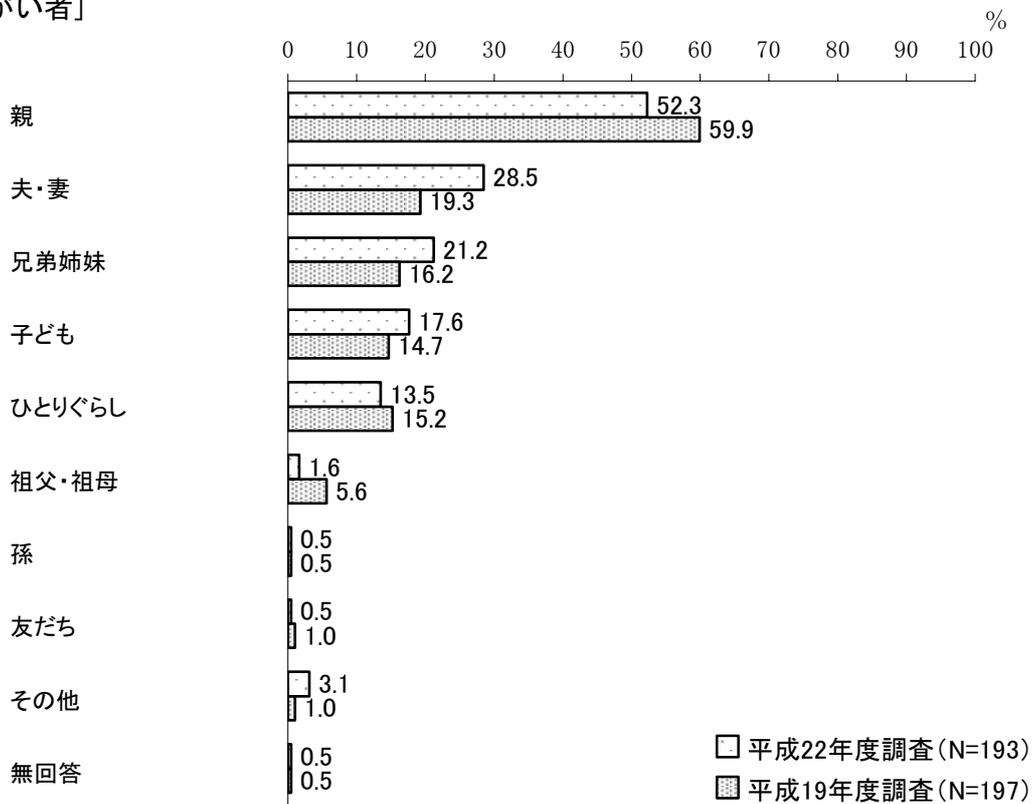
[身体障がい者]



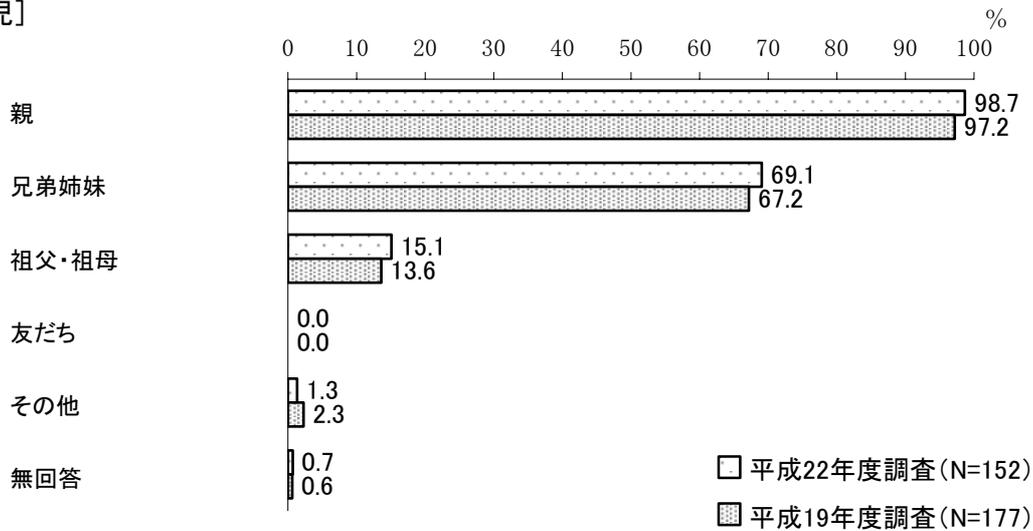
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



問 将来どのような暮らしをしたい（させたい）ですか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

（身体障がい者：問7、知的障がい者：問6、精神障がい者：問6）

身体障がい者では、「ひとりでくらしたい」の割合が13.1%と最も高く、次いで「結婚して夫婦でくらしたい」の割合が11.7%、「施設に入りたい」の割合が11.3%となっています。また、「その他」の割合が37.6%と高くなっています。

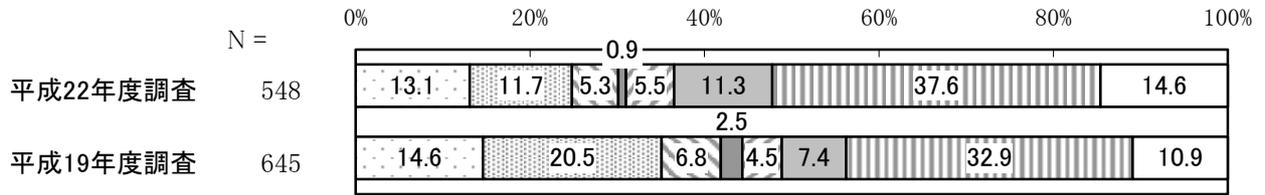
知的障がい者では、「施設に入りたい」の割合が20.3%と最も高く、次いで「親とくらしたい」の割合が19.3%、「グループホーム・ケアホームでくらしたい」の割合が13.2%となっています。

精神障がい者では、「結婚して夫婦でくらしたい」の割合が18.6%と最も高く、次いで「ひとりでくらしたい」の割合が17.3%、「施設に入りたい」の割合が13.5%となっています。また、「その他」の割合が22.8%と高くなっています。

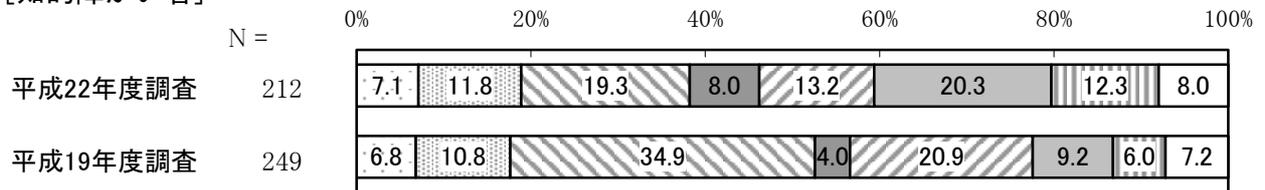
平成19年度調査と比較すると、身体障がい者では、「結婚して夫婦でくらしたい」の割合が8.8ポイント低くなっています。知的障がい者では、「施設に入りたい」の割合が11.1ポイント高く、「親とくらしたい」の割合が15.6ポイント低く、「グループホーム・ケアホームでくらしたい」の割合が7.7ポイント低くなっています。精神障がい者では、「施設に入りたい」の割合が7.6ポイント高く、「親とくらしたい」の割合が6.0ポイント、「結婚して夫婦でくらしたい」の割合が5.1ポイント低くなっています。

[身体障がい者]

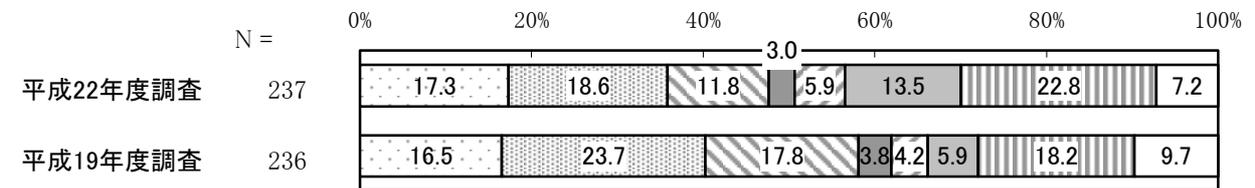
- ひとりでくらしたい
- 結婚して夫婦でくらしたい
- 親とくらしたい
- 兄弟姉妹とくらしたい
- グループホーム・ケアホームでくらしたい
- 施設に入りたい
- その他
- 無回答



[知的障がい者]



[精神障がい者]



2 相談について

問 障がいのあるご本人（その方のご家族）が悩みや困ったことを相談するのはだれですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

（身体障がい者：問8、知的障がい者：問7、精神障がい者：問7、障がい児：問5）

身体障がい者では、「夫・妻・親・祖父母」の割合が63.5%と最も高く、次いで「医師・看護師」の割合が31.0%、「友人・知人」の割合が28.6%となっています。

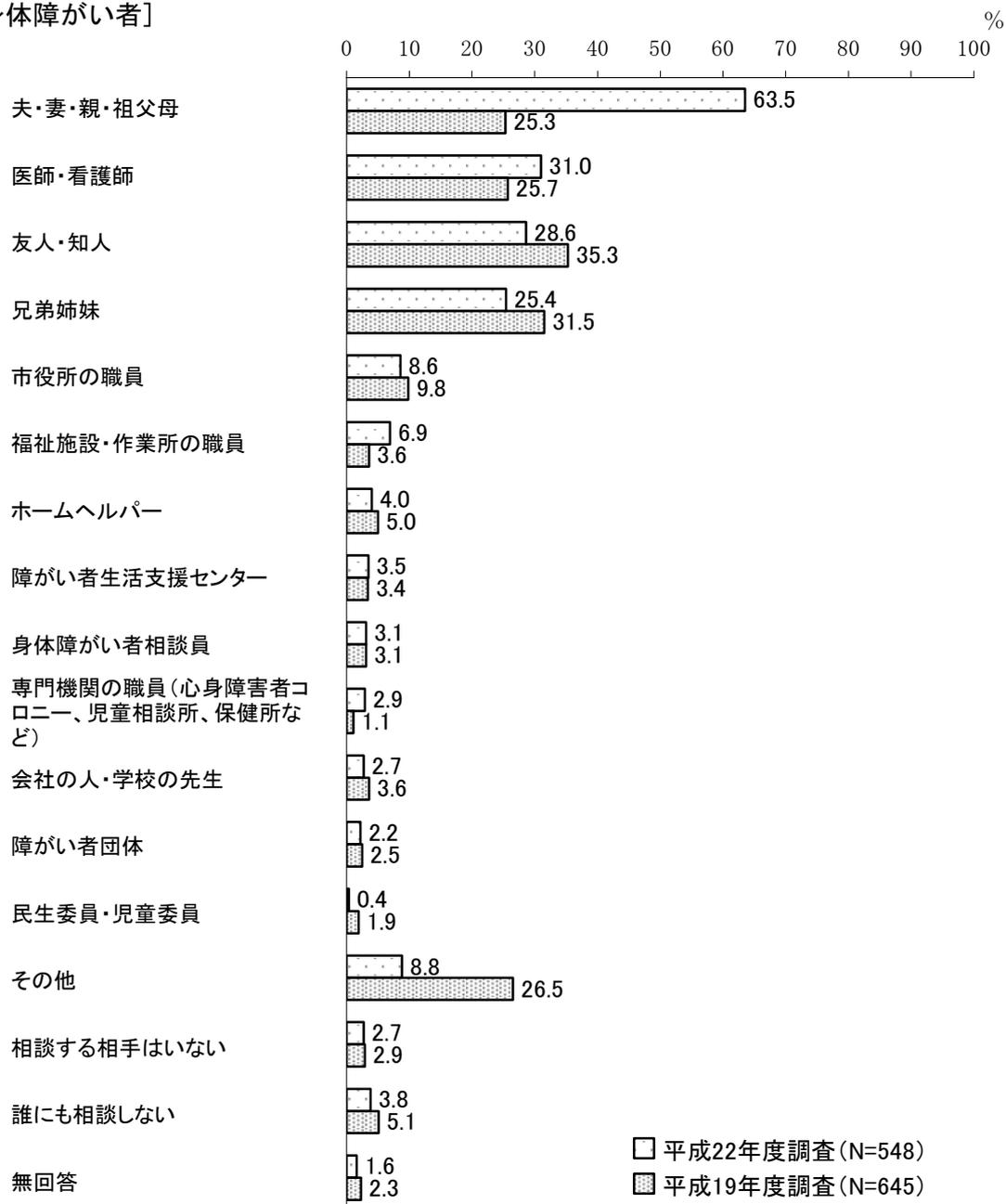
知的障がい者では、「夫・妻・お父さん・お母さん・おじいさん・おばあさん」の割合が54.7%と最も高く、次いで「兄弟姉妹」の割合が25.9%、「福祉施設・作業所ではたらく人」の割合が23.6%となっています。

精神障がい者では、「医師・看護師」の割合が57.8%と最も高く、次いで「夫・妻・親・祖父母」の割合が53.2%、「兄弟姉妹」の割合が27.0%となっています。

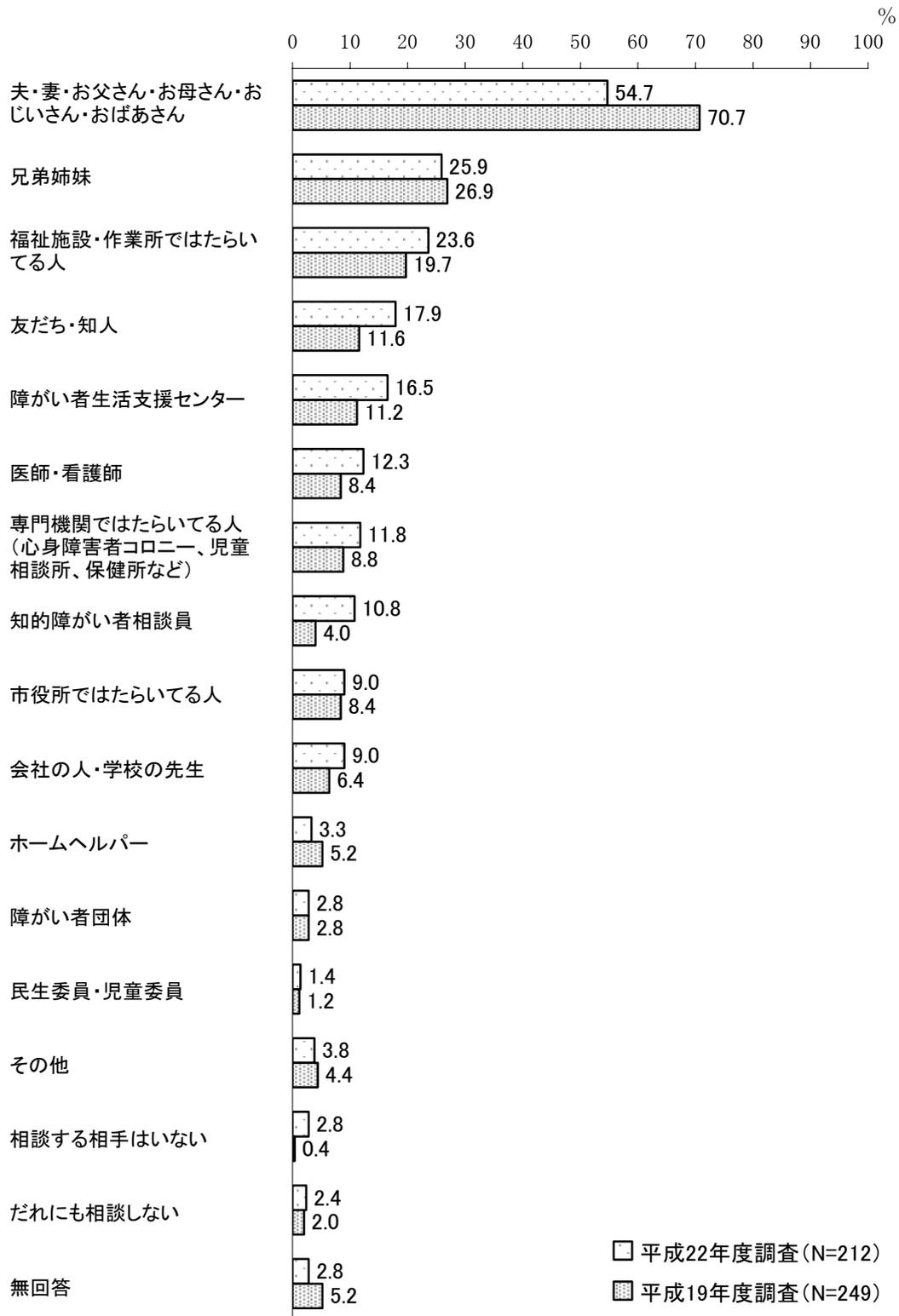
障がい児では、「親・祖父母」の割合が54.2%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が40.6%、「医師・看護師」の割合が37.4%となっています。

平成19年度調査と比較すると、身体障がい者では、「夫・妻・親・祖父母」の割合が38.4ポイント高く、「友人・知人」の割合が6.7ポイント、「兄弟姉妹」の割合が6.1ポイント低くなっています。知的障がい者では、「夫・妻・お父さん・お母さん・おじいさん・おばあさん」の割合が16.0ポイント低く、「知的障がい者相談員」の割合が6.8ポイント、「友だち・知人」の割合が6.3ポイント高くなっています。精神障がい者では、「友人・知人」の割合が6.5ポイント低くなっています。障がい児では、「医師・看護師」の割合が10.8ポイント、「会社の人・学校の先生」の割合が11.1ポイント高く、「親・祖父母」の割合が14.4ポイント低くなっています。

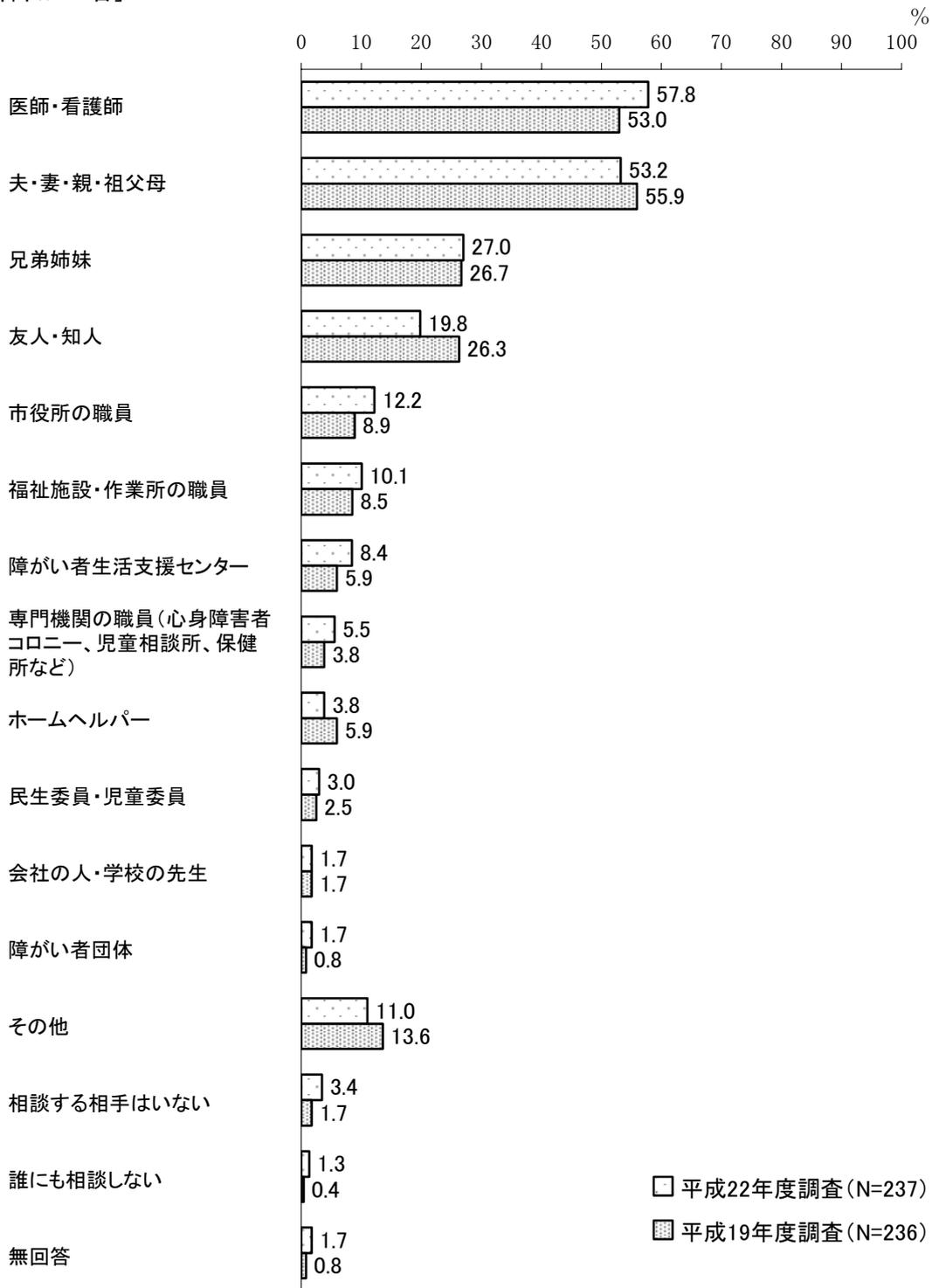
[身体障がい者]



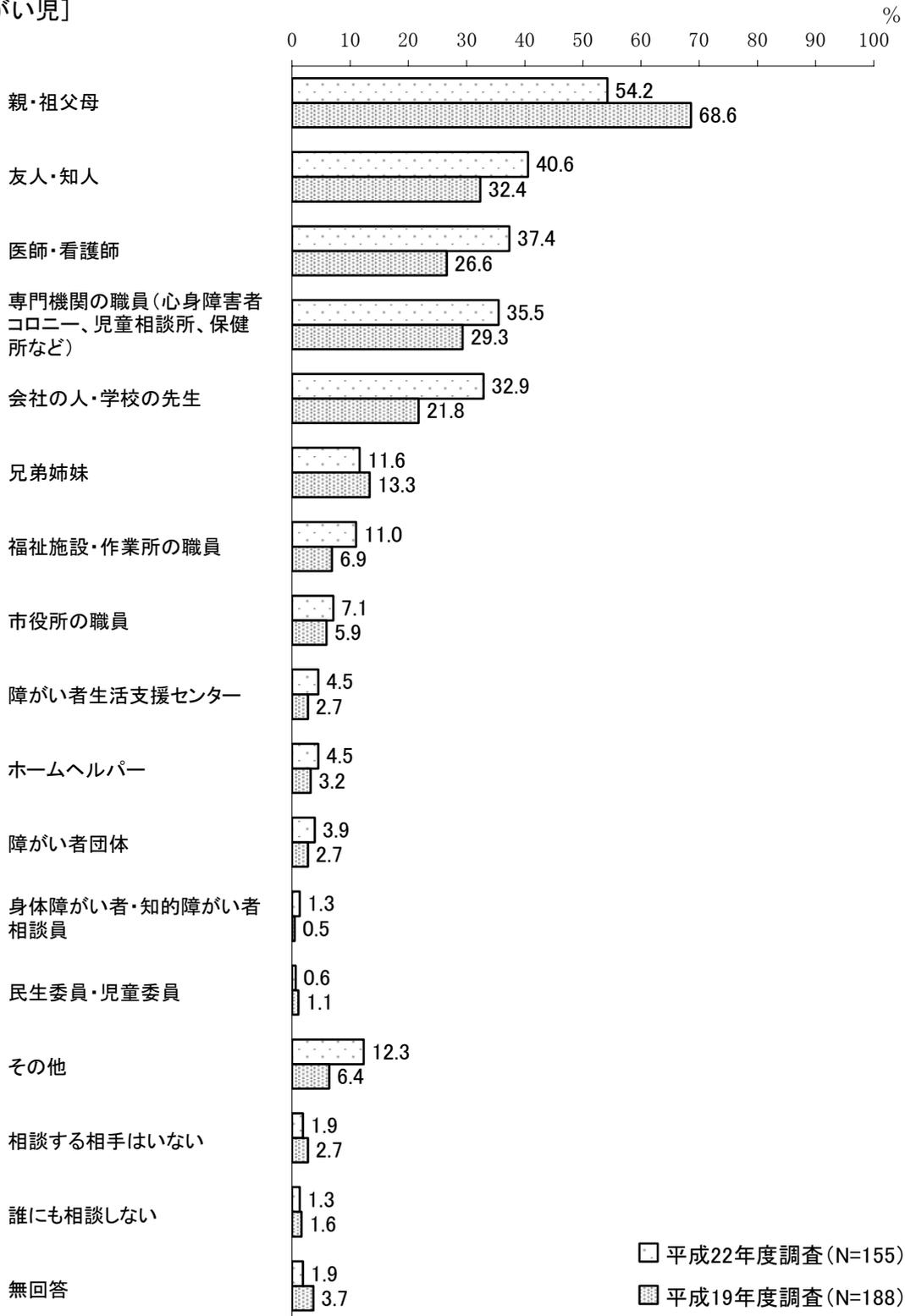
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



問 障がいのあるご本人が福祉などの情報を得る方法はどれですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(身体障がい者：問9、知的障がい者：問8、精神障がい者：問8、障がい児：問6)

身体障がい者では、「市の広報」の割合が48.7%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・一般図書」の割合が43.6%、「テレビ（一般放送）」の割合が28.6%となっています。

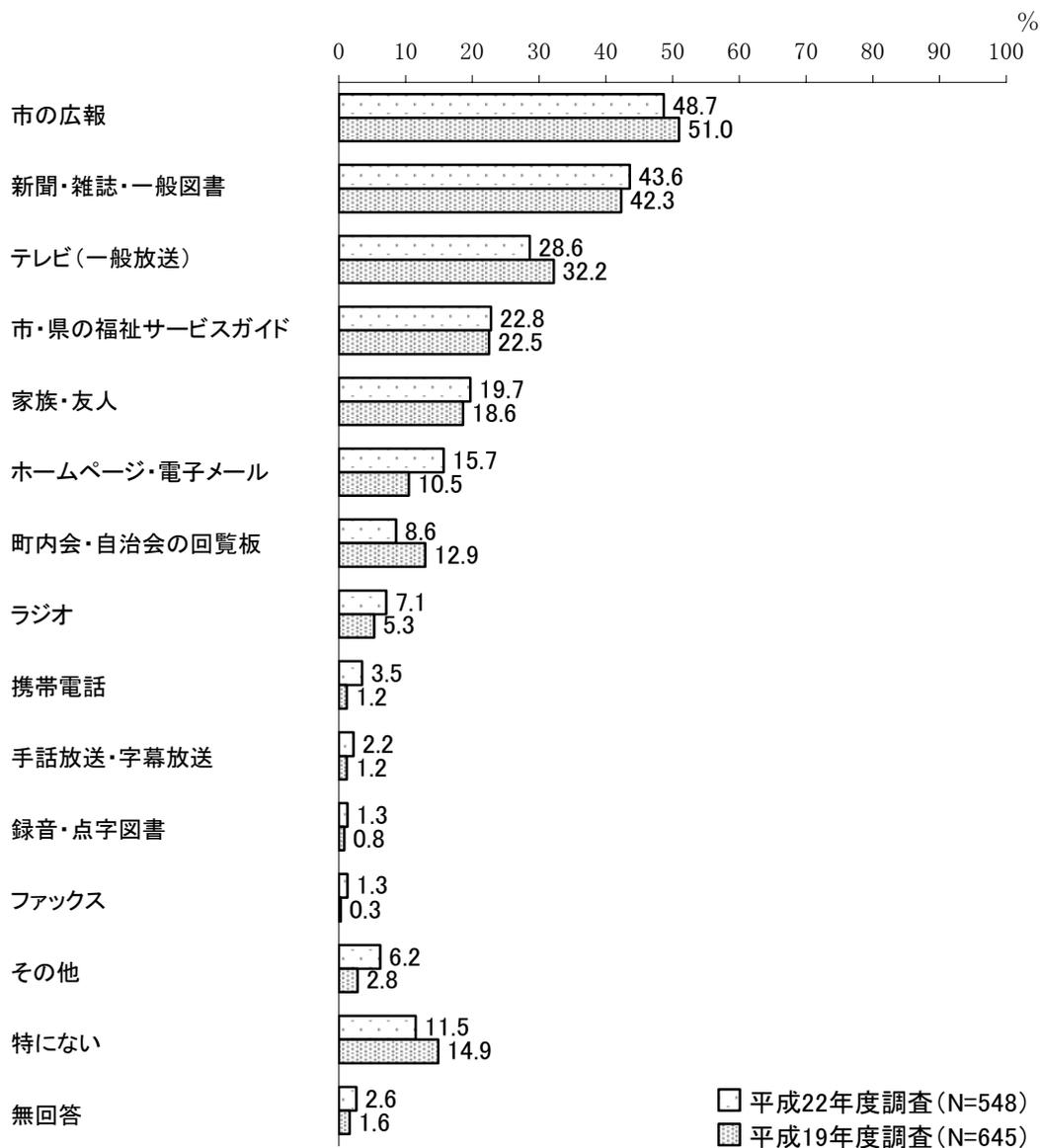
知的障がい者では、「市の広報」の割合が41.0%と最も高く、次いで「家族・友だち」の割合が31.1%、「市・県の福祉サービスガイド」の割合が25.0%となっています。また、「特にない」の割合が25.0%となっています。

精神障がい者では、「市の広報」の割合が30.0%と最も高く、次いで「家族・友人」の割合が26.2%、「新聞・雑誌・一般図書」の割合が24.9%となっています。

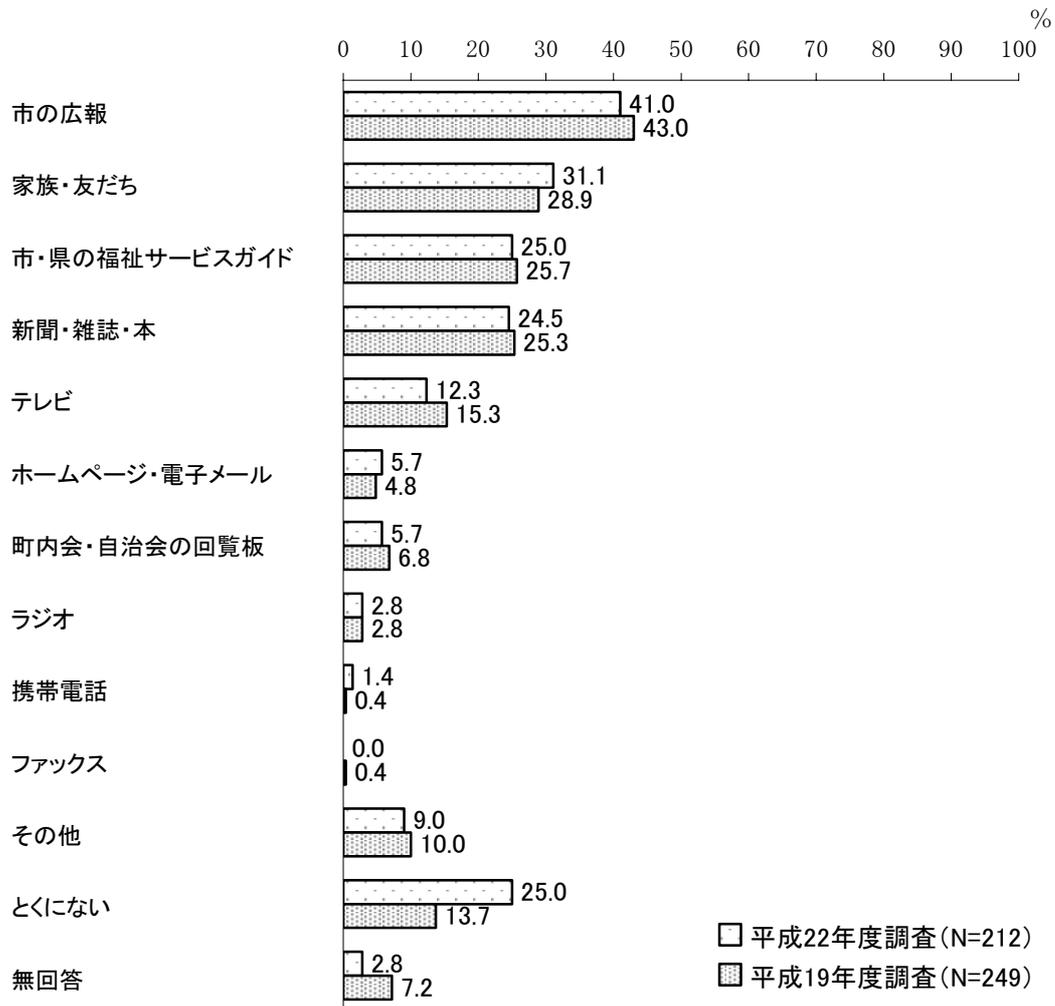
障がい児では、「家族・友人」の割合が42.6%と最も高く、次いで「市の広報」の割合が27.1%、「新聞・雑誌・一般図書」の割合が25.2%となっています。

平成19年度調査と比較すると、身体障がい者では、「ホームページ・電子メール」の割合が5.2ポイント高くなっています。知的障がい者では、大きな差異はみられません。精神障がい者では、「新聞・雑誌・一般図書」の割合が6.5ポイント低くなっています。障がい児では、全般に割合が低くなっており、特に「市の広報」の割合が24.0ポイント低くなっています。

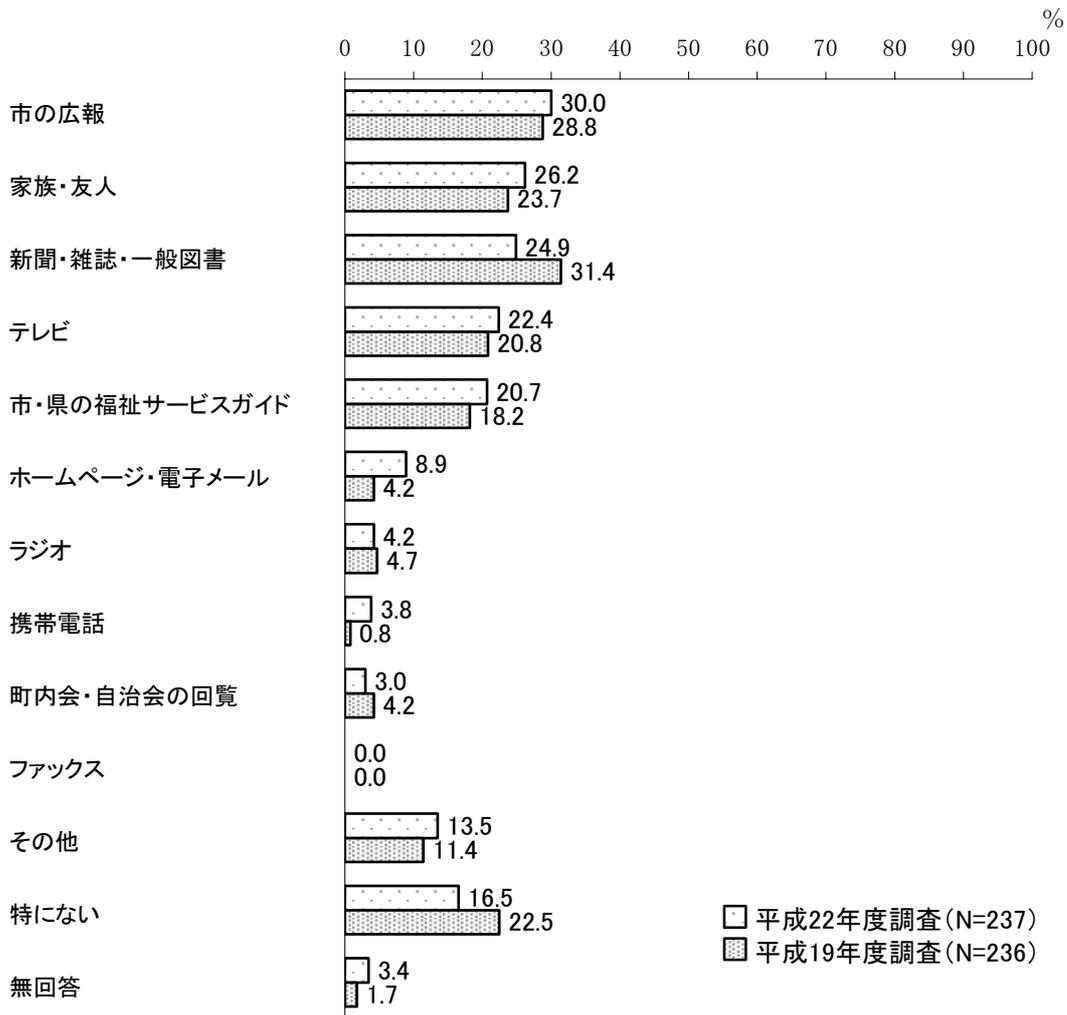
[身体障がい者]



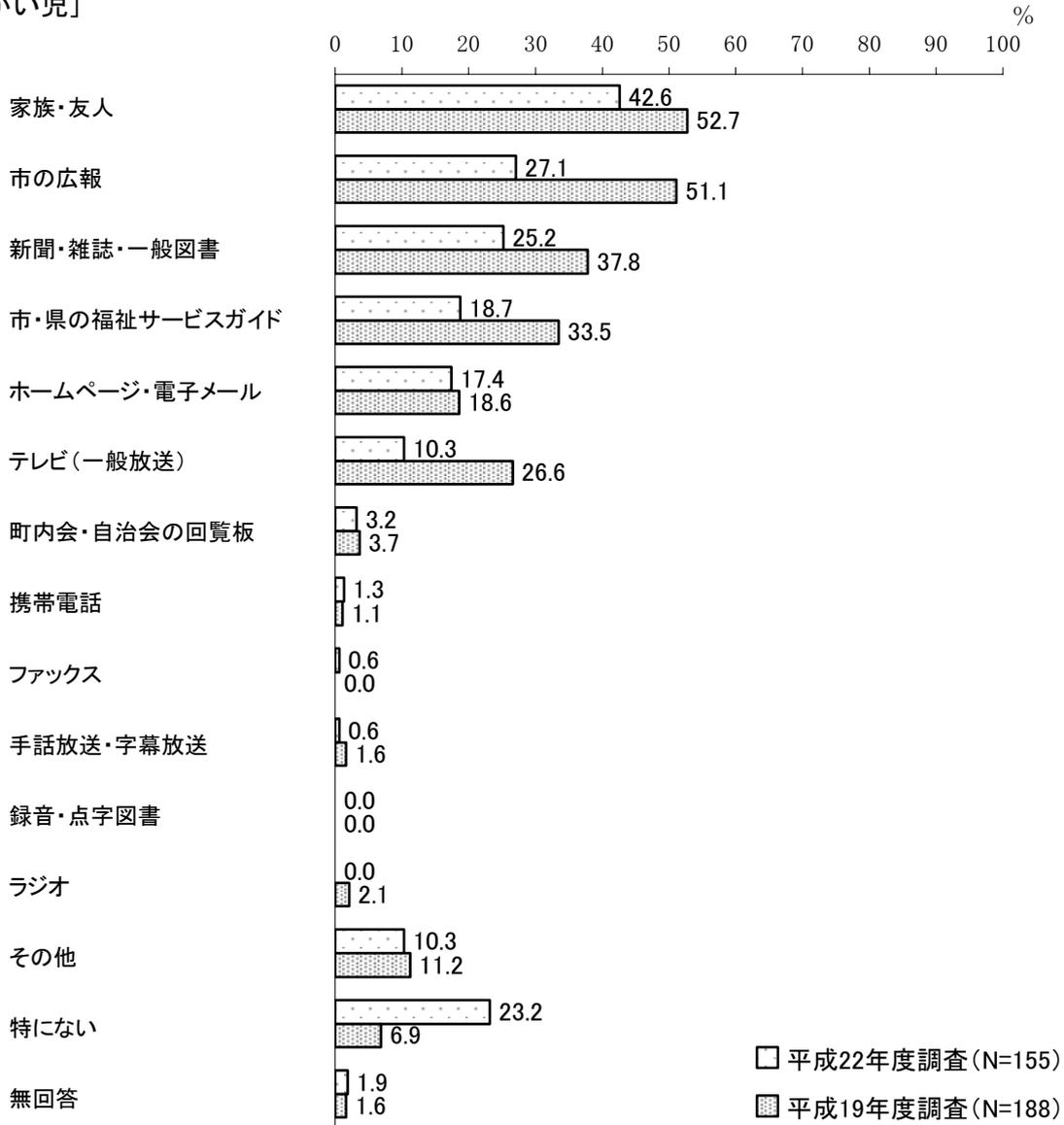
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



【障がいの部位別】

障がいの部位別でみると、他の障がいの部位に比べて、視覚障がいのある人では「録音・点字図書」、「携帯電話」、「ラジオ」の割合が高くなっています。また、聴覚・平衡機能障がいのある人では、他の障がいの部位に比べて、「手話放送・字幕放送」、「ファックス」、「携帯電話」の割合が高くなっています。

区分	有効回答数 (件)	新聞・雑誌・一般図書	録音・点字図書	ホームページ・電子メール	携帯電話	ファックス	テレビ（一般放送）	手話放送・字幕放送	ラジオ	市の広報	町内会・自治会の回覧板	市・県の福祉サービスガイド	家族・友人	その他	特になし	無回答
視覚障がい	47	23.4	14.9	17.0	10.6	—	29.8	—	17.0	40.4	—	14.9	31.9	8.5	10.6	—
聴覚・平衡機能障がい	43	46.5	—	25.6	9.3	7.0	18.6	25.6	—	46.5	11.6	18.6	14.0	2.3	14.0	2.3
音声・言語・そしゃく機能障がい	22	45.5	—	9.1	4.5	4.5	18.2	9.1	4.5	45.5	4.5	27.3	18.2	4.5	9.1	9.1
肢体不自由	311	44.7	0.6	11.3	1.6	0.6	31.2	0.3	8.0	54.0	9.6	25.1	20.3	8.4	10.0	2.3
内部障がい	167	44.9	0.6	19.2	2.4	1.2	28.1	—	4.8	45.5	7.2	22.8	18.6	4.2	13.2	1.8

問 障がい者生活支援センターについて知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

(身体障がい者：問10、知的障がい者：問9、精神障がい者：問9、障がい児：問7)

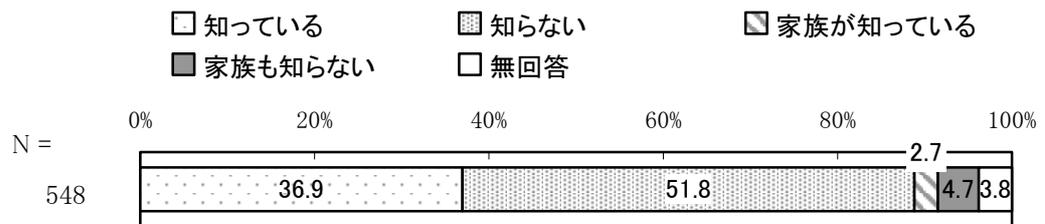
身体障がい者では、「知らない」の割合が51.8%と最も高く、次いで「知っている」の割合が36.9%、「家族も知らない」の割合が4.7%となっています。

知的障がい者では、「知っている」の割合が37.7%と最も高く、次いで「知らない」の割合が29.7%、「家族が知っている」の割合が23.6%となっています。

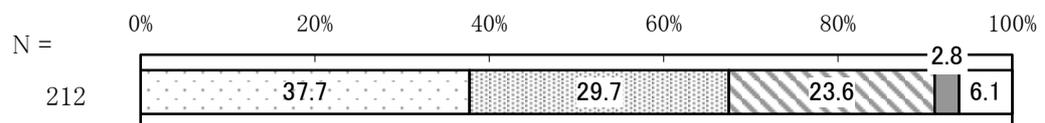
精神障がい者では、「知らない」の割合が46.0%と最も高く、次いで「知っている」の割合が36.7%、「家族が知っている」の割合が6.3%となっています。

障がい児では、「知っている」の割合が56.8%、「知らない」の割合が41.9%となっています。

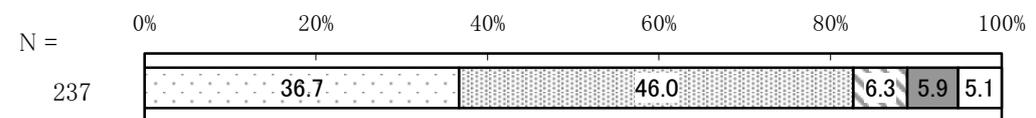
[身体障がい者]



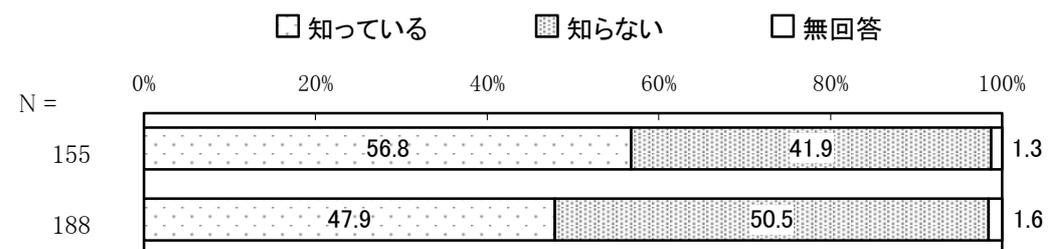
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



問 障がいのあるご本人又はご家族の方が障がい者生活支援センターで相談を受けたことがありますか。どちらかに○をつけてください。

(身体障がい者：問 11、知的障がい者：問 10、精神障がい者：問 10、障がい児：問 8)

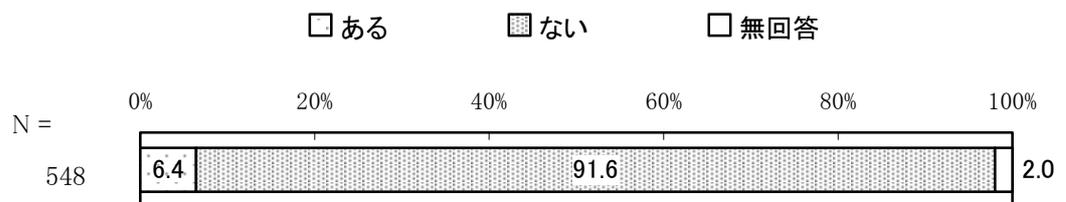
身体障がい者では、「ある」の割合が 6.4%、「ない」の割合が 91.6%となっています。

知的障がい者では、「ある」の割合が 24.5%、「ない」の割合が 70.8%となっています。

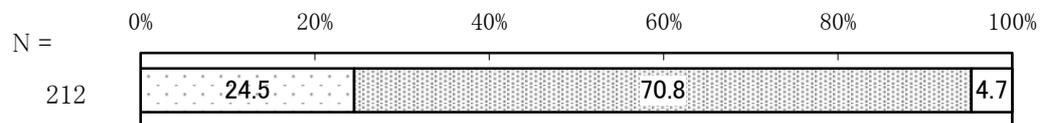
精神障がい者では、「ある」の割合が 21.9%、「ない」の割合が 75.5%となっています。

障がい児では、「ある」の割合が 18.1%、「ない」の割合が 81.3%となっています。

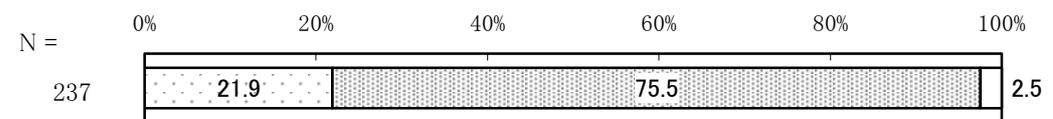
[身体障がい者]



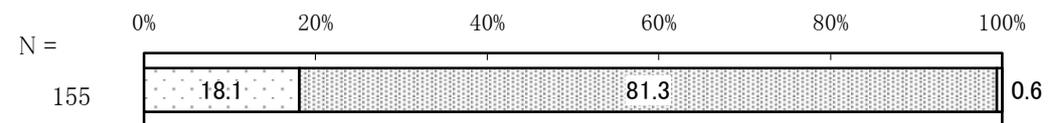
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



問 障がいのあるご本人又はご家族の方が相談したいと思うことは何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(身体障がい者：問12、知的障がい者：問11、精神障がい者：問11、障がい児：問9)

身体障がい者では、「福祉サービスの利用に関すること」の割合が36.7%、「福祉サービスの情報に関すること」の割合が33.9%、「日常生活に関すること」の割合が22.6%となっています。また、「特にない」の割合が32.1%となっています。

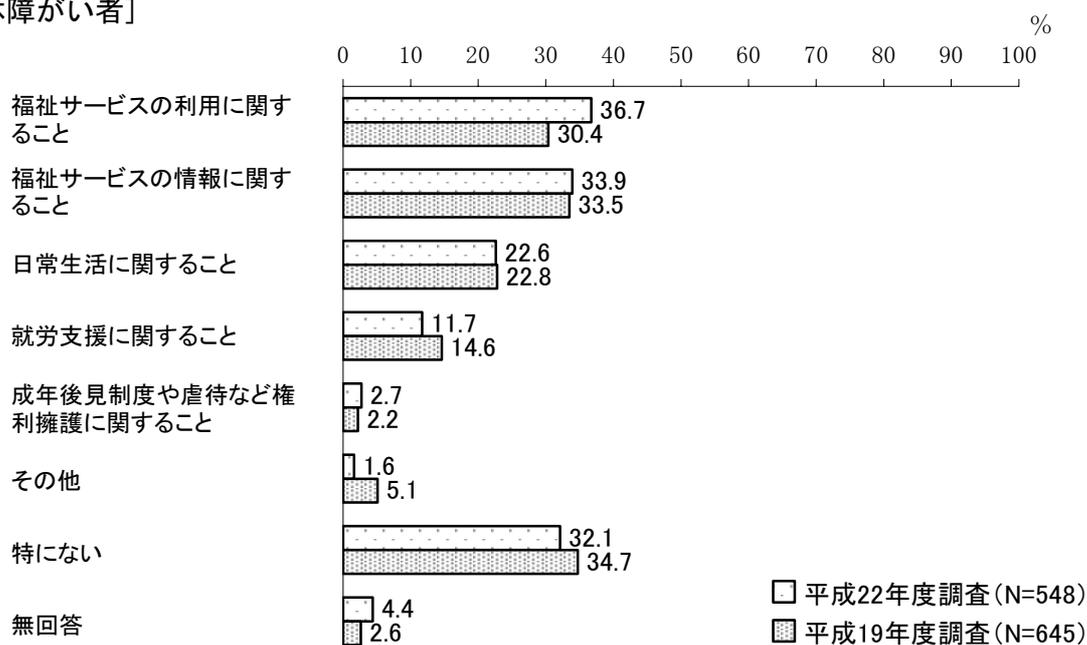
知的障がい者では、「福祉サービスの情報に関すること」の割合が32.1%と最も高く、次いで「福祉サービスの利用に関すること」の割合が31.6%、「毎日の暮らしに関すること」の割合が24.5%となっています。また、「特にない」の割合が26.4%となっています。

精神障がい者では、「日常生活に関すること」の割合が40.1%と最も高く、次いで「福祉サービスの情報に関すること」の割合が35.0%、「福祉サービスの利用に関すること」の割合が33.3%となっています。

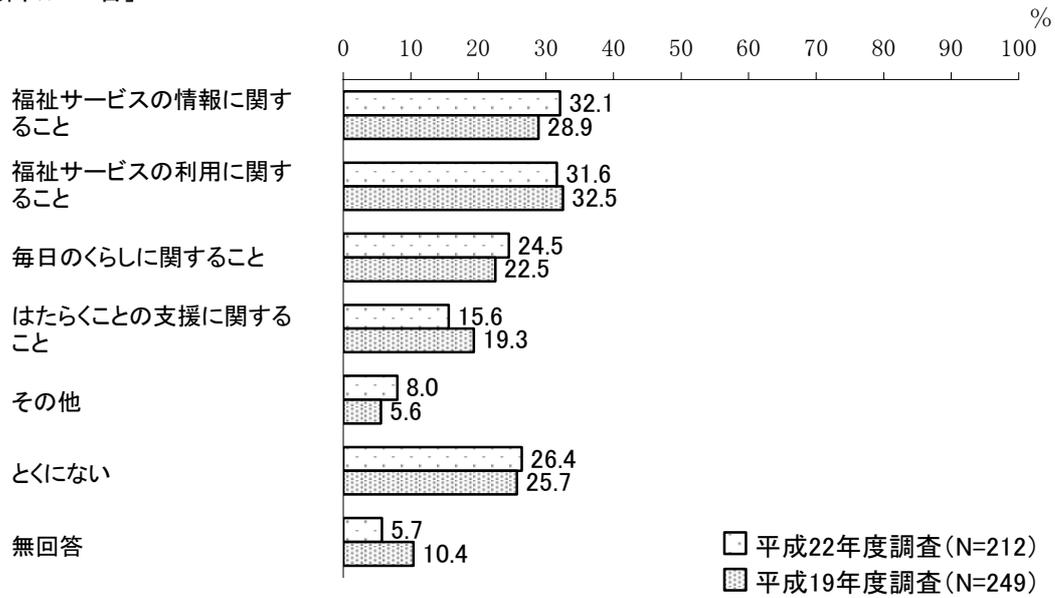
障がい児では、「就学に関すること」の割合が47.1%と最も高く、次いで「福祉サービスの情報に関すること」の割合が45.2%、「福祉サービスの利用に関すること」の割合が44.5%となっています。

平成19年度調査と比較すると、身体障がい者では、「福祉サービスの利用に関すること」の割合が6.3ポイント高くなっています。知的障がい者では、大きな差異はみられません。障がい児では、「成年後見制度や虐待など権利擁護に関すること」の割合が9.6ポイント、「福祉サービスの情報に関すること」の割合が5.9ポイント低くなっています。

[身体障がい者]

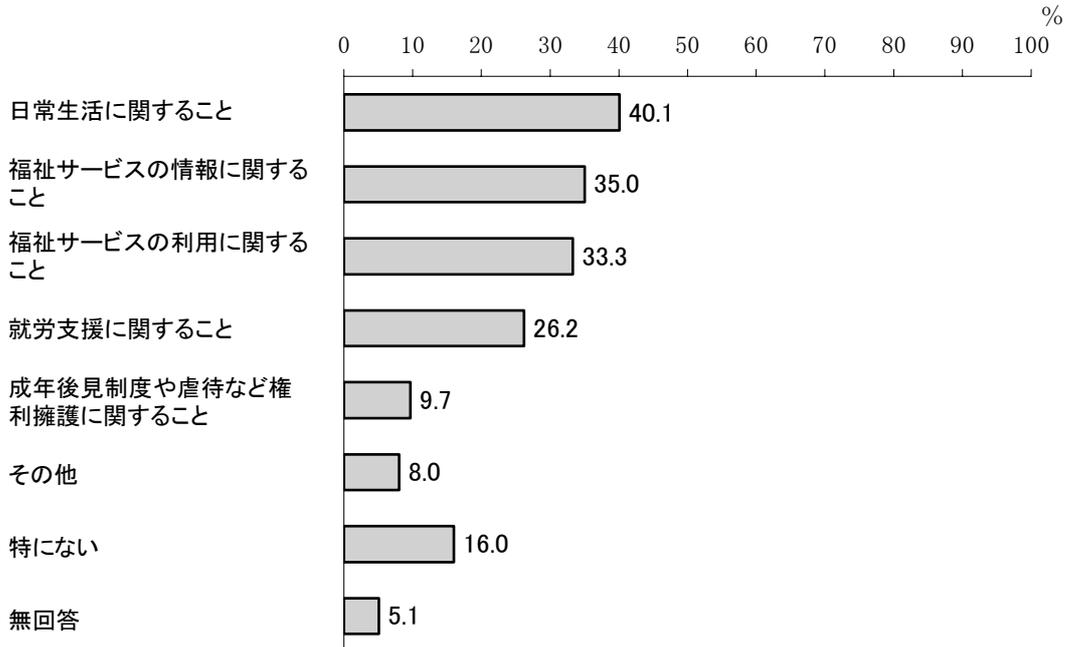


[知的障がい者]

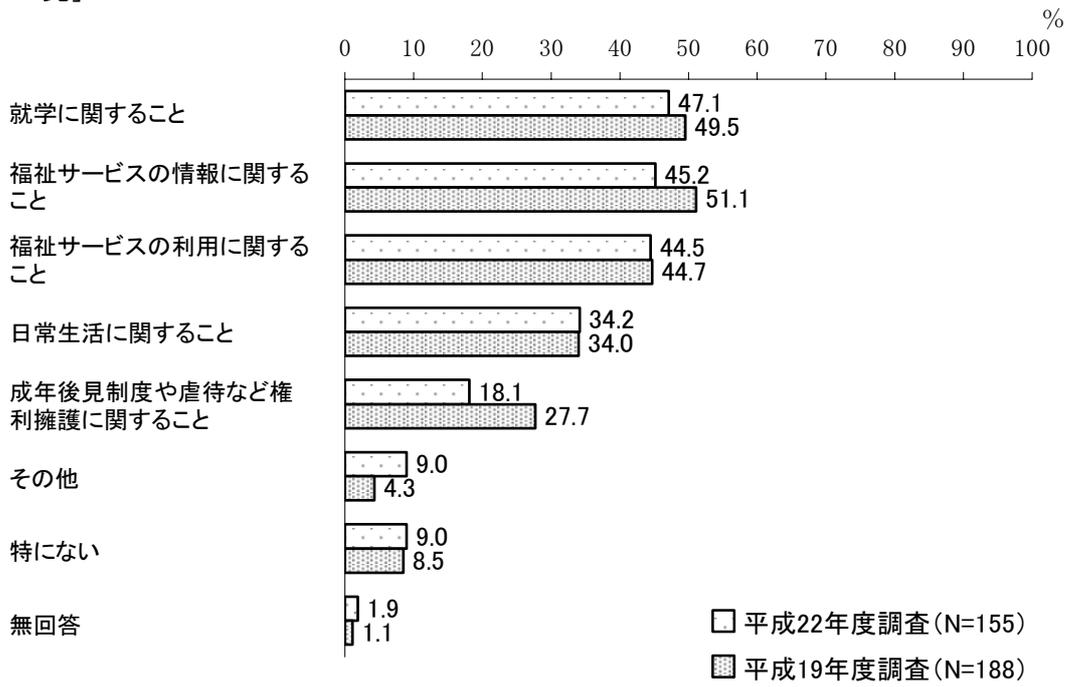


[精神障がい者]

N = 237



[障がい児]



問 相談支援について満足していますか。どちらかに○をつけてください。

(身体障がい者：問 13、知的障がい者：問 12、精神障がい者：問 12、障がい児：問 10)

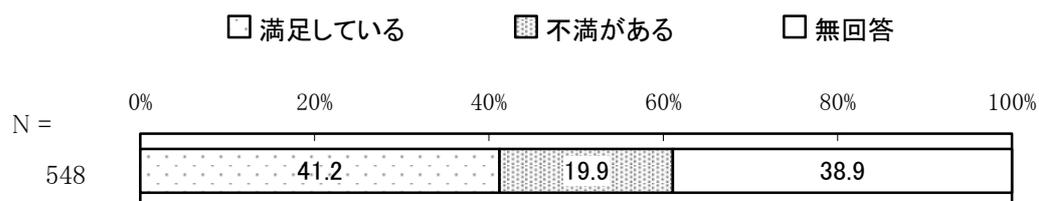
身体障がい者では、「満足している」の割合が 41.2%、「不満がある」の割合が 19.9%となっています。

知的障がい者では、「満足している」の割合が 45.8%、「不満がある」の割合が 23.1%となっています。

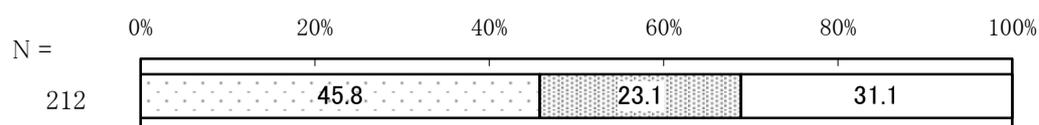
精神障がい者では、「満足している」の割合が 43.5%、「不満がある」の割合が 36.7%となっています。

障がい児では、「満足している」の割合が 32.3%、「不満がある」の割合が 37.4%となっています。

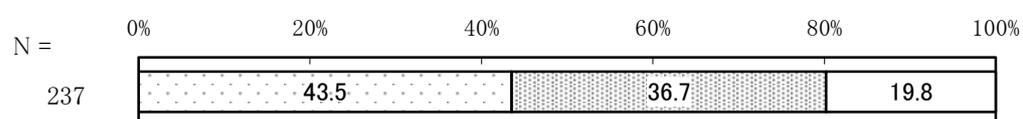
[身体障がい者]



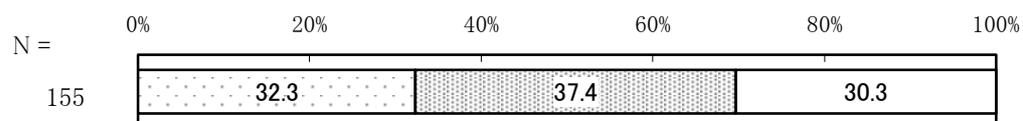
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



「不満がある」と答えた方にお聞きします。

問 どのような点に不満を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(身体障がい者：問 13-1、知的障がい者：問 12-1、精神障がい者：問 12-1、障がい児 10-1)

身体障がい者では、「困っていることが解消されない」の割合が 38.5%と最も高く、次いで「場所が遠く不便である」の割合が 25.7%、「予約が必要である」の割合が 11.0%となっています。また、「その他」の割合が 30.3%と高くなっています。

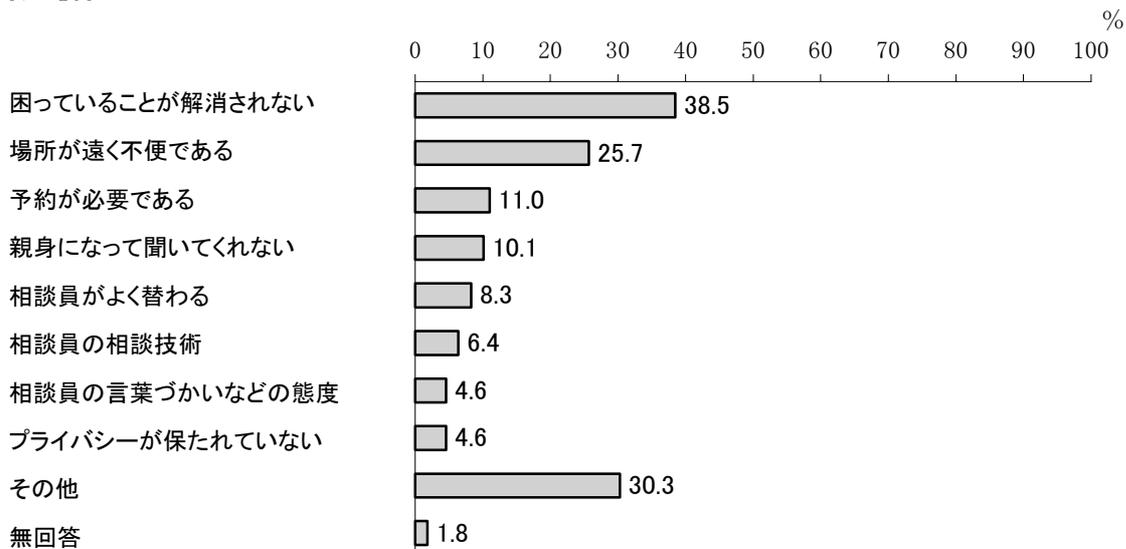
知的障がい者では、「困っていることが解消されない」の割合が 36.7%と最も高く、次いで「予約が必要である」の割合が 30.6%、「相談員がよく替わる」「場所が遠く不便である」の割合が 16.3%となっています。また、「その他」の割合が 22.4%と高くなっています。

精神障がい者では、「困っていることが解消されない」の割合が 50.6%と最も高く、次いで「場所が遠く不便である」の割合が 24.1%、「予約が必要である」の割合が 16.1%となっています。また、「その他」の割合が 32.2%と高くなっています。

障がい児では、「困っていることが解消されない」の割合が 53.4%と最も高く、次いで「場所が遠く不便である」の割合が 24.1%、「予約が必要である」の割合が 19.0%となっています。また、「その他」の割合が 24.1%と高くなっています。

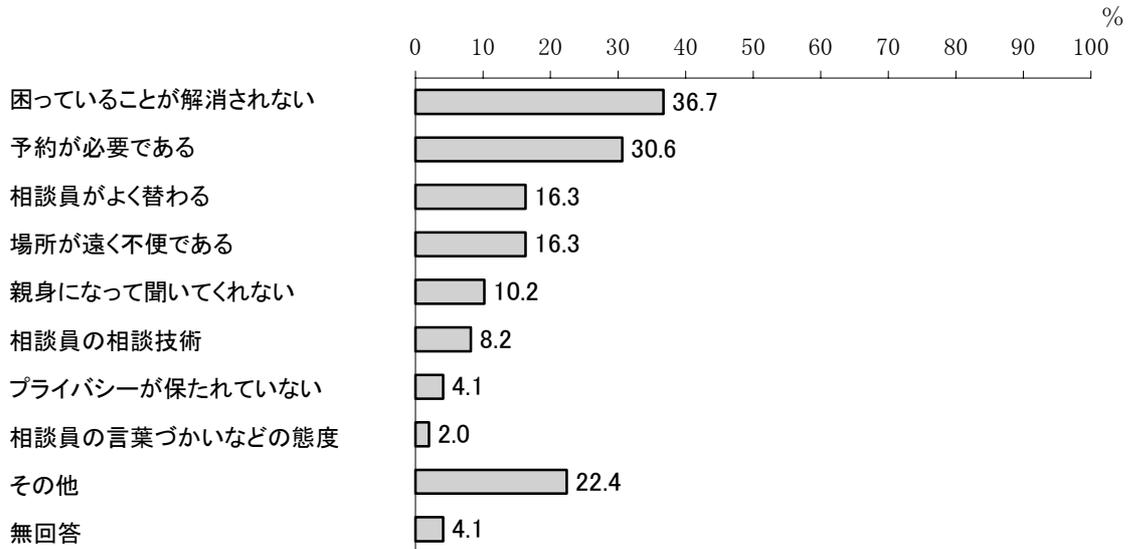
[身体障がい者]

N = 109



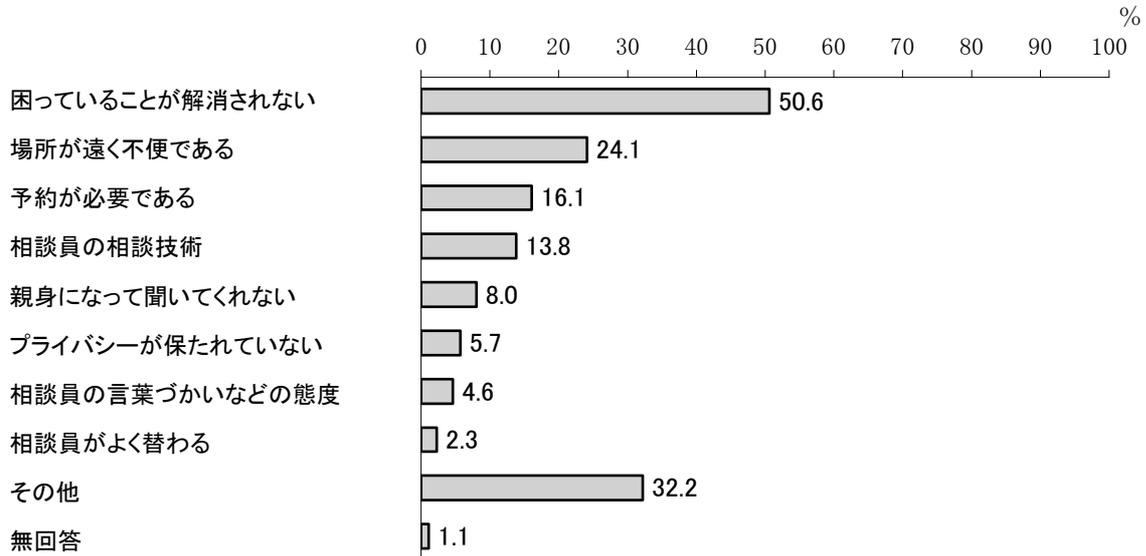
[知的障がい者]

N = 49



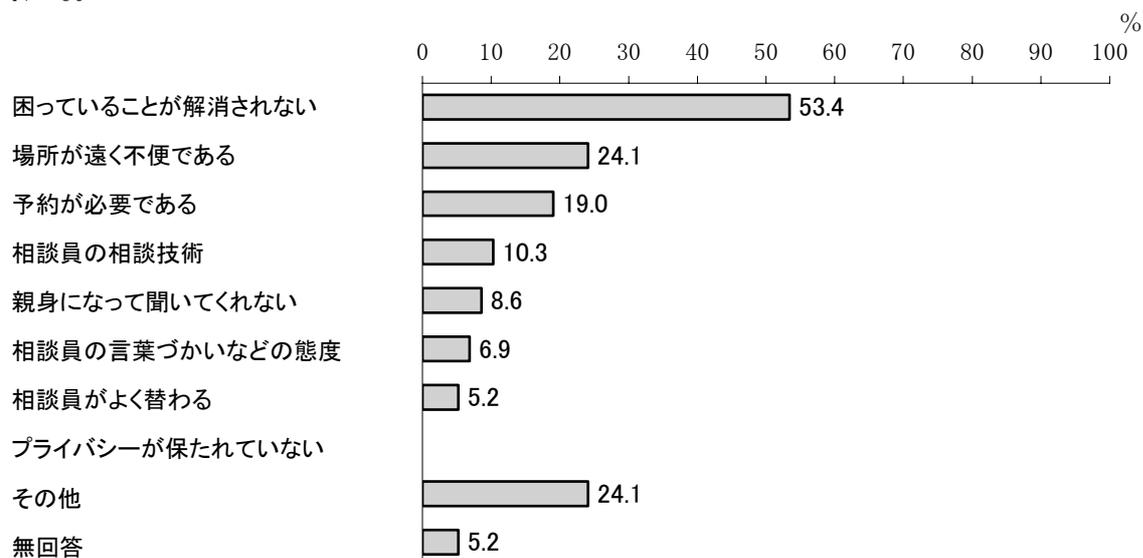
[精神障がい者]

N = 87



[障がい児]

N = 60



【障がいの程度別】

身体障がい者では、他の等級に比べて、4級の人で「親身になって聞いてくれない」、「相談員の言葉づかいなどの態度」の割合が高くなっています。

知的障がい者では、大きな差異はみられません。

精神障がい者では、等級が重くなるほど「相談員の相談技術」、「場所が遠く不便である」の割合が高くなっています。

障がい児では、軽度の人に比べて重度の人では「相談員の言葉づかいなどの態度」の割合が高く、重度の人に比べて軽度の人では「親身になって聞いてくれない」、「相談員がよく替わる」、「予約が必要である」の割合が高くなっています。

[身体障がい者]

区分	有効回答数(件)	相談員の相談技術	相談員の言葉づかいなどの態度	親身になって聞いてくれない	相談員がよく替わる	困っていることが解消されない	プライバシーが保たれていない	予約が必要である	場所が遠く不便である	その他	無回答
1級	25	4.0	—	4.0	8.0	44.0	8.0	8.0	24.0	20.0	4.0
2級	28	10.7	3.6	3.6	7.1	28.6	10.7	14.3	32.1	35.7	—
3級	27	3.7	3.7	3.7	11.1	44.4	—	11.1	33.3	25.9	—
4級	15	6.7	20.0	33.3	6.7	53.3	—	13.3	20.0	33.3	—
5級	7	14.3	—	28.6	—	14.3	—	—	—	57.1	—
6級	6	—	—	16.7	16.7	33.3	—	16.7	16.7	33.3	—

[知的障がい者]

区分	有効回答数(件)	相談員の相談技術	相談員の言葉づかいなどの態度	親身になって聞いてくれない	相談員がよく替わる	困っていることが解消されない	プライバシーが保たれていない	予約が必要である	場所が遠く不便である	その他	無回答
全体	49	8.2	2.0	10.2	16.3	36.7	4.1	30.6	16.3	22.4	4.1
A判定	17	11.8	—	5.9	17.6	52.9	5.9	23.5	5.9	29.4	—
B判定	17	11.8	5.9	23.5	5.9	29.4	5.9	41.2	17.6	17.6	—
C判定	14	—	—	—	28.6	28.6	—	21.4	28.6	21.4	14.3
わからない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

[精神障がい者]

区分	有効回答数(件)	相談員の相談技術	相談員の言葉づかいなどの態度	親身になって聞いてくれない	相談員がよく替わる	困っていることが解消されない	プライバシーが保たれていない	予約が必要である	場所が遠く不便である	その他	無回答
1級	2	50.0	—	—	—	50.0	—	—	50.0	50.0	—
2級	61	16.4	6.6	9.8	3.3	57.4	6.6	13.1	24.6	34.4	—
3級	22	4.5	—	4.5	—	36.4	4.5	22.7	18.2	27.3	4.5
わからない	2	—	—	—	—	—	—	50.0	50.0	—	—

[障がい児]

区分	有効回答数(件)	相談員の相談技術	相談員の言葉づかいなどの態度	親身になって聞いてくれない	相談員がよく替わる	困っていることが解消されない	プライバシーが保たれていない	予約が必要である	場所が遠く不便である	その他	無回答
重度	29	10.3	10.3	6.9	3.4	62.1	—	10.3	24.1	17.2	3.4
中度	8	12.5	—	—	—	50.0	—	12.5	25.0	62.5	12.5
軽度	18	11.1	5.6	16.7	11.1	38.9	—	33.3	27.8	22.2	5.6

3 福祉サービスについて

障がい福祉サービス等利用受給者証を所持している方にお聞きします。

問 次の福祉サービスのうち、障がいのあるご本人が現在利用しているサービスは何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(身体障がい者：問 14、知的障がい者：問 13、精神障がい者：問 13、障がい児：問 11)

身体障がい者では、「利用していない」の割合が 43.8%であり、利用しているサービスの中では、「居宅介護(ホームヘルプ)」の割合が 5.5%と最も高く、次いで「生活介護」の割合が 4.9%となっています。

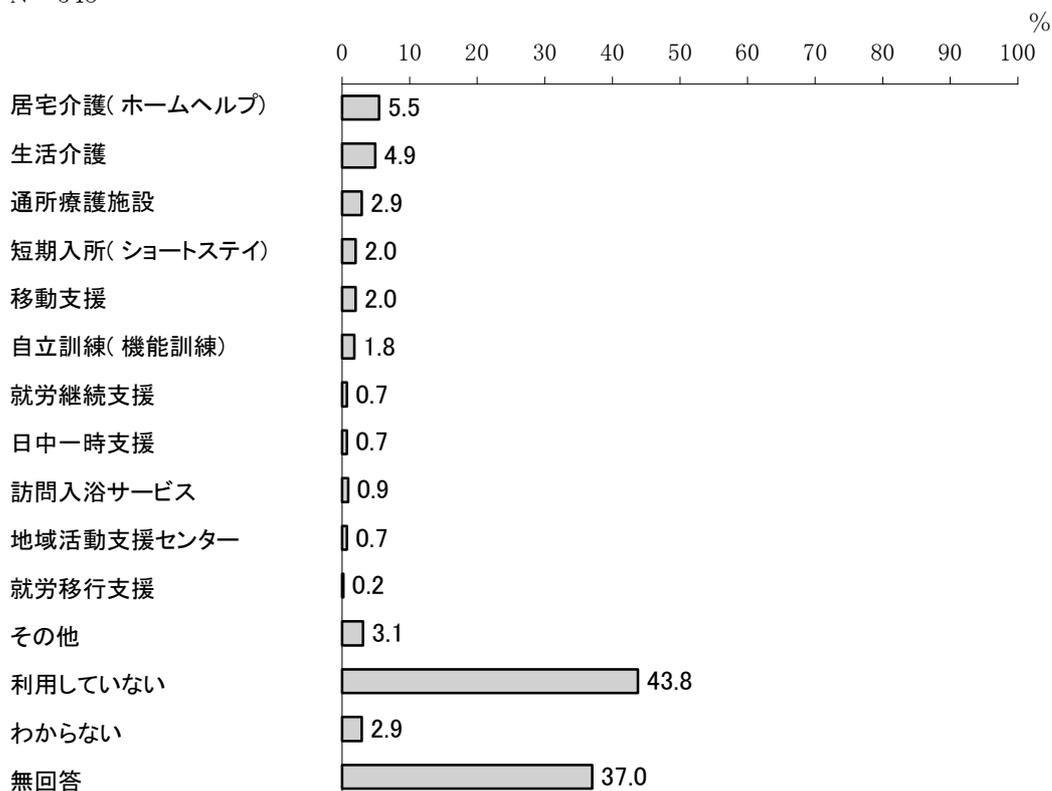
知的障がい者では、「生活介護」の割合が 15.1%、「地域活動支援センター」の割合が 9.0%、「短期入所(ショートステイ)」「移動支援」の割合が 8.0%となっています。また、「利用していない」の割合が 27.4%となっています。

精神障がい者では、「デイケア・ナイトケア」の割合が 10.1%、「小規模保護作業所」の割合が 3.8%、「就労継続支援」の割合が 3.0%となっています。また、「利用していない」の割合が 42.6%、「わからない」の割合が 5.9%となっています。

障がい児では、「児童デイサービス」の割合が 47.1%、「日中一時支援」の割合が 21.9%、「移動支援(ガイドヘルプ)」の割合が 9.7%となっています。また、「利用していない」の割合が 45.2%となっています。

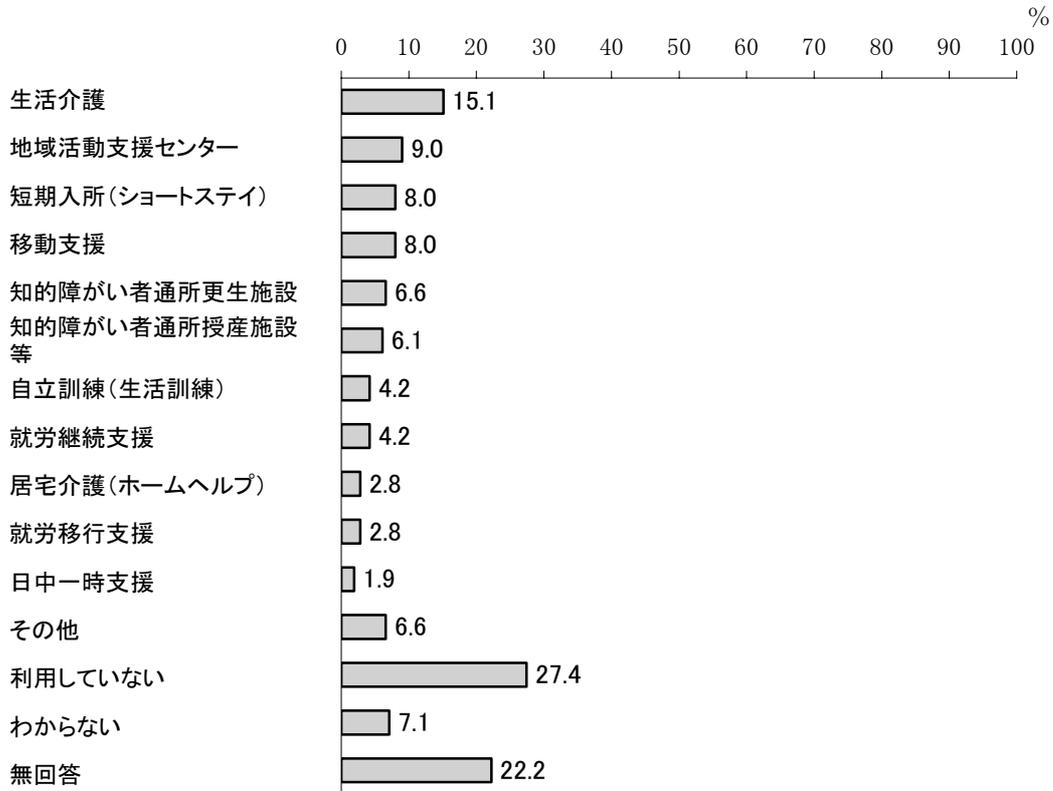
[身体障がい者]

N = 548

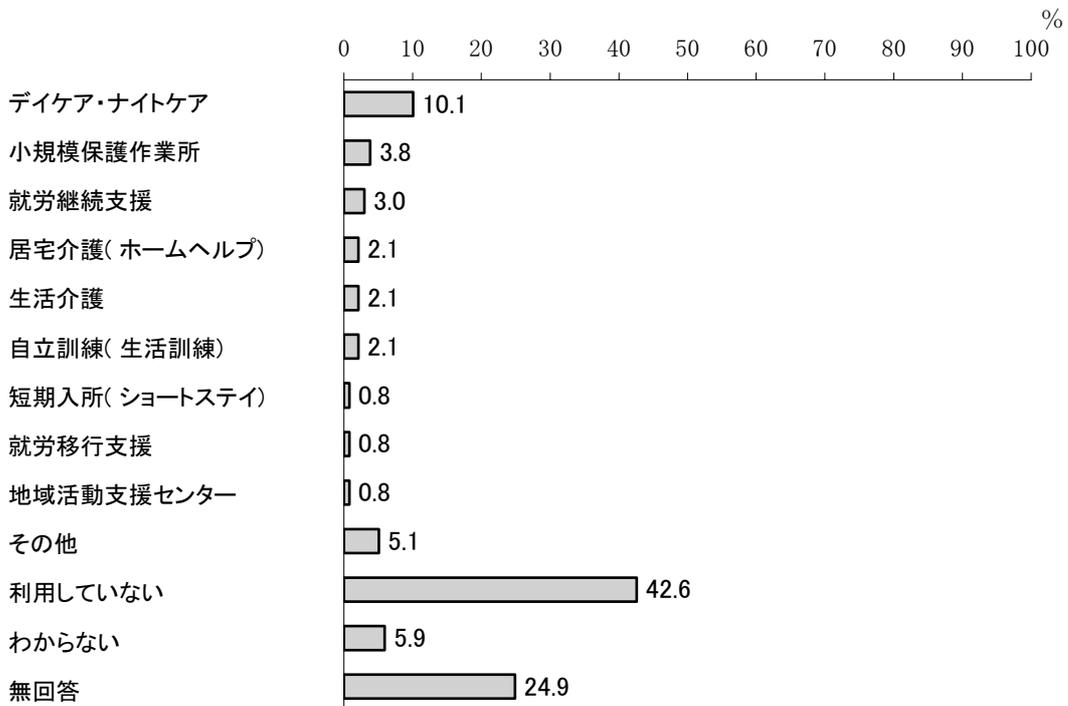


[知的障がい者]

N = 212

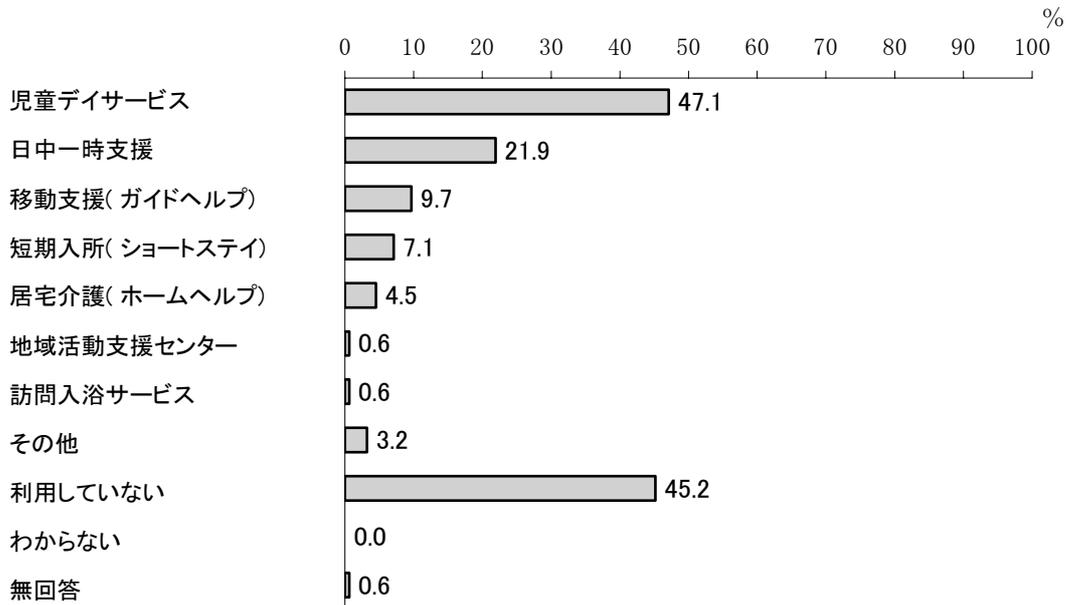


[精神障がい者]



[障がい児]

N = 155



【障がいの程度別】

身体障がい者では、他の等級に比べて、2級の人で「生活介護」、「通所療護施設」の割合が高くなっています。

知的障がい者では、他の判定に比べて、A判定で「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「知的障がい者通所更生施設」の割合が高くなっています。

精神障がい者では、他の等級に比べて、1級、2級で「デイケア・ナイトケア」の割合が高くなっています。

障がい児では、軽度では「児童デイサービス」が低く、中度、重度の人では約6割となっています。また、重度の人では「短期入所(ショートステイ)」、「移動支援(ガイドヘルプ)」の割合が高くなっています。「日中一時支援」については重度の人で約3割となっています。

[身体障がい者]

区分	有効回答数(件)	居宅介護(ホームヘルプ)	生活介護	短期入所(ショートステイ)	就労移行支援	自立訓練(機能訓練)	就労継続支援	移動支援	日中一時支援	地域活動支援センター	訪問入浴サービス	通所療護施設	その他	利用していない	わからない	無回答
1級	155	8.4	7.1	3.2	0.6	1.3	1.3	2.6	0.6	—	2.6	3.2	2.6	47.7	1.9	29.0
2級	109	9.2	10.1	4.6	—	4.6	0.9	4.6	2.8	0.9	0.9	6.4	6.4	38.5	3.7	27.5
3級	119	3.4	2.5	0.8	—	2.5	0.8	0.8	—	2.5	—	1.7	3.4	44.5	5.0	37.0
4級	105	2.9	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	1.9	1.0	44.8	1.0	49.5
5級	35	—	2.9	—	—	—	—	2.9	—	—	—	—	2.9	42.9	—	51.4
6級	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36.8	10.5	52.6

[知的障がい者]

区分	有効回答数(件)	居宅介護(ホームヘルプ)	生活介護	短期入所(ショートステイ)	就労移行支援	自立訓練(機能訓練)	就労継続支援	移動支援	日中一時支援	地域活動支援センター	知的障がい者更正施設	知的障がい者授産施設等	その他	利用していない	わからない	無回答
全体	212	2.8	15.1	8.0	2.8	4.2	4.2	8.0	1.9	9.0	6.6	6.1	6.6	27.4	7.1	22.2
A判定	86	4.7	31.4	16.3	1.2	4.7	4.7	11.6	4.7	12.8	14.0	8.1	10.5	14.0	1.2	18.6
B判定	66	3.0	4.5	3.0	3.0	7.6	6.1	7.6	—	7.6	3.0	9.1	1.5	34.8	7.6	24.2
C判定	51	—	2.0	2.0	5.9	—	2.0	2.0	—	5.9	—	—	5.9	41.2	11.8	27.5
わからない	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75.0	25.0

[精神障がい者]

区分	有効回答数(件)	居宅介護(ホームヘルプ)	生活介護	短期入所(ショートステイ)	就労移行支援	自立訓練(生活訓練)	就労継続支援	地域活動支援センター	デイケア・ナイトケア	小規模保護作業所	その他	利用していない	わからない	無回答
1級	6	—	—	16.7	—	—	—	—	16.7	—	16.7	50.0	—	16.7
2級	170	1.2	1.8	0.6	0.6	2.4	2.4	0.6	11.8	4.1	5.9	40.6	5.3	26.5
3級	53	5.7	3.8	—	1.9	—	3.8	1.9	5.7	3.8	1.9	47.2	7.5	20.8
わからない	6	—	—	—	—	16.7	16.7	—	—	—	—	33.3	16.7	33.3

[障がい児]

区分	有効回答数(件)	居宅介護(ホームヘルプ)	児童デイサービス	短期入所(ショートステイ)	移動支援(ガイドヘルプ)	日中一時支援	地域活動支援センター	訪問入浴サービス	その他	利用していない	わからない	無回答
重度	66	9.1	56.1	15.2	18.2	30.3	—	1.5	3.0	34.8	—	—
中度	36	—	58.3	—	5.6	19.4	—	—	2.8	36.1	—	2.8
軽度	49	2.0	26.5	—	—	8.2	2.0	—	4.1	67.3	—	—

「居宅介護(ホームヘルプ)」から「その他」までに○をつけられた方にお聞きします。

問 利用者又はご家族の方は、現在利用している福祉サービスについて満足していますか。どちらかに○をつけてください。

(身体障がい者：問 14-1、知的障がい者：問 13-1、精神障がい者：問 13-1、障がい児：問 11-1)

身体障がい者では、「満足している」の割合が 61.8%、「不満がある」の割合が 13.5% となっています。

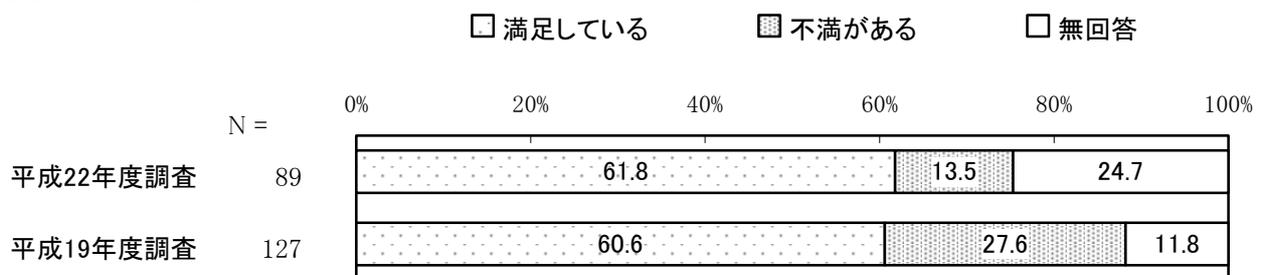
知的障がい者では、「満足している」の割合が 40.2%、「不満がある」の割合が 20.7% となっています。

精神障がい者では、「満足している」の割合が 46.0%、「不満がある」の割合が 25.4% となっています。

障がい児では、「満足している」の割合が 41.7%、「不満がある」の割合が 46.4% となっています。

平成 19 年度調査と比較すると、身体障がい者では、「不満がある」の割合が 14.1 ポイント低くなっています。知的障がい者では「満足している」の割合が 13.3 ポイント高くなっています。精神障がい者、障がい児では、大きな差異はみられません。

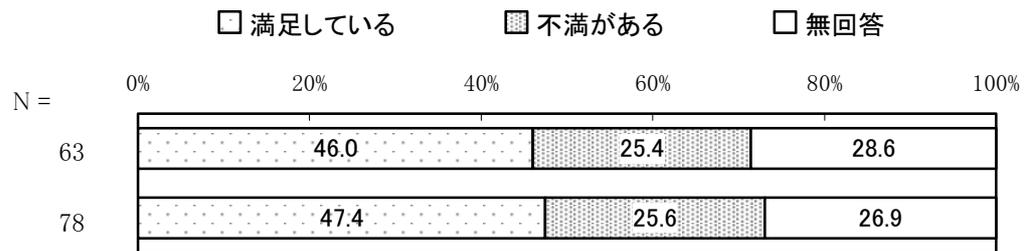
[身体障がい者]



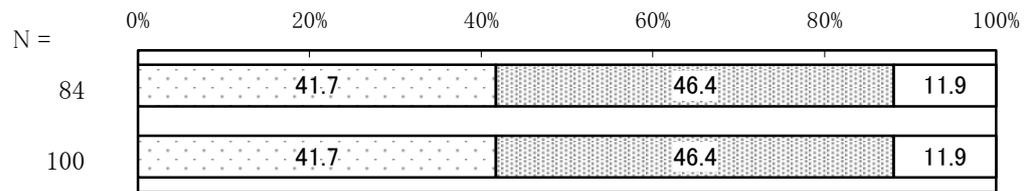
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



「不満がある」と答えた方にお聞きします。

どのような点に不満を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(身体障がい者：問 14-2、知的障がい者：問 13-2、精神障がい者：問 13-2、障がい児：問 11-2)

身体障がい者では、「利用したいサービスを提供している事業所や定員が少なく、十分に利用できない」の割合が 50.0%と最も高く、次いで「利用したいサービスが整備されていない」の割合が 41.7%、「担当者のサービス技術」の割合が 16.7%となっています。

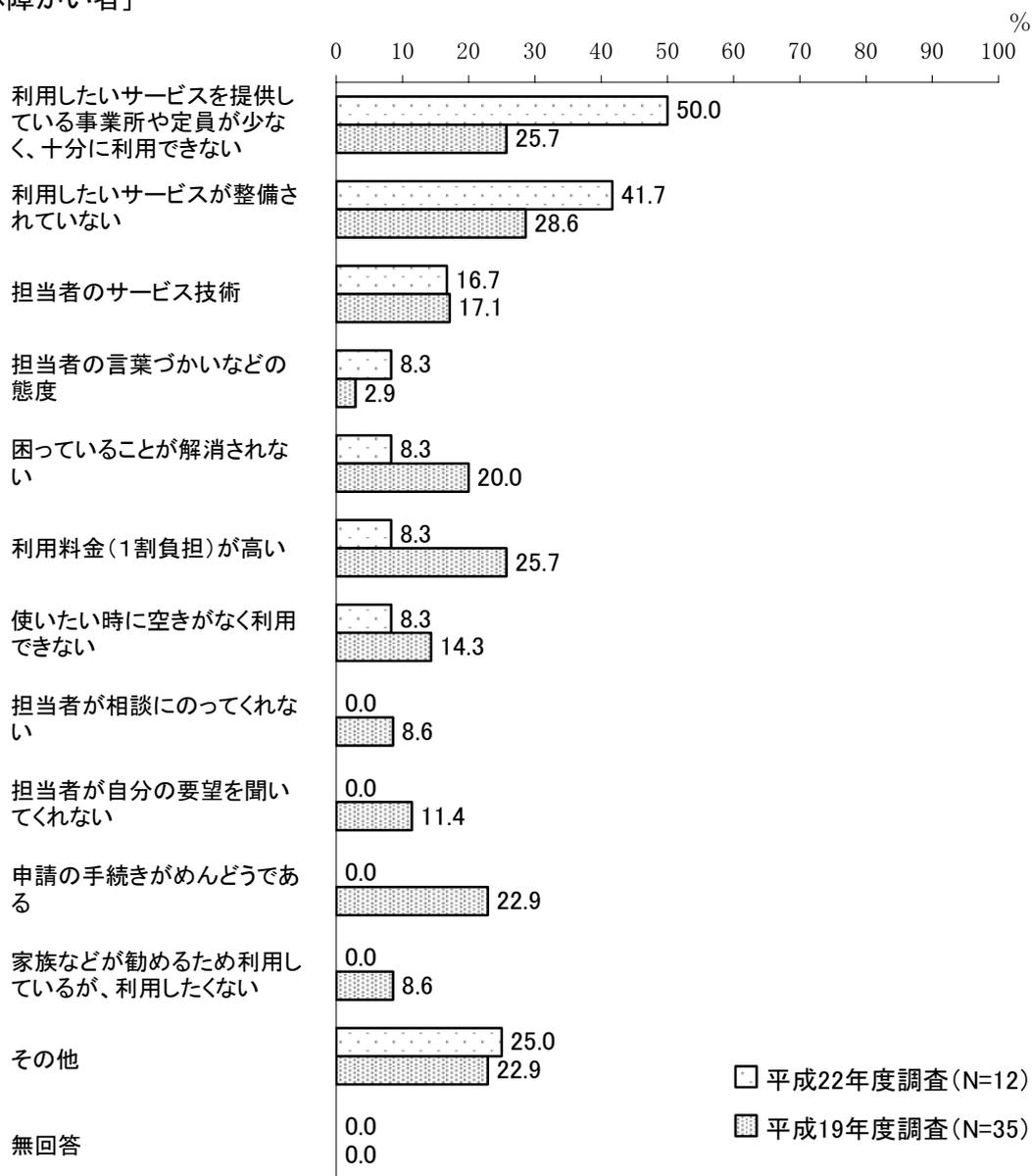
知的障がい者では、「利用したいサービスを提供している事業所や定員が少なく、十分に利用できない」の割合が 52.6%と最も高く、次いで「担当者のサービス技術」の割合が 31.6%、「使いたい時に空きがなく利用できない」の割合が 26.3%となっています。

精神障がい者では、「困っていることが解消されない」の割合が 25.0%と最も高く、次いで「担当者の言葉づかいなどの態度」「申請の手続きがめんどうである」の割合が 18.8%、「担当者のサービス技術」「担当者が自分の要望を聞いてくれない」「家族などが勧めるため利用しているが、利用したくない」の割合が 12.5%となっています。

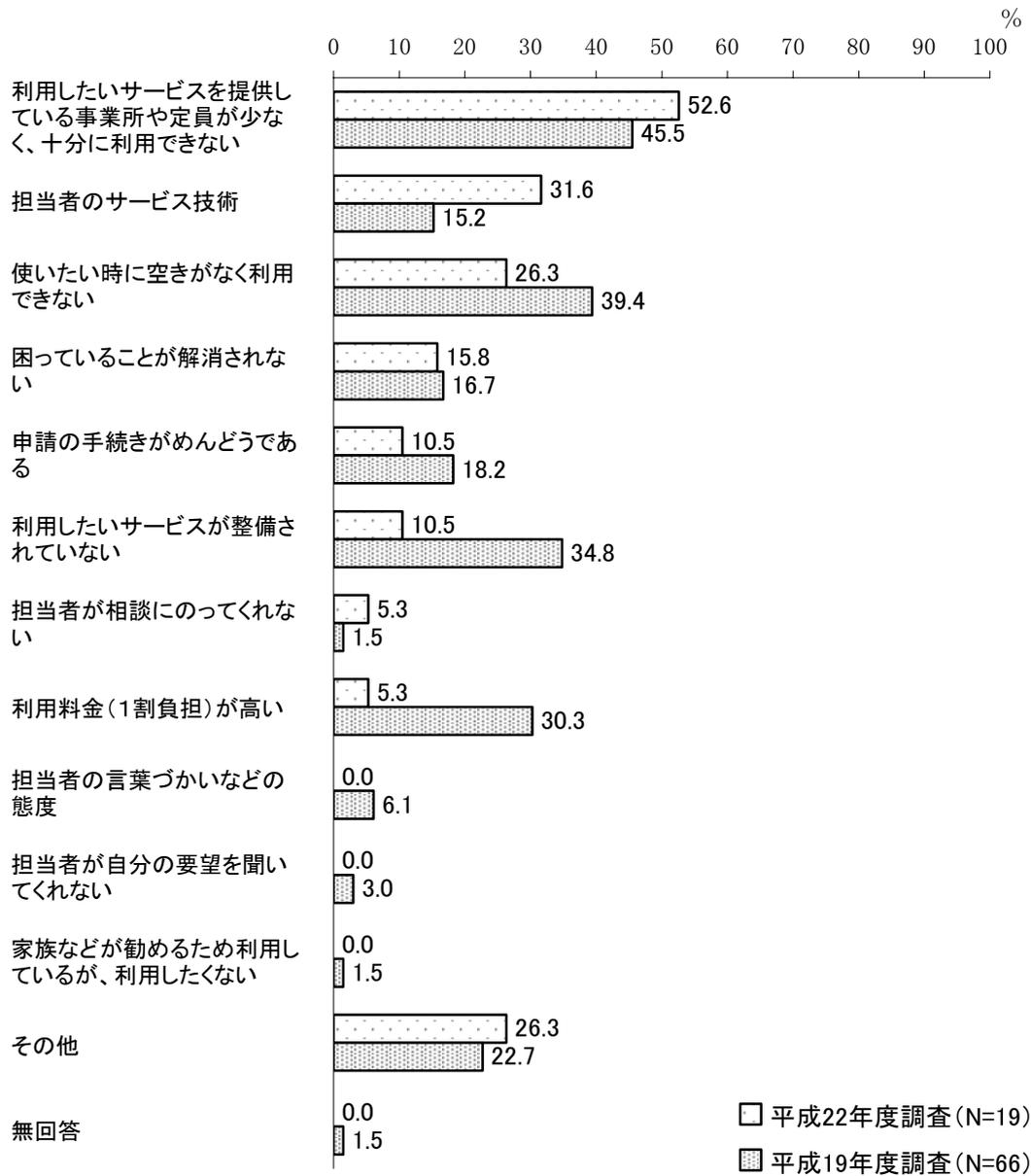
障がい児では、「利用したいサービスを提供している事業所や定員が少なく、十分に利用できない」の割合が 53.8%と最も高く、次いで「利用料金（1割負担）が高い」の割合が 43.6%、「使いたい時に空きがなく利用できない」の割合が 35.9%となっています。

平成 19 年度調査と比較すると、身体障がい者では、「利用したいサービスを提供している事業所や定員が少なく、十分に利用できない」の割合が 24.3 ポイント、「利用したいサービスが整備されていない」の割合が 13.1 ポイント高くなっています。また、「利用料金（1割負担）が高い」の割合が 17.4 ポイント、「困っていることが解消されない」の割合が 11.7 ポイント、「担当者が自分の要望を聞いてくれない」の割合が 11.4 ポイント低くなっています。知的障がい者では、「利用料金（1割負担）が高い」の割合が 25.0 ポイント、「利用したいサービスが整備されていない」の割合が 24.3 ポイント、「使いたい時に空きがなく利用できない」の割合が 13.1 ポイント低くなっています。また、「担当者のサービス技術」の割合が 16.4 ポイント高くなっています。精神障がい者では、「利用料金（1割負担）が高い」の割合が 40.0 ポイント、「利用したいサービスを提供している事業所や定員が少なく、十分に利用できない」の割合が 13.7 ポイント、「申請の手続きがめんどうである」の割合が 11.2 ポイント低くなっています。障がい児では、「困っていることが解消されない」の割合が 9.4 ポイント、「担当者が相談にのってくれない」の割合が 7.7 ポイント、「利用料金（1割負担）が高い」の割合が 7.4 ポイント高くなっています。また、「利用したいサービスが整備されていない」の割合が 6.3 ポイント低くなっています。

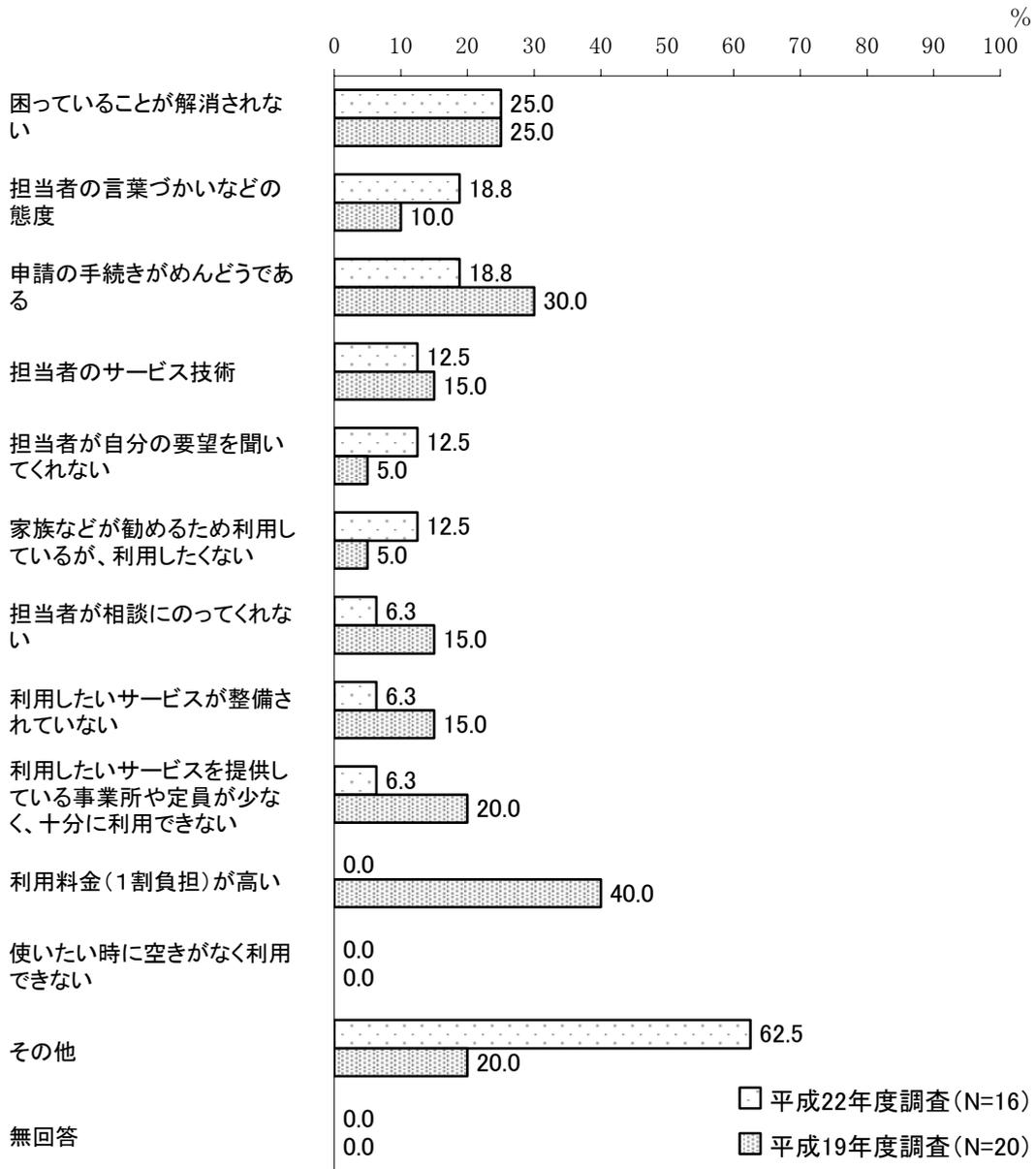
[身体障がい者]



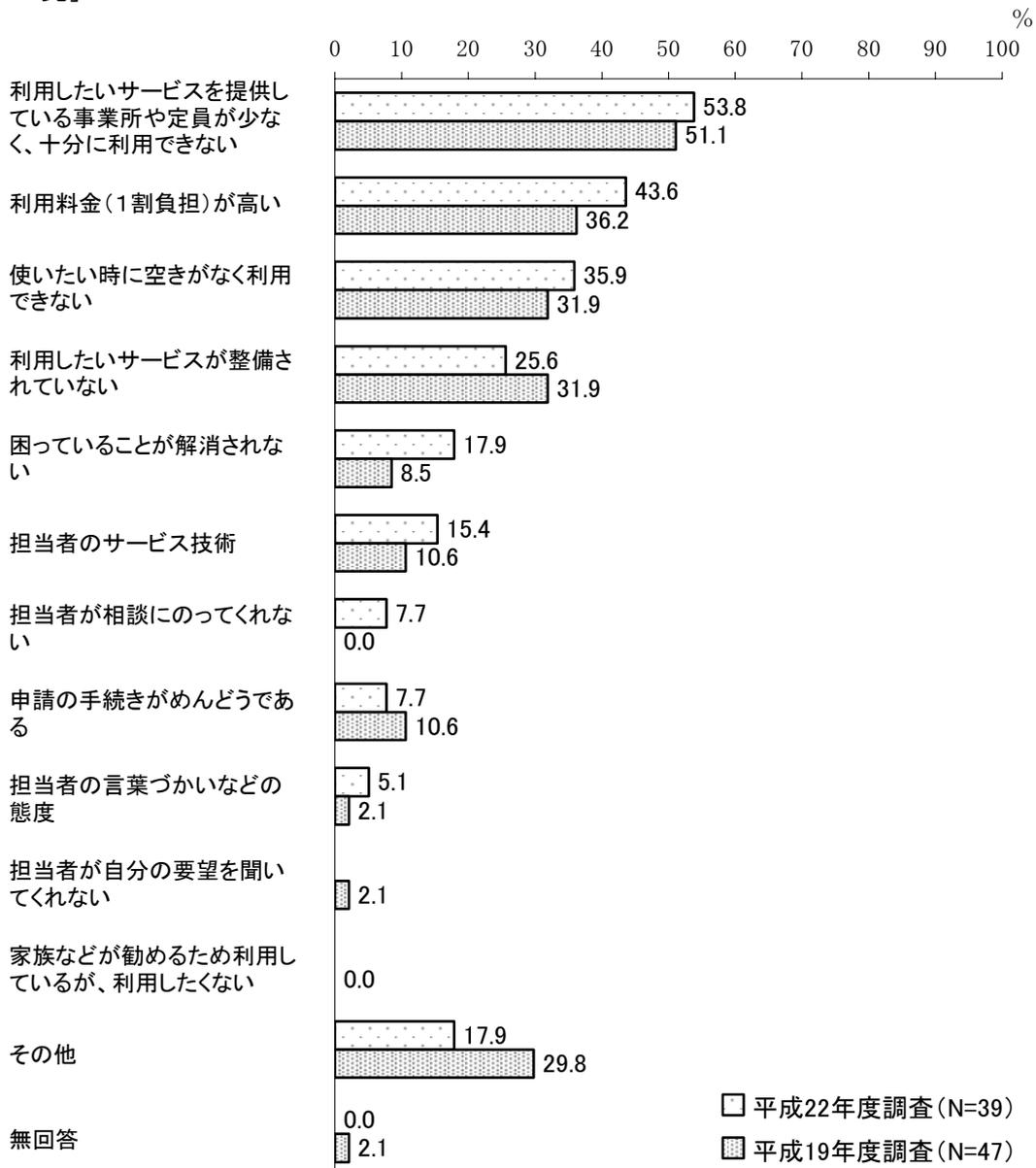
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



「利用していない」と答えた方にお聞きします。

問 現在、福祉サービスを利用していない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(身体障がい者：問 14-3、知的障がい者：問 13-3、精神障がい者：問 13-3、障がい児：問 11-3)

身体障がい者では、「家族などで十分な介護ができるから」の割合が 44.6%と最も高く、「その他」の割合が 27.5%となっています。また、「わからない」の割合が 15.4%となっています。

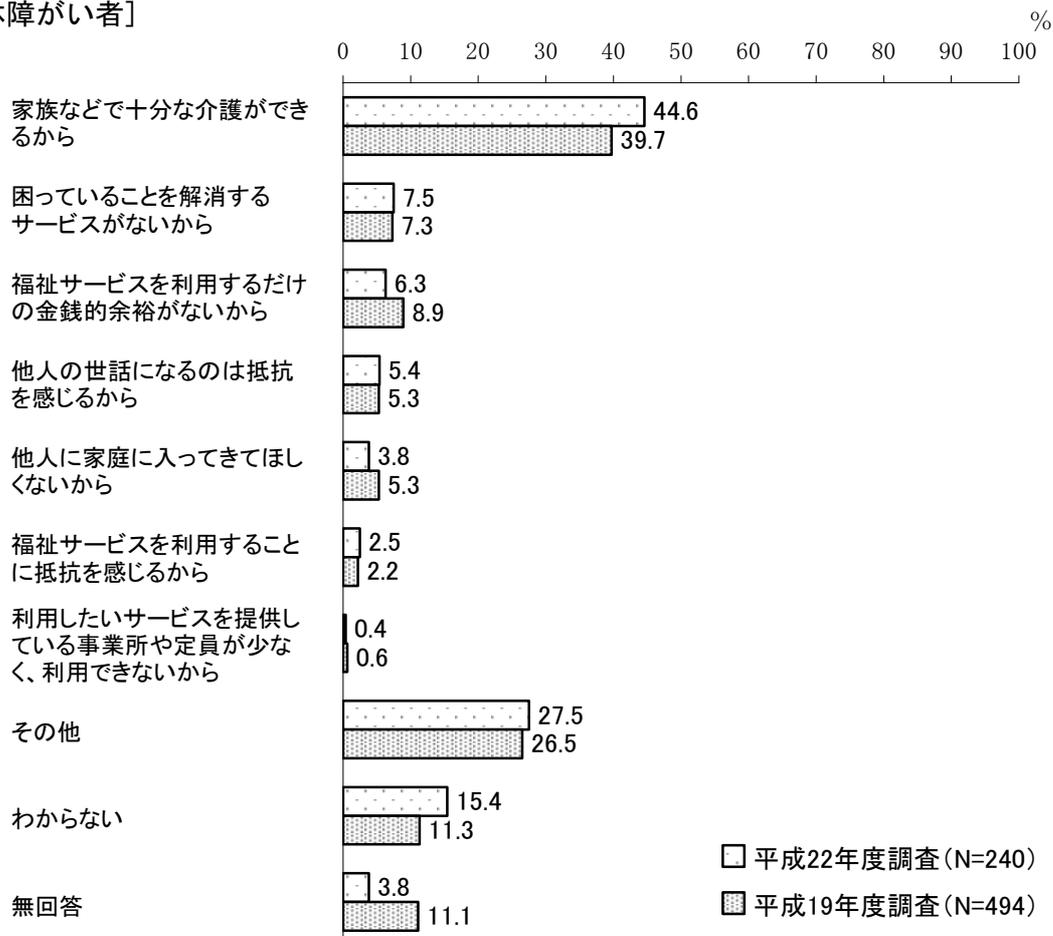
知的障がい者では、「家族などでじゅうぶんな介護ができるから」の割合が 46.6%と最も高く、「その他」の割合が 15.5%となっています。また、「わからない」の割合が 22.4%となっています。

精神障がい者では、「家族などで十分な介護ができるから」の割合が 22.8%と最も高く、「福祉サービスを利用するだけの金銭的余裕がないから」「困っていることを解消するサービスがないから」の割合が 17.8%、「その他」の割合が 25.7%となっています。また、「わからない」の割合が 22.8%となっています。

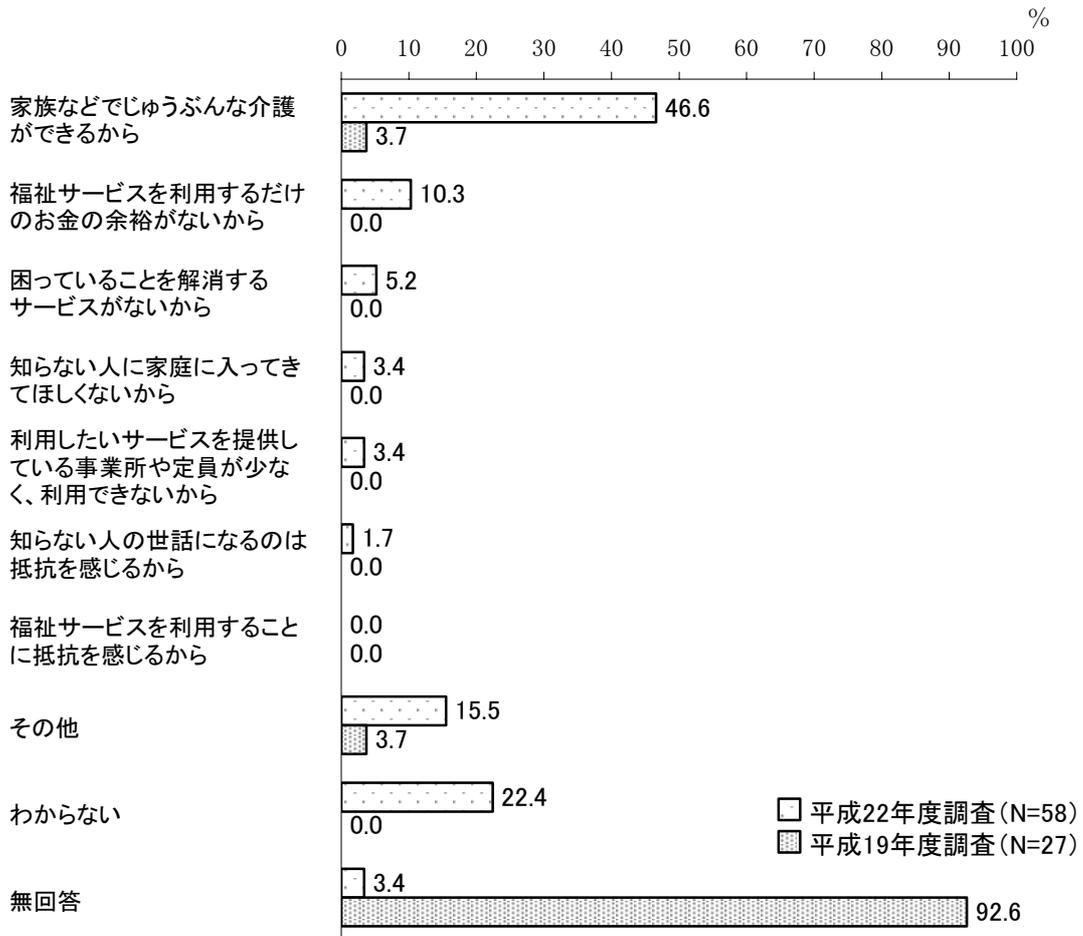
障がい児では、「家族などで十分な介護ができるから」の割合が 54.3%と最も高く、次いで「困っていることを解消するサービスがないから」の割合が 11.4%、「その他」の割合が 31.4%となっています。

平成 19 年度調査と比較すると、身体障がい者、精神障がい者、障がい児では、大きな差異はみられません。知的障がい者では、「家族などでじゅうぶんな介護ができるから」の割合が 42.9 ポイント、「福祉サービスを利用するだけのお金の余裕がないから」の割合が 10.3 ポイント高くなっています。

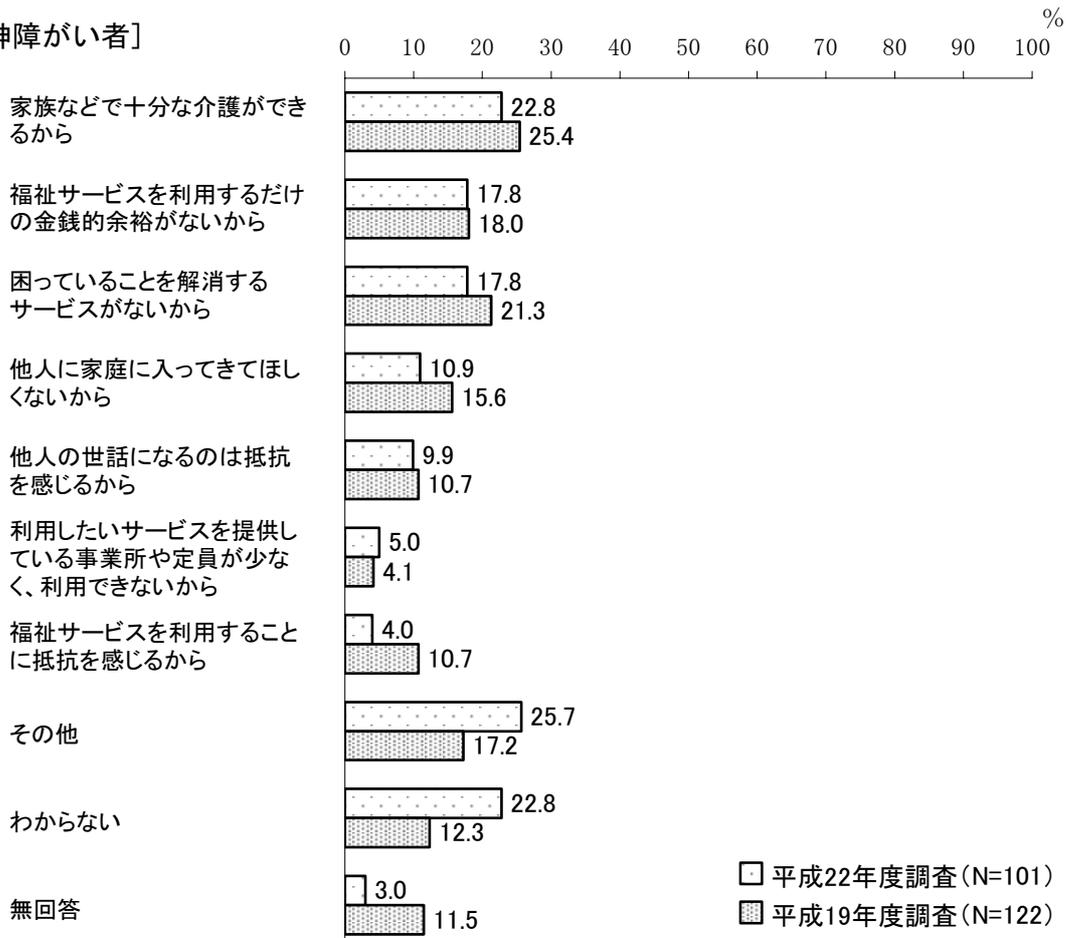
[身体障がい者]



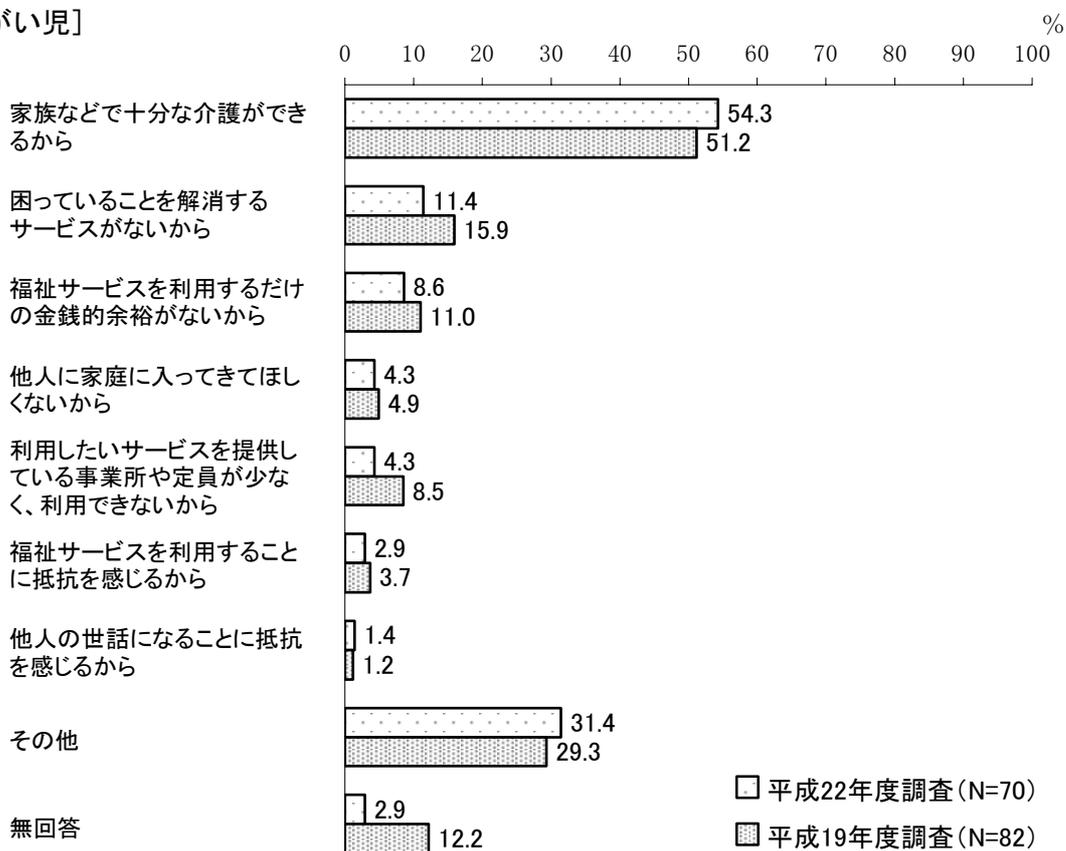
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



問 次の福祉サービスのうち、利用を続けたい、又は今後利用したいサービスは何ですか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

(身体障がい者：問 15、知的障がい者：問 14、精神障がい者：問 14、障がい児：問 12)

身体障がい者では、「居宅介護(ホームヘルプ)」の割合が 9.9%、「生活介護」の割合が 8.6%、「移動支援」の割合が 7.1%となっています。また、「わからない」の割合が 24.1%、「利用しない」の割合が 12.8%となっています。

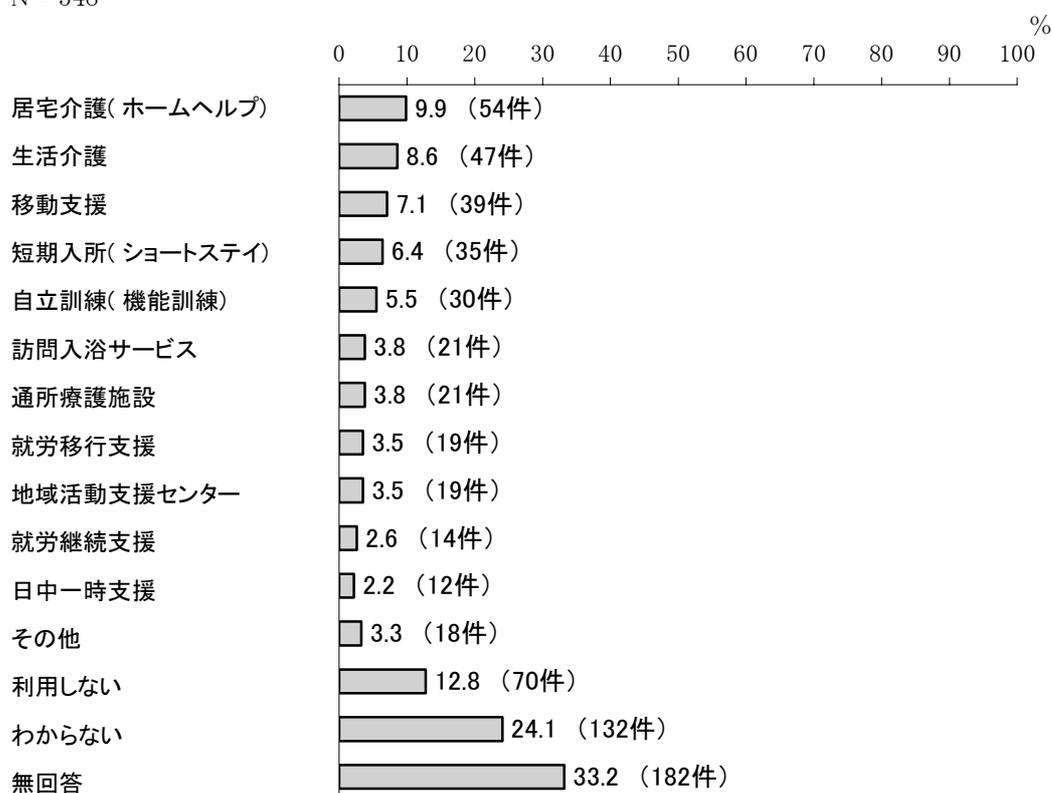
知的障がい者では、「短期入所(ショートステイ)」の割合が 17.5%、「知的障がい者更正施設」の割合が 16.5%、「生活介護」の割合が 13.7%となっています。また、「わからない」の割合が 15.6%となっています。

精神障がい者では、「デイケア・ナイトケア」の割合が 13.9%、「就労移行支援」の割合が 12.7%、「生活介護」の割合が 11.0%となっています。また、「わからない」の割合が 20.7%となっています。

障がい児では、「児童デイサービス」の割合が 45.8%と最も高く、次いで「日中一時支援」の割合が 34.8%、「移動支援」の割合が 27.1%となっています。

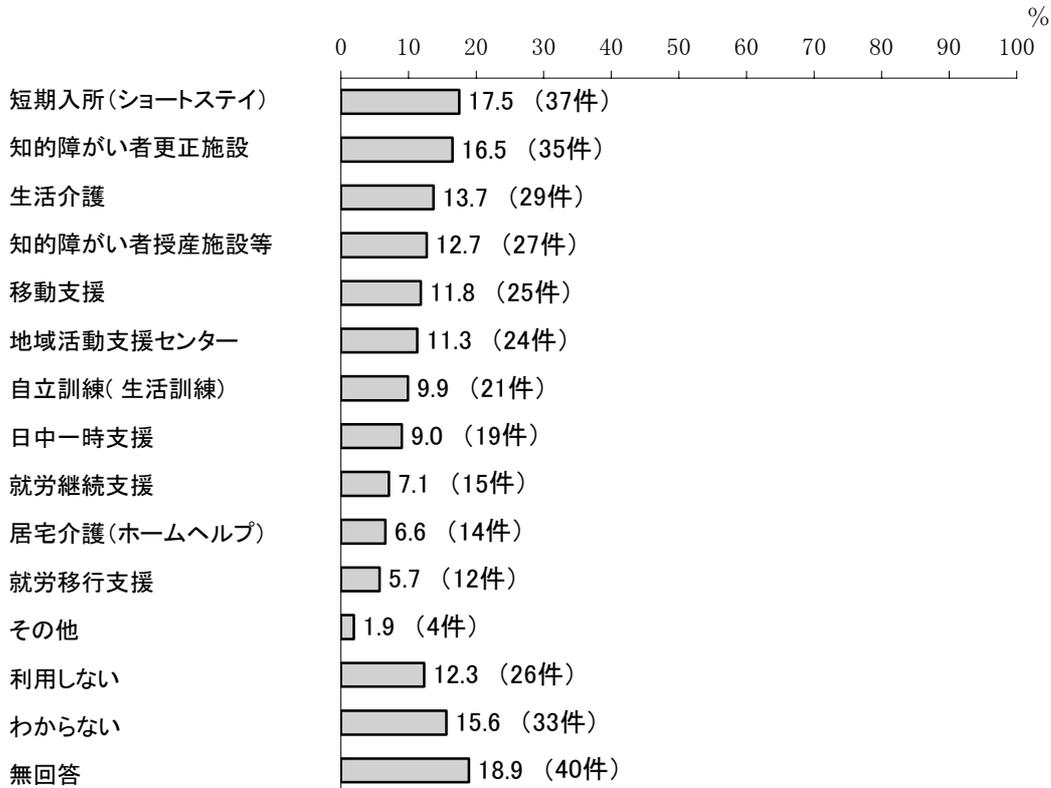
[身体障がい者]

N = 548



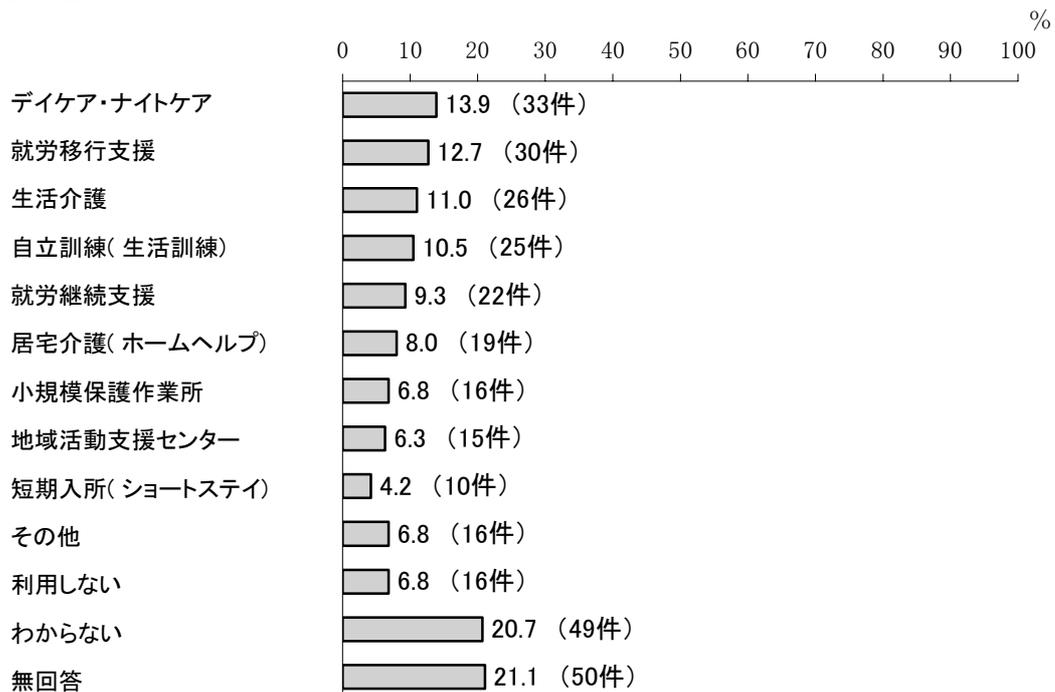
[知的障がい者]

N = 212



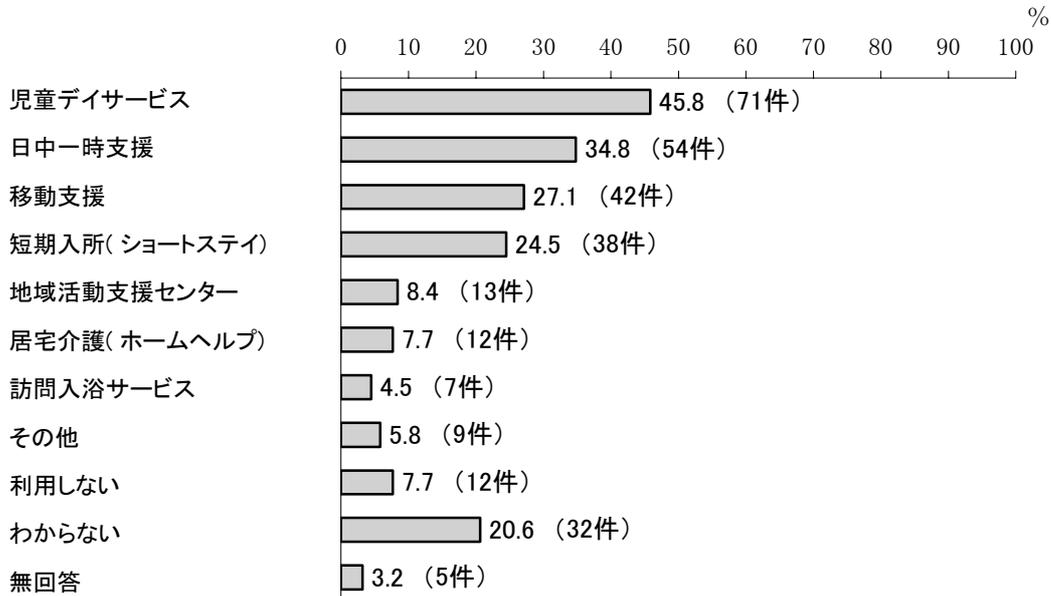
[精神障がい者]

N = 237



[障がい児]

N = 155



【障がいの程度別】

身体障がい者では、他の等級に比べて、2級の人で「居宅介護(ホームヘルプ)」、「移動支援」、「短期入所(ショートステイ)」の割合が高くなっています。また、5級の人で「就労継続支援」の割合が高くなっています。

知的障がい者では、A判定で「居宅介護(ホームヘルプ)」、「生活介護」、「短期入所(ショートステイ)」、「日中一時支援」、「知的障がい者更正施設」の割合が高くなっています。

精神障がい者では、3級で「就労移行支援」の割合が高くなっています。

障がい児では、障がい程度が重くなるほど「短期入所(ショートステイ)」、「日中一時支援」の割合が高くなる傾向がみられます。また、「居宅介護(ホームヘルプ)」については中度、軽度では3%に満たない割合ですが、重度の人では1割を超えています。

[身体障がい者]

区分	有効回答数(件)	居宅介護(ホームヘルプ)	生活介護	短期入所(ショートステイ)	就労移行支援	自立訓練(機能訓練)	就労継続支援	移動支援	日中一時支援	地域活動支援センター	訪問入浴サービス	通所療護施設	その他	利用しない	わからない	無回答
1級	155	12.3	10.3	7.1	3.9	7.7	2.6	9.0	1.9	—	5.8	3.2	3.9	16.1	20.6	29.7
2級	109	16.5	12.8	11.9	1.8	8.3	1.8	12.8	3.7	4.6	6.4	8.3	1.8	6.4	25.7	24.8
3級	119	6.7	10.1	6.7	5.9	5.9	3.4	7.6	1.7	5.9	3.4	3.4	5.0	16.0	20.2	31.1
4級	105	3.8	2.9	1.0	1.0	1.0	—	—	1.0	2.9	—	2.9	1.9	11.4	35.2	42.9
5級	35	11.4	5.7	5.7	8.6	2.9	8.6	2.9	5.7	11.4	2.9	—	5.7	11.4	20.0	34.3
6級	19	—	—	—	—	—	5.3	—	—	—	—	—	—	15.8	21.1	57.9

[知的障がい者]

区分	有効回答数(件)	居宅介護(ホームヘルプ)	生活介護	短期入所(ショートステイ)	就労移行支援	自立訓練(機能訓練)	就労継続支援	移動支援	日中一時支援	地域活動支援センター	知的障がい者更正施設	知的障がい者授産施設等	その他	利用しない	わからない	無回答
全体	212	6.6	13.7	17.5	5.7	9.9	7.1	11.8	9.0	11.3	16.5	12.7	1.9	12.3	15.6	18.9
A判定	86	14.0	30.2	33.7	—	8.1	4.7	18.6	17.4	16.3	27.9	16.3	2.3	4.7	2.3	19.8
B判定	66	3.0	1.5	10.6	10.6	13.6	10.6	9.1	6.1	10.6	13.6	16.7	1.5	15.2	16.7	18.2
C判定	51	—	2.0	2.0	9.8	9.8	5.9	3.9	—	5.9	2.0	3.9	—	19.6	37.3	19.6
わからない	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25.0	—	—	25.0	25.0	25.0

[精神障がい者]

区分	有効回答数(件)	居宅介護(ホームヘルプ)	生活介護	短期入所(ショートステイ)	就労移行支援	自立訓練(生活訓練)	就労継続支援	地域活動支援センター	デイケア・ナイトケア	小規模保護作業所	その他	利用しない	わからない	無回答
1級	6	16.7	16.7	16.7	—	16.7	—	—	—	—	16.7	16.7	16.7	16.7
2級	170	7.1	11.2	3.5	10.6	10.6	7.6	7.1	15.3	8.2	8.8	5.9	19.4	22.4
3級	53	9.4	7.5	3.8	22.6	9.4	15.1	5.7	11.3	3.8	—	7.5	26.4	17.0
わからない	6	16.7	16.7	16.7	—	16.7	16.7	—	16.7	—	—	16.7	—	33.3

[障がい児]

区分	有効回答数(件)	居宅介護(ホームヘルプ)	児童デイサービス	短期入所(ショートステイ)	移動支援	日中一時支援	地域活動支援センター	訪問入浴サービス	その他	利用しない	わからない	無回答
重度	66	13.6	51.5	37.9	34.8	47.0	9.1	9.1	7.6	3.0	16.7	—
中度	36	2.8	58.3	19.4	22.2	38.9	8.3	—	5.6	11.1	5.6	11.1
軽度	49	2.0	28.6	6.1	20.4	12.2	8.2	—	4.1	10.2	38.8	2.0

問 障がい福祉サービスの利用にあたって、障がいのあるご本人の希望は取り入れられていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

(身体障がい者：問 16、知的障がい者：問 15、精神障がい者：問 15、障がい児：問 13)

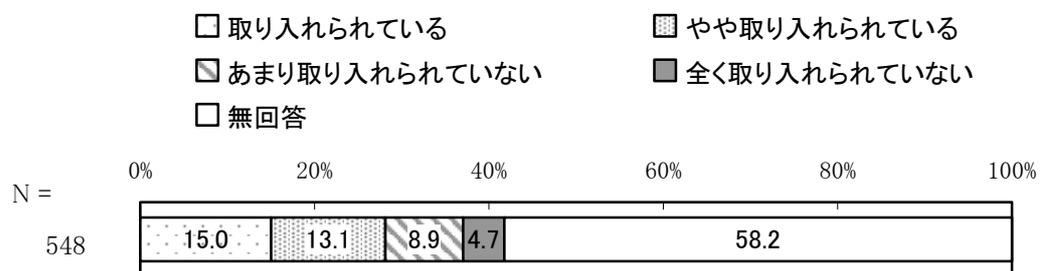
身体障がい者では、「取り入れられている」と「やや取り入れられている」をあわせた“取り入れられていると感じている人”の割合が28.1%、「あまり取り入れられていない」と「全く取り入れられていない」をあわせた“取り入れられていないと感じている人”の割合が13.6%となっています。

知的障がい者では、“取り入れられていると感じている人”の割合が46.7%、“取り入れられていないと感じている人”の割合が18.9%となっています。

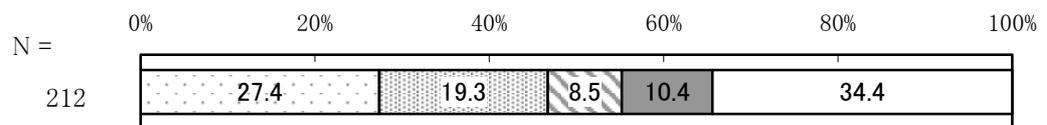
精神障がい者では、“取り入れられていると感じている人”の割合が45.1%、“取り入れられていないと感じている人”の割合が18.6%となっています。

障がい児では、“取り入れられていると感じている人”の割合が46.5%、“取り入れられていないと感じている人”の割合が12.9%となっています。

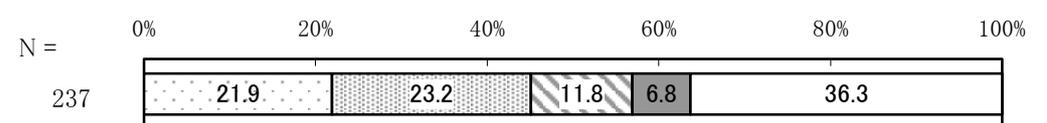
[身体障がい者]



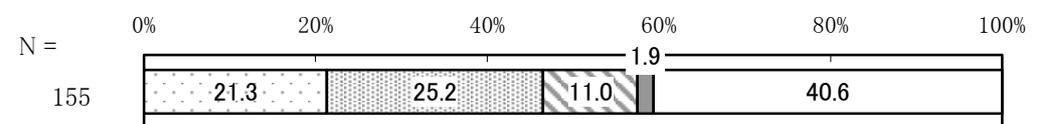
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



4 本人の自己選択について

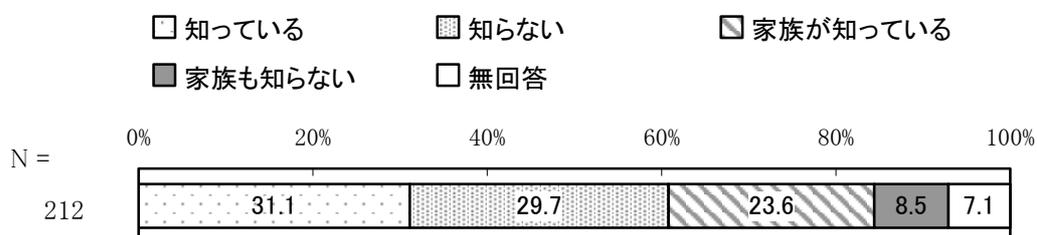
問 障がいのあるご本人又はご家族は、成年後見制度について、知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

(知的障がい者：問 16、精神障がい者：問 16)

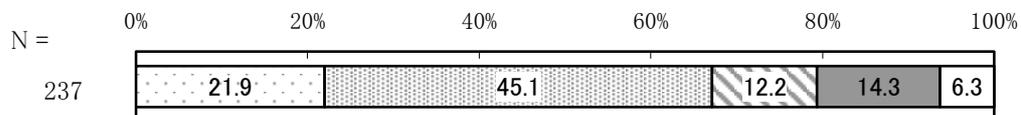
知的障がい者では、「知っている」の割合が31.1%と最も高く、次いで「知らない」の割合が29.7%、「家族が知っている」の割合が23.6%となっています。

精神障がい者では、「知らない」の割合が45.1%と最も高く、次いで「知っている」の割合が21.9%、「家族も知らない」の割合が14.3%となっています。

[知的障がい者]



[精神障がい者]



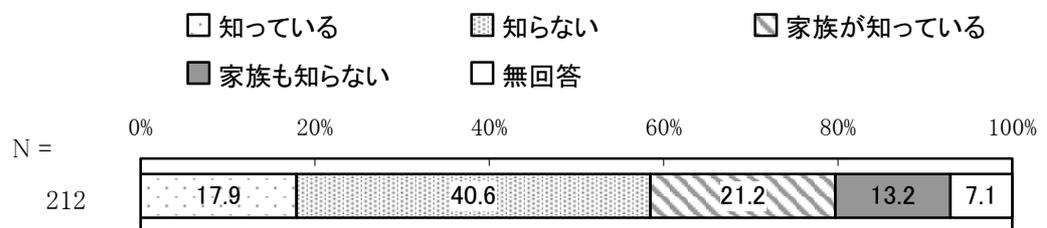
問 障がいのあるご本人又はご家族は、日常生活自立支援事業（契約の判断、お金の出し入れ、書類の整理等に不安のある方が安心して暮らせるよう援助する制度）について、知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

（知的障がい者：問 17、精神障がい者：問 17）

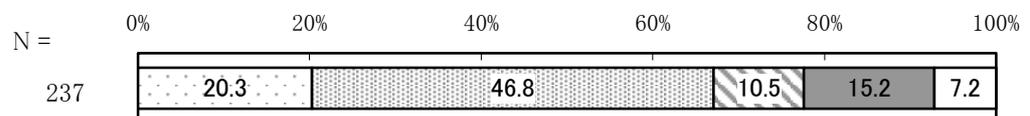
知的障がい者では、「知らない」の割合が40.6%と最も高く、次いで「家族が知っている」の割合が21.2%、「知っている」の割合が17.9%となっています。

精神障がい者では、「知らない」の割合が46.8%と最も高く、次いで「知っている」の割合が20.3%、「家族も知らない」の割合が15.2%となっています。

[知的障がい者]



[精神障がい者]



5 就労について

問 現在の就労の状況などについて、あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

(身体障がい者：問 17、知的障がい者：問 18、精神障がい者：問 18)

身体障がい者では、「会社で仕事をしている」の割合が22.6%と最も高く、次いで「自宅の家事をしている（主婦、家事の手伝い）」の割合が20.8%、「働きたいが仕事が見つからない」の割合が8.8%となっています。

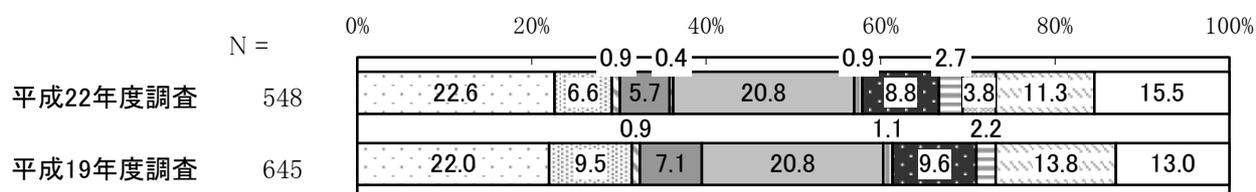
知的障がい者では、「会社で仕事をしている」の割合が25.9%と最も高く、次いで「授産施設・作業所などに通っている」の割合が18.9%、「施設に入所している」の割合が17.5%となっています。

精神障がい者では、「自宅の家事をしている（主婦、家事の手伝い）」の割合が24.5%と最も高く、次いで「働きたいが仕事が見つからない」「施設に入所している」の割合が9.7%、「パート・アルバイトで短時間の仕事をしている」の割合が6.3%となっています。

平成19年度調査と比較すると、身体障がい者では、大きな差異はみられません。知的障がい者では「会社で仕事をしている」の割合が7.0ポイント高く、「授産施設・作業所などに通っている」の割合が5.6ポイント低くなっています。精神障がい者では、「自宅の家事をしている（主婦、家事の手伝い）」の割合が5.6ポイント高く、「働きたいが仕事が見つからない」の割合が6.0ポイント、「パート・アルバイトで短時間の仕事をしている」の割合がポイント5.6低くなっています。

[身体障がい者]

- 会社で仕事をしている
- 授産施設・作業所などに通っている
- 職業の訓練施設に通っている
- 学生など
- 働きたくない
- その他
- パート・アルバイトで短時間の仕事をしている
- 自営業(商店や家内工場など)で働いている
- 自宅の家事をしている(主婦、家事の手伝い)
- 働きたいが仕事が見つからない
- 施設に入所している
- 無回答



※平成19年度調査には、「施設に入所している」の選択肢はありません。

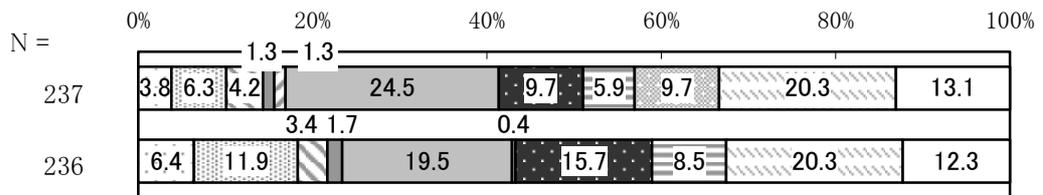
[知的障がい者]

- 会社で仕事をしている
- ▨ 授産施設・作業所などに通っている
- ▨ 職業の訓練施設に通っている
- ▨ 学生など
- ▨ 働きたくない
- ▨ その他
- ▨ パート・アルバイトで短時間の仕事をしている
- ▨ 自営業(商店や家内工場など)で働いている
- ▨ 自宅の家事をしている(主婦、家事の手伝い)
- ▨ 働きたいが仕事が見つからない
- ▨ 施設に入所している
- 無回答



※平成19年度調査には、「施設に入所している」の選択肢はありません。

[精神障がい者]



※平成19年度調査には、「施設に入所している」の選択肢はありません。

【障がいの程度別】

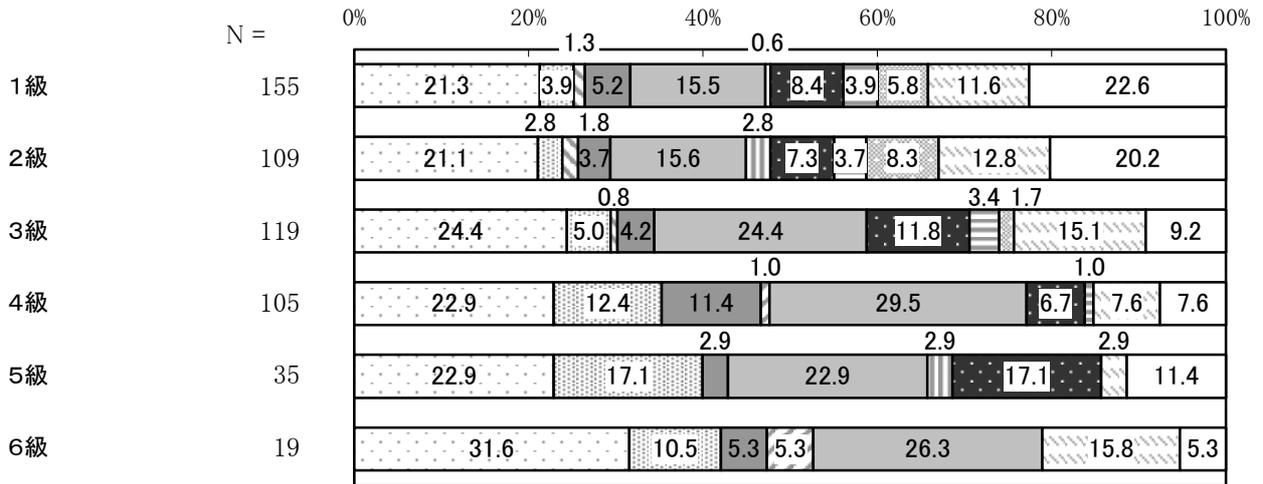
身体障がい者では、他の等級に比べて、4級、5級の人で「パート・アルバイトで短時間の仕事をしている」の割合が高くなっています。また、4級の人では「自宅の家事をしている(主婦、家事の手伝い)」、「自営業(商店や家内工場など)で働いている」の割合も高くなっています。

知的障がい者では、A判定では「施設に入所している」の割合が高く、C判定では「会社で仕事をしている」の割合が高くなっています。

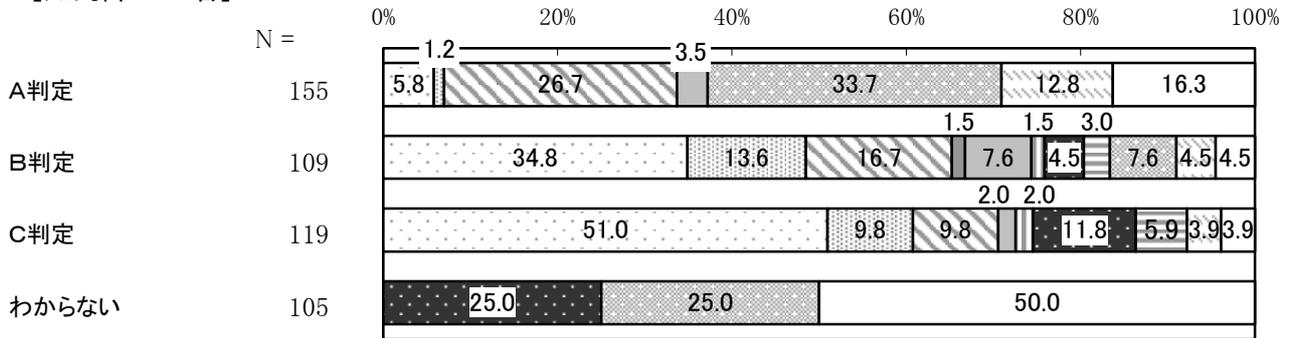
精神障がい者では、3級で「パート・アルバイトで短時間の仕事をしている」の割合が高くなっています。1級の人では「施設に入所している」が3割を超えています。

[身体障がい者]

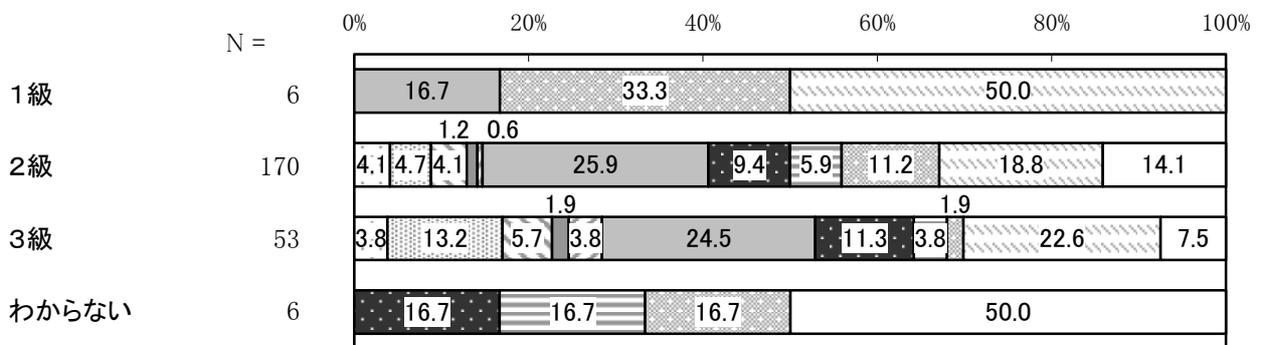
- 会社で仕事をしている
- 授産施設・作業所などに通っている
- 職業の訓練施設に通っている
- 学生など
- 働きたくない
- その他
- パート・アルバイトで短時間の仕事をしている
- 自営業(商店や家内工場など)で働いている
- 自宅の家事をしている(主婦、家事の手伝い)
- 働きたいが仕事が見つからない
- 施設に入所している
- 無回答



[知的障がい者]



[精神障がい者]



「会社で仕事をしている」から「自営業（商店や家内工場など）で働いている」までに答えた方にお聞きします。

問 仕事や工賃による1か月の収入はどのくらいですか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

（身体障がい者：問 17-1、知的障がい者：問 18-1、精神障がい者：問 18-1）

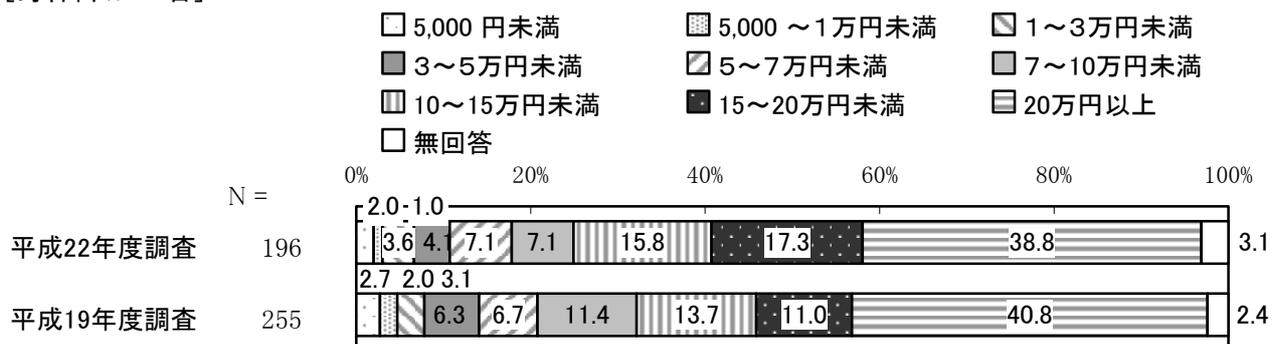
身体障がい者では、「20万円以上」の割合が38.8%と最も高く、次いで「15～20万円未満」の割合が17.3%、「10～15万円未満」の割合が15.8%となっています。

知的障がい者では、「10～15万円未満」の割合が25.2%と最も高く、次いで「5～7万円未満」の割合が14.4%、「5,000～1万円未満」の割合が13.5%となっています。

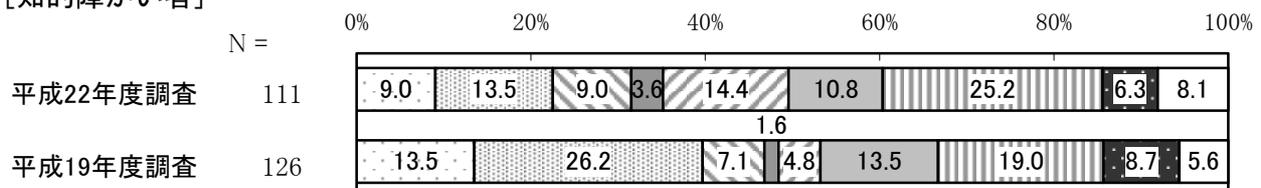
精神障がい者では、「10～15万円未満」の割合が24.3%と最も高く、次いで「5～7万円未満」の割合が16.2%、「3～5万円未満」の割合が13.5%となっています。

平成19年度調査と比較すると、身体障がい者では、「15～20万円未満」の割合が6.3ポイント高くなっています。知的障がい者では、「5,000～1万円未満」の割合が12.7ポイント低く、「5～7万円未満」の割合が9.6ポイント高くなっています。精神障がい者では、「10～15万円未満」の割合が15.2ポイント、「3～5万円未満」の割合が11.7ポイント高く、「15～20万円未満」の割合が11.8ポイント、「1～3万円未満」の割合が6.4ポイント、「5～7万円未満」の割合が5.6ポイント低くなっています。

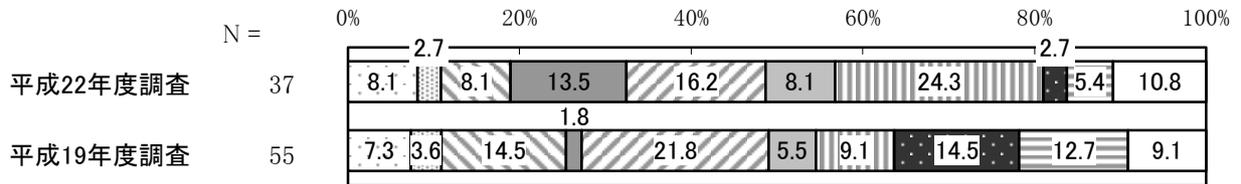
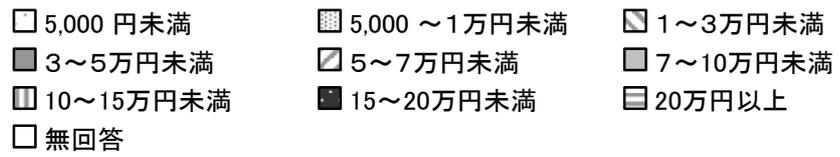
[身体障がい者]



[知的障がい者]



[精神障がい者]



「会社で仕事をしている」から「自営業（商店や家内工場など）で働いている」までに答えた方にお聞きします。

問 週に何日くらい働いていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

（身体障がい者：問 17-2、知的障がい者：問 18-2、精神障がい者：問 18-2）

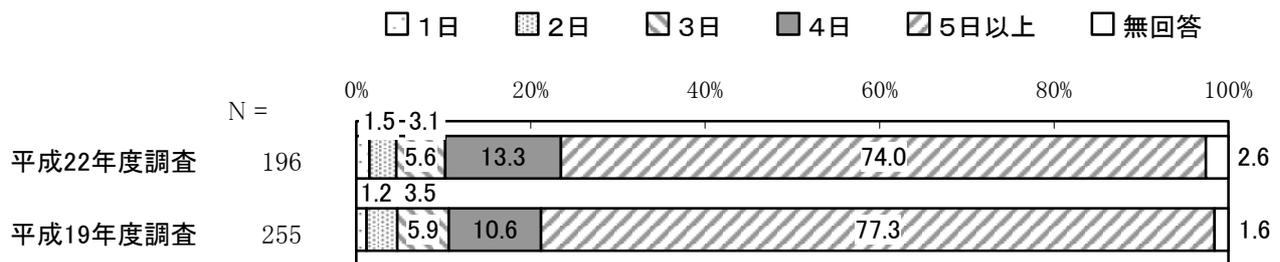
身体障がい者では、「5日以上」の割合が74.0%と最も高くなっています。

知的障がい者では、「5日以上」の割合が83.8%と最も高くなっています。

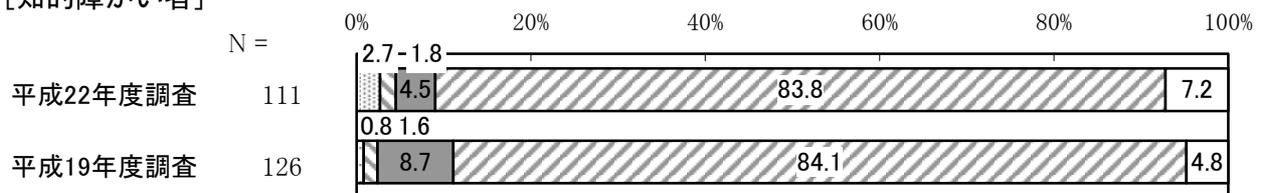
精神障がい者では、「5日以上」の割合が51.4%と最も高く、次いで「4日」の割合が18.9%、「3日」の割合が13.5%となっています。

平成19年度調査と比較すると、身体障がい者、知的障がい者では、大きな差異はみられません。精神障がい者では、「5日以上」の割合が7.8ポイント高く、「1日」の割合が7.3ポイント低くなっています。

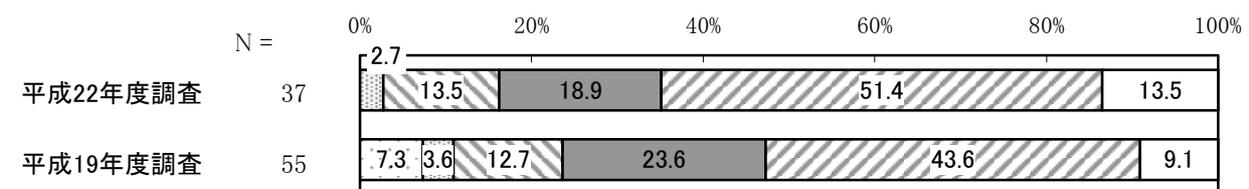
[身体障がい者]



[知的障がい者]



[精神障がい者]



「会社で仕事をしている」から「自営業（商店や家内工場など）で働いている」までに答えた方にお聞きします。

問 現在の仕事について不安や不満はありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

（身体障がい者：問 17-3、知的障がい者：問 18-3、精神障がい者：問 18-3）

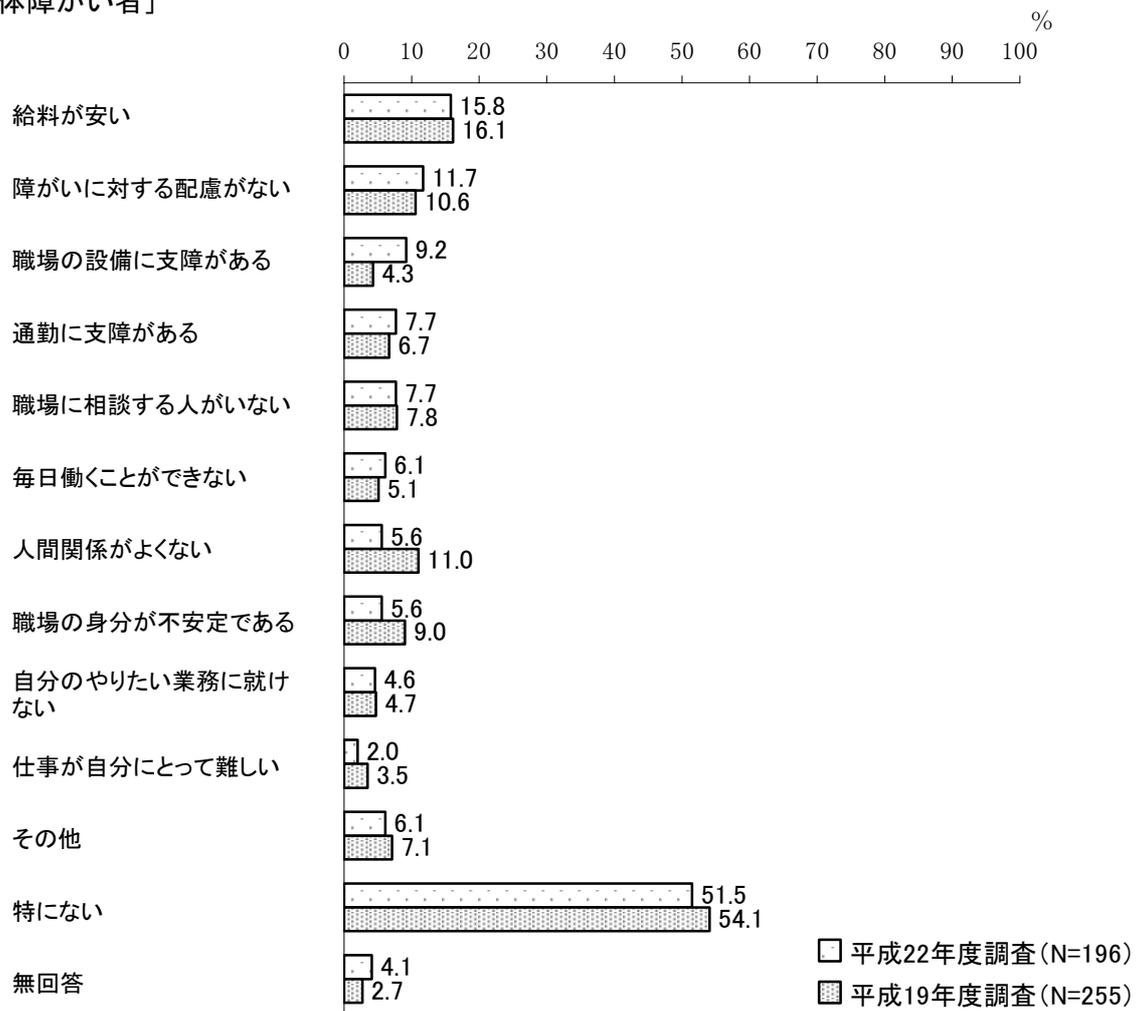
身体障がい者では、「給料が安い」の割合が 15.8%、「障がいに対する配慮がない」の割合が 11.7%、「職場の設備に支障がある」の割合が 9.2%となっています。また、「特にない」の割合が 51.5%となっています。

知的障がい者では、「会社の設備に不安や不満がある」の割合が 25.2%、「通勤に不安や不満がある」の割合が 9.9%、「人づきあいがよくない」の割合が 8.1%となっています。また、「特にない」の割合が 41.4%となっています。

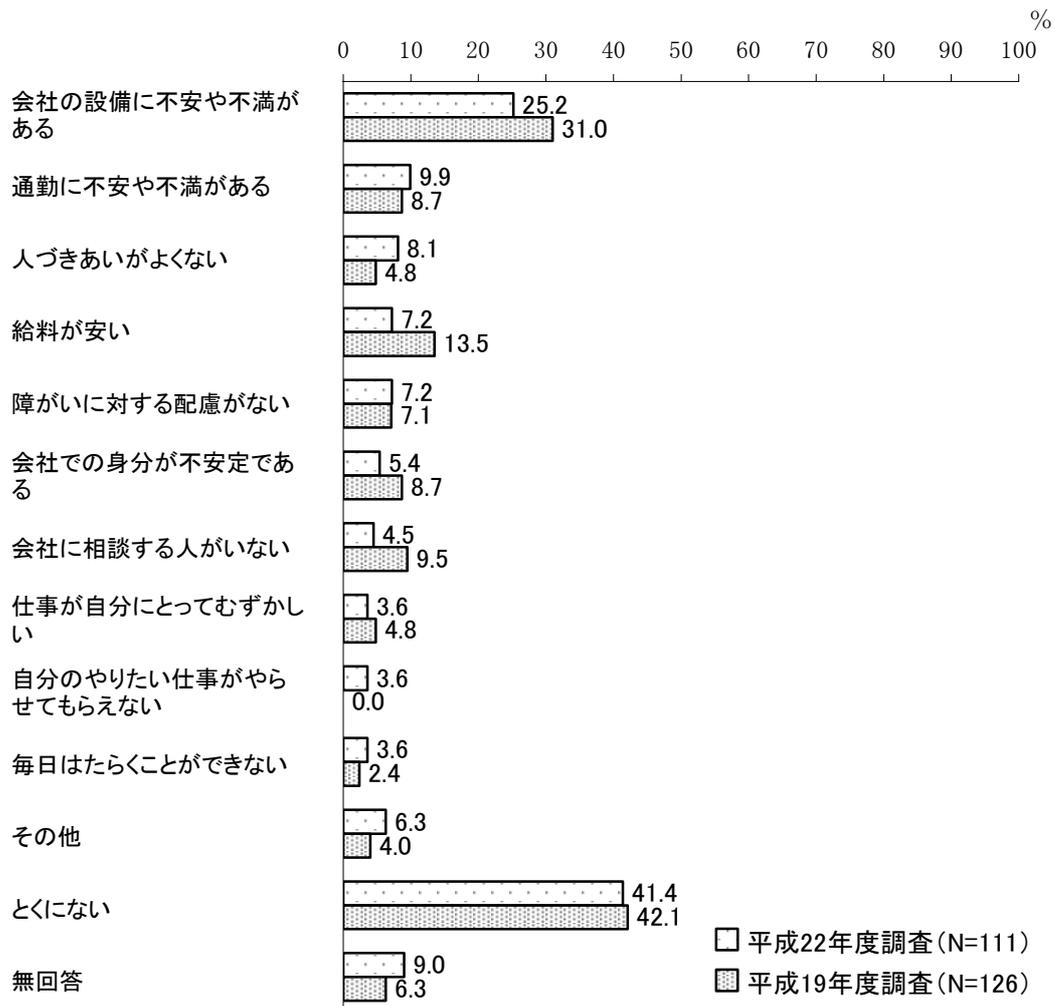
精神障がい者では、「給料が安い」の割合が 40.5%、「障がいに対する配慮がない」「毎日働くことができない」の割合が 10.8%、「通勤に支障がある」「職場の身分が不安定である」「仕事が自分にとって難しい」「自分のやりたい業務に就けない」の割合が 8.1%となっています。また、「特にない」の割合が 24.3%となっています。

平成 19 年度調査と比較すると、身体障がい者では、「人間関係がよくない」の割合が 5.4 ポイント低くなっています。知的障がい者では、「給料が安い」の割合が 6.3 ポイント、「会社の設備に不安や不満がある」の割合が 5.8 ポイント、「会社に相談人がいない」の割合が 5.0 ポイント低くなっています。精神障がい者では、「給料が安い」の割合が 11.4 ポイント高く、「自分のやりたい業務に就けない」の割合が 15.5 ポイント、「職場に相談する人がいない」の割合が 12.8 ポイント、「人間関係がよくない」の割合が 11.0 ポイント低くなっています。

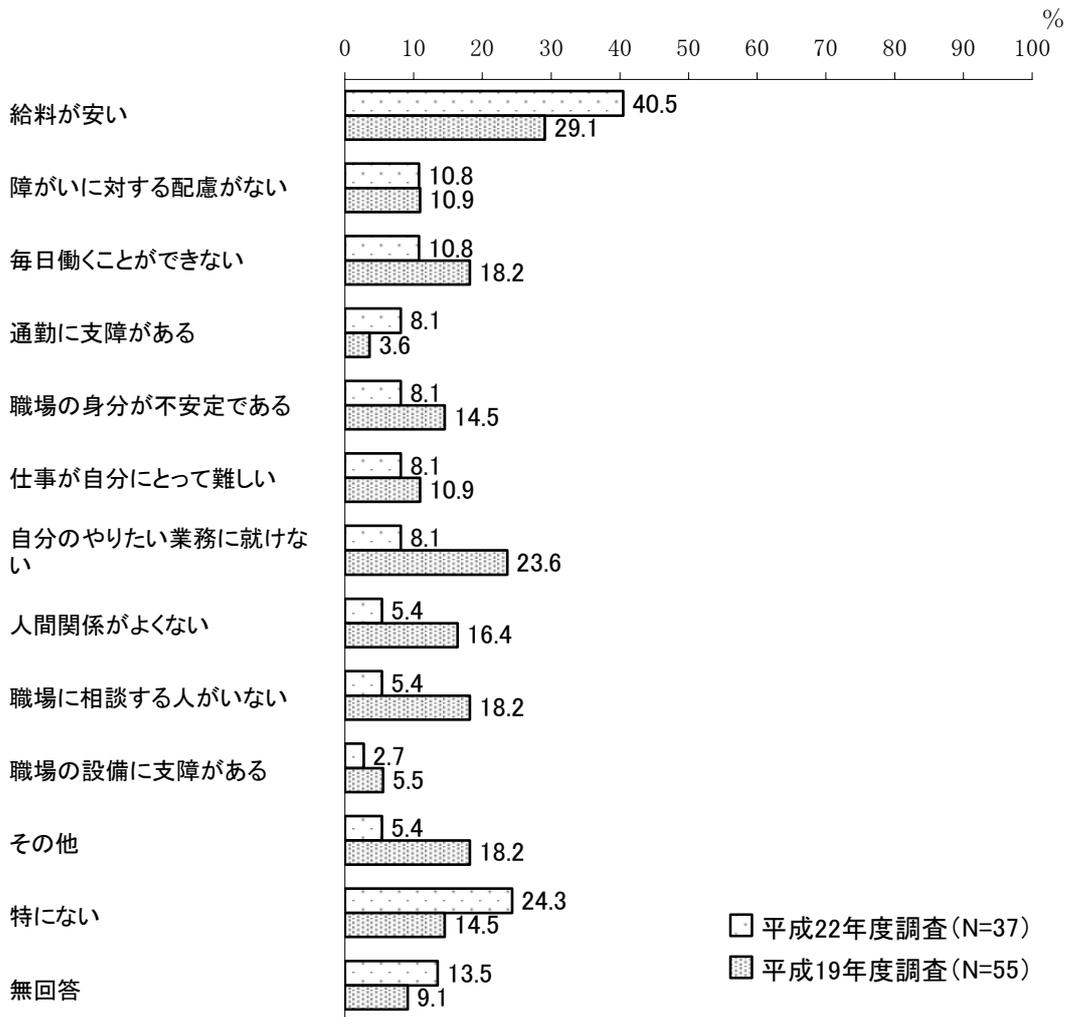
[身体障がい者]



[知的障がい者]



[精神障がい者]



問 仕事を變えたり、辞めたりしたことはありますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

(身体障がい者：問 18、知的障がい者：問 19、精神障がい者：問 19)

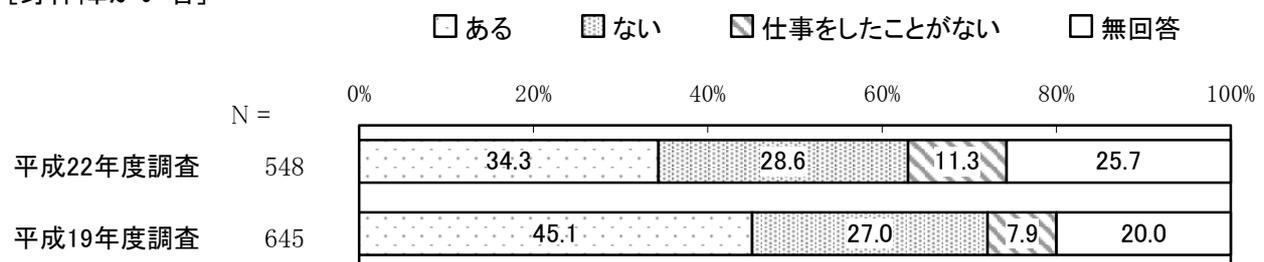
身体障がい者では、「ある」の割合が 34.3%と最も高く、次いで「ない」の割合が 28.6%、「仕事をしたことがない」の割合が 11.3%となっています。

知的障がい者では、「ある」の割合が 28.3%、「ない」の割合が 32.5%、「仕事をしたことがない」の割合が 11.3%となっています。

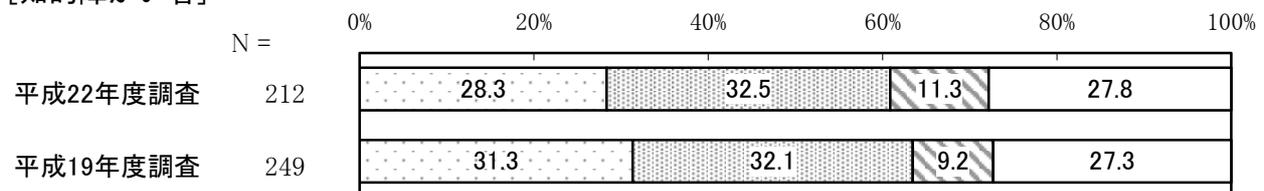
精神障がい者では、「ある」の割合が 55.7%、「ない」の割合が 11.8%、「仕事をしたことがない」の割合が 14.3%となっています。

平成 19 年度調査と比較すると、身体障がい者では、「ある」の割合が 10.8 ポイント低くなっています。知的障がい者では、大きな差異はみられません。精神障がい者では、「仕事をしたことがない」の割合が 7.1 ポイント高く、「ある」の割合が 18.9 ポイント低くなっています。

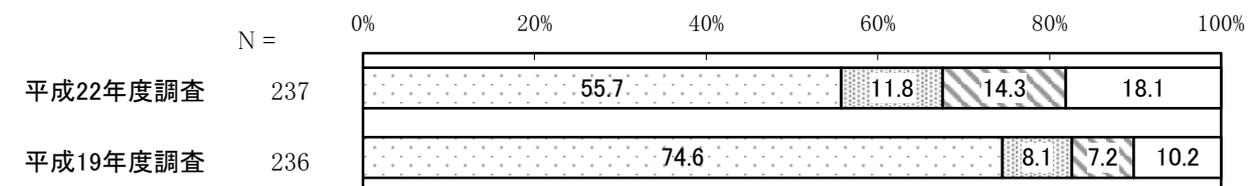
[身体障がい者]



[知的障がい者]



[精神障がい者]



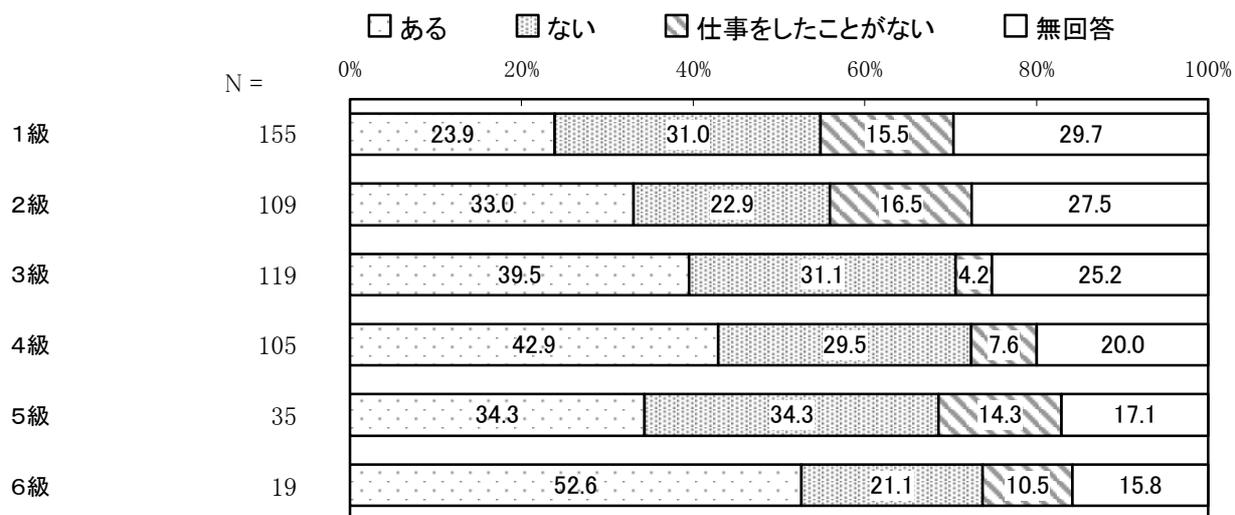
【障がいの程度別】

身体障がい者では、等級が重くなるほど「ある」の割合が低くなる傾向がみられます。

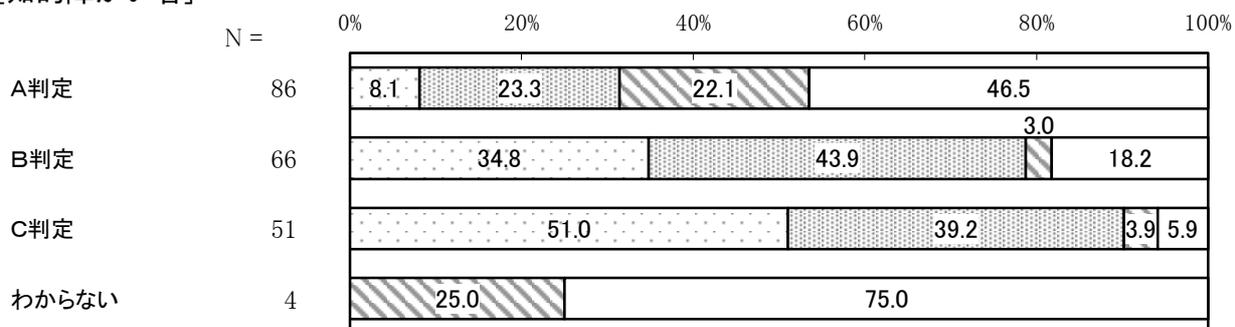
知的障がい者では、判定が重くなるほど「ある」の割合が低くなる傾向がみられます。また、A判定では「仕事をしたことがない」の割合が高くなっています。

精神障がい者では、等級が軽くなるほど「ある」の割合が高くなる傾向がみられ、3級では約8割となっています。

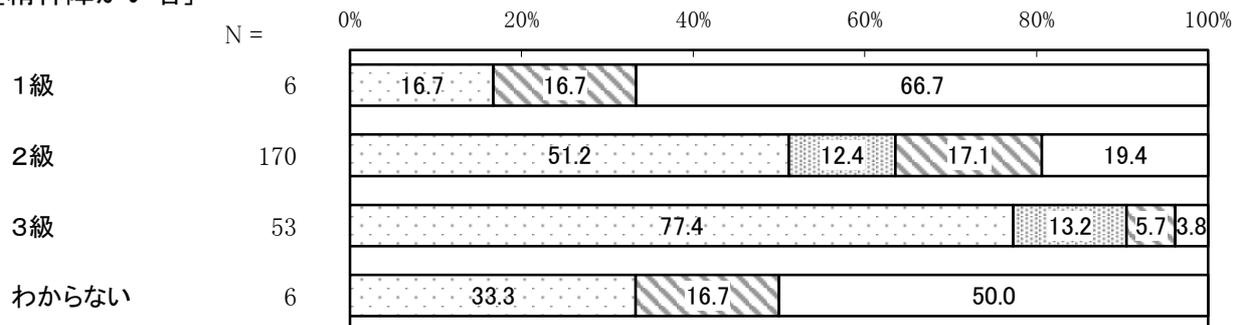
[身体障がい者]



[知的障がい者]

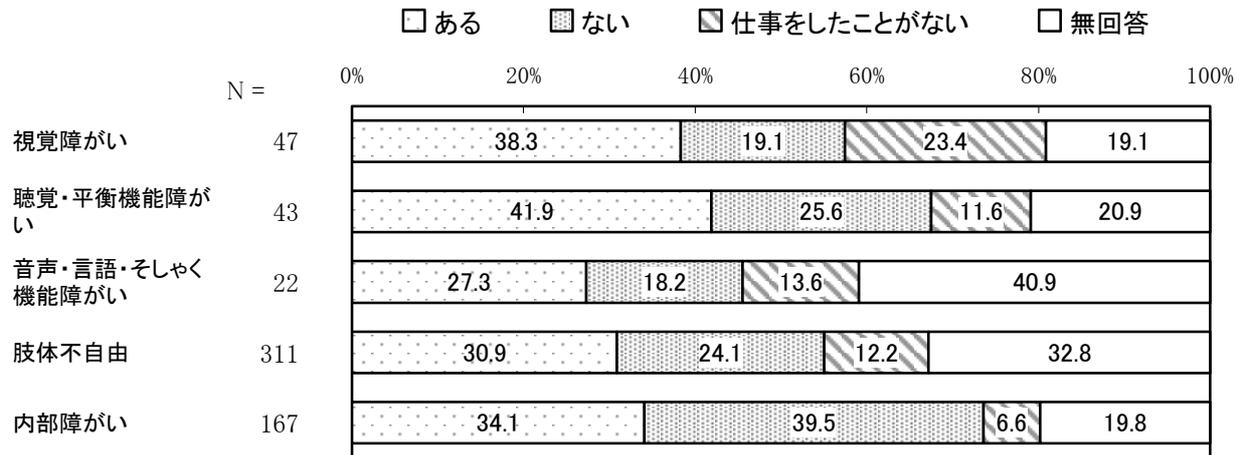


[精神障がい者]



【障がいの部位別】

障がいの部位別でみると、他の障がい部位に比べて、視覚障がいのある人で「仕事をし
たことがない」の割合が高くなっています。また、「内部障がいのある人で「ない」の割
合が高くなっています。



「ある」と答えた方にお聞きします。

問 仕事を變えたり、辞めた主な理由は何ですか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

(身体障がい者：問 18-1、知的障がい者：問 19-1、精神障がい者：問 19-1)

身体障がい者では、「病気のため」の割合が34.6%と最も高く、次いで「結婚・育児のため」の割合が8.5%、「人間関係がうまくいかないため」の割合が8.0%となっています。

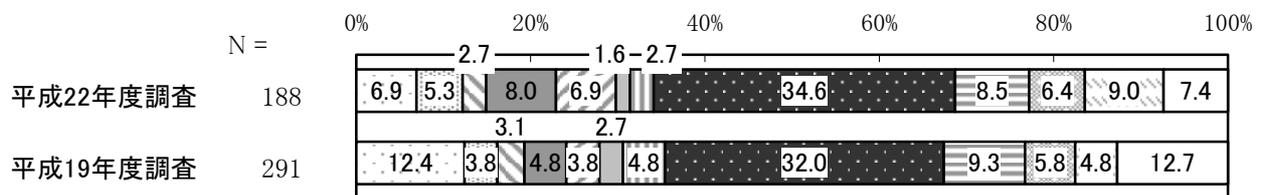
知的障がい者では、「会社がなくなったりリストラのため」の割合が21.7%と最も高く、次いで「人づきあいがうまくいかないため」の割合が16.7%、「病気のため」の割合が10.0%となっています。

精神障がい者では、「病気のため」の割合が42.4%と最も高く、次いで「人間関係がうまくいかないため」の割合が16.7%、「倒産やリストラのため」の割合が6.1%となっています。

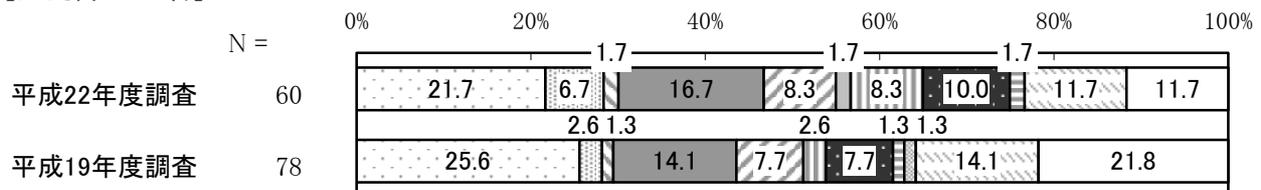
平成19年度調査と比較すると、身体障がい者では、「倒産やリストラのため」の割合が5.5ポイント低くなっています。知的障がい者、精神障がい者では、「人間関係がうまくいかないため」の割合が5.3ポイント高くなっています。

[身体障がい者]

- 倒産やリストラのため
- 能力が活かせないため
- 上司や同僚の障がいに対する理解が少ないため
- 賃金、労働時間が不満足なため
- 結婚・育児のため
- その他
- 事業不振のため
- 人間関係がうまくいかないため
- 通勤が負担であったため
- 病気のため
- 定年のため
- 無回答

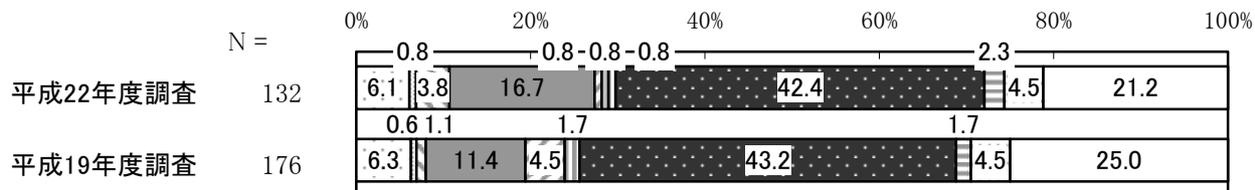


[知的障がい者]



[精神障がい者]

- 倒産やリストラのため
- ▨ 能力が活かせないため
- ▨ 上司や同僚の障がいに対する理解が少ないため
- ▨ 賃金、労働時間が不満足なため
- ▨ 結婚・育児のため
- ▨ その他
- ▨ 事業不振のため
- ▨ 人間関係がうまくいかないため
- ▨ 通勤が負担であったため
- ▨ 病気のため
- ▨ 定年のため
- 無回答



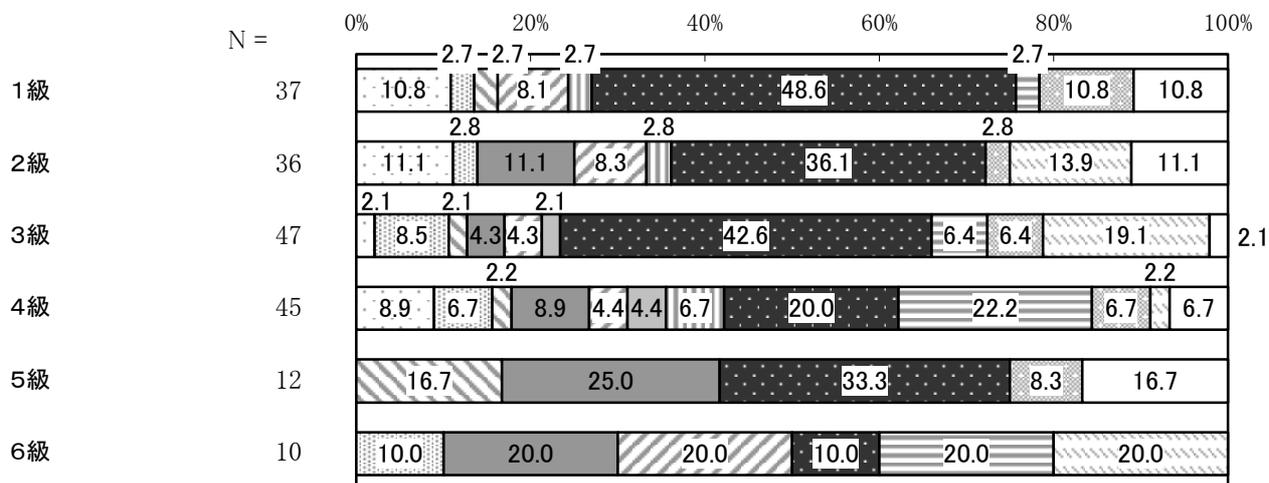
【障がいの程度別】

身体障がい者では、他の等級に比べて、4級の人で「結婚・育児のため」の割合が高くなっています。また、5級の人では「能力が活かせないため」、「人間関係がうまくいかないため」の割合が高くなっています。

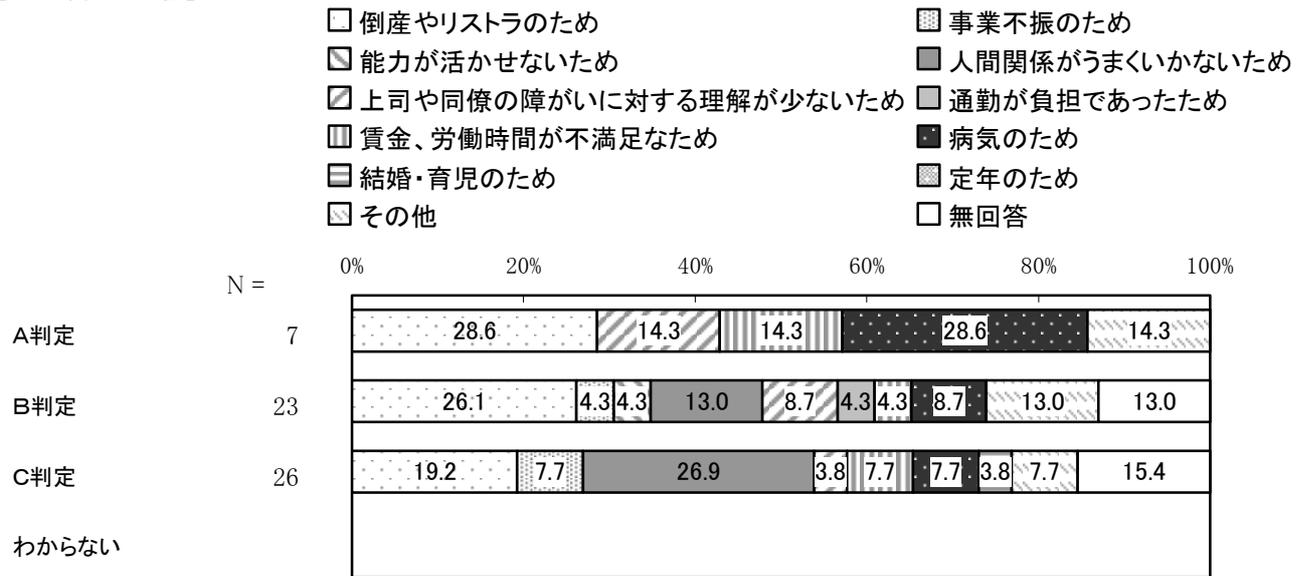
知的障がい者では、判定が重くなるほど「会社がなくなったりリストラのため」、「上司や同僚の障がいに対する理解が少ないため」の割合が高くなる傾向がみられます。また、A判定では「給料やはたらく時間に不満があったため」、「病気のため」の割合が高くなっています。

精神障がい者では、障がいの等級別でみると、大きな差異はみられません。

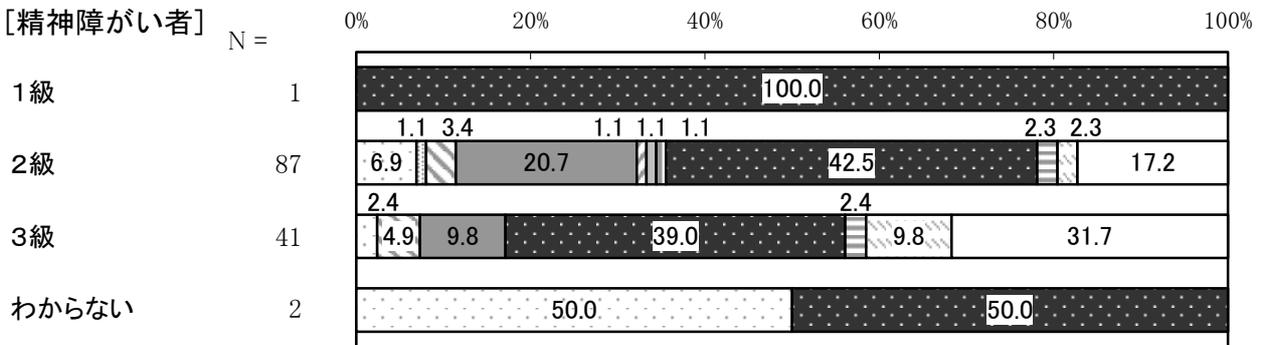
[身体障がい者]



[知的障がい者]

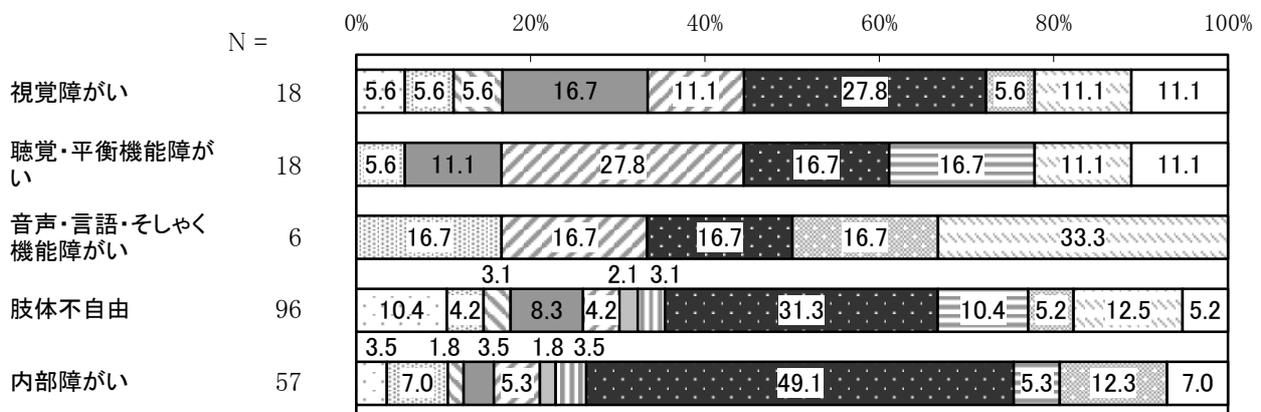


[精神障がい者]



【障がいの部位別】

障がいの部位別でみると、他の障がいの部位に比べて、聴覚・平衡機能障がいのある人で「上司や同僚の障がいに対する理解が少ないため」の割合が高くなっています。



問 障がい者の就労支援のために、次のようなものがあります。この中でそれぞれあてはまるものに○をつけてください。

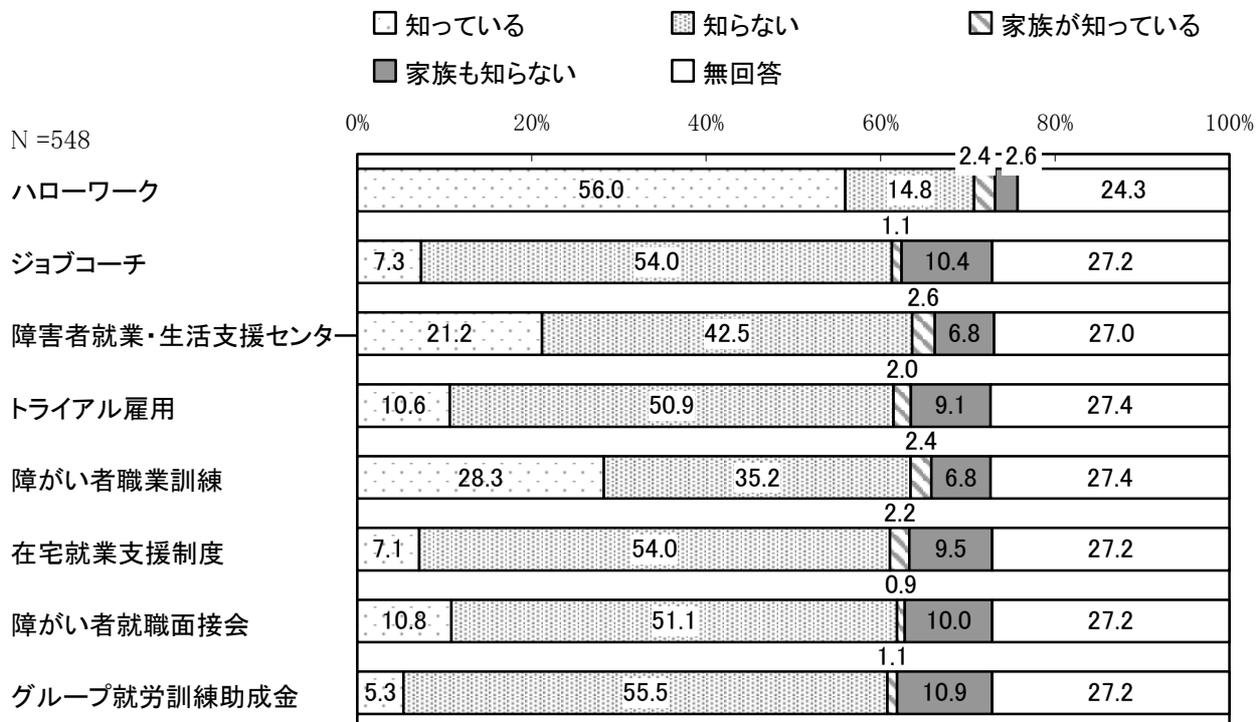
(身体障がい者：問 19、知的障がい者：問 20、精神障がい者：問 20)

身体障がい者では、知っているで「ハローワーク」の割合が56.0%と高く、5割を超えています。一方、知らないで「ジョブコーチ」「トライアル雇用」「在宅就業支援制度」「障がい者就職面接会」「グループ就労訓練助成金」の割合が高く、5割を超えています。

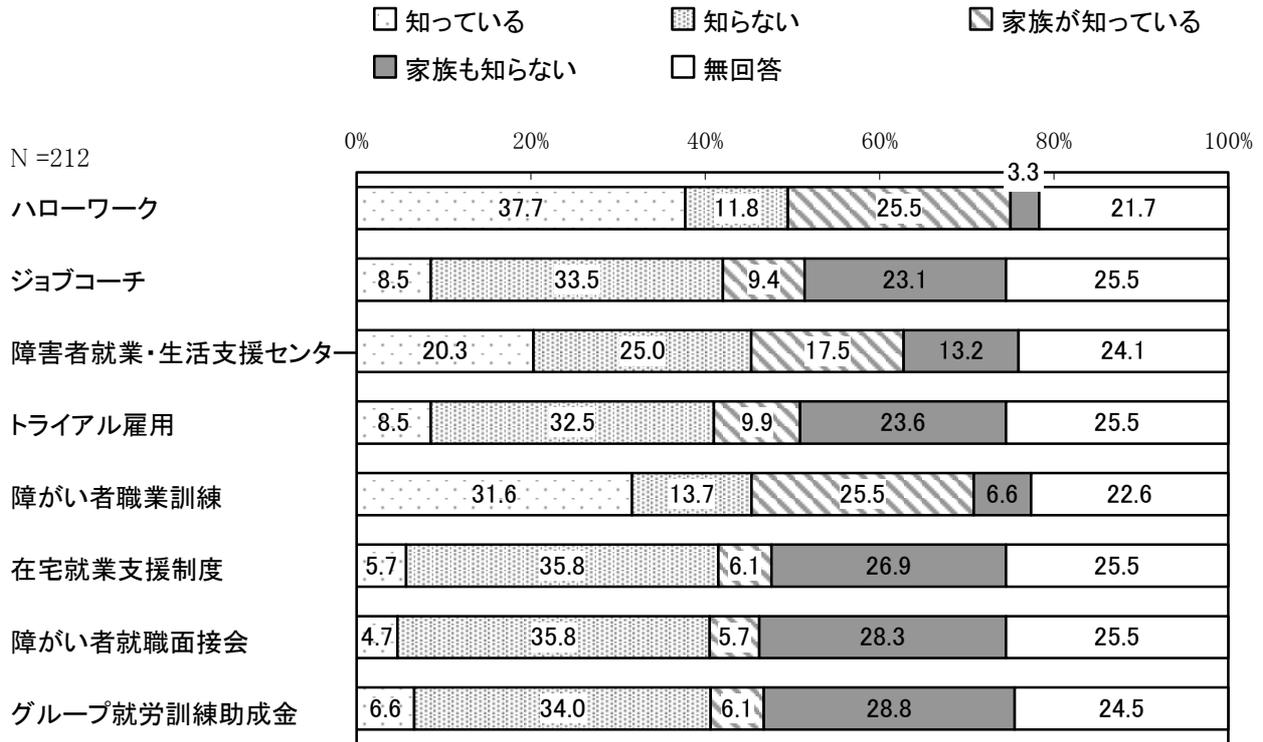
知的障がい者では、ハローワーク、障がい者職業訓練で「知っている」の割合が高くなっています。一方、ジョブコーチ、トライアル雇用、在宅就業支援制度、障がい者就職面接会、グループ就労訓練助成金で「家族も知らない」の割合が高くなっています。

精神障がい者では、ハローワークで「知っている」の割合が高く、6割を超えています。一方、グループ就労訓練助成金で「知らない」の割合が13.5%、「家族が知っている」の割合が6.8%となっています。また、障がい者職業訓練で「家族が知っている」の割合が高くなっています。

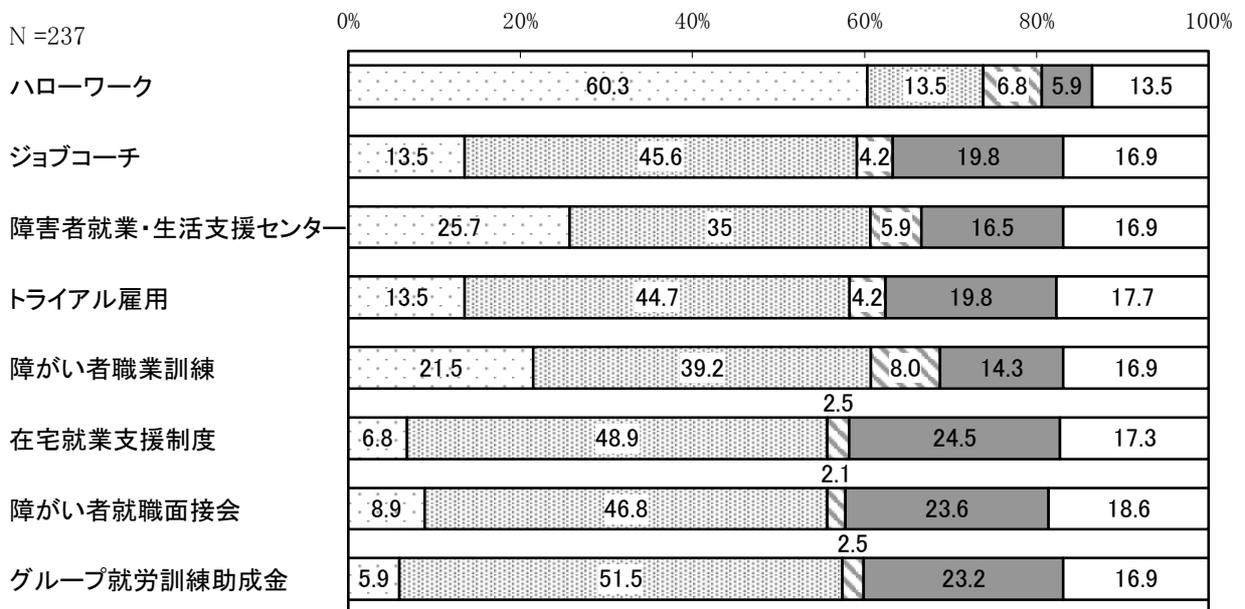
[身体障がい者]



[知的障がい者]



[精神障がい者]



6 就学について

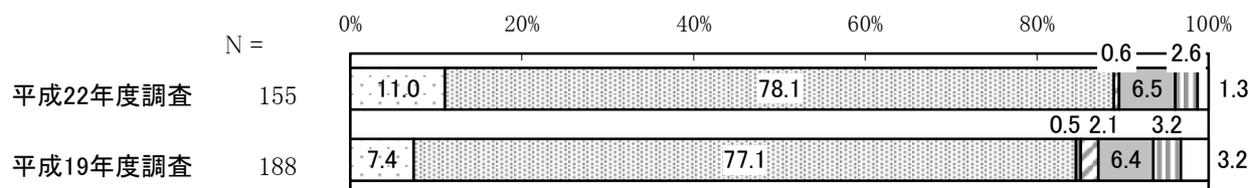
問 現在の就学の状況などについて、あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

(障がい児：問14)

障がい児では、「学校、幼稚園・保育園に通学・通園している」の割合が78.1%と最も高く、次いで「障がい児通園施設に通園している」の割合が11.0%、「いずれにも該当せず自宅にいる」の割合が6.5%となっています。

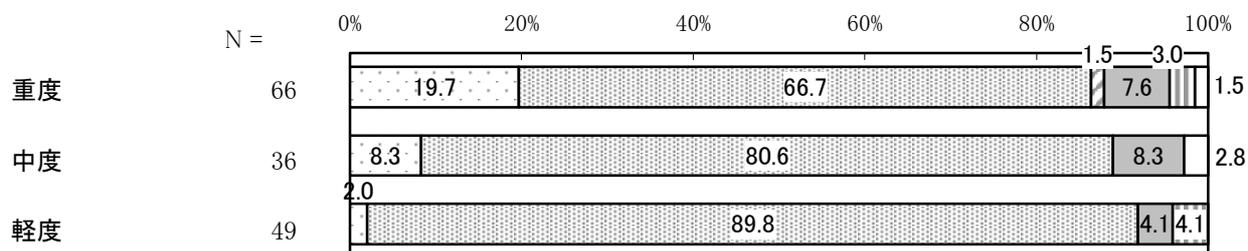
平成19年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。

- 障がい児通園施設に通園している
- 職業の訓練施設に通所している
- 施設入所・医療機関に入院している
- その他
- 学校、幼稚園・保育園に通学・通園している
- 授産施設・作業所などに通所している
- いずれにも該当せず自宅にいる
- 無回答



【障がいの程度別】

障がいの程度別でみると、他の障がい程度に比べて、重度の人で「障がい児通園施設に通園している」の割合が高く、「学校、幼稚園・保育園に通学・通園している」の割合が低くなっています。



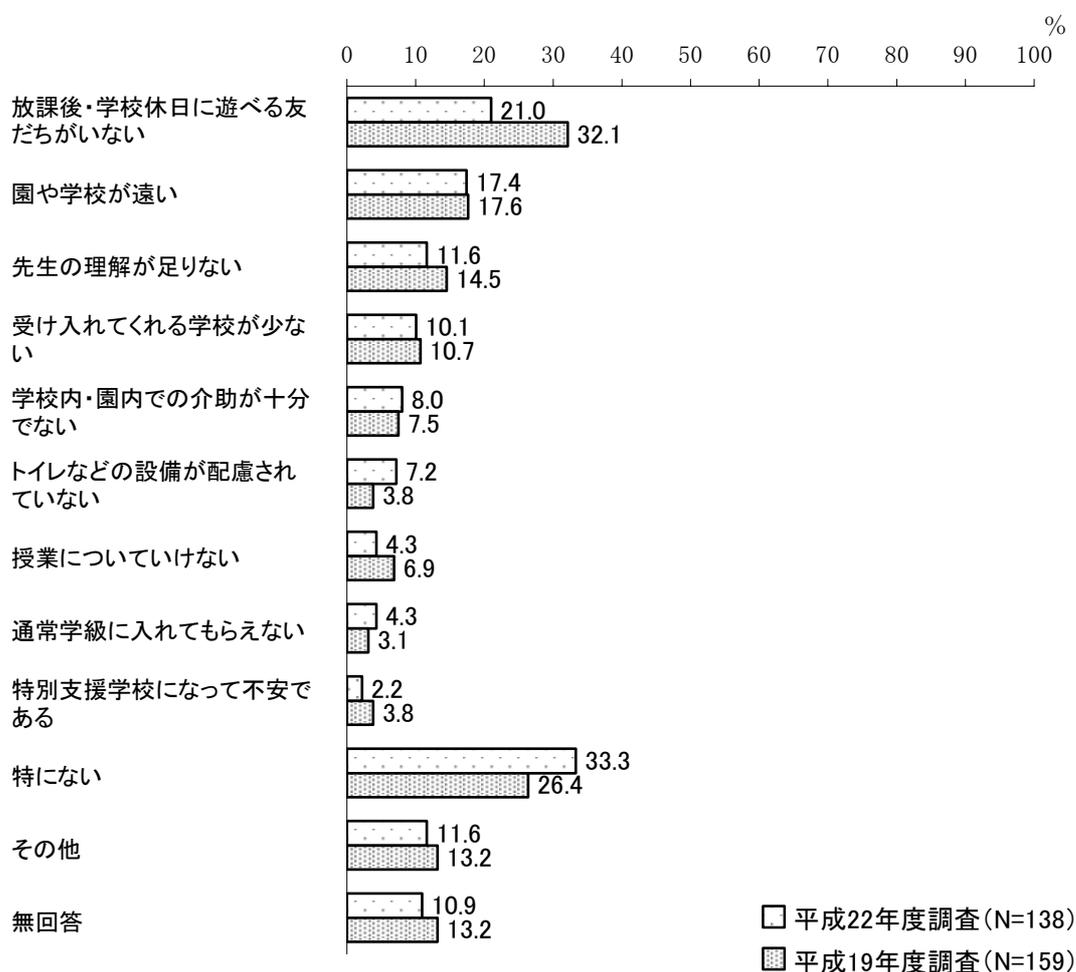
「障がい児通園施設に通園している」から「職業の訓練施設に通所している」までに答えた方にお聞きします。

問 困っていることは何かありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(障がい児：問 14-1)

障がい児では、「放課後・学校休日に遊べる友だちがいない」の割合が21.0%、「園や学校が遠い」の割合が17.4%、「先生の理解が足りない」の割合が11.6%となっています。また、「特にない」の割合が33.3%となっています。

平成19年度調査と比較すると、「放課後・学校休日に遊べる友だちがいない」の割合が11.1ポイント低くなっています。



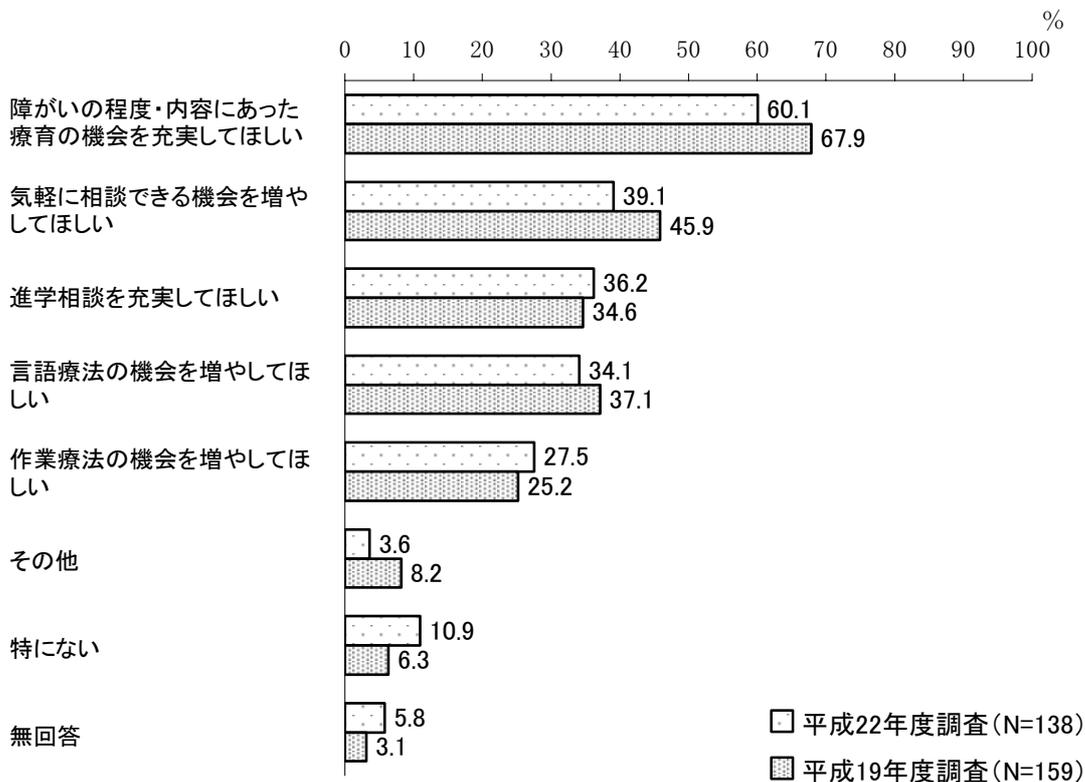
「障がい児通園施設に通園している」から「職業の訓練施設に通所している」までに答えた方にお聞きします。

問 療育についてどのようにお考えですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(障がい児：問 14-2)

障がい児では、「障がいの程度・内容にあった療育の機会を充実してほしい」の割合が60.1%、「気軽に相談できる機会を増やしてほしい」の割合が39.1%、「進学相談を充実してほしい」の割合が36.2%となっています。

平成19年度調査と比較すると、「障がいの程度・内容にあった療育の機会を充実してほしい」の割合が7.2ポイント、「気軽に相談できる機会を増やしてほしい」の割合が6.8ポイント低くなっています。



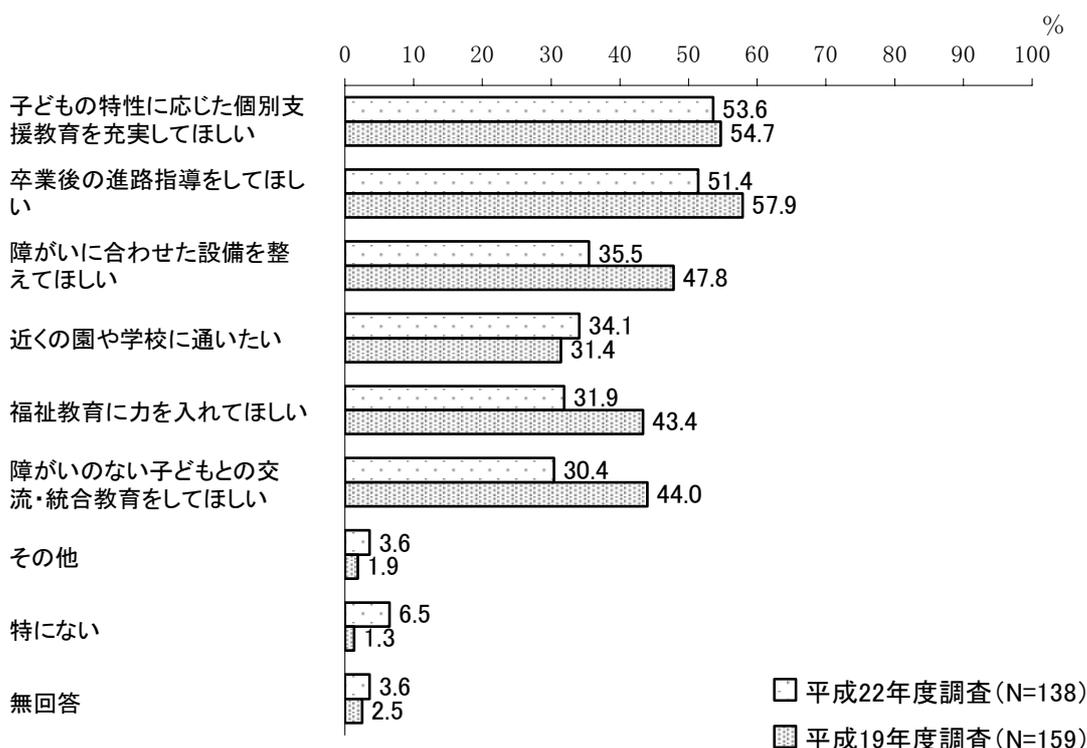
「障がい児通園施設に通園している」から「職業の訓練施設に通所している」までに答えた方にお聞きします。

問 今後の就園・就学についてどのようにお考えですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(障がい児：問 14-3)

障がい児では、「子どもの特性に応じた個別支援教育を充実してほしい」の割合が 53.6%と最も高く、次いで「卒業後の進路指導をしてほしい」の割合が 51.4%、「障がいに合わせて設備を整えてほしい」の割合が 35.5%となっています。

平成 19 年度調査と比較すると、全体に割合が低くなっていますが、特に「障がいのない子どもとの交流・統合教育をしてほしい」の割合が 13.6 ポイント、「障がいに合わせて設備を整えてほしい」の割合が 12.3 ポイント、「福祉教育に力を入れてほしい」の割合が 11.5 ポイント低くなっています。



「障がい児通園施設に通園している」から「職業の訓練施設に通所している」までに答えた方にお聞きします。

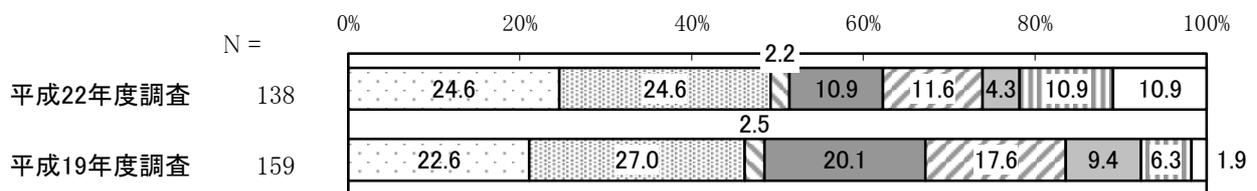
問 卒園・卒業後のことについて何かお考えですか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

(障がい児：問 14-4)

障がい児では、「普通の学校・大学・専門学校などに進学したい」「養護学校・盲学校・ろう学校などに進学したい」の割合が24.6%、「就職したい」の割合が11.6%、「福祉施設に通所したい」「特に考えていない」の割合が10.9%となっています。

平成19年度調査と比較すると、「福祉施設に通所したい」の割合が9.2ポイント、「就職したい」の割合が6.0ポイント低くなっています。

- 普通の学校・大学・専門学校などに進学したい
- 養護学校・盲学校・ろう学校などに進学したい
- 福祉施設に入所したい
- 福祉施設に通所したい
- 就職したい
- その他
- 特に考えていない
- 無回答



7 災害など緊急事態の対応について

問 災害などの緊急事態が発生した場合、障がいのあるご本人が情報を得る手段は何だと思えますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(身体障がい者：問 20、知的障がい者：問 21、精神障がい者：問 21、障がい児：問 15)

身体障がい者では、「テレビ」の割合が 73.4%と最も高く、次いで「家族や近所の人」の割合が 62.2%、「携帯電話」の割合が 37.0%となっています。

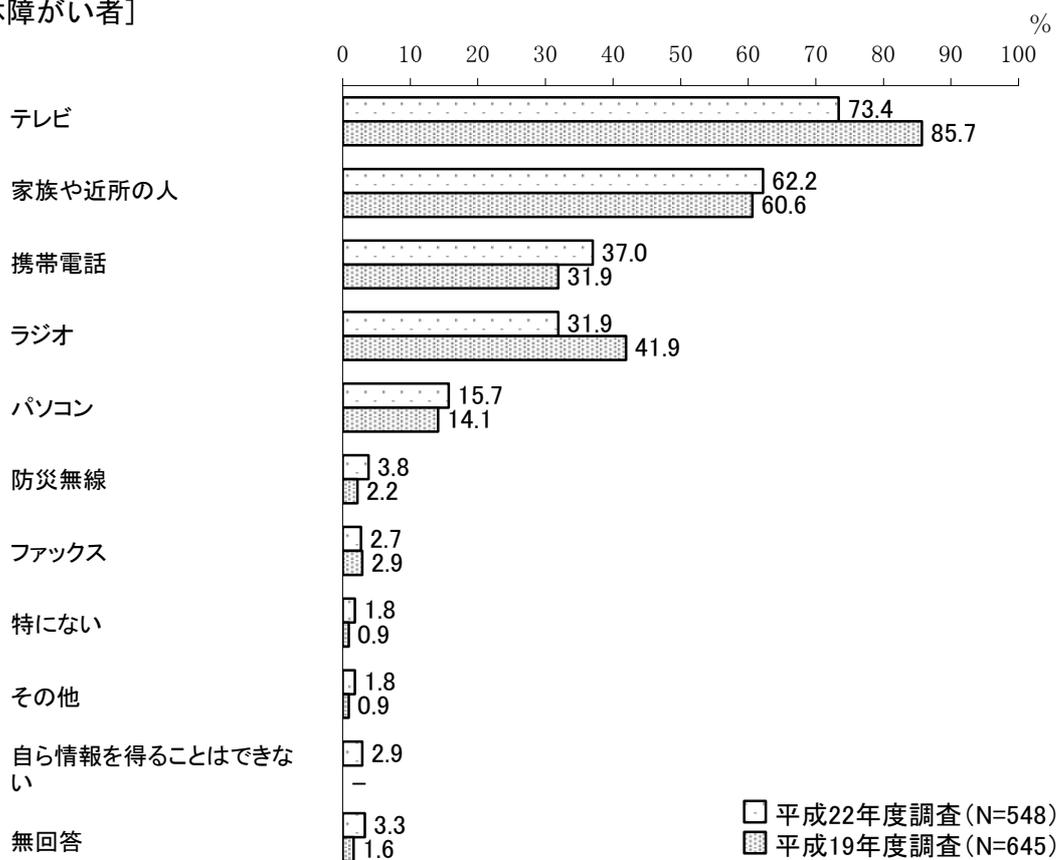
知的障がい者では、「家族や近所の人」の割合が 63.7%と最も高く、次いで「テレビ」の割合が 42.0%、「携帯電話」の割合が 17.5%となっています。

精神障がい者では、「テレビ」の割合が 64.1%と最も高く、次いで「家族や近所の人」の割合が 57.8%、「ラジオ」の割合が 30.8%となっています。

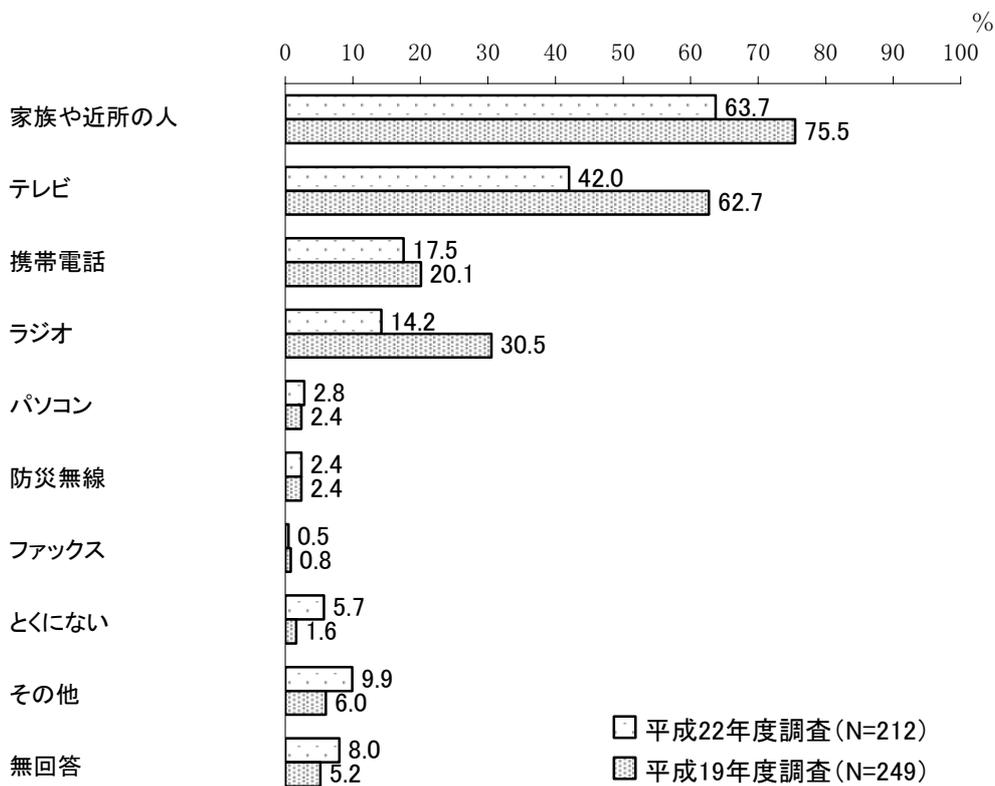
障がい児では、「家族や近所の人」の割合が 81.9%と最も高く、次いで「テレビ」の割合が 26.5%、「携帯電話」の割合が 12.3%となっています。

平成 19 年度調査と比較すると、身体障がい者では、「携帯電話」の割合が 5.1 ポイント高く、「テレビ」の割合が 12.3 ポイント、「ラジオ」の割合が 10.0 ポイント低くなっています。知的障がい者では、「テレビ」の割合が 20.7 ポイント、「ラジオ」の割合が 16.3 ポイント、「家族や近所の人」の割合が 11.8 ポイント低くなっています。精神障がい者では、「ラジオ」の割合が 12.8 ポイント、「テレビ」の割合が 10.5 ポイント低くなっています。障がい児では、「テレビ」の割合が 42.1 ポイント、「携帯電話」の割合が 28.7 ポイント、「ラジオ」の割合が 26.1 ポイント、「パソコン」の割合が 10.5 ポイント低くなっています。

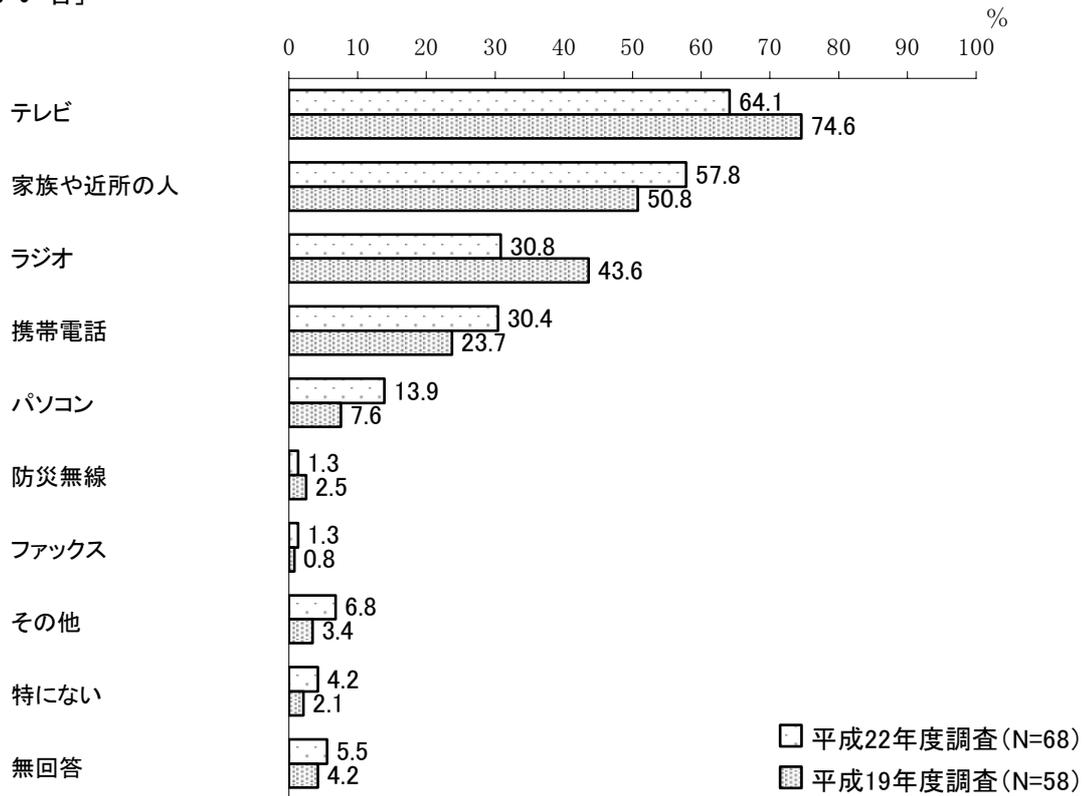
[身体障がい者]



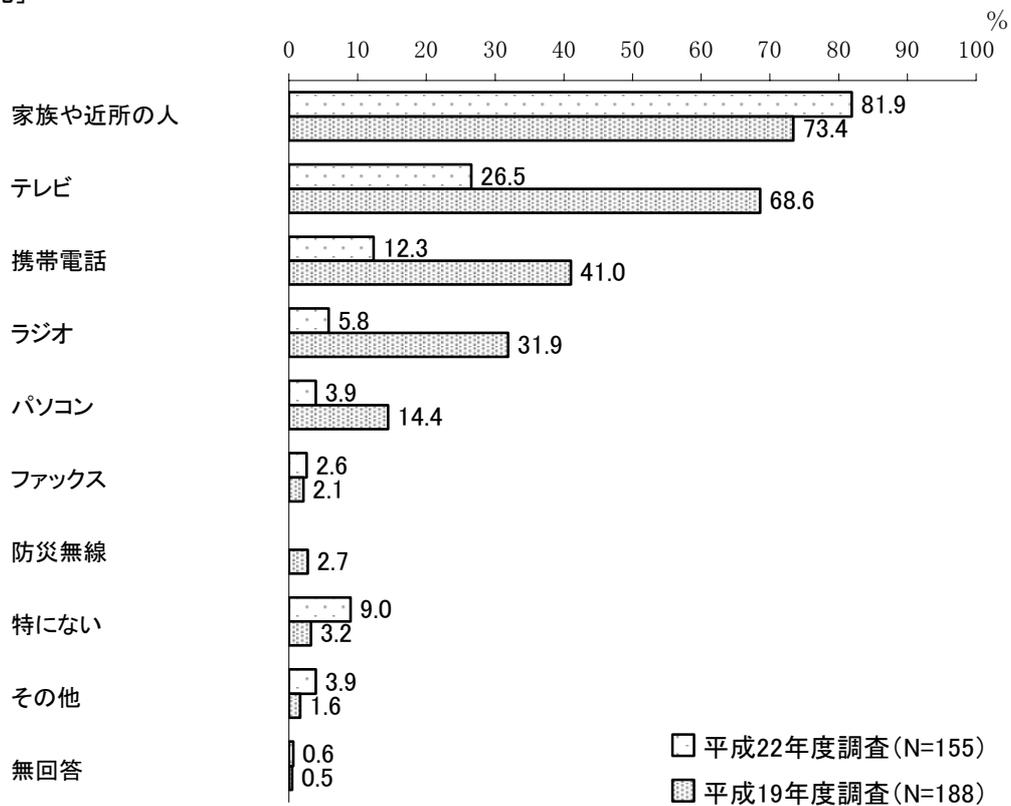
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



問 災害などの緊急事態が発生した場合、障がいのあるご本人がひとりで避難場所まで避難できると思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

(身体障がい者：問 21、知的障がい者：問 22、精神障がい者：問 22、障がい児：問 16)

身体障がい者では、「ひとりで避難できると思う」の割合が53.5%と最も高く、次いで「ひとりでは避難できないと思う」の割合が33.9%、「わからない」の割合が8.8%となっています。

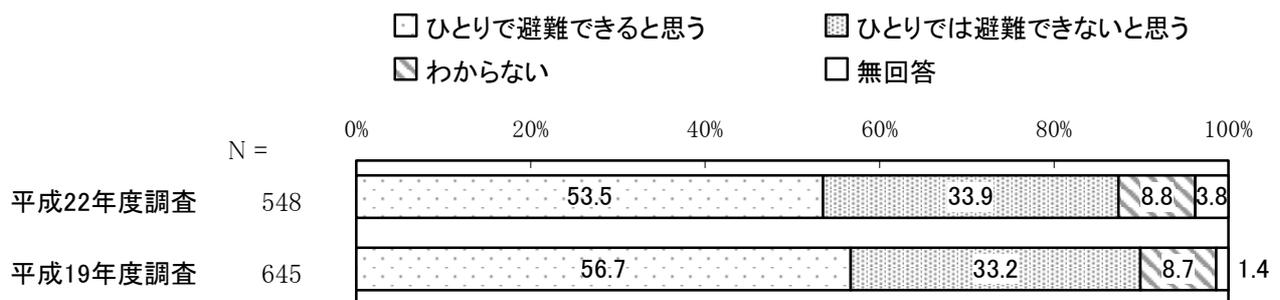
知的障がい者では、「ひとりで避難できると思う」の割合が31.6%、「ひとりでは避難できないと思う」の割合が53.3%、「わからない」の割合が10.8%となっています。

精神障がい者では、「ひとりで避難できると思う」の割合が48.1%、「ひとりでは避難できないと思う」の割合が28.7%、「わからない」の割合が17.7%となっています。

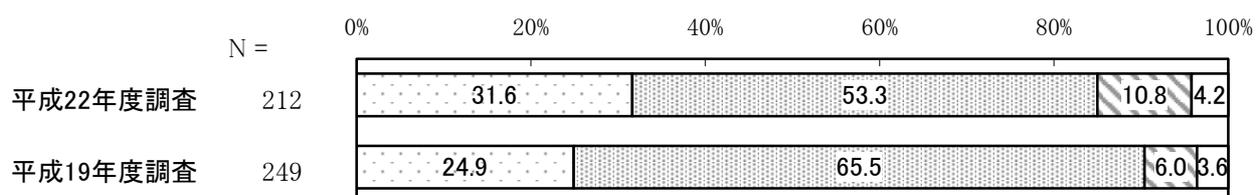
障がい児では、「ひとりで避難できると思う」の割合が11.0%、「ひとりでは避難できないと思う」の割合が85.8%、「わからない」の割合が2.6%となっています。

平成19年度調査と比較すると、身体障がい者では、大きな差異はみられません。知的障がい者では、「ひとりでは避難できないと思う」の割合が12.2ポイント低くなっています。精神障がい者では、「ひとりで避難できると思う」の割合が5.3ポイント低くなっています。障がい児では、大きな差異はみられません。

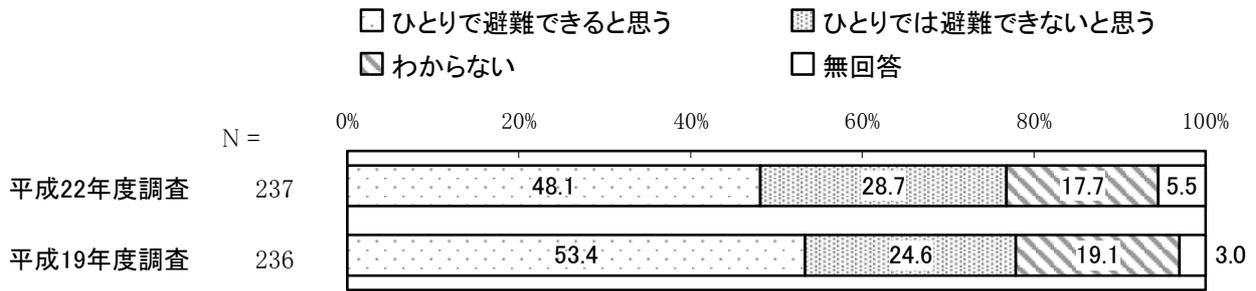
[身体障がい者]



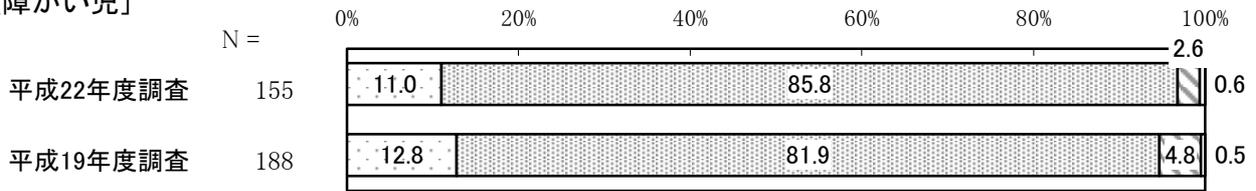
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



【障がいの程度別】

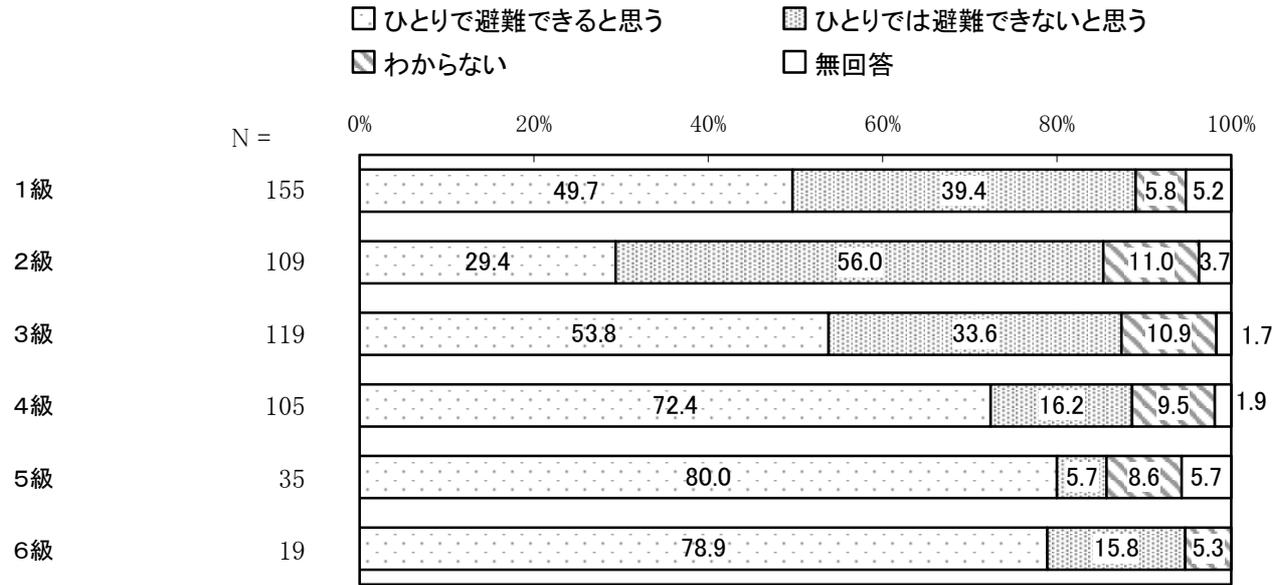
身体障がい者では、他の等級に比べて、4級以上の人では「ひとりで避難できると思う」の割合が7割を超えています。2級の人では「ひとりでは避難できないと思う」の割合が高く、5割を超えています。

知的障がい者では、判定が重くなるほど「ひとりでは避難できないと思う」の割合が高くなる傾向がみられ、A判定では8割を超えています。

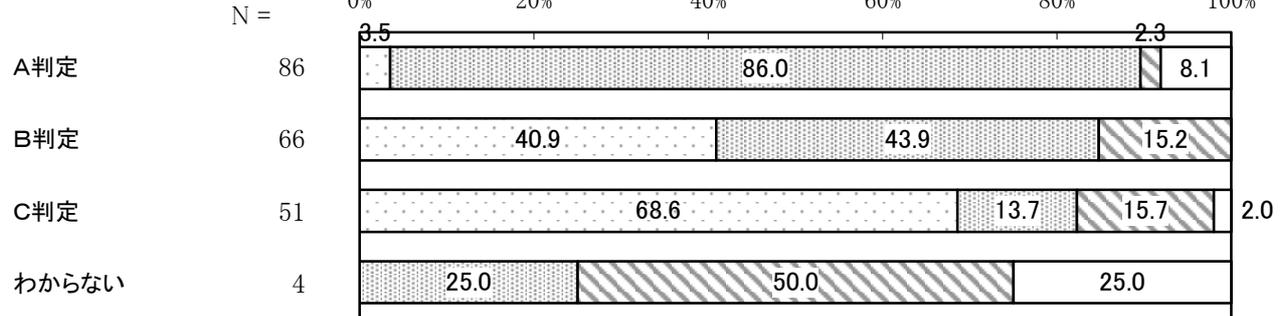
精神障がい者では、等級が重くなるほど「ひとりでは避難できないと思う」の割合が高くなる傾向がみられ、1級では5割となっています。

障がい児では、重度では、ほとんどの人が「ひとりでは避難できないと思う」と回答しています。また、軽度の人でも約7割が「ひとりでは避難できないと思う」と回答しています。

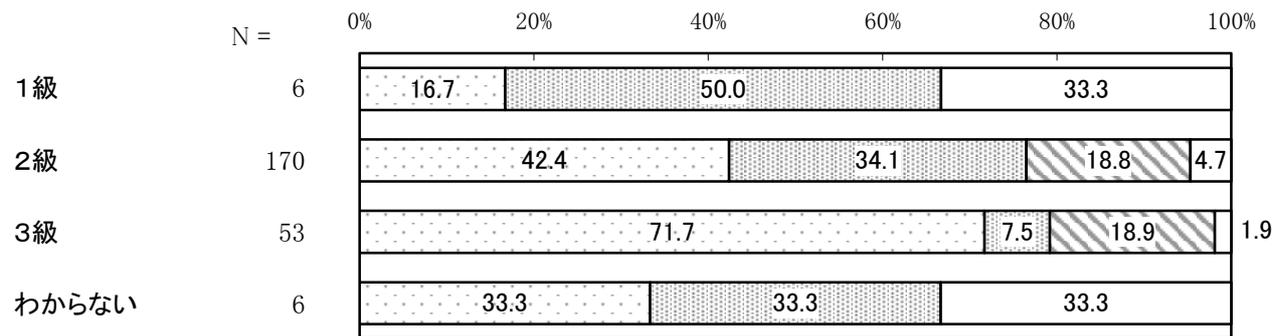
[身体障がい者]



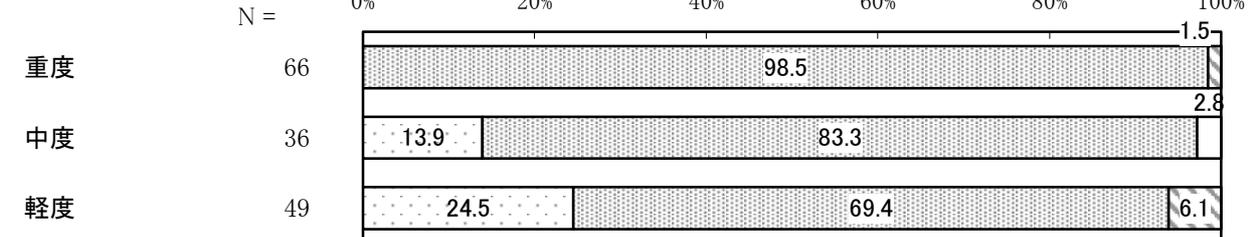
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



「ひとりでは避難できないと思う」と答えた方にお聞きします。

問 一緒に避難場所まで避難してもらう人はだれですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(身体障がい者：問 21-1、知的障がい者：問 22-1、精神障がい者：問 22-1、障がい児：問 16-1)

身体障がい者では、「同居の家族」の割合が76.9%と最も高く、次いで「隣近所の人」の割合が23.7%、「別居の親族」の割合が10.2%となっています。

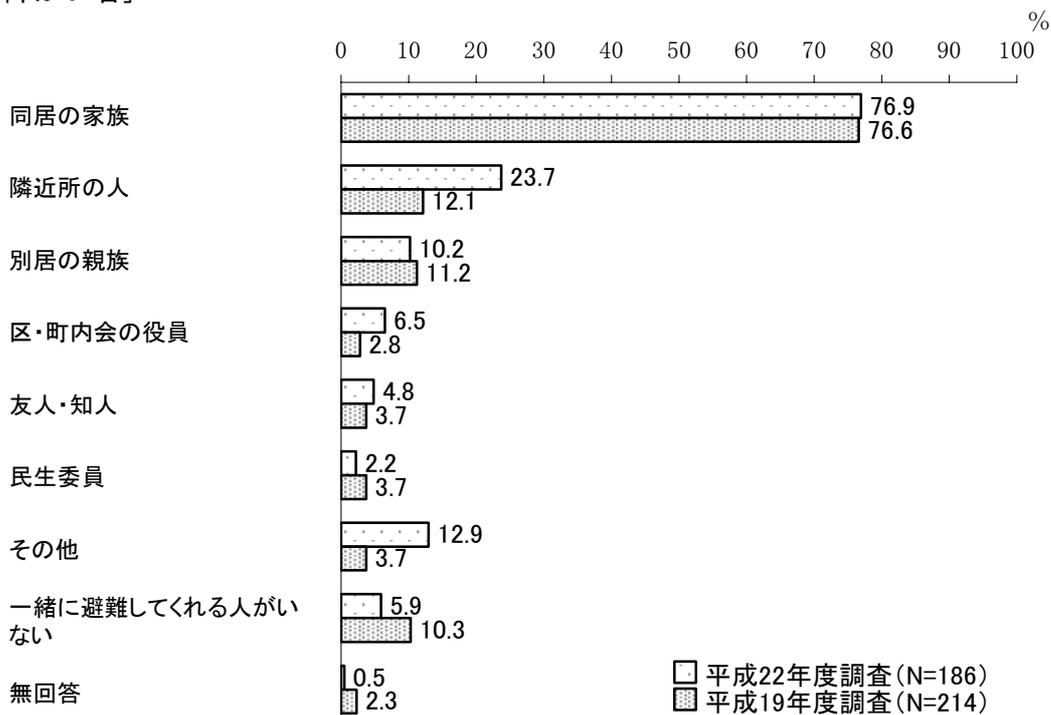
知的障がい者では、「同居の家族」の割合が78.8%と最も高く、次いで「隣近所の人」の割合が10.6%、「別居の親族」の割合が8.0%となっています。

精神障がい者では、「同居の家族」の割合が66.2%と最も高く、次いで「隣近所の人」の割合が13.2%、「別居の親族」の割合が8.8%となっています。

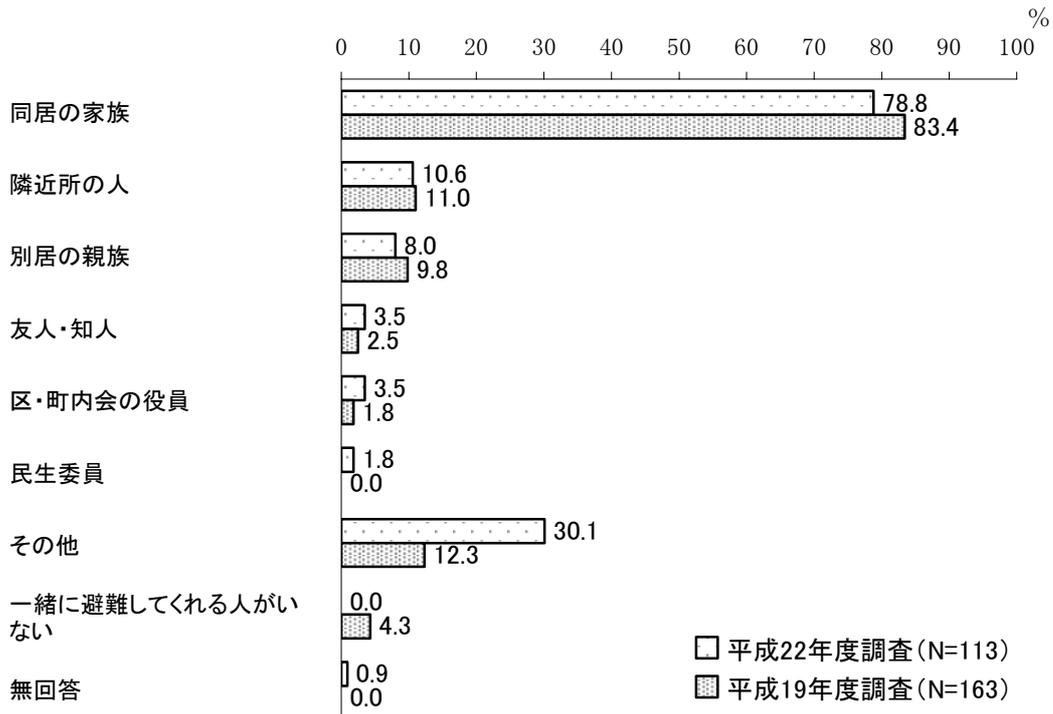
障がい児では、「同居の家族」の割合が97.0%と最も高く、次いで「園や学校の先生」の割合が38.3%、「隣近所の人」の割合が12.8%となっています。

平成19年度調査と比較すると、身体障がい者では、「隣近所の人」の割合が12.1ポイント高くなっています。知的障がい者では、大きな差異はみられません。精神障がい者では、「民生委員」の割合が5.9ポイント高くなっています。障がい児では、「園や学校の先生」の割合が6.1ポイント高くなっています。

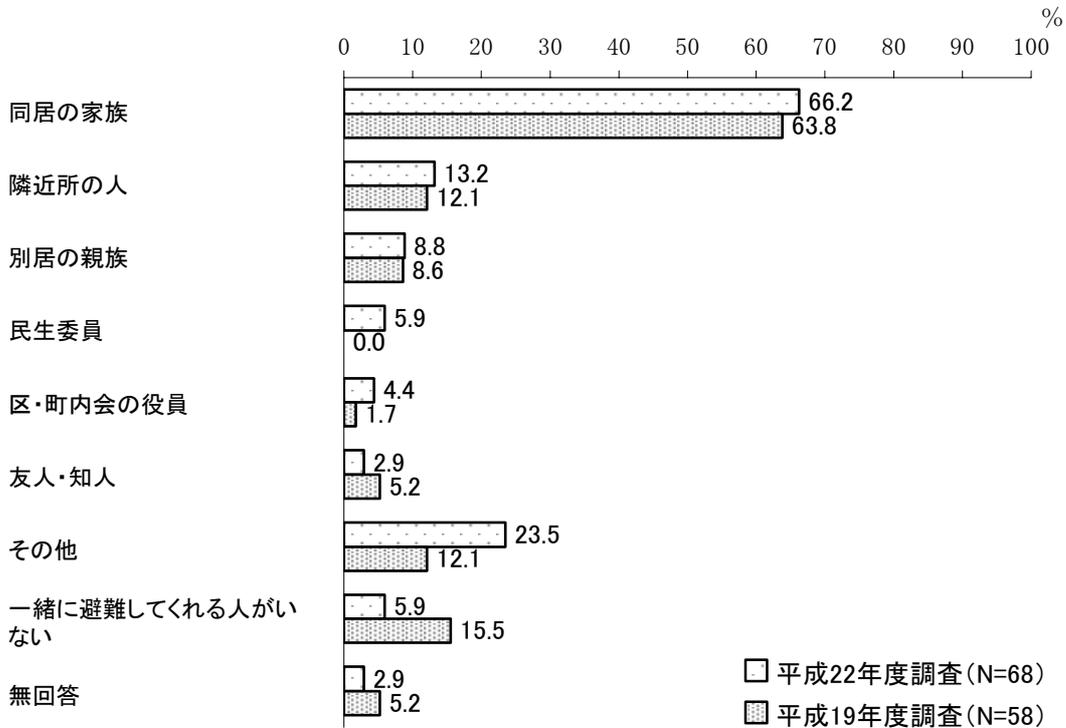
[身体障がい者]



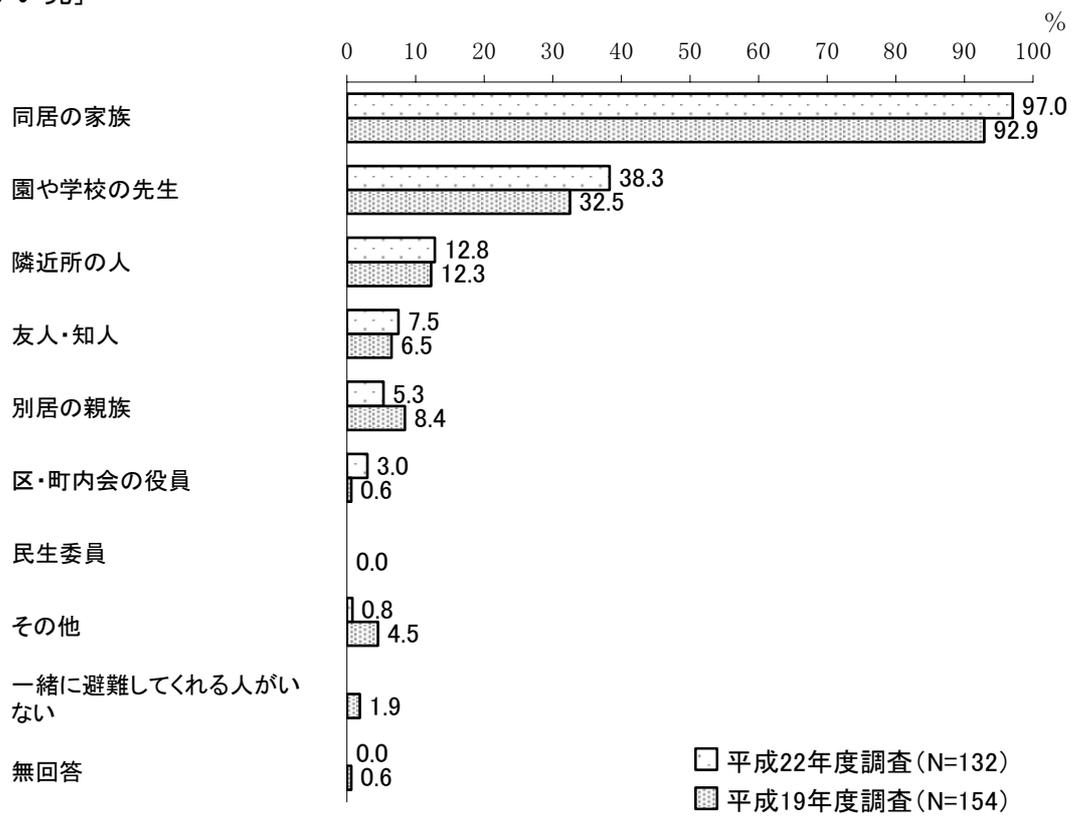
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



問 障がいのあるご本人が災害などの緊急事態に困ると思うことは何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(身体障がい者：問 22、知的障がい者：問 23、精神障がい者：問 23、障がい児：問 17)

身体障がい者では、「自力歩行がやや困難で、安全なところまですばやく避難できない」の割合が 36.5%と最も高く、次いで「避難所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない」の割合が 28.8%、「一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい」の割合が 28.5%となっています。

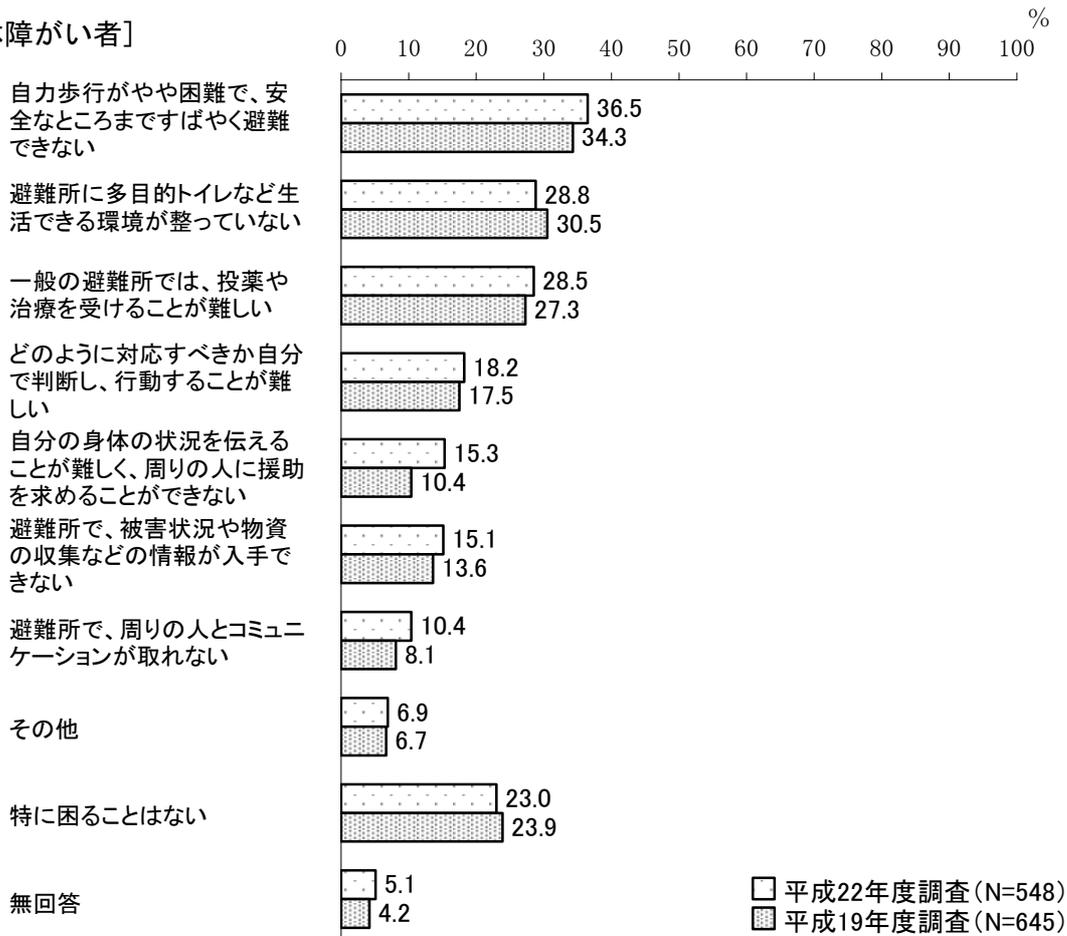
知的障がい者では、「どのように対応すべきか自分で考え、行動することがむずかしい」の割合が 70.3%と最も高く、次いで「避難所で、被害状況や生活に必要な品物を集めるための情報を手に入れることができない」の割合が 52.4%、「避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない」の割合が 51.4%となっています。

精神障がい者では、「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」の割合が 44.7%と最も高く、次いで「一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい」の割合が 42.2%、「避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない」の割合が 34.6%となっています。

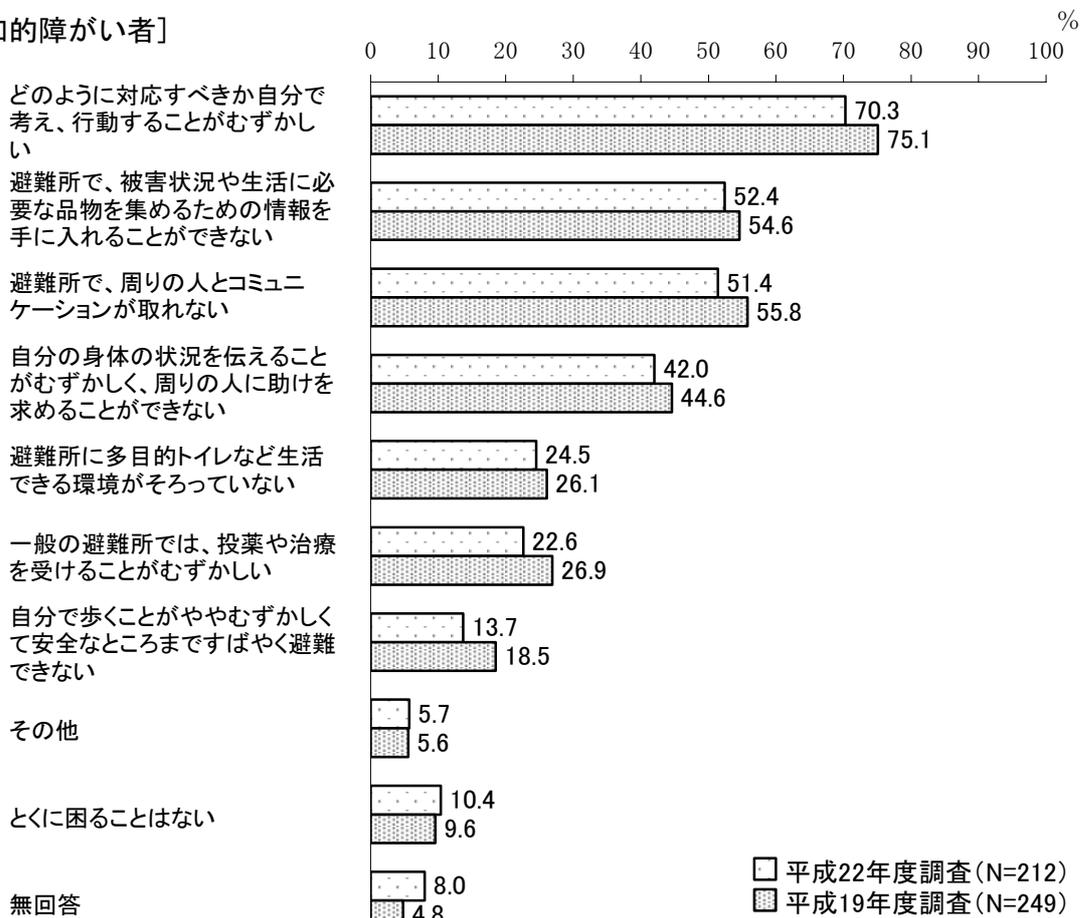
障がい児では、「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」の割合が 77.4%と最も高く、次いで「避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない」の割合が 60.0%、「避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない」の割合が 58.1%となっています。

平成 19 年度調査と比較すると、身体障がい者、知的障がい者では、大きな差異はみられません。精神障がい者では、「自分の身体の状況を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない」の割合が 5.0 ポイント高くなっています。「避難所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない」の割合が 5.6 ポイント低くなっています。障がい児では、「避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない」の割合が 5.2 ポイント高くなっています。

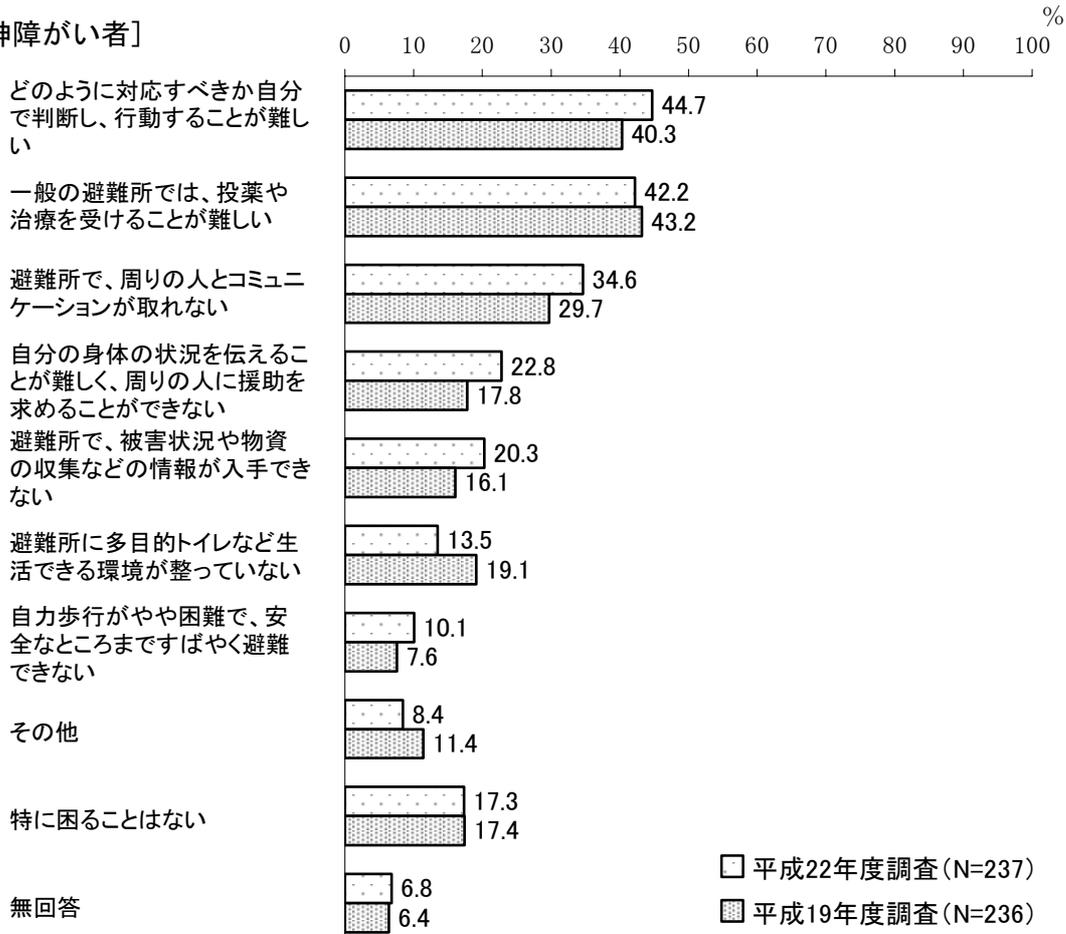
[身体障がい者]



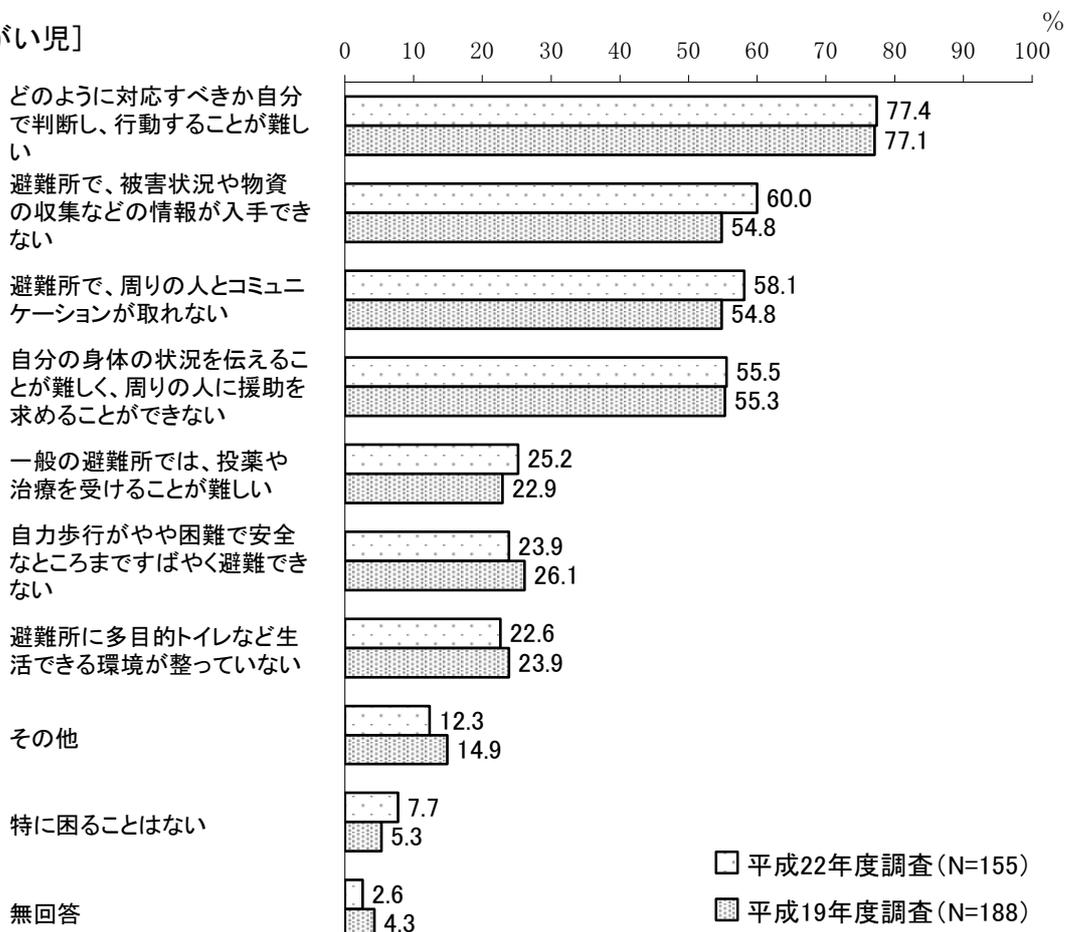
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



【障がいの程度別】

身体障がい者では、他の等級に比べて、1級の人では「一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい」の割合が高く、約5割となっています。また、2級の人では「自力歩行がやや困難で、安全なところまですばやく避難できない」、「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」、「避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない」、「避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない」の割合が高くなっています。

知的障がい者では、他の判定に比べて、A判定では全般に割合が高くなっています。

精神障がい者では、等級が重くなるほど「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」、「自分の身体の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない」の割合が高くなる傾向がみられます。

障がい児では、障がい程度が重くなるほど「自分の身体の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない」、「自力歩行がやや困難で安全なところまですばやく避難できない」の割合が高くなる傾向がみられ、特に重度の人で「自分の身体の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない」の割合が7割を超えています。

〔身体障がい者〕

区分	有効回答数(件)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい	自分の身体の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない	自力歩行がやや困難で、安全なところまですばやく避難できない	避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない	避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない	一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい	避難所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない	その他	特に困ることはない	無回答
1級	155	20.0	18.7	31.0	11.6	10.3	47.1	19.4	6.5	18.1	6.5
2級	109	32.1	20.2	51.4	26.6	21.1	24.8	39.4	11.0	13.8	3.7
3級	119	16.8	13.4	42.9	16.0	7.6	26.1	37.0	6.7	19.3	2.5
4級	105	7.6	8.6	29.5	7.6	1.9	13.3	27.6	3.8	37.1	4.8
5級	35	8.6	17.1	22.9	14.3	11.4	14.3	22.9	5.7	34.3	5.7
6級	19	10.5	5.3	26.3	15.8	10.5	21.1	15.8	5.3	47.4	5.3

[知的障がい者]

区分	有効回答数(件)	どのように対応すべきか自分で考え、行動することがむずかしい	自分の身体状況を伝えることがむずかしく、周りの人に助けを求めることができない	自分で歩くことがややむずかしくて安全なところまですばやく避難できない	避難所で、被害状況や生活に必要な品物を集めるための情報を手に入れることができない	避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない	一般の避難所では、投薬や治療を受けることがむずかしい	避難所に多目的トイレなど生活できる環境がそろっていない	その他	とくに困ることはない	無回答
A判定	86	83.7	68.6	29.1	69.8	69.8	37.2	40.7	8.1	2.3	9.3
B判定	66	75.8	30.3	3.0	57.6	42.4	12.1	15.2	4.5	9.1	6.1
C判定	51	47.1	15.7	2.0	21.6	39.2	11.8	13.7	2.0	25.5	5.9
わからない	4	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	—	25.0	—	25.0

[精神障がい者]

区分	有効回答数(件)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい	自分の身体状況を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない	自力歩行がやや困難で、安全なところまですばやく避難できない	避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない	避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない	一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい	避難所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない	その他	特に困ることはない	無回答
1級	6	66.7	50.0	33.3	33.3	50.0	50.0	16.7	—	16.7	16.7
2級	170	48.2	22.9	11.2	23.5	34.1	42.4	15.3	8.8	16.5	6.5
3級	53	32.1	17.0	5.7	11.3	35.8	43.4	9.4	9.4	22.6	1.9
わからない	6	33.3	33.3	—	—	16.7	16.7	—	—	—	50.0

[障がい児]

区分	有効回答数(件)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい	自分の身体状況を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない	自力歩行がやや困難で安全なところまですばやく避難できない	避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない	避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない	一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい	避難所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない	その他	特に困ることはない	無回答
重度	66	81.8	75.8	43.9	66.7	68.2	47.0	36.4	22.7	3.0	—
中度	36	66.7	47.2	13.9	52.8	38.9	5.6	8.3	5.6	8.3	8.3
軽度	49	77.6	32.7	2.0	55.1	55.1	10.2	10.2	4.1	14.3	2.0

8 地域生活（共生）について

問 現在、地域生活をしていく上で困っていること又は困ると思われることはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

（身体障がい者：問 23、知的障がい者：問 24、精神障がい者：問 24、障がい児：問 18）

身体障がい者では、「電車・バスなど交通機関の利用に不便をとまなうこと」の割合が 22.8%、「日用品などの買い物に不便をとまなうこと」の割合が 16.8%、「近所の人との会話やつきあいが少ないこと」の割合が 15.1%となっています。また、「特にない」の割合が 42.5%となっています。

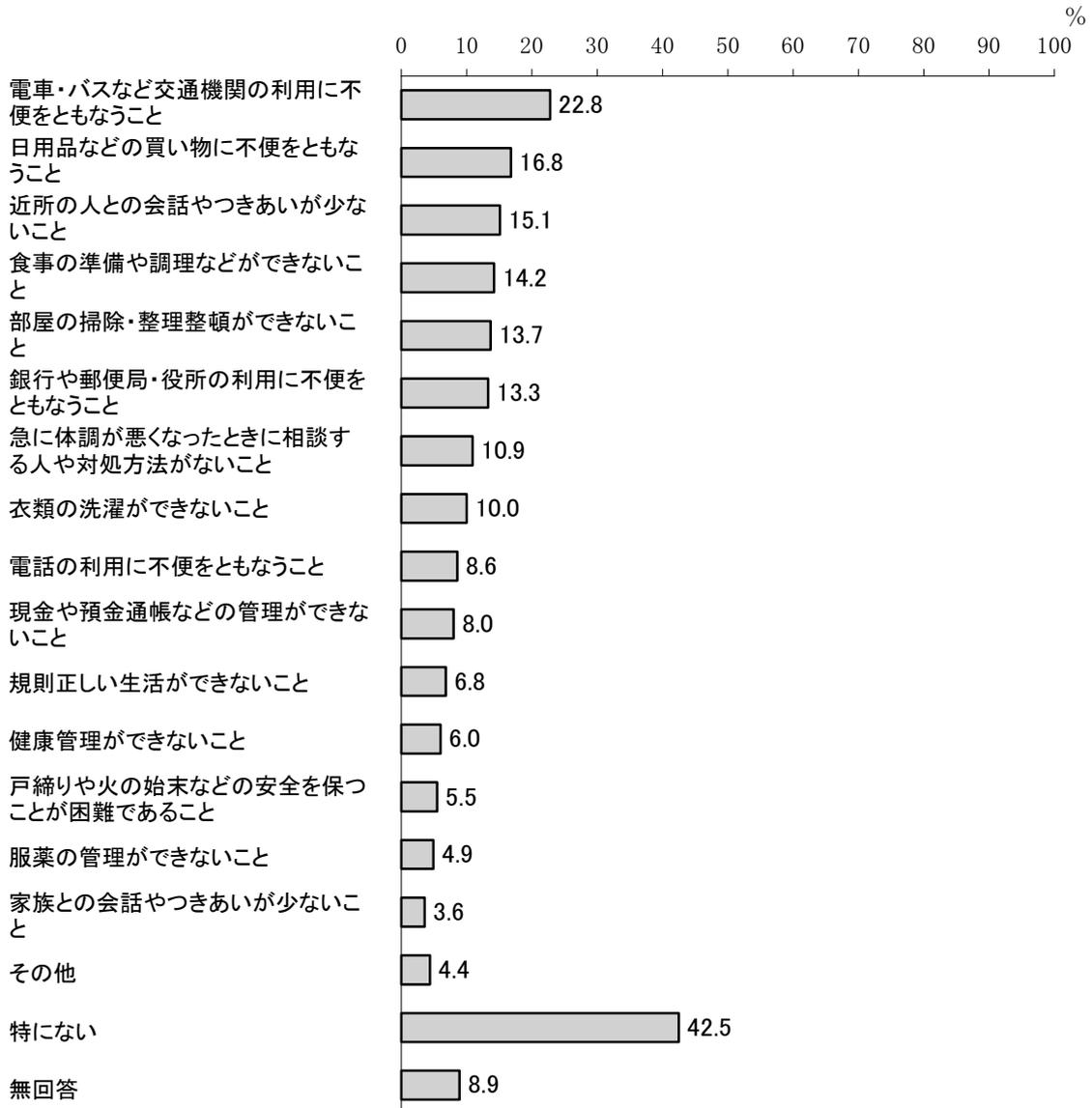
知的障がい者では、「現金や預金通帳などの管理ができないこと」の割合が 59.9%と最も高く、次いで「銀行や郵便局・役所の利用に不便をとまなうこと」の割合が 56.1%、「食事の準備や調理などができないこと」の割合が 50.9%となっています。

精神障がい者では、「近所の人との会話やつきあいが少ないこと」の割合が 44.7%と最も高く、次いで「部屋の掃除・整理整頓ができないこと」の割合が 35.0%、「食事の準備や調理などができないこと」の割合が 34.2%となっています。

障がい児では、「現金や預金通帳などの管理ができないこと」の割合が 58.7%と最も高く、次いで「食事の準備や調理などができないこと」の割合が 52.9%、「戸締りや火の始末などの安全を保つことが困難であること」の割合が 52.3%となっています。

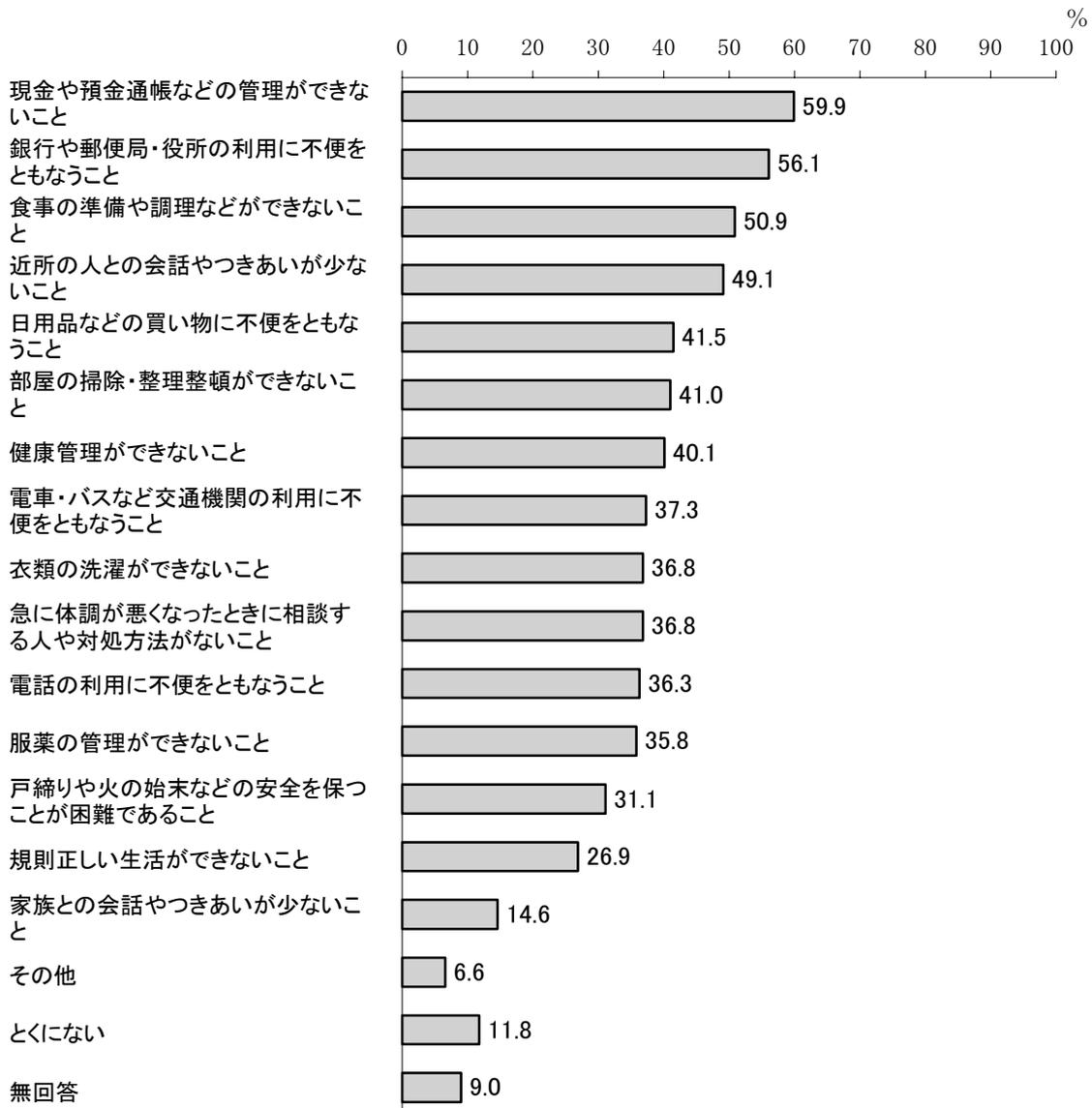
[身体障がい者]

N = 548



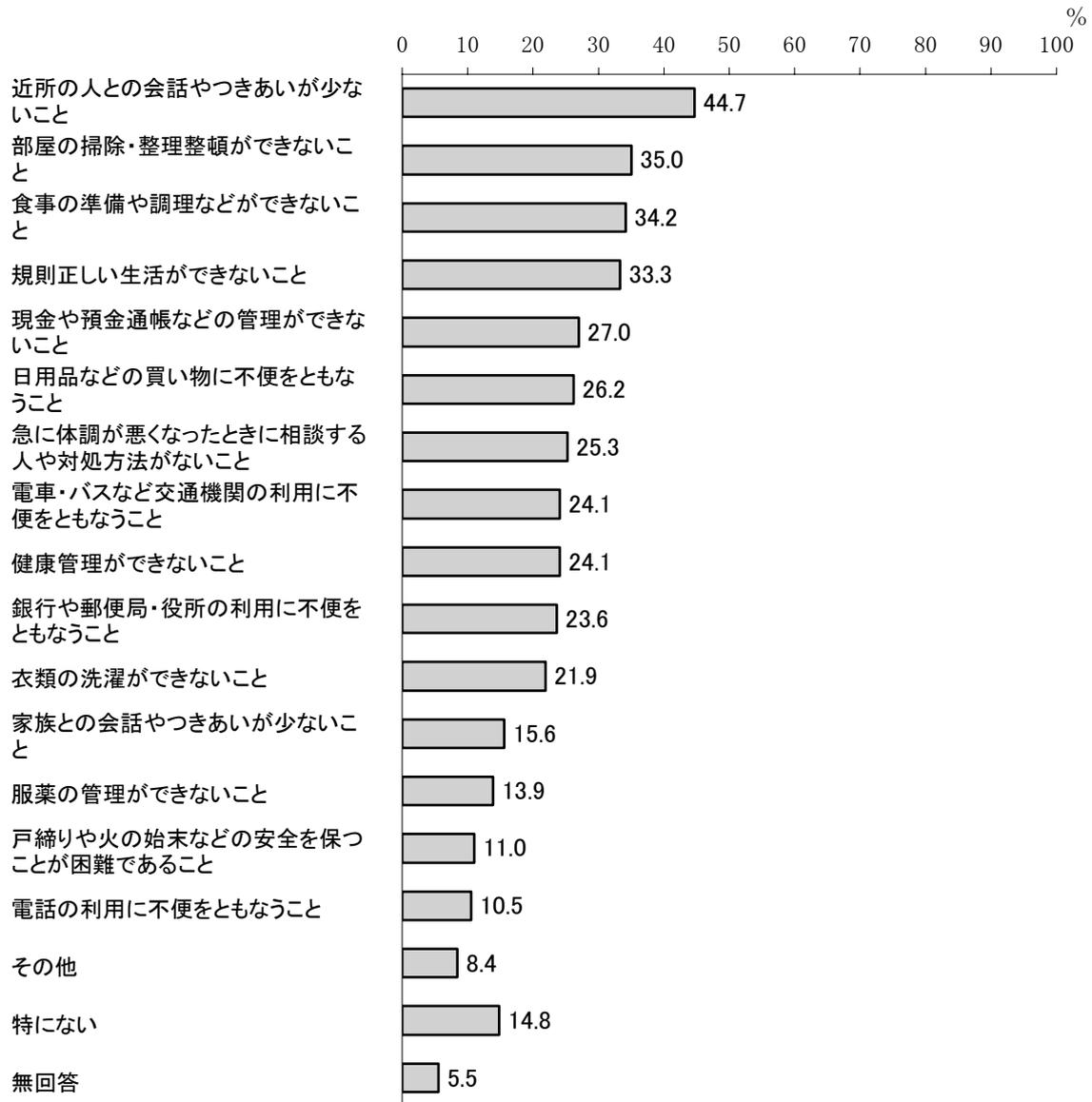
[知的障がい者]

N = 212



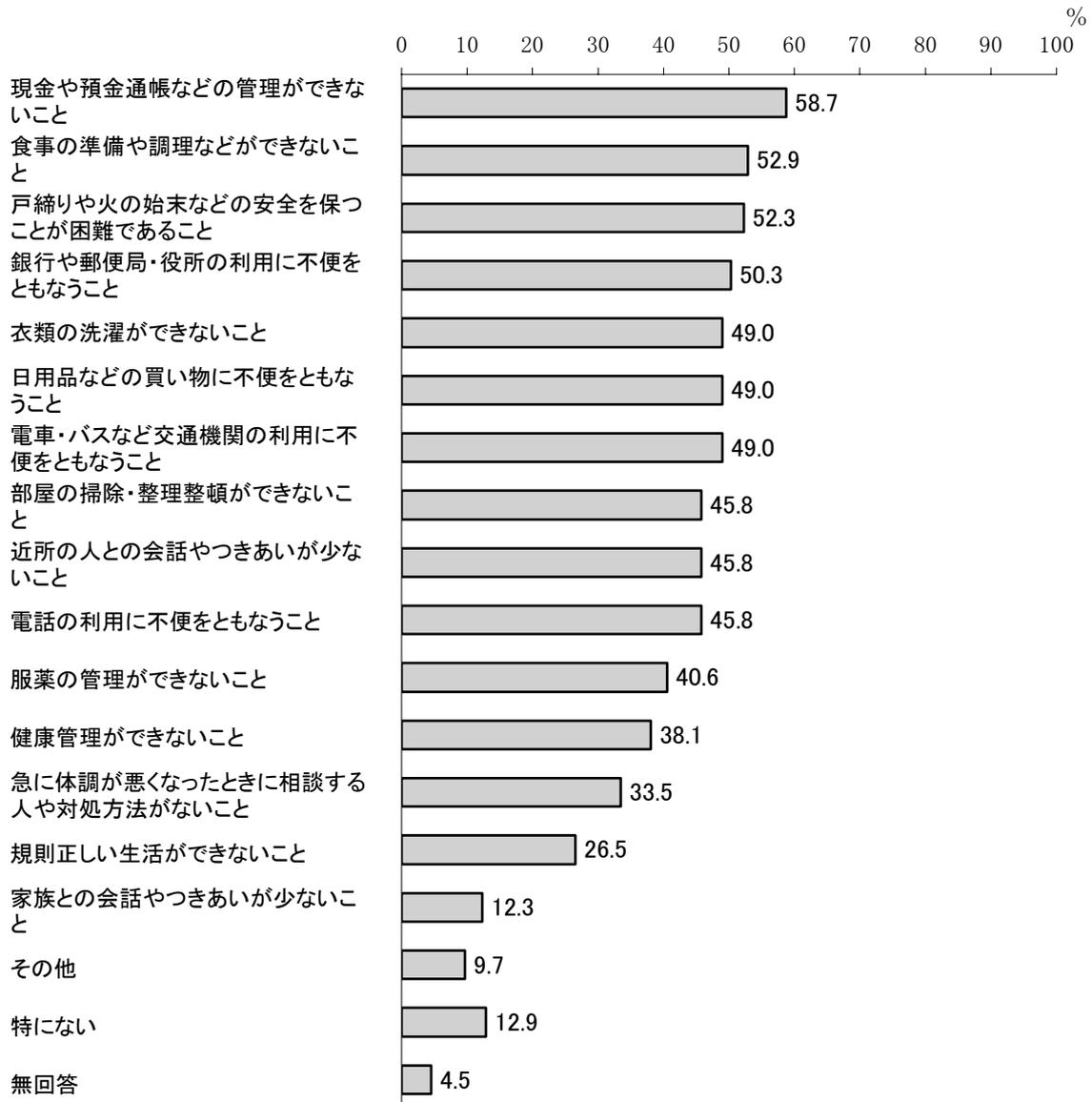
[精神障がい者]

N = 237



[障がい児]

N = 155



9 障がい者の人権について

問 障がいのある人の人権について特に問題があると思われることは何ですか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。(無理に3つを選ぶ必要はありません。)

(身体障がい者：問 24、知的障がい者：問 25、精神障がい者：問 25、障がい児：問 19)

身体障がい者では、「道路の段差や駅の階段など、外出に不便をとまなうこと」の割合が39.8%と最も高く、次いで「働ける場所や機会が少ないこと」の割合が25.5%、「差別的な発言や行動を受けること」の割合が18.1%となっています。また、「特に問題と思うことはない」の割合が18.2%となっています。

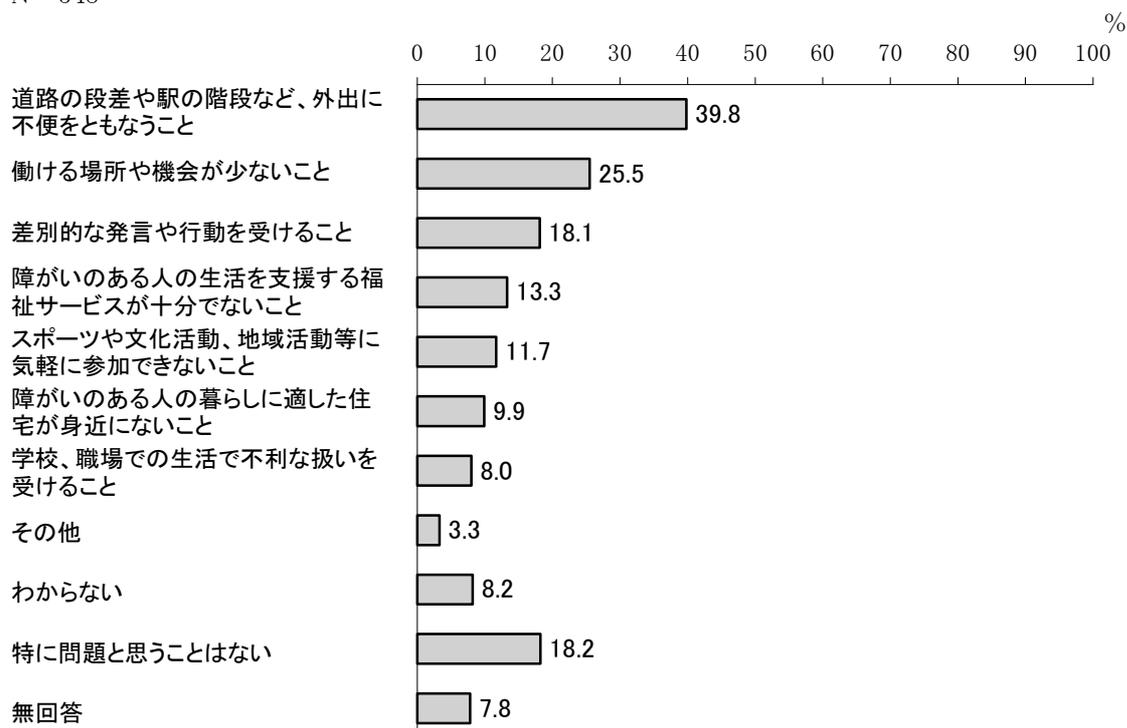
知的障がい者では、「差別的な発言や行動を受けること」の割合が30.2%と最も高く、次いで「働ける場所や機会が少ないこと」の割合が27.4%、「障がいのある人の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと」の割合が18.9%となっています。

精神障がい者では、「差別的な発言や行動を受けること」「働ける場所や機会が少ないこと」の割合が35.0%、「障がいのある人の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと」の割合が20.7%、「学校、職場での生活で不利な扱いを受けること」「障がいのある人の暮らしに適した住宅が身近にないこと」の割合が9.7%となっています。また、「わからない」が12.7%となっています。

障がい児では、「差別的な発言や行動を受けること」の割合が47.1%と最も高く、次いで「働ける場所や機会が少ないこと」の割合が45.2%、「障がいのある人の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと」の割合が32.9%となっています。

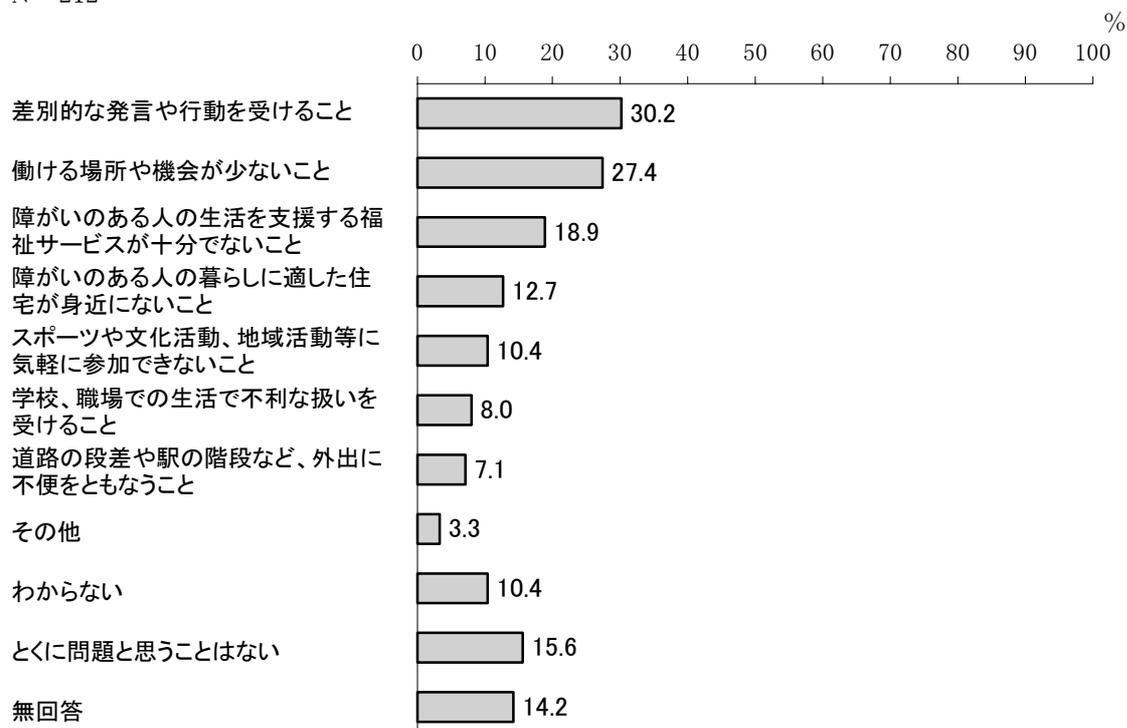
[身体障がい者]

N = 548



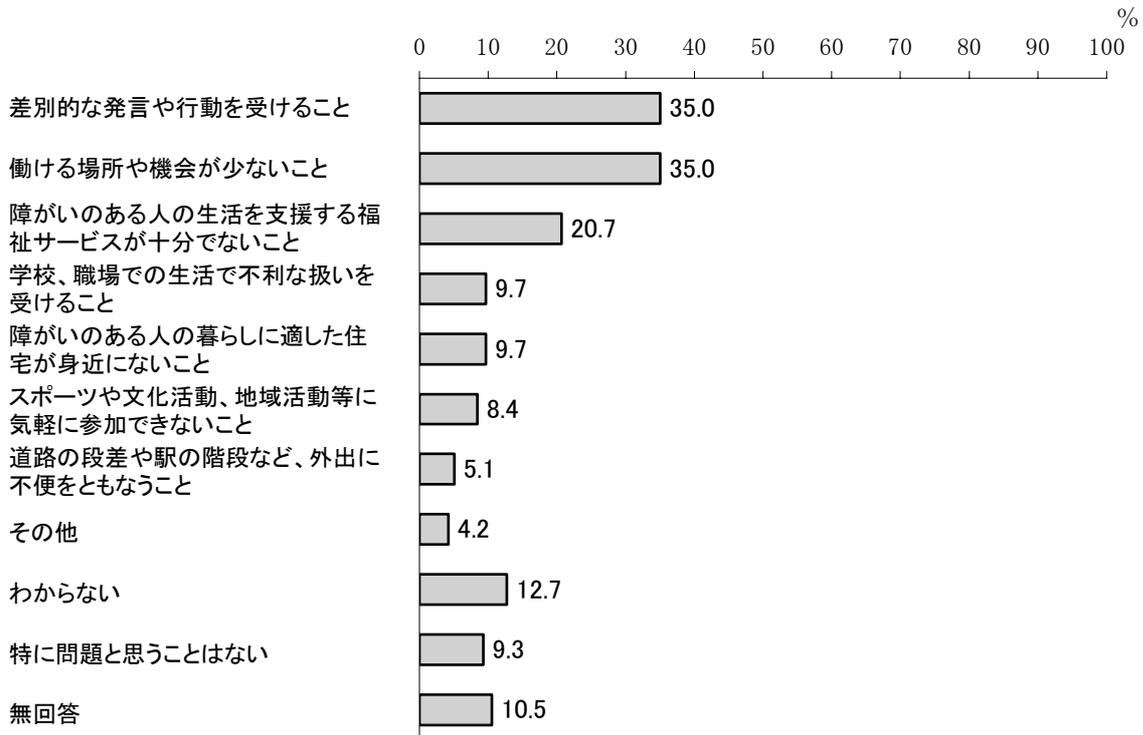
[知的障がい者]

N = 212



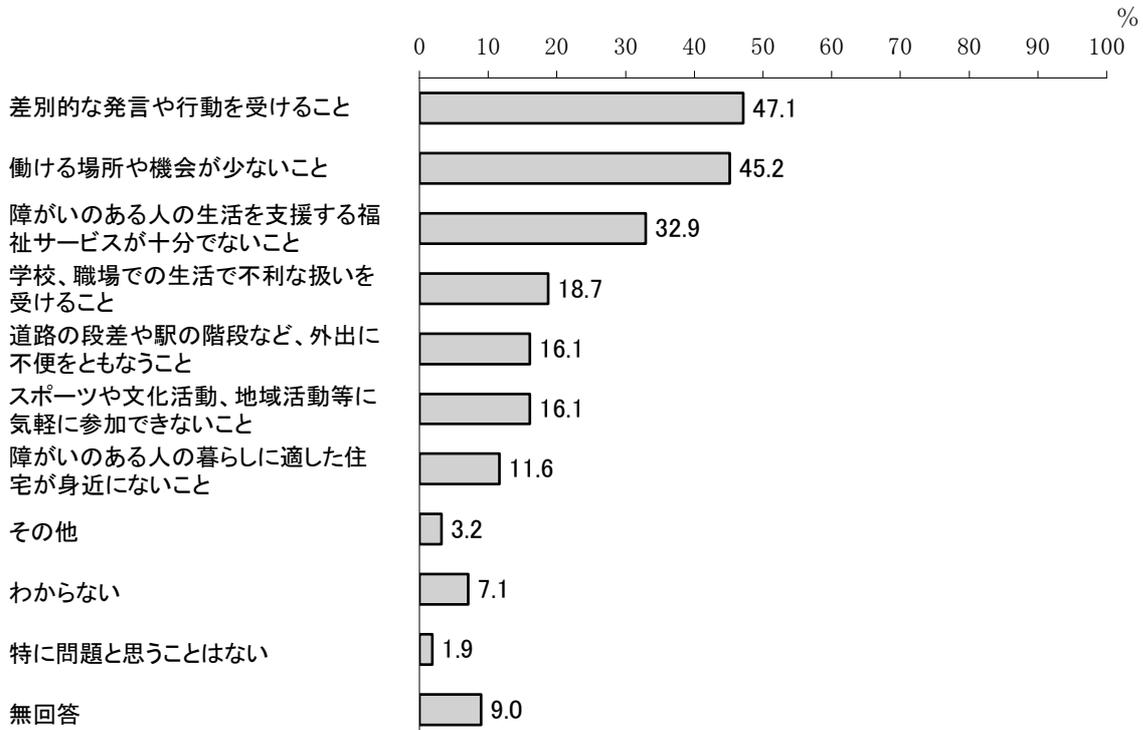
[精神障がい者]

N = 237



[障がい児]

N = 155



10 障がい者施策について

問 5年前と比べて福祉・教育・雇用・まちづくりなどの障がい者施策は進んだと思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

(身体障がい者：問 25、知的障がい者：問 26、精神障がい者：問 26、障がい児：問 20)

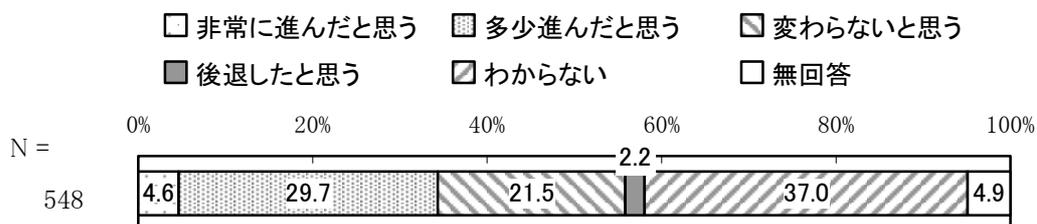
身体障がい者では、「非常に進んだと思う」と「多少進んだと思う」をあわせた“進んだと思う人”の割合が34.3%、「変わらないと思う」の割合が21.5%、「後退したと思う」の割合が2.2%となっています。

知的障がい者では、“進んだと思う人”の割合が37.3%、「変わらないと思う」の割合が21.2%、「後退したと思う」の割合が4.2%となっています。

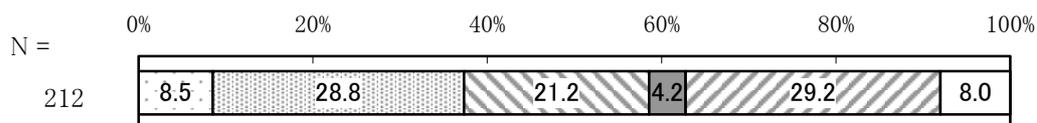
精神障がい者では、“進んだと思う人”の割合が31.2%、「変わらないと思う」の割合が18.1%となっています。また、「わからない」の割合が44.3%となっています。

障がい児では、“進んだと思う人”の割合が38.7%、「変わらないと思う」の割合が24.5%、「後退したと思う」の割合が5.2%となっています。また、「わからない」の割合が30.3%となっています。

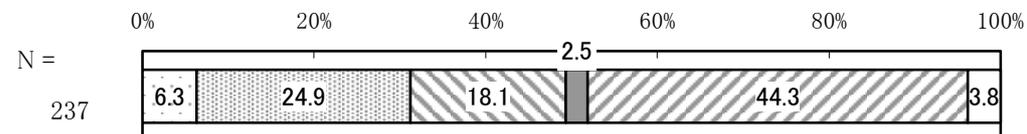
[身体障がい者]



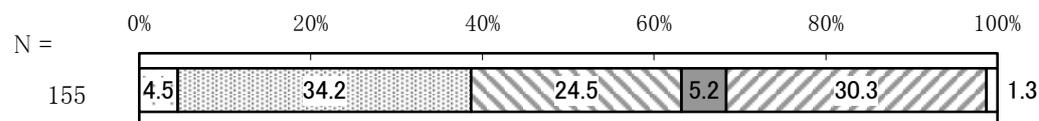
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



問 春日井市における福祉・教育・雇用・まちづくりなど、障がい者の施策について満足していますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。
 (身体障がい者：問 26、知的障がい者：問 27、精神障がい者：問 27、障がい児：問 21)

身体障がい者では、「満足している」と「ある程度満足している」をあわせた“満足している人”の割合が38.1%、「やや不満である」と「不満である」をあわせた“不満に思っている人”の割合が20.1%となっています。

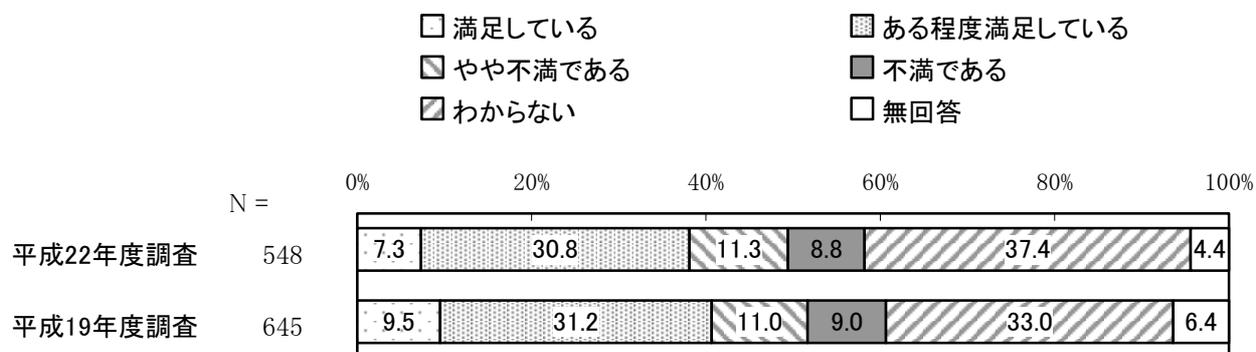
知的障がい者では、“満足している人”の割合が38.7%、“不満である人”の割合が24.1%となっています。また、「わからない」の割合が31.6%となっています。

精神障がい者では、“満足している人”の割合が36.3%、“不満に思っている人”の割合が26.2%となっています。また、「わからない」の割合が33.8%となっています。

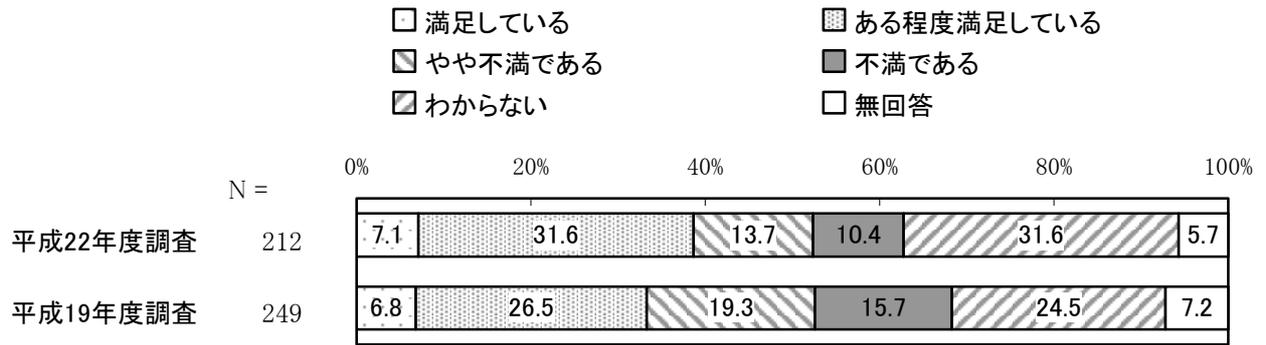
障がい児では、“満足している人”の割合が29.1%、“不満に思っている人”の割合が50.3%となっています。また、「わからない」の割合が19.4%となっています。

平成19年度調査と比較すると、身体障がい者では、大きな差異はみられません。知的障がい者では、「わからない」の割合が7.1ポイント高く、「あるていど満足している」の割合が5.1ポイント高く、「やや不満である」の割合が5.6ポイント、「不満である」の割合が5.3ポイント低くなっています。精神障がい者では、大きな差異はみられません。障がい児では、「不満である」の割合が9.8ポイント低くなっています。

[身体障がい者]



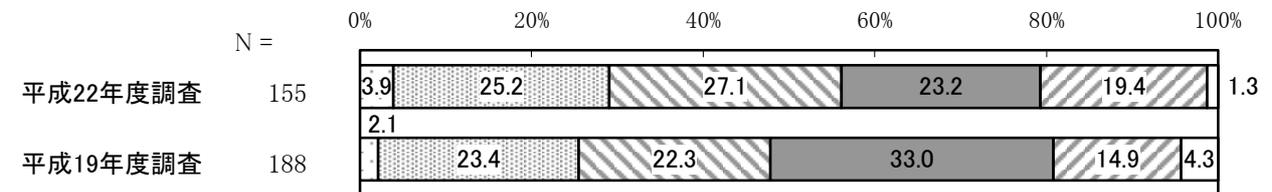
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



問 今後、特に充実すべきだと考える障がい者の施策について、あてはまるものに5つまで○をつけてください。(無理に5つを選ぶ必要はありません。)

(身体障がい者：問 27、知的障がい者：問 28、精神障がい者：問 28、障がい児：問 22)

身体障がい者では、「高齢で障がいが重くなったときに生活できる施設の整備」の割合が40.0%と最も高く、次いで「障がい者の雇用促進」の割合が26.8%、「災害や具合が悪くなったときなど緊急時の支援体制の充実」の割合が24.5%となっています。

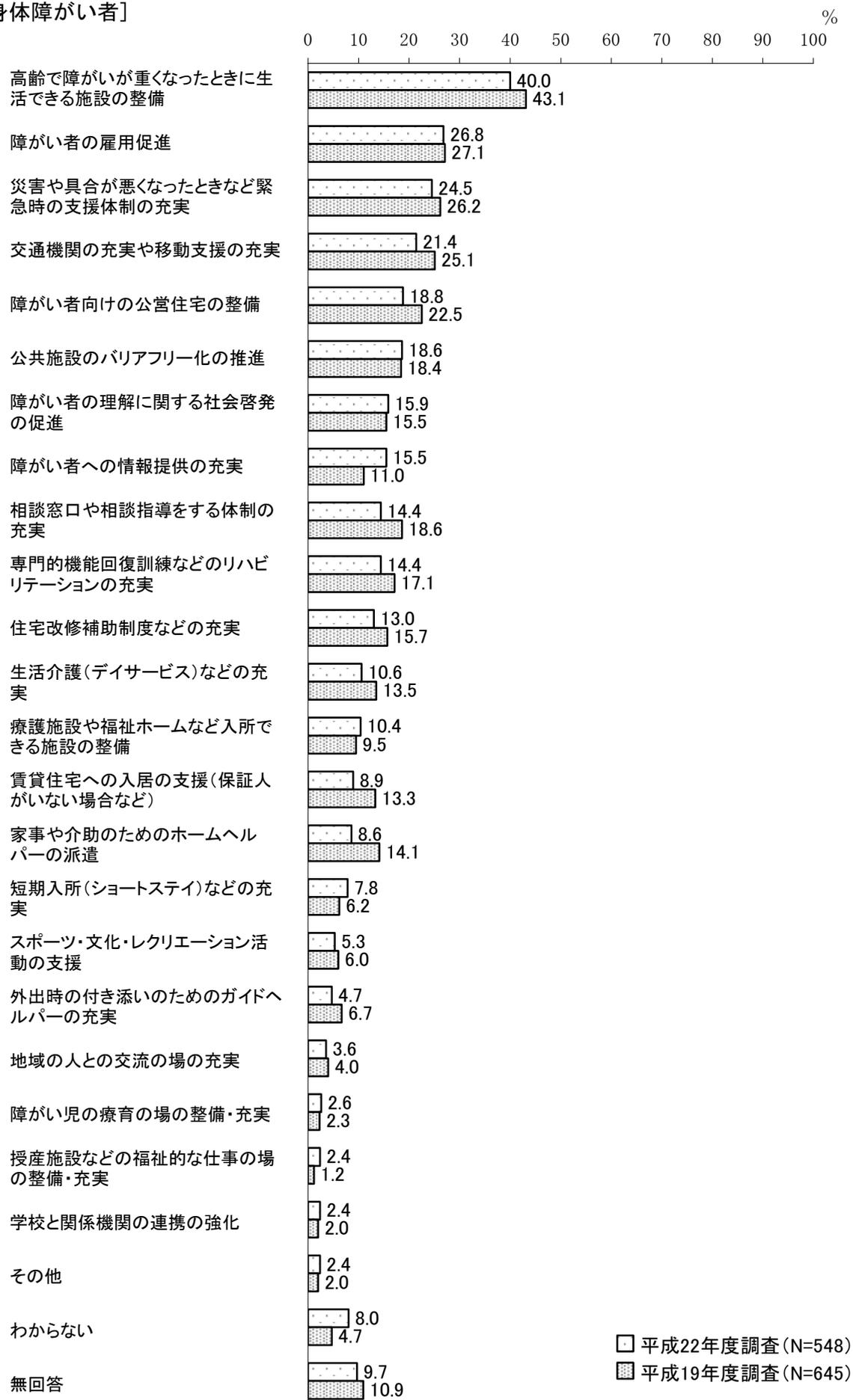
知的障がい者では、「高齢で障がいが重くなったときに生活できる施設の整備」の割合が43.4%と最も高く、次いで「障がい者の雇用促進」の割合が25.0%、「グループホーム・ケアホームなどの確保」の割合が21.7%となっています。

精神障がい者では、「障がい者の雇用促進」の割合が32.1%と最も高く、次いで「専門機関での医師や専門家による病気の治療やカウンセリングの充実」の割合が27.0%、「障がい者への情報提供の充実」の割合が25.7%となっています。

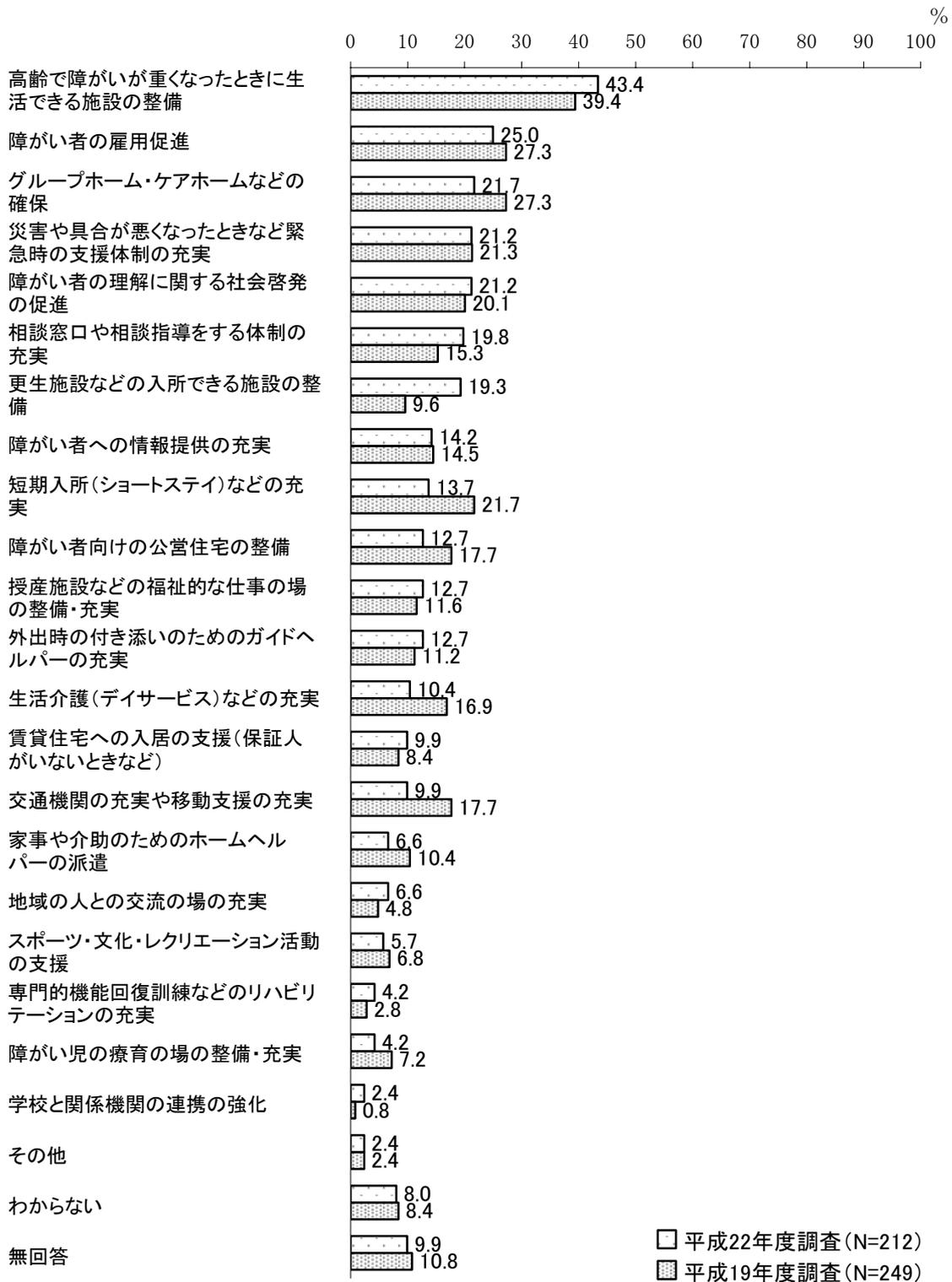
障がい児では、「障がい者の雇用促進」の割合が49.0%と最も高く、次いで「障がい児の療育の場の整備・充実」の割合が39.4%、「障がい者の理解に関する社会啓発の促進」の割合が33.5%となっています。

平成19年度調査と比較すると、身体障がい者では、「家事や介助のためのホームヘルパーの派遣」の割合が5.5ポイント低くなっています。知的障がい者では、「更生施設などの入所できる施設の整備」の割合が9.7ポイント高く、「短期入所（ショートステイ）などの充実」の割合が8.0ポイント、「生活介護（デイサービス）などの充実」の割合が6.5ポイント、「グループホーム・ケアホームなどの確保」の割合が5.6ポイント低くなっています。精神障がい者では、「障がい者への情報提供の充実」の割合が10.0ポイント、「災害や具合が悪くなったときなど緊急時の支援体制の充実」の割合が5.0ポイント高くなっています。障がい児では、「障がい者の雇用促進」の割合が7.0ポイント、「障がい者への情報提供の充実」の割合が6.8ポイント、「高齢で障がいが重くなったときに生活できる施設の整備」の割合が5.3ポイント高くなっています。また、「相談窓口や相談指導をする体制の充実」の割合が6.8ポイント、「生活介護（デイサービス）などの充実」の割合が6.7ポイント低くなっています。

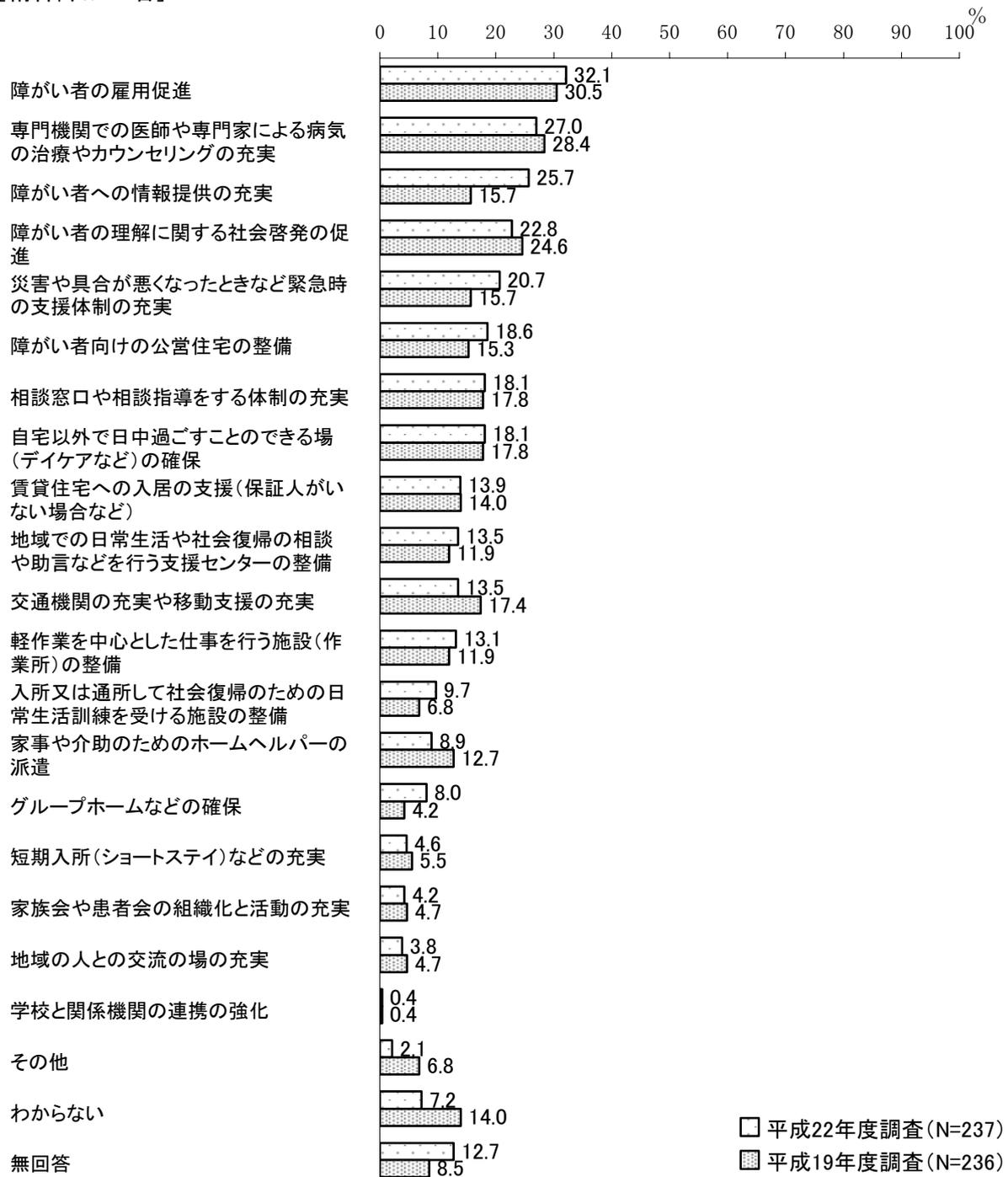
[身体障がい者]



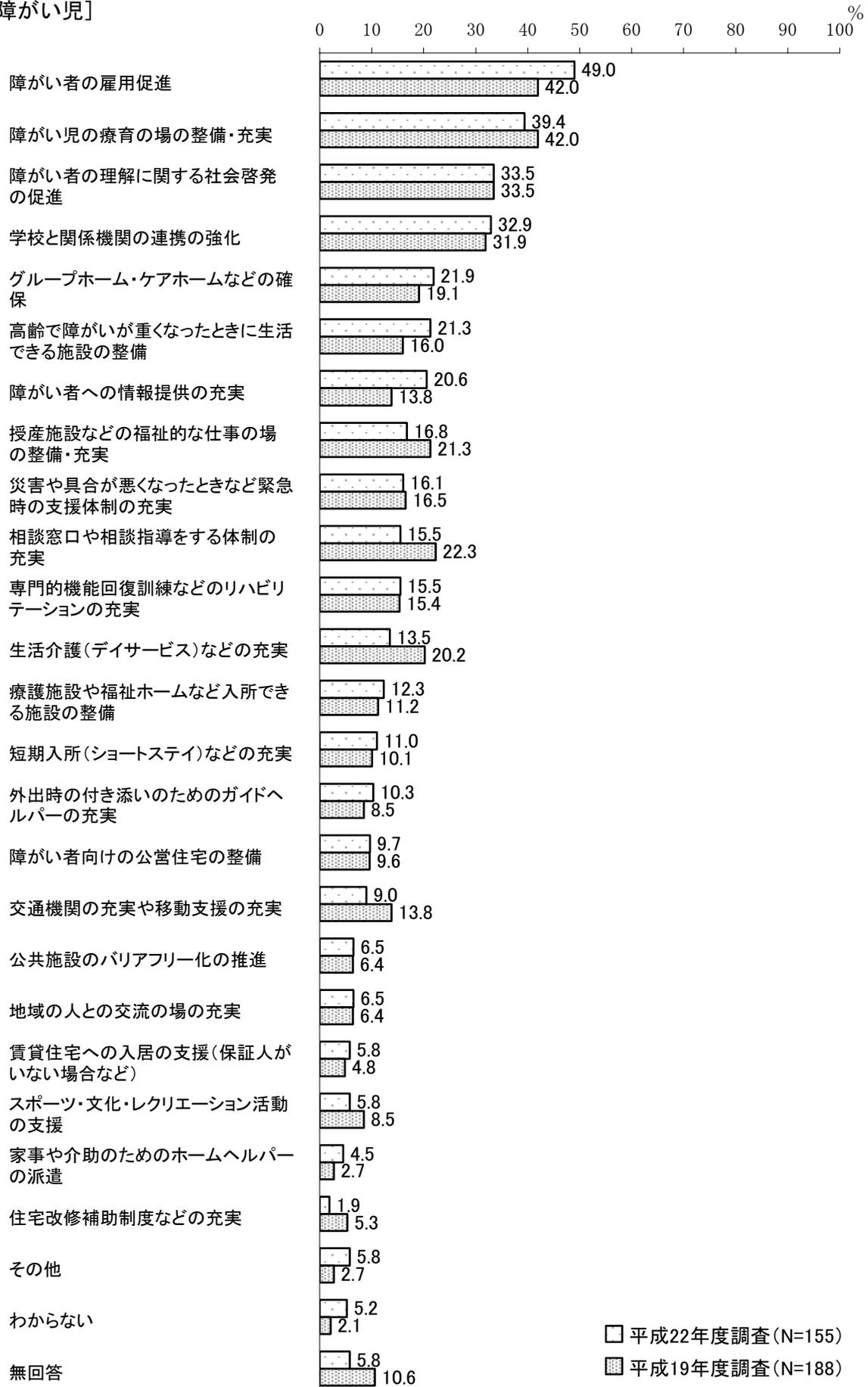
[知的障がい者]



[精神障がい者]



[障がい児]



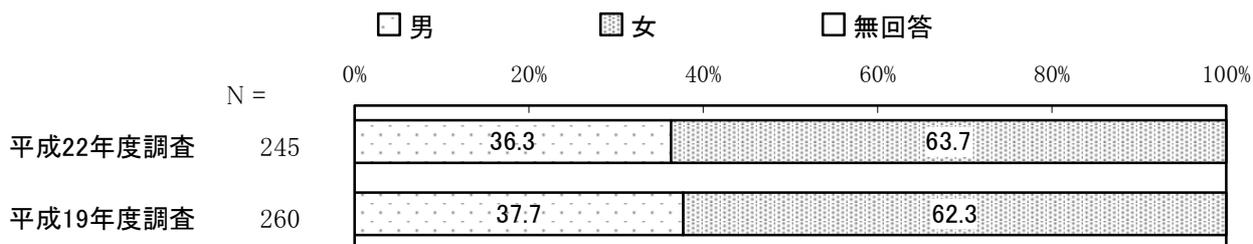
Ⅲ 障がいのない人調査結果

1 回答者について

問1 あなたの性別について、どちらかに○をつけてください。

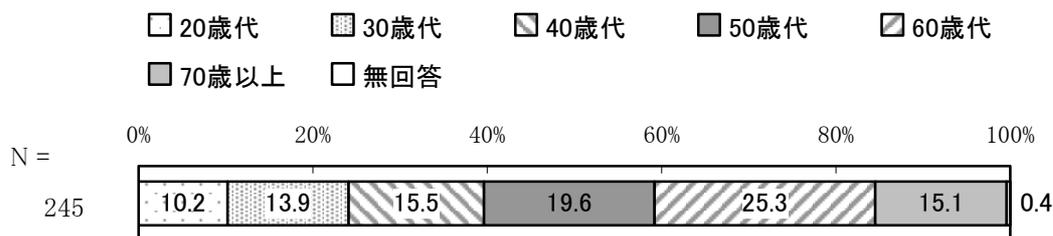
「男」の割合が36.3%、「女」の割合が63.7%となっています。

平成19年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



問2 あなたの年齢を記入してください。(平成22年11月1日現在)

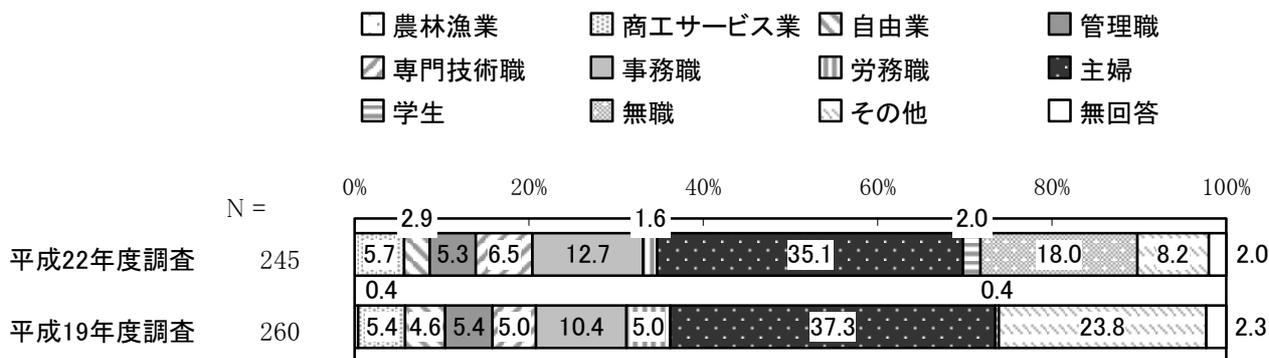
「60歳代」の割合が25.3%と最も高く、次いで「50歳代」の割合が19.6%、「40歳代」の割合が15.5%となっています。



問3 あなたのご職業は何ですか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

「主婦」の割合が35.1%と最も高く、次いで「無職」の割合が18.0%、「事務職」の割合が12.7%となっています。

平成19年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



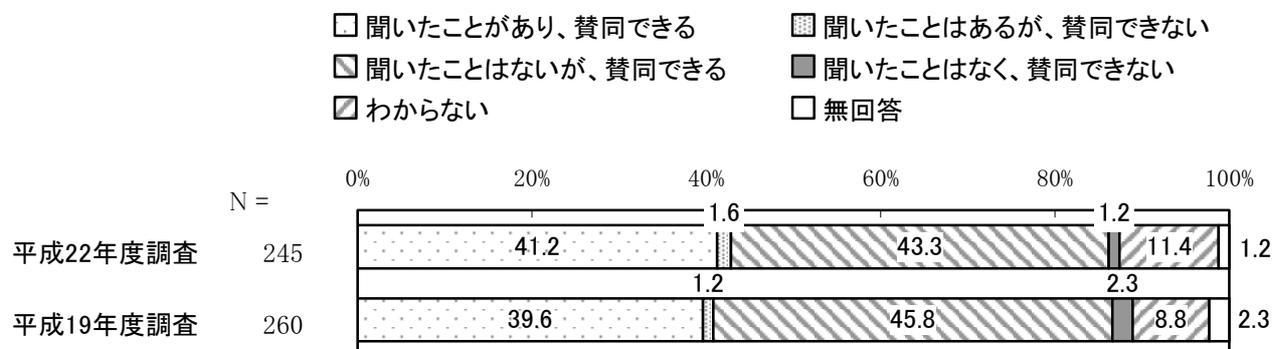
※平成19年度調査には、「無職」の選択肢はありません。

2 共生社会について

問4 「共生社会」とは、障がいの有無等にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会のことです。あなたは、この「共生社会」という言葉を聞いたことがありますか。また、このような社会のあり方についてどのように考えますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

「聞いたことはないが、賛同できる」の割合が43.3%と最も高く、次いで「聞いたことがあります、賛同できる」の割合が41.2%、「聞いたことはあるが、賛同できない」の割合が1.6%、「聞いたことはなく、賛同できない」の割合が1.2%となっています。また、「わからない」の割合が11.4%となっています。

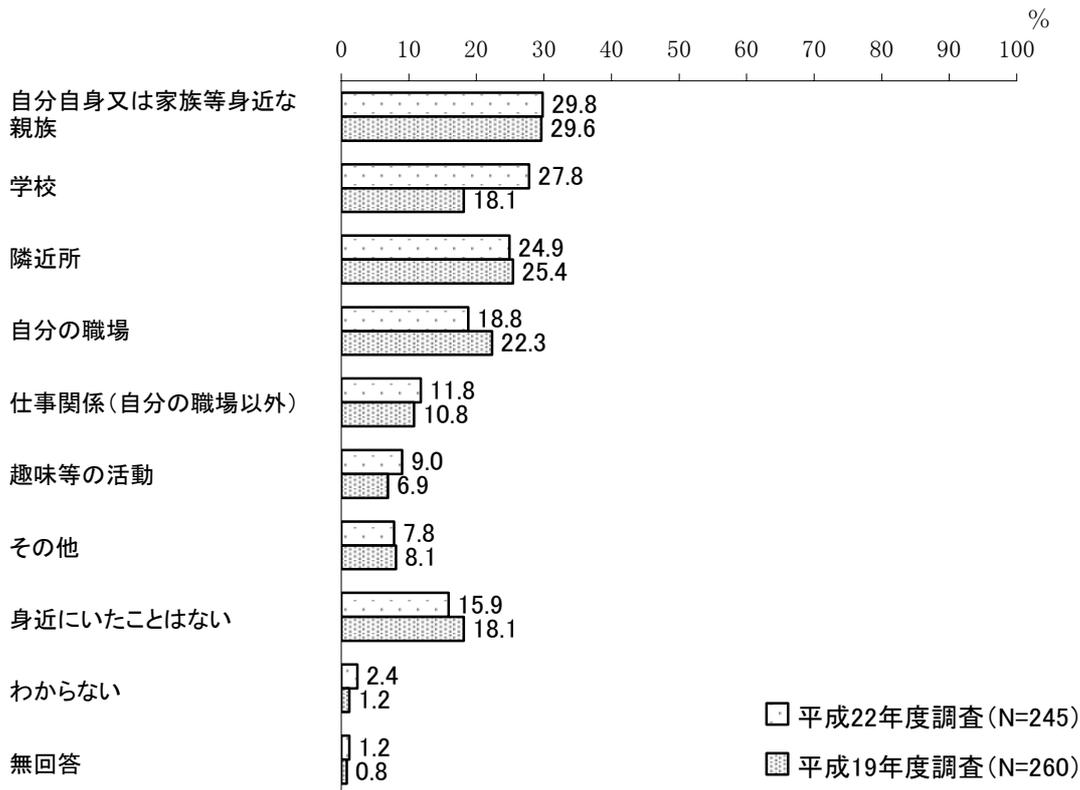
平成19年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



問5 これまで、あなたの身近に障がいのある人がいたことはありましたか。また、それはどのような場面でしたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「自分自身又は家族等身近な親族」の割合が29.8%と最も高く、次いで「学校」の割合が27.8%、「隣近所」の割合が24.9%となっています。

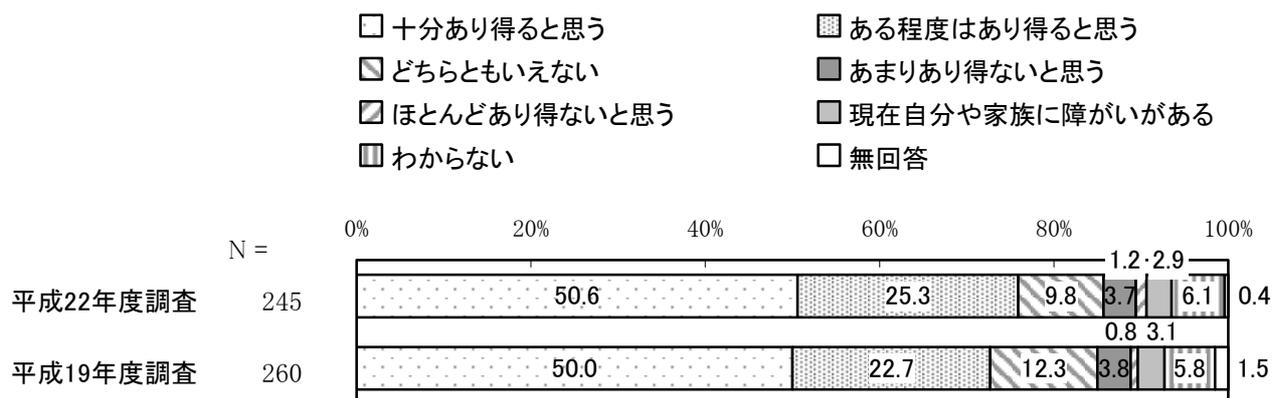
平成19年度調査と比較すると、「学校」の割合が9.7ポイント高くなっています。



問6 あなたは、将来において自分や家族が障がいのある状態になることがあり得ると思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

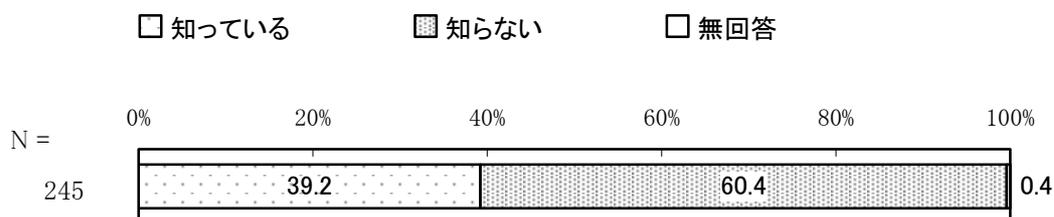
「十分あり得ると思う」と「ある程度はあり得ると思う」をあわせた“あり得ると思う人”の割合が75.9%、「あまりあり得ないと思う」と「ほとんどあり得ないと思う」をあわせた“あり得ないと思う人”の割合が4.9%となっています。

平成19年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



問7 成年後見制度について、知っていますか。どちらかに○をつけてください。

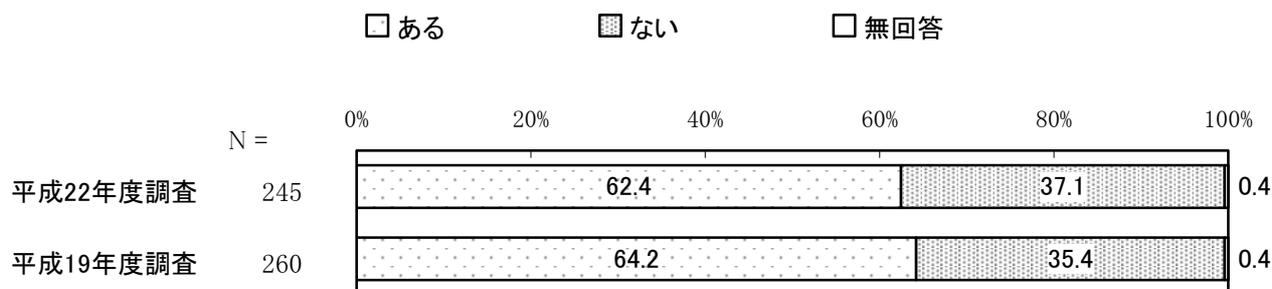
「知っている」の割合が39.2%、「知らない」の割合が60.4%となっています。



問8 あなたは、障がいのある人と気軽に話したり、障がいのある人の手助けをしたことがありますか。どちらかに○をつけてください。

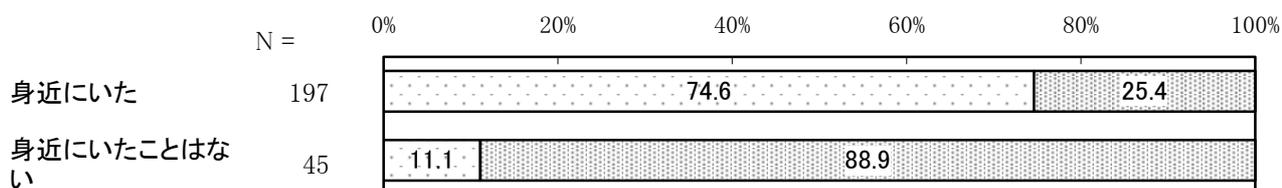
「ある」の割合が62.4%、「ない」の割合が37.1%となっています。

平成19年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



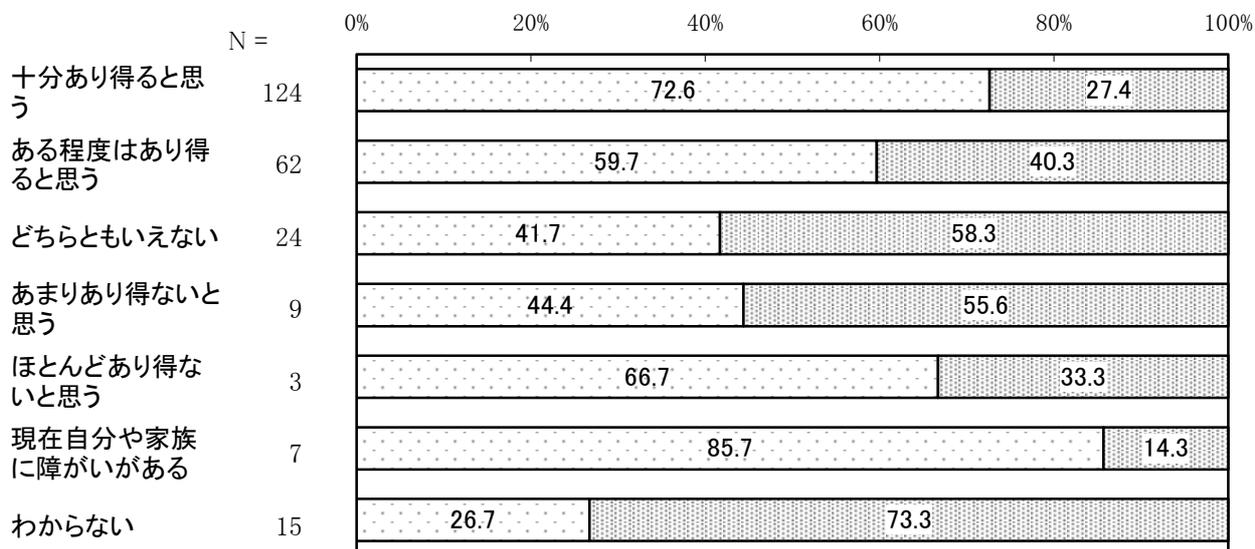
【身近での障がい者の有無別】

身近での障がいのある人の有無別でみると、身近に障がいのある人がいたことのない人に比べて、身近にいた人では「ある」の割合が高く、7割を超えています。



【自分や家族が障がいのある状態になることへの意識別】

自分や家族が障がいのある状態になることへの意識別でみると、他に比べて、十分にあり得ると思っている人では「ある」の割合が高く、7割を超えています。

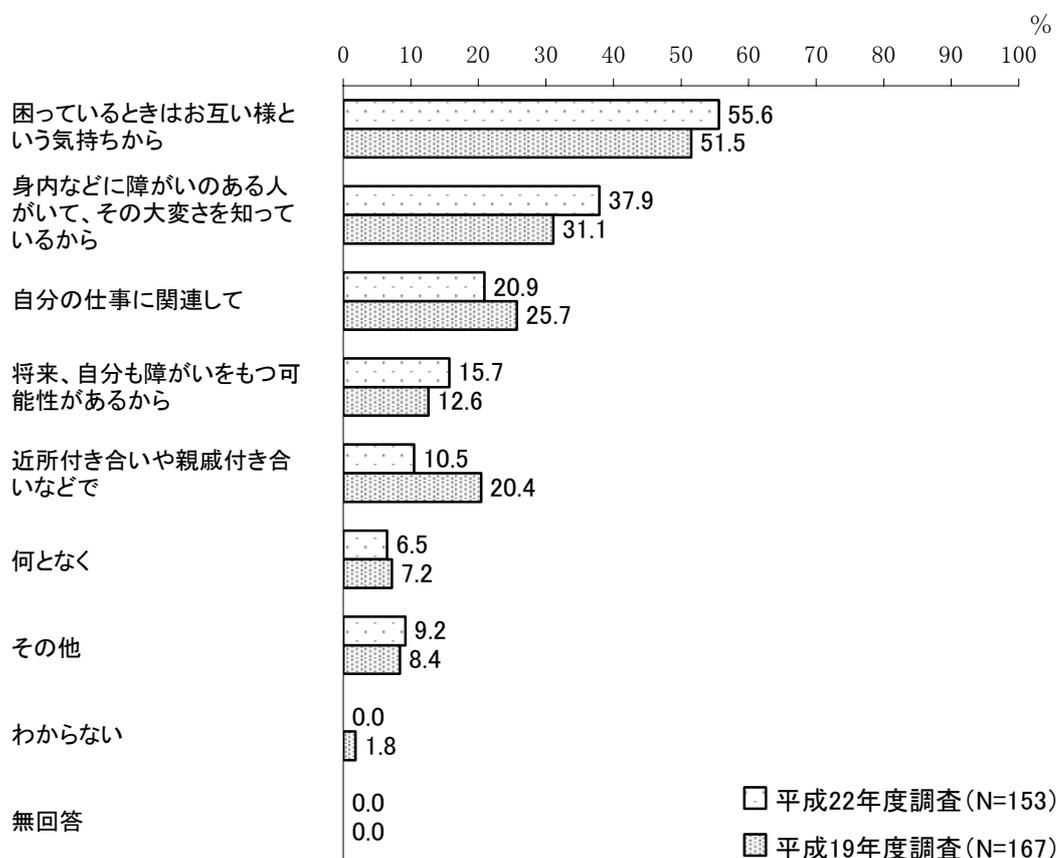


問8で「1. ある」と答えた方にお聞きします。

問8-1 それはどのような気持ちからですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「困っているときはお互い様という気持ちから」の割合が55.6%と最も高く、次いで「身内などに障がいのある人がいて、その大変さを知っているから」の割合が37.9%、「自分の仕事に関連して」の割合が20.9%となっています。

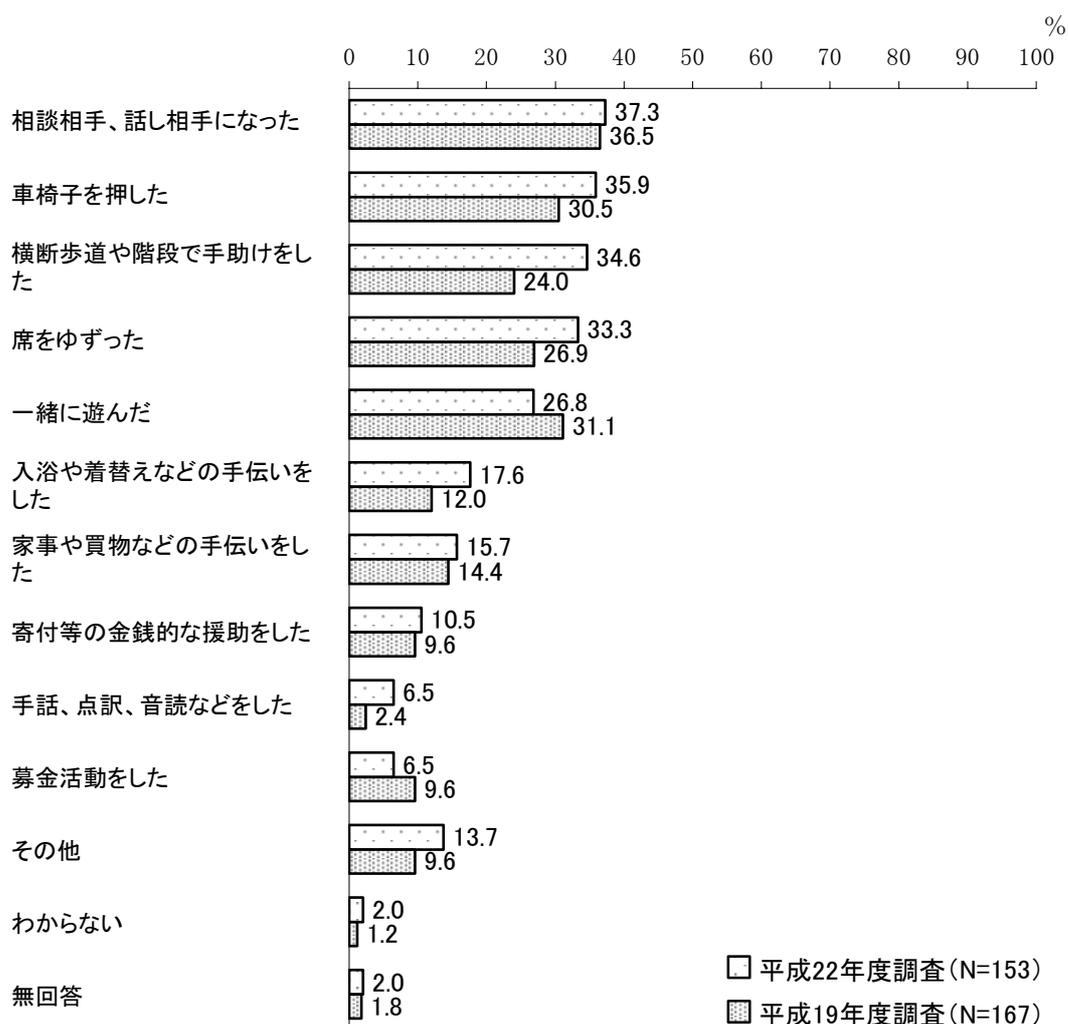
平成19年度調査と比較すると、「近所付き合いや親戚付き合いなどで」の割合が9.9ポイント低くなっており、「身内などに障がいのある人がいて、その大変さを知っているから」の割合が6.8ポイント高くなっています。



問8-2 それはどのような話や手助けでしたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「相談相手、話し相手になった」の割合が37.3%と最も高く、次いで「車椅子を押した」の割合が35.9%、「横断歩道や階段で手助けをした」の割合が34.6%となっています。

平成19年度調査と比較すると、「横断歩道や階段で手助けをした」の割合が10.6ポイント、「席をゆずった」が6.4ポイント、「車椅子を押した」が5.4ポイント高くなっています。

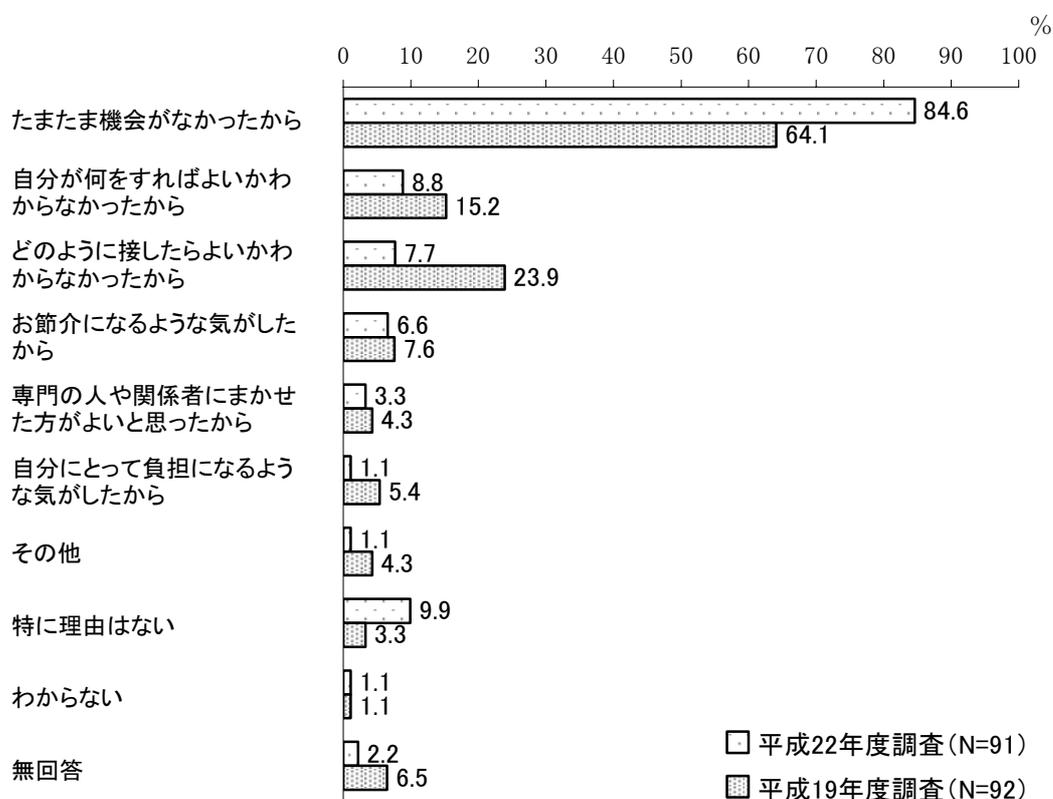


問8で「2. ない」と答えた方にお聞きします。

問8-3 その理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「たまたま機会がなかったから」の割合が84.6%と最も高く、次いで「特に理由はない」の割合が9.9%、「自分が何をすればよいかわからなかったから」の割合が8.8%となっています。

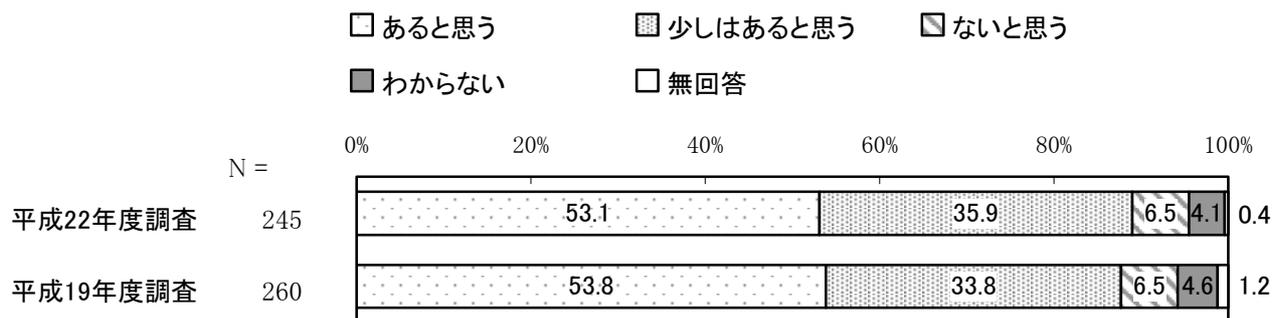
平成19年度調査と比較すると、「たまたま機会がなかったから」の割合が20.5ポイント高くなっています。また、「どのように接したらよいかわからなかったから」が16.2ポイント、「自分が何をすればよいかわからなかったから」の割合が6.4ポイント低くなっています。



問9 あなたは、世の中には障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

「あると思う」と「少しはあると思う」をあわせた“障がいを理由とする差別や偏見があると思う人”の割合が89.0%、「ないと思う」の割合が6.5%となっています。

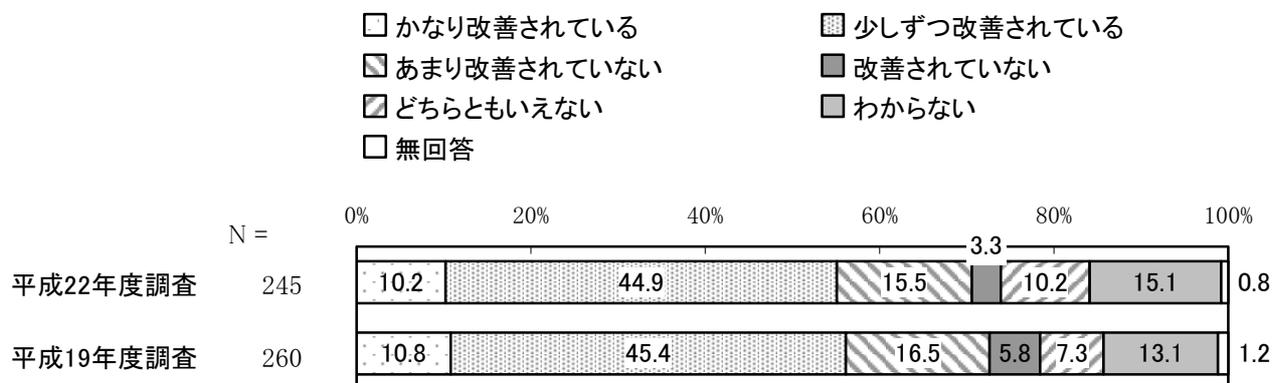
平成19年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



問10 あなたは、5年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

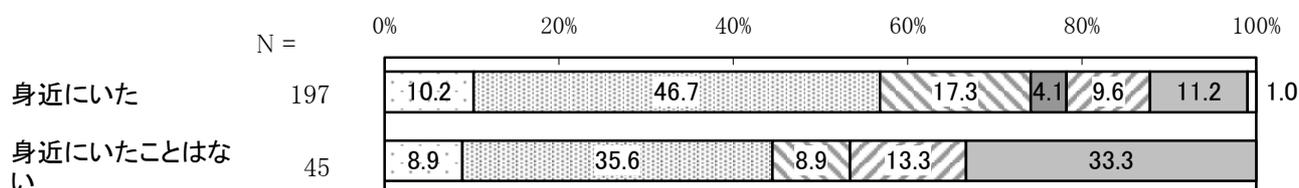
「かなり改善されている」と「少しずつ改善されている」をあわせた“改善されていると感じている人”の割合が55.1%、「あまり改善されていない」と「改善されていない」をあわせた“改善されていないと感じている人”の割合が18.8%となっています。

平成19年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



【身近での障がい者の有無別】

身近での障がいのある人の有無別でみると、身近に障がいのある人がいたことのない人に比べて、身近にいた人では“改善されていると感じている人”の割合が高くなっています。

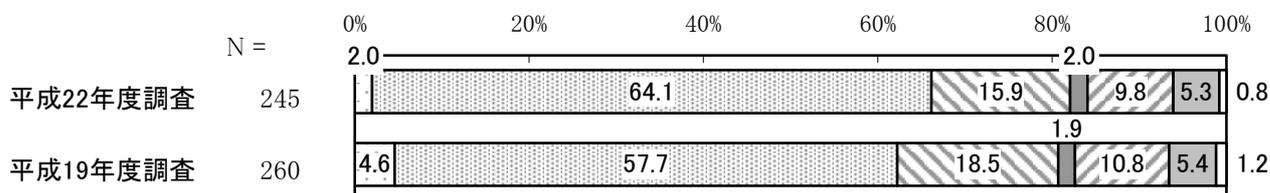


問 11 障がいのある人とない人が同じように生活していくために必要とされる配慮や工夫を行うことをあなたが求められた場合、経済的な負担を伴うこともありますが、あなたはどのようにしますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

「可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行う」の割合が64.1%と最も高く、次いで「負担がなければ、配慮や工夫を行う」の割合が15.9%、「一概にいけない」の割合が9.8%となっています。

平成19年度調査と比較すると、「可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行う」の割合が6.4ポイント高くなっています。

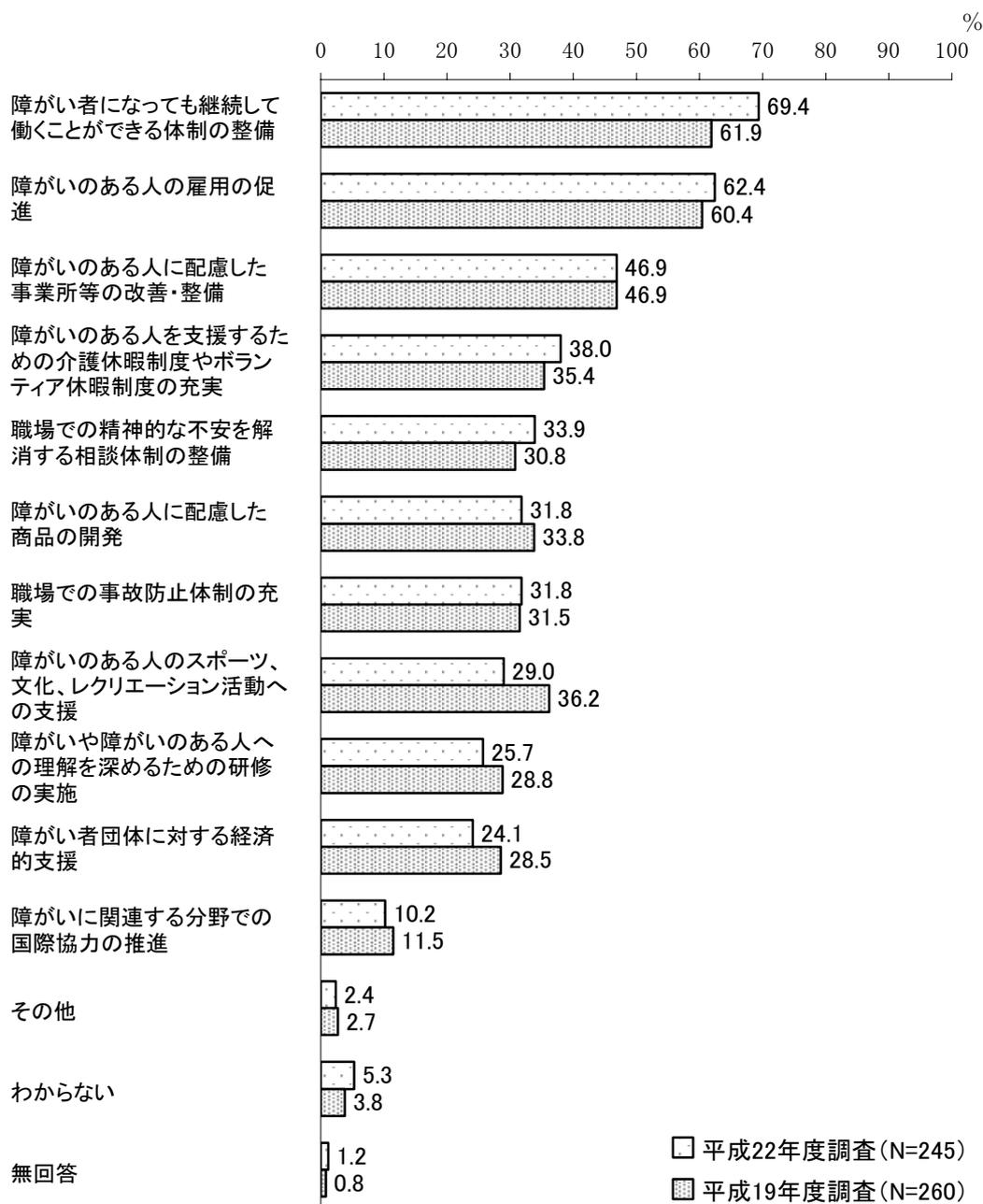
- 負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行う
- 負担がなければ、配慮や工夫を行う
- 一概にいけない
- 無回答
- 可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行う
- 配慮や工夫を行うことは難しい
- わからない



問 12 あなたは、障がいのある人のために企業などの民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「障がい者になっても継続して働くことができる体制の整備」の割合が69.4%と最も高く、次いで「障がいのある人の雇用の促進」の割合が62.4%、「障がいのある人に配慮した事業所等の改善・整備」の割合が46.9%となっています。

平成19年度調査と比較すると、「障がい者になっても継続して働くことができる体制の整備」の割合が7.5ポイント高くなっています。

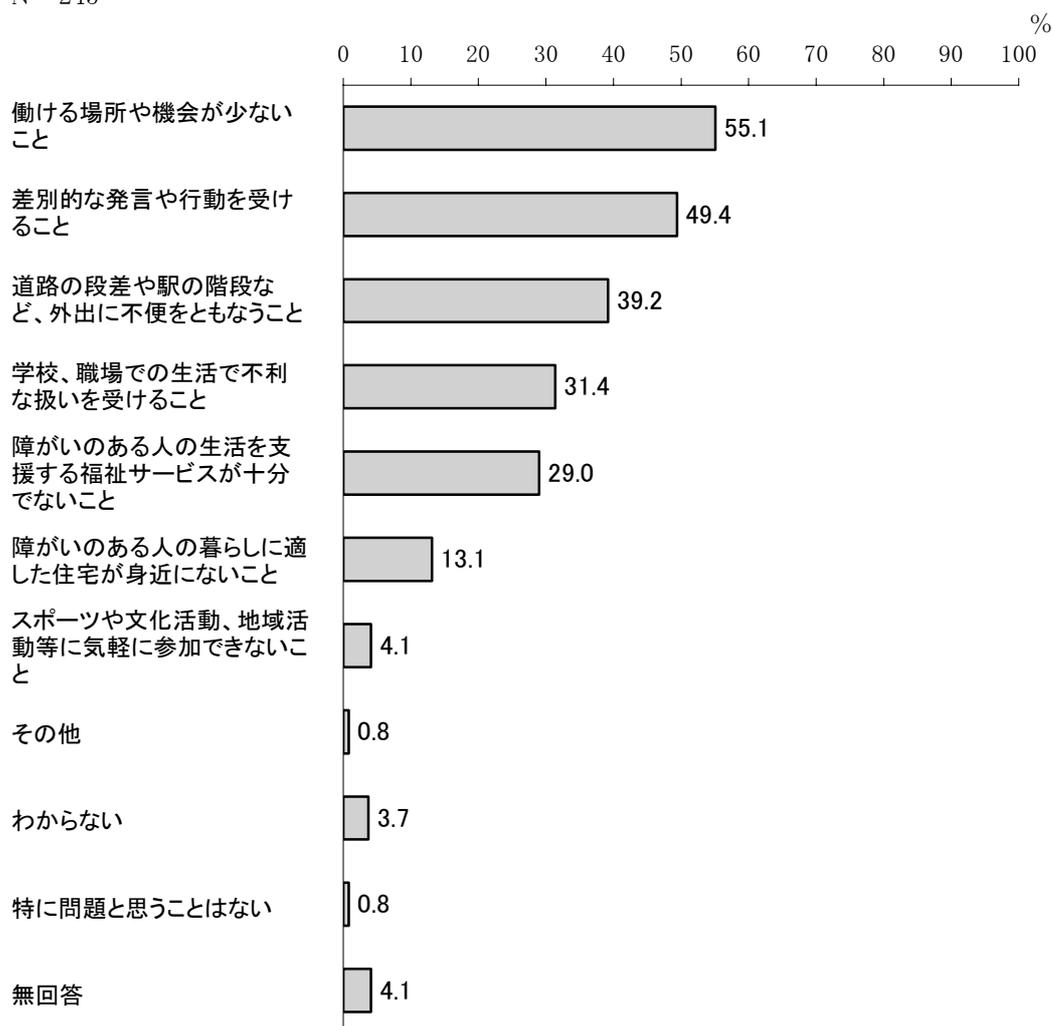


3 障がい者の人権について

問 13 次にあげるもののうち、障がいのある人の人権について特に問題があると思われることは何ですか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。(無理に3つを選ぶ必要はありません。)

「働ける場所や機会が少ないこと」の割合が55.1%と最も高く、次いで「差別的な発言や行動を受けること」の割合が49.4%、「道路の段差や駅の階段など、外出に不便をとまうこと」の割合が39.2%となっています。

N = 245

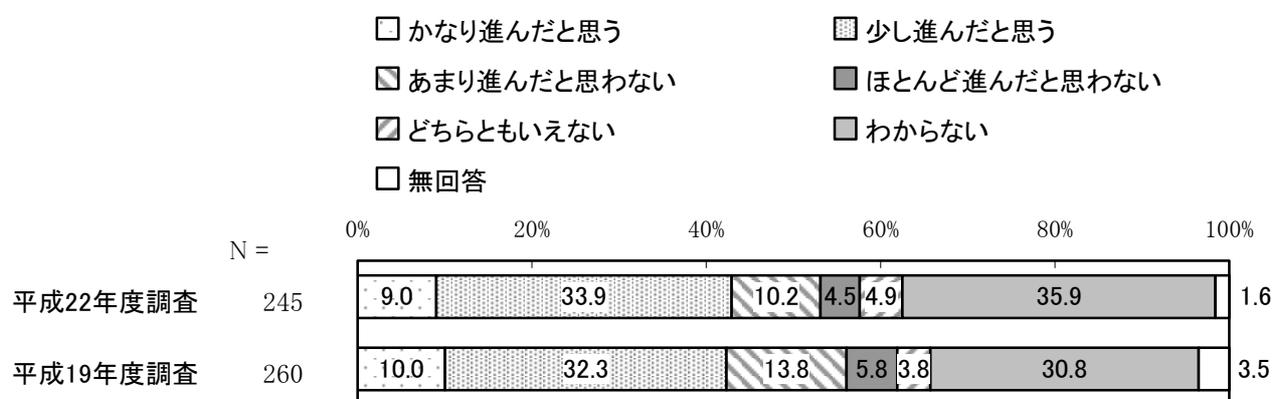


4 障がい福祉サービスについて

問 14 5年前と比べて福祉・教育・雇用・まちづくりなどの障がい者施策は進んだと思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけ、どのような点でそう思うのか記入してください。

「かなり進んだと思う」と「少し進んだと思う」をあわせた“進んだと思う人”の割合が42.9%、「あまり進んだと思わない」と「ほとんど進んだと思わない」をあわせた“進んだと思わない人”の割合が14.7%となっています。また、「わからない」の割合が35.9%となっています。

平成19年度調査と比較すると、「わからない」の割合が5.1ポイント高くなっています。

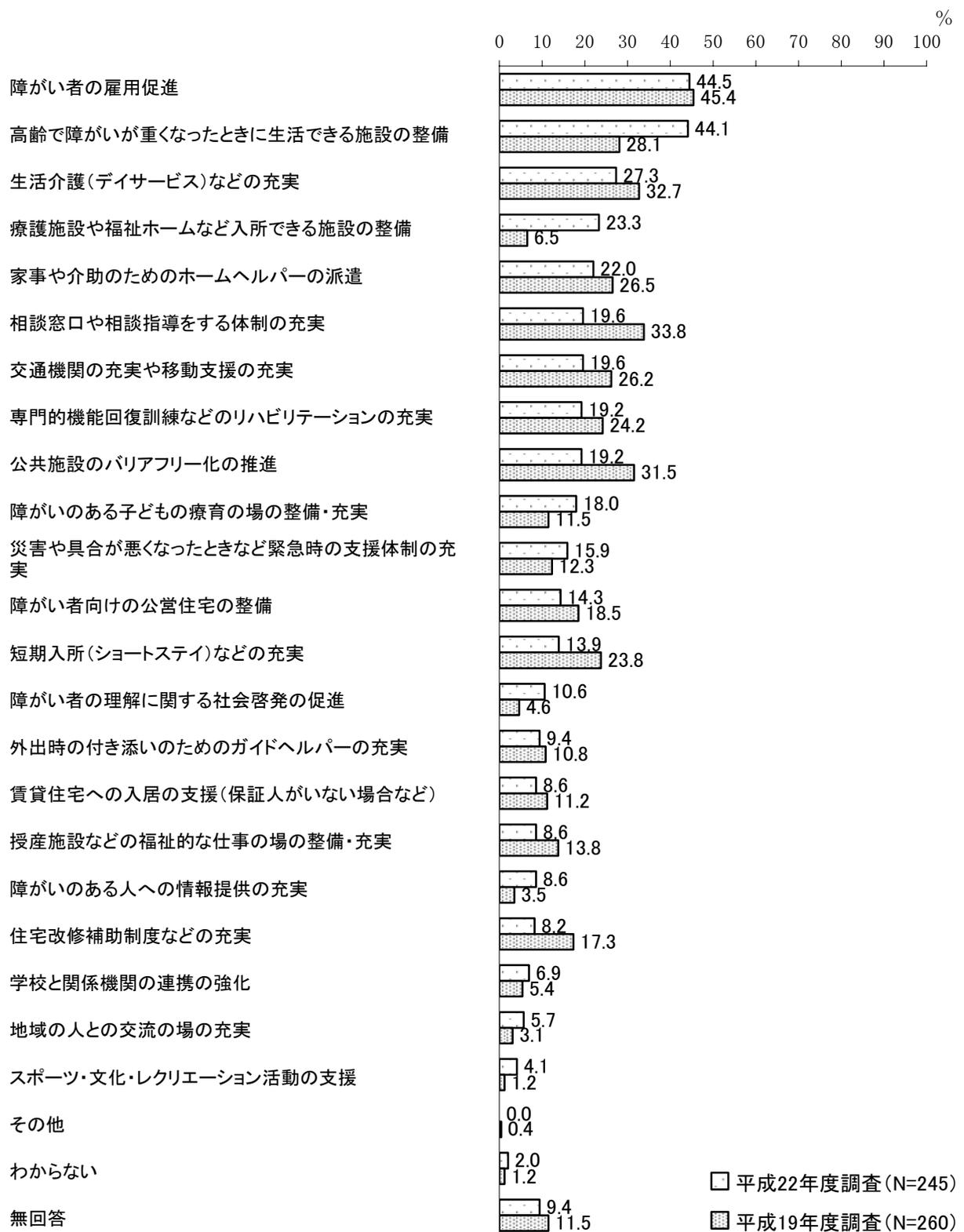


問 15 あなたが今後、特に充実すべきだと考える障がい者の施策について、あてはまるものに5つまで○をつけてください。(無理に5つを選ぶ必要はありません。)

「障がい者の雇用促進」の割合が44.5%と最も高く、次いで「高齢で障がいが重くなったときに生活できる施設の整備」の割合が44.1%、「生活介護（デイサービス）などの充実」の割合が27.3%となっています。

平成19年度調査と比較して、高くなっているものは「療護施設や福祉ホームなど入所できる施設の整備」の割合が16.8ポイント、「高齢で障がいが重くなったときに生活できる施設の整備」の割合が16.0ポイント、「障がい者の理解に関する社会啓発の促進」の割合が6.5ポイント、「障がいのある人への情報提供の充実」の割合が6.0ポイント、「障がいのある人への情報提供の充実」の割合が5.1ポイントとなっています。

また、低くなっているものは「相談窓口や相談指導をする体制の充実」の割合が14.2ポイント、「公共施設のバリアフリー化の推進」の割合が12.3ポイント、「短期入所（ショートステイ）などの充実」の割合が9.9ポイント、「住宅改修補助制度などの充実」の割合が9.1ポイント、「交通機関の充実や移動支援の充実」の割合が6.6ポイント、「生活介護（デイサービス）などの充実」の割合が5.4ポイント、「授産施設などの福祉的な仕事の場の整備・充実」の割合が5.2ポイント、「専門的機能回復訓練などのリハビリテーションの充実」の割合が5.0ポイントとなっています。



IV 自由意見・参考意見等

下記の自由意見・参考意見については、内容ごとに分類し、主なものを掲載しています。

1 身体障がい者

(1) 相談について (5 件)

- ・ どのような福祉サービスを受けられるのかわかりやすくしてほしいです。サービスを受けるために提出する書類が多すぎます。
- ・ メールで相談ができればよいと思います。
- ・ 窓口まで何度も通わねばならない福祉課のあり方を一度で済むように心配りをしてほしいです（本人でないといけないと言われましたが、受付を1回だけにするなどしてほしいです）。
- ・ 将来への不安があります。歩行困難で現在、通所療護施設「夢の家」へ隔日で送迎してもらっています。親が高齢なため、本人の移動には困難を極めています。これから親が更に歳を取れば、本人は施設にお世話になるより方法がありません。

(2) 情報提供について (6 件)

- ・ 支援体制等について、細かい（障がいの状態にあった）情報を知りたい。
- ・ 春日井市の障がい者サービスに関することを全般的にまとめた小冊子は、困った時にすぐ開けられ、助かります。
- ・ 情報紙を新たにつくるのではなく、広報に載せてください。

(3) 就労について (8 件)

- ・ 障がい者が働ける場所をもっと増やしてほしい。
- ・ 障がい者を雇用してくれる事業所がどこにあるのかもよくわからないので、そのような支援はないのかと思います。
- ・ 希望としては在宅でできる仕事（パソコンワークなど）の紹介をしていただける機関があればよいと思います。在宅で働きたいと思っても、内職の仕事はほとんど自分で引き取りすることが条件ですし、配達してくれるところは皆無です。私にとって仕事をできないことが一番の悩みです。
- ・ 障がい者手帳を持っている人だけに限定せず、視力などの問題がある場合も就労についての相談窓口、支援を広げてください。

(4) 福祉について (13 件)

- ・ 身体障がい者手帳の等級での判断だけではなく、それにもなって病気をしているので、その不安と保障、対策、生活支援、高齢での障がいの重さや生活レベルを考慮した福祉にしてほしいです。
- ・ 今は親と住んでいますけど、将来（親に）何かありましたら施設に入れていただきたいと思っています。（施設に入ることを）それを望んでいます。
- ・ 「コロニー再編計画」の見直し作業が行われているようですが、入所施設を廃止するのではな

く、その存続、充実を切に希望しています。

- ・ 地域活動支援センターの支給量が春日井市のみ 5 日に制限されています。他の市では制限は特にありません。地域活動支援センターの必要な人はどこへ行ったらよいのでしょうか。一般のデイサービスでは十分なサービスが受けられません。
- ・ 高齢者や障がい者が安心して暮らしていける施設を増やしてください。
- ・ 最近体調が悪く、地域包括支援センターを通じて認定をしてもらったところ、非該当と通知が来ました。介護してくださる職員不足で、もっと重症な人や一人暮らしの人が優先ということではっきりしました。職員を増やしてくださらないのでしょうか。職員の待遇等ご配慮いただきたいと存じます。

(5) 障がい者施策について (14 件)

- ・ 障がい者手帳をいただいたがサービスなどあまりわかりません。
- ・ 障がい年金の受給に関して、もっとわかりやすく簡素化してほしいです。
- ・ 障がいによりますます子どもを産めるかなど、それができるか不安です。障がい者のお見合いや相談を増やしてほしいです。また、障がい者同士のコミュニケーションの場や、ふれあいを大切にできる場を増やしてほしいです。
- ・ 老人ホームの施設が多いがもっと障がい者（児）の施設を充実させてほしいです。特に肢体不自由者が利用できる施設をもっともっと増やしてほしいです。
- ・ 手話通訳者の育成、通訳範囲の拡充、予算の充実を求めます。
- ・ 身体障がい者（身体のみ）が受けられるものが少ないです。
- ・ 月 5 回、通所療護施設を利用しています。脳血管障がいにより退職しました。現在 50 歳、介護保険優先で高齢者の方とデイサービスを利用していますが、年齢や生活が合わないことがあり、お世話になってはいるもののストレスを感じることもあります。名古屋市のようにもっと身体障がい者向けの就労施設の支援をお願いします。通所療護施設の利用回数を介護保険利用から移行できるようにしてほしいと思います。

(6) 移動について (14 件)

- ・ シティバスの利便性を高めてほしい。（運行時間や本数、停留所）
- ・ 障がい者福祉タクシー利用券について、小牧市は「基本料金」となっています。春日井市も 630 円ではなく、そのようにしていただきたいと思っています。
- ・ 現在サービスの一環で、ガソリン券またはタクシー補助券を二者択一でなく、そこにバスカードや現金支給などを加えてほしい。
- ・ 有償移送サービスをしている業者はいますが、いざ頼むと断られます。移送サービスと書いた車を外の仕事に使っています。
- ・ 車いす搬送用車両の貸出があると聞き、窓口にお問い合わせしたところ、本人がセンターまで来なければいけないと言われました。足がないので車両を貸してほしいのにセンターまで来いと言われても無理です。家族の者が車両を取りに行けるシステムにしてほしいです。これでは利用したくても車いすの本人が取りにいけるすべもなくまったく矛盾したサービスです。障がい者をばかにしているサービスだと思っています。

- ・ できれば有料であちこちに電気充電システム（コンセント）ができるとうれしいです（コンビニ、役所、郵便局等）。道路のバリアフリー化を進めてほしい。

（7）医療について（14件）

- ・ 災害時における透析機器の備蓄、透析液（水）の確保、透析食の備蓄について不安、透析施設への通院時の緊急車両認定をお願いします。
- ・ 難病治療等に対する医療費等の助成を行ってほしいです。また、難病治療が必要でも、一般的な治療は地域の医者で対応できるようにしてほしいです。特に市民病院は土・日に救命医療の受診等の拒否が多いため、市民のための病院として機能していないと思います。
- ・ 春日井市民病院に対しての苦情を言いたいです。交通事故により、救急車で市民病院に搬送、四肢不自由となり再度、病院へ受診しましたが、病気だから関係ないと言われます（その後は他の病院で）。春日井市民病院（整形外科）では、身体障がいの話（診断書等）はなく、他の病院で話を聞き、申請するまで1年かかりました（診断結果の違い）。
- ・ 医療費がこれ以上あがると払えるか不安です。

（8）環境整備について（24件）

- ・ 市内の駅のバリアフリー化を推進していただきたいです。（エレベーターの設置など）
- ・ 公共機関やスーパーなどの障がい者駐車場に、健常者の方が車をとめたり、電車の優先席を利用したりしているのを見かけます。注意喚起をお願いしたい。
- ・ 春日井市内の道路などのバリアフリー化を進めてほしい（歩道の看板撤去、点字ブロック、歩道の拡幅、横断歩道での音楽など）。
- ・ 小中学校や幼稚園、保育所のバリアフリー化を進めてほしい。（トイレやエレベーターなど）
- ・ 自立困難な状況に陥った時など、施設の受け入れの充実が必要だと思います。
- ・ 障がい者向けの公営住宅開発をお願いします。住まいを増やしてほしいです。

（9）経済的支援について（10件）

- ・ 医療費の負担を軽くしてほしい。
- ・ 保護具などに補助金などの支援がほしいです。
- ・ 引き続き年金や手当等の継続をお願いします。
- ・ 住居が健康な方たちと一緒に支払いが大変です。少しでも安くしていただけないのですか。

（10）災害（緊急時の対応）について（2件）

- ・ 災害時の避難所へのルートは足が不自由でも辿り着くことができるのでしょうか。また、避難所で下に座れない状態でどのように生活できるのでしょうか、最低限こちらで持ち込むとすれば、どのようなものならよいのか等。自宅以外で生活することになるであろう場合の不安は限りなく多くあります。広報などで深くほりさげた情報はなく、障がい者に限らずもう少し対策等を案内していただければと考えます。
- ・ 数年前、すでに3級手帳の頃、町内会長をやっていましたが、災害のときの図上練習がありました。しかし、老人会名簿も障がい者の名簿もなく困りました。幸い私のところは田舎でみんな

なを知っていましたが、わからない人も多くいました。総合福祉センターでした。現状では災害での避難は難しいと思います。他の町内会長にも障がいのある人がいました。その人の避難が難しいのに、他の人のことまでできるはずがありません。

(11) アンケートについて (13件)

- ・ このアンケート調査の意義は理解できますが、障がい者になった経緯や障がいの内容については個々に差があるので、設問の在り方については一考の余地があります。
- ・ アンケート調査に回答できませんでした。
- ・ 本人は字が書けませんので代筆いたしました。
- ・ アンケート調査は、皆様が何を考え何を思っているかわかりませんが、検討し何が必要かはっきりさせて初めて意味があります。アンケートだけならアンケートを作成した費用がむだなことです。
- ・ アンケートで多くの市民の意見を聞いていただき、よりよい体制をつくっていただきたいと思っています。期待しています。

(12) 行政への要望 (11件)

- ・ 市役所の窓口を、休日や平日 20 時ぐらいまで開けてほしいです。
- ・ 市役所の方々の丁寧な対応には満足していますが、市政として、障がい者たちの直接の声を聞く機会の少なさ、またその意思を反映した市の行動の少なさや遅さに問題があります。
- ・ 障がい福祉課の窓口での親切、丁寧な対応をお願いします。
- ・ 福祉課の通訳者は月、水、金の午前中のみでの設置で不便を感じています。市民の 1 人としていつ行っても通訳者がいてくれることを願います。

(13) その他 (37件)

- ・ 加齢や病状の進行で、体の自由が効かなくなったとき、親や配偶者がいなくなったときなど、将来が不安です。
- ・ 視覚に障がいのある自分が昼間、目の保護のためにサングラスをしますが、警察に職務質問を受けることはかまいませんが、警察官の態度がおかしいです。
- ・ 車いす、盲導犬など他人から見て理解できる障がい者は大切に扱われ、他人から見て障がいかわからない人に対しての扱いがひどすぎます。
- ・ NHK の受信料は半額免除から全額支払となりました。市側からその理由についての通知が来ていません。テレビでも字幕放送でいくつかのチャンネルは理解できるようになったが、字幕なしや DVD の観賞は、耳の不自由な人には伝わりません。歌のよさも伝わってきません。
- ・ 障がいの有無に関する「区別」は、性差と同様に必要不可欠であり、その「区別」を「差別」として扱うのは余計に差別意識を強調することだと思います。本来「障害者」を「障がい者」として表現し、「知恵おくれ」「つんぼ」といった言葉が差別用語として扱われることが例に挙げられます。言葉自体にはそのような「差別」の意味は含まれていないわけだから、言葉は言葉として割り切って使うべきだと思います。

2 知的障がい者

(1) 相談について (3 件)

- ・ 広報の情報しかあまり知らないので将来が不安です。家族で考えています。市からの手続きの書類が難しく分かりません。市の窓口で相談に行った際は、面倒かもしれませんが説明をお願いします。
- ・ 福祉課に相談に行っても事務的で相手の気持ちがわかってもらえません。
- ・ 現状の福祉全般について不満はありません。本人医療機関に世話になっており一度も利用してありませんが、退院後本人が何を希望するか、日常生活に必要な支援事業に相談したいと思っています。

(2) 情報提供について (2 件)

- ・ 高等学校までは、情報を得やすいと思うのですが、その後は、親なり兄弟が動かないと年金のことがわからなかったり、受けられるサービスもわからなかったりします。定期的にそういった情報を直接教えてもらえたら本当に助かります。
- ・ 平仮名や読みやすい文章でなければわかりません。理解できる人とわからない人でその人に見合った書類を作ってほしいです。

(3) 就労について (5 件)

- ・ 知的障がい者施設で 2 時間だけ働いています。しかし、2 時間だけでは少ないし、他のこともやってみたいと思い、就労支援に通うことにしましたが (近いため)、いざ通ってみると、普通の人でも働くことが難しいのに、近場で自分にできる仕事がこの先見つかるのか正直不安です。
- ・ 学校を卒業した後の働く場がありません。親が亡くなった後の、子どもの生活の場 (グループホームや入所施設) を増やしてほしいです。
- ・ (知的) 障がい者の就労継続のためには、社会での倫理観が必要です。そのようなことに関して、職場でフォローするシステムがあればと思います。例えば「ジョブコーチ」の制度を使いやすくして、企業にも就労者にもメリットがあるように検討していただければと思います。
- ・ 就職から 1 年が経ち、自分の本心話し合う友だちがないことで、時々落ち込むことがあります。就職しても「障がい者生活支援センター」の職員の方に相談できることが大変うれしく思っています。ありがとうございます。

(4) 福祉サービスについて (19 件)

- ・ 知的障がい者のグループホームを充実させてほしい。
- ・ 親が病気になり 10 年、20 年先年とって子どもの世話ができなくなった時、施設にすぐ入れていただけるか心配です。
- ・ 土、日に用事があるときに預かってくれる所や緊急時のショートステイがあるとよいと思います。
- ・ 愛知県コロニーの存続または、市営の収容施設をつくってほしい。知的障がい者支援施設も閉鎖されます。現在の施設を利用して、ぜひ市営の施設をお願いします。

- ・ 福祉の講演・講習会が平日に行うことが多く、仕事をしていると出席できないので、日曜日・祝日にしてください。

(5) 障がい者施策について (10 件)

- ・ 福祉施設が足りません。安心して暮らせるよう、困ったときに施設入所が滞りなくできるようにしてほしい。
- ・ 成年後見制度を利用しなくてはいけないと思います。手続、費用、プライバシーをどこまで話せるのか心配です。四親等がない場合、もう少しゆるやかに制度がなってくれることを願います。
- ・ 介護給付を受ける利用者が、高齢化する傾向にありますので、病気とか骨折などで寝たきりにならないよう健康面（運動、食事など）の更なる充実を図る施策をとり入れていただけるとありがたいと考えます。
- ・ 親なき後、年金内で支援と介護が受けられるか不安です。現在の入所施設でよくやっていますが、もう少し職員の人の数を増員してほしいです。自由時間に目が届かず問題を起こすことがあるため、支援員の増大をお願いしたいと思います。
- ・ B判定では年金があり、一般就労として働くことができ、ボーナスもあります。医療費無料です。しかし、C判定では年金もありませんし、作業所及びパート時給も安く、医療費も実費です。かわいそうです

(6) 医療について (5 件)

- ・ 交通では、市民病院を中心として回って時間も患者に合わせています。障がい者やワーカーの利用者は大変だと思います。
- ・ 療育手帳の更新、年金の申請、障がい福祉サービス等利用受給者証のそれぞれの申請の時、別々に医者診断書を書いてもらうことになっています。診断結果をすべてに使えるようにしてほしいです。
- ・ 健康診断を実施してほしいです（事業所別）。
- ・ 地域での生活をと言われていますが、まわりの人の理解、生活する場所、障がい者をよくわかっている医者がある病院、医院がないなど環境が整っていないと思います。

(7) 環境整備について (2 件)

- ・ 住宅支援をもっとすべきです（賃貸もふくめて）。賃貸の場合、無料では入れるようにしてほしいです。
- ・ かすがいシティバス（はあとふるライナー）の路線と便数を増やしてほしいです。

(8) 経済的支援について (5 件)

- ・ C判定は病院代（医療費）の実費手当もない（少額）から負担が多く、医者も安気に行けません。年金もないので、少々の給料だけです。Bの人でボーナスも有り、給料も多くもらっている人で年金ももらっている人もいます。障がいも軽い人が大勢いて何を基準に判定しているのかと不満になります。皆同じにしてほしいです。重度の人はサービスもたくさん使っています

が、私たちは何も使っていません。その点も考えてほしいです（代筆）。

- ・ 障がい認定が重かろうが軽かろうが療育手帳の判定が重かろうが軽かろうが、仕事をして収入を得ることもできなく、更正施設に通所している障がい者の年金額に差があるのはおかしいです。現在の年金額では、親の助けがなければ自立してグループホーム等地域で生活することができないのが現状です。年金のことは、市に訴えることではないかもしれないが、不足分の補助をお願いしたいです。
- ・ 母子家庭で、まだ母親も年金もらう前の歳で、子どもの都合に合わせてパートしか勤められず、かけもちまでやって働いている方もいます。0円～200万円年間収入の母親等生活実態を理解してもらえると、そして何らかの助け舟があればと思います。このようなことはあまり話にも出ないので本人だけ低所得で申請の意味も巾広く深い意味（預貯金0円～）あると思います。
- ・ 両親も年金生活となり、収入が減ります。どちらかに万が一のことでもあれば息子をどうしたらよいかとても不安です。息子の障がい基礎年金で穏やかな生活の場があればとてもありがたいと思います。

（9）将来の不安について（19件）

- ・ 将来で不安なことは親が元気なうちに結婚できるかということ。私の場合、障がい軽度ですが、掃除や料理などの家事が苦手です。こんな私を理解し受け入れてくれる人が現れるかどうか不安です。一応好きな人はいます。
- ・ 親が高齢のため親が亡くなった後のことが心配です。
- ・ 本人も何等か先の不安はあると思いますが、今はぬるま湯に浸る状況で、私たちが言ってもだめです。自分たちも何等かの支援を受けることになると思います。
- ・ 私共、息子が障がい者です。親はもう65歳を過ぎてきています。親亡き後のことを思うととても心配です。一対一か一対二か一対三位で見ただけのケアホームが、たくさんできたらよいと思っています。
- ・ 知的障がいである息子が現在は知的障がい支援施設にてお世話になっており、とても感謝をしています。しかし数年先には廃止になるということで、今後のことでとても不安が募っています。親も高齢になり、将来安心して暮らせる居場所ができるまで心配でなりません。何とかその施設が小規模でも継続を考えていただきたく強く希望します。どうしても不可能な場合は市内の施設へ是非お願いしたいと思っています。入所者家族一丸の願いです。家族の気持ちになってどうかお考えいただけたらと思います。

（10）災害（緊急時の対応）について（1件）

- ・ 引っ越しして来たところに町内会がなく、広報も自分で取に行かなければならないので不安に感じます。緊急時の私のような避難場所に連れて行くことがむづかしい場合の被害状況や生活に必要な物を集めるための情報など、その場に行かなくても手に入るような方法を教えてほしいです。

(11) アンケートについて (5件)

- ・ 何かあったら、また今みたいにアンケート調査の封筒をください。
- ・ 医療手帳Cには該当しにくい項目が多く、まとめにくかったです。年令、障がい内容等範囲が広く、判断に苦しみました。
- ・ P3の3点は本人がやり、後は高齢の母親がやりました。
- ・ アンケートは無意味です。生かされているとは思えないからです。ネットだけ重要視されても意味はありません。母親として何の意味もないアンケートをよくされるなどと思います。

(12) 行政への要望 (3件)

- ・ 障がい福祉以外でも本市のできる範囲までやってほしいです。
- ・ 将来的に本人が安心して歳を取っていける市になってください。いざとなった時の早急なる対応を望みます。
- ・ 次男は自閉症を抱えており、現在入所施設でお世話になっており、職員の方々やボランティアの方々には心より感謝しております。幸い、障がい福祉に対して関心の高い春日井市に住んでおりますので、一生懸命働いて住民税をしっかりと納めて行きたいと本気で思っております。ただ、国や県の福祉行政に対してはかなり不安感と不信感を持っております。それだけに春日井市に対する期待は大きく、今後共、知的障がい者に対しての手厚く温かいご配慮を何卒お願い申し上げます。

(13) その他 (9件)

- ・ 市役所へ行きたいです。でも、家が遠すぎます。
- ・ 行政(役所)の方から「保護者が施設に協力し…」と聞く機会がありました。成人をとうに過ぎた障がい者が通う施設の協力を親はいつまで何をと疑問に思いました。障がいを好きで負って生まれた訳ではない、生んだ訳ではないのに、未だに障がい者だからと縛らないでほしいです。悩み心配し、考えているのは言われるまでもない親です。普通の親子さんと同じように自由をください。もちろん年金等支えてもらっていますが、ある面ではやはり社会の犠牲の上での出産だったと思当たるこの頃です。
- ・ お金の件は本人にカードや通帳を持たせていましたが、10万円ずつ下ろして新しい物を買ってくるので、際限が無く先のことを考えていないように思うので6年前から母親が預かっています。お小遣いは、1か月1万5千円に決めています。何か買いたい物があれば一緒に行って買うことにしています。着る物、食事は助けています。
- ・ 軽度の知的障がい者は見た目で判断されることが時々あります。意思を伝えるのにも時間がかかりますが、療育手帳を出さないと健常者に思われます。「どう考えていますか」と聞かれても上手く話せません。逆に誤解されます。でも、その通りにはならないでしょう。なぜなら高齢者と身体障がい者と自閉者とダウン症辺りが重要視されている世の中だからだと思います。
- ・ 就労継続B型施設に通所しています。将来はケアホームで暮らし、昼間は仕事に出るという生活をさせたいと思っています。その為には、親はどんな働きをすればよいのかわかりません。

3 精神障がい者

(1) 相談について (2 件)

- ・ 本人はすべてのことがわからず、日常生活が難しく、現在は入院していますが 1 年後取り壊すため、転院しなくてはならないのですが、どちらに相談すればよいのか困っています。入所費用の件も不安の一つです。
- ・ パートで短時間の仕事はしていますが、将来結婚して二人で暮らしたいと思った時、経済的にどうやって生活していったらいいか途方に暮れています。障がい者はそこまで望んではいけないでしょうか。

(2) 情報提供について (6 件)

- ・ 「自立支援医療受給者証」や「障がい者保健福祉手帳」などの更新の手続きに時間がかかるため、いつもいつ更新の手続きをすべきなのかと事前に誰かに教えてもらわないとわかりません。有効期限が過ぎてしまってから気付きます。どんな福祉サービスを受けられるのか、費用がいくらかかるのかなどわからなくて、自分からはなかなか行動に移せません。
- ・ いろいろなサービスをどうやって受けられるか、自分が受けられる市のサービスなどガイドを作成するなどして案内していただきたいです。

(3) 就労について (10 件)

- ・ 働きたくても病気によって体調が安定しないため、仕事に就きたくても就けません。柔軟な対応してくれる会社があればよいです。
- ・ 働けないので年金と市の扶助料などで生活しており、金銭面でとても大変です。将来、職に就けたとしても、病気に戻ってしまうのではないかと、社会に適應できないのではないかと心配になります。誰か就業前や就業後のサポートをしてくれるような人がほしいです。
- ・ 本人は統合失調ですが、本人も働きたいと思っているし、他の人とのコミュニケーションをとりたがっているので、一気に就職という形態は無理としても、段階的に簡単なことから、少しずつはじめて、自立できる方向へ行ければと願っています。就職し少しでも自分で稼いで自信をつけることは、自立への一歩としてとても大事だと思います。しかし、ここ 2 年程、なかなか前へ進みません。有効な手立ては何かないもののでしょうか。
- ・ 障がい者雇用では正社員になれないのではないかと不安があります。雇用自体が非常に少ないです。
- ・ 現在、パートタイムで働いていますが、勤務時間が短く、給料が安定しません。法人が障がい者を雇った場合、安定した賃金を支払わせる仕組みをつくってほしいです。また、障がい者を雇った場合、法人が優遇される仕組みをつくってほしいです。

(4) 福祉サービスについて (13 件)

- ・ 障がい福祉課でガソリン券をいただいておりますが、知人には名古屋市のように交通機関の無料化があると嬉しいという意見を述べる者が多いです。無料パス券が名鉄バスなどの各社さんで利用できれば、地域での活動も活発になり、特に精神の病を患っている者にとってはよい効

果があると感じています。

- ・ 精神障がいも身体障がい者と同じサービス（ガソリン 10 リットル券無料配布や高速道路半額等）を受けたいです。
- ・ 福祉のサービスも全国共通のものにしてほしいです。例えば名古屋のような都会と田舎では、福祉サービスに落差がありすぎるのであれば、障がい者は都会に住まなければよいサービスを受けられません。障がい者手帳も全国共通で使えるようにしてほしいです。シティバスだけではなく、名鉄バスや JR でも使えるようにしてほしいです。その方が市民プールが無料になるよりありがたいです。障がい者の本当の必要をもっと理解してほしいです。
- ・ バスの便が悪いため、通うのが不便です（ダイケアルーム）。送迎バスがあるとよいです（午前、午後 1 本でもよいです）。グループホームがあるとよいです。
- ・ ショートステイの利用に関して、第三者の送迎を希望します。

（5）障がい者施策について（6 件）

- ・ 知的、身体、高齢者の支援をする場所は多くなって来たと思われませんが、精神の障がいを持つ者を支援する場所、集まれる所は数少なく、特に東部の方にはそれらしき物はありません。ニュータウン近所にそんな場所があればと思います。
- ・ 障がい者医療費受給者証と障がい者手帳の有効期限が、もっと長期的に使えるようになれば助かります。
- ・ ACT（包括的地域生活支援プログラム）の充実を希望します。
- ・ 家族が元気である時はよいのですが、将来一人での生活が心配です。たとえば、公営住宅とか市営住宅に入りたいと思っても抽選の枠がせまいのでなかなか入れません。障がい者優先に入れるような対策をお願いしたいと思っています。

（6）医療について（1 件）

- ・ 病状が現れない時にどのように対処したらよいのか困りました。病院等について春日井市内の精神科、あるいは相談するところ等です。例えば知人で今、内科に通っていますが、不安がある専門医にかかりたいが、どこの病院へいったらよいか等です。支援センターと知らない場合もあります。また介護者自身も病人でもあります。

（7）経済的支援について（6 件）

- ・ 就職できないため、生活保護についてもっと親身に相談にのってほしい。
- ・ 市の財政上、厳しいのかもしれませんが、福祉手当の額が少なく、不満です。
- ・ 国からの支援金が足りなさすぎます。絶対普通やっていけません。住宅等の無料化ぐらいはやっていただかないと国の金だけでは絶対無理です。
- ・ 心身障がい者扶助料について、年 3 回の振り込みではなく、毎月の振り込みだったらよいと思います。また、生活をする上で、今より安心できる額を希望します。
- ・ 現在は親と同居しているため、衣食住にはこと足りていますが、親が他界した場合、現在の年金とパートタイムの収入では生活できません。年金の上積みをしてほしいです。

(8) 将来への不安について (9 件)

- ・ 将来親が亡くなってしまった後のことを考えると、一人で生活していくのが不安です。入院はなるべくしたくないです。
- ・ 私は今、働いていませんが、いちばんの不安はやはり将来の不安です。患っている「精神障がい」が治っているのか、治っていないのかということについてです。就職について、今は、小規模保護作業所に身を寄せていて、そこでは「～しなければいけない」という縛りが無いので日常生活を送る上でかなり助かっています。そして決められない将来への問題を先送りしているのです。
- ・ 自分一人では理解ができないことが不安です。特に電話で応対する時に一度で聞きとれず、何度か聞き返します。
- ・ 今のところ家族でなんとかやっています。これから先が不安です。まだまだがんばるつもりです。障がい者用の賃貸、住宅などわかりやすく教えてほしいです。
- ・ 親が 90 歳 4 か月すぎて、自分のパニック障がいが発症して苦しい時、何も親にしてやれないことです。がんばろうとすればする程パニック障がいが強くなるので困っています。

(9) 障がいへの理解について (8 件)

- ・ どんな病気でも身体の病気と違い心の病気には健常者の偏見が強いです。特にプライバシーです。病名を言わないと、支援は受けられないかもしれませんが、逆に心の病気を黙っていた方が、世の中でうまく生活していけるように思うことが多かったです。また、市役所や保健所でもプライバシーを他人に話す人がいます。大変嫌な思いをしました。
- ・ 障がい者に等級をつけるというもおかしな話だと思います。うつ病は 1 級でも 3 級でも精神的な苦しみがあることは変わりません。そういうところをわかってほしいです。
- ・ 精神障がい者や精神病に対する理解や認知度がかなり低い人が多いです。一般の方々は低くても仕方がないと思いますが、市の職員や、専門機関（保健所の職員、障がい課の職員、デイケア、看護師）などの方でもよく理解していないと思います。大人の人に対しても子どものように扱うなど、説明が下手です。要領を得ません。
- ・ 春日井市は精神障がい者というものには全く力を入れていないということを実感しています。身体障がい者にはあり、精神障がい者には限られたものしかない制度は差別だと思います。実際に病院がありません。救急時の対応ができない病院が多いです。例えば、名古屋市には精神障がい者にもすべての病院代が無料という制度があり、春日井市にもそれを実現させてほしいと思います。

(10) アンケートについて (2 件)

- ・ このようなこと自体がむだです。
- ・ 書面の割に封筒が小さ過ぎます。

(11) 行政への要望 (10 件)

- ・ タクシー券かガソリン券分を扶助料に上乘せして現金化してほしいです。
- ・ 障がい年金の額を増やしてほしいです。

- ・ 入院費用の一時立替を改善してもらいたいです（名古屋市のように）。
- ・ 施設に通っていますが、平成 24 年 4 月以降に福祉に関する法律が変わるのにもない、その施設が小規模保護作業所では運営できなくなると聞いたのですが、小規模保護作業所でも運営できるようにしてほしいです。
- ・ ある窓口に行っても「ここではわからない」とたらい回しにされ、最終的に何も解決しないことがよくあります。市、国などの公的のサービス、支援、法律、保険、年金などワンストップですべて回答できるような知識をもった人が窓口にいてほしいです。それぞれの担当区域、役割はあるのですが、それを統括してコーディネートしてくれる立場の人がいればとても助かると思います。

（12）その他（10 件）

- ・ 親がなくなり生活ができません。デイケアへ通うのに交通費がかかります。働く場所が少なく、まだ働かせてもらえないのでデイケアしか通えません。
- ・ 手帳の更新などの連絡をきちんとした時期に郵送で通知があることは、とても満足しています。市役所職員の方の対応もとてもよいと思います。よい点は、①郵送していただいた通知書に、必要な持ち物などが記入されているので、わざわざ必要な物を聞かなくて済むこと、②市役所の窓口に行っても、すぐに職員の方が気付き親切で丁寧な対応をしてくださること、③わからないことがあれば、すぐに調べてくださり、時間を要するようであれば、後日電話などできちんと教えてくださることです。
- ・ 今般、2 級との判定を受けました。まだ自分の中で認めたくないとの思いがあった矢先のこのアンケートでした。認めざるを得ないのか、精神的にというよりも、身体が思い通りに動かないら立ちの方が大きい現状のため、自分に対してどう対応してよいのかわからなくなってしまいました。
- ・ 食事も取れなくなり弱りきったところに支援センターの方が来てくださり、警察、救急隊の方々が気長に接し、病院に行くことに同意してくれました。今では長期入院することができ、本当にありがとうございました。障がい福祉に重点を置いている春日井でよかったと思います。病名は精神障がいです。
- ・ 5 年程前、保健所のすすめで施設を見学して回りましたが本人がまったく興味を示さず、むしろ迷惑をかけるだけと想像できましたので、それ以来拝見しておりません。しかし、将来必ず一人暮らしが余儀なくされ、これからは少しずつお世話になれる部分を探していこうと思っています。

4 障がい児

（1）相談について（3 件）

- ・ 相談支援の場所を、地域の拠点ごとに配置すべきです。ふれあいセンターなどの空会議室を NPO 法人に無償で利用させ、相談の拠点とします。
- ・ 春日井市の勝川、市役所近辺で、月 1 回でよいので親の会を開いてほしいと思います。
- ・ 何度もいろいろな申請に行きました。一度でできることがあるのに何も教えてくれませんでしたし

た。障がい者の親、介護の経験がある人を窓口にした方がよいと思います。NPO 法人の団体に電話で相談した時、何も情報がなく何のためにやっているのかわかりません。

(2) 情報提供について (8 件)

- ・ 常に広報とかだけではなく、学校の先生や福祉施設のスタッフさんなどに情報等を市から発信していただけると、私たち親も確実に情報が得られます。
- ・ 障がい福祉サービス、就園、就学など知りたいことは山ほどあるのに、何があるか全然知りません。こちらから市役所で聞かないと教えてもらえません。同じ障がいをもつ先輩ママさんたちから情報をもらわなければ知らなかったことも多いです。市からもっと情報をしっかり教えてほしいです。
- ・ 就学後に PT、OT、ST などの機能訓練を受けるためには、自分で会社を探して契約しなければならないと聞きました。「どういった会社がどのくらいの費用で訓練するか」という情報がなく困っています。市の窓口のリストがあると便利だと思います。
- ・ 今回このようなアンケートが届きとてもうれしかったです。障がい児をどう育ててよいのか、何を目指していけばよいのか、早い段階でいろいろ相談できる場所がもっとほしいし、そういう情報をもっとわかりやすい形で提供してもらえたらと思います。今回同封された相談支援事業所の案内がありましたが、こういうものは療育手帳を申請した段階で（遅くてもよいですが）情報として教えてほしかったです。個別にあった情報を教えてほしいです。障がいがあってもこのようなところは助けてもらえるのだという安心感を持てるような制度がこれから整っていくことを期待しています。
- ・ どこへ行けば必要な情報がすべて得られるのでしょうか。あちこち冊子を配るだけで本当によくわかりません。困ったことがあれば本人でもそこへ電話（1 か所）すれば解決できるような所をつくってほしいです。

(3) 就学について (15 件)

- ・ 子どもが楽しく学校に登校できるよう、学校の環境を変えてほしいです。小学 3 年生の息子は地域の特別支援学級に在籍しています。今夏までは、普通に登校していたのですが、秋になり、特別支援学級に配属されている介助員の心無い暴言で不登校になりました。特別支援学級というクラスがある以上、障がいを持つ子どもも健常児と同じ教育を受けることがあたりまえだと思っていました。健常児も障がい児もわけへだてない教育現場をつくってほしいです。
- ・ 学校の受け入れ体制が不十分です。養護学校を希望しても定員オーバーで入学できないと聞きました。親が子どもをみて学校を選択しているのに A 判定でないと入れないというのはおかしいと思います。子どもが自立できるようにと思い選んだ学校なので、なるべく希望が通るようにしてほしいと思います。
- ・ 就学相談はいつ頃からどこへ相談すればよいのでしょうか。肢体不自由児が普通級に通う場合、介助員さんはつくのでしょうか。今後小学校へ入学する前に情報を知りたいです。
- ・ 小・中学校について、特別支援学級について、数人（複数。この人数規準も公開すべき）の対象者が集まらないと開設できないこととなっています。たとえ対象者が一人でも、一人の教員を確保し、特別支援学級を開設すべきです。

- ・ 保育園の入園資格について、娘は発達障がいと軽い知的障がいがあり、普通の幼稚園に通うのは難しいという判断で加配のつく保育園の障がい枠の申し込みをしました。でも保育園というのは”働くお母さん”という大前提があります。子どもの現在の状態や発達障がいゆえの特徴を考えると、延長保育はしたくありません。また家庭の現状を考えると土、日、祝の勤務は無理です。そうすると本当に仕事をみつけるのが難しいのです。障がい福祉、福祉サービスというのなら、どうか保育園の障がい枠もその輪の中に入れていただけないでしょうか。その改善が難しいのなら、幼稚園でも同じような保育、または教育を受けられる環境を充実させてください。

(4) 福祉サービスについて (24 件)

- ・ 1 割負担になったので児童デイサービスはあまり預けられなくなりました。ショートステイの日にちが 7 日では少ないです。日中一時は別料金が発生するため使いません（児童でも高額）。送迎が高いです。児童デイサービスが高蔵寺近辺は少なくてどこもいっぱいです。
- ・ 障がいがあった時点で専門の相談員から育児・療育・学校・仕事・医療機関等のアドバイスがほしいです。寄り添うことで何が必要か把握できると思います。
- ・ 5 歳の広汎性発達障がい、療育手帳 C 判定の男児の母親です。児童デイサービスについて、素人が始めた、狭いスペースで療育とは言えないものが多い気がします。児童デイサービスでも専門の療育が受けられるようにできれば行動療法士、言語聴覚士を置いていただきたいと思います。
- ・ 紙おむつの支給は一人で座れると対象にならないようですが、就寝や外出時におむつは必要になるので、少しでも支給されると嬉しいです。タクシー券を利用することが多いのですが 1 回につき 1 枚だと愛知県コロニーなどに行く場合全然足りないのもう少し考えてほしいです。
- ・ 他市では日中一時支援サービスがあり、障がい児を預かってくれる（送迎付）と聞きました。以前市役所に相談したところ、ファミリー・サポート制度を紹介されましたが、障がい児の預かりは預かる側の任意であり確実ではないと言われました。障がい児を抱えていたら就労はできませんか。一般の子どものように気軽に預けられる所はないのですか。ちなみに他市の日中一時支援はファミリー・サポート制度より安いそうです。春日井市ではできないのですか。
- ・ 介護者たちの冠婚葬祭の時やレスパイト等の息抜きや介護者の病気他緊急時に備えて、短期入所の施設も必要です。春日井市民病院のような地域の中核病院が短期入所の受け入れ先になっていただけるとありがたいです。また入所施設を、民間のどこか特別養護老人ホーム他がその代わりに引き受けてくださらないでしょうか。

(5) 障がい者施策について (10 件)

- ・ このアンケートに答えている時に重度障がい者（児）を想定してつくられていないと感じました。春日井市は愛知県コロニーに頼ってきていたようですが、コロニーも縮小され職員の対応が悪いです。リハビリは春日井市ではできないので、名古屋市の事業所を利用しています。春日井市ではサービスがなかなか受けられません。
- ・ 春日井市の保育園や幼稚園は知的・精神障がいの受け入れはありますが、身体の受け入れはいろいろ準備等必要なことが多いためか重度の身体不自由は受け入れてもらえないので、市で一つ

でもよいので毎日でなくても週 1~2 回とかで教室を開いてもらうようなことがあればよいの
にと思います。春日井市民病院の小児科は、障がいや特別な病気があっても受け入れてくれる
のでとても助かります。

- ・ 自閉症児（男児）の親です。性別が違うのでプール活用時に困っています。3 年かけ泳げるよ
うになり、水泳に対し意欲的な本人を少しでもサポートしたいと思いつつも、性別が違うの
で市民プールでは障がい者ルームを使用せざるを得ません。ただルームは一つしかなく、時間
をずらすなど（わかる範囲で）していますが、なかなか厳しいです。身体障がいの方も同室を
使用されるので一つというのはどうなのかと思います。また、毎回手帳を確認するのどうな
のかと思います。
- ・ 余暇活動について、小さい頃は何かごまかすように過ごすことができて、大きくなるにつ
れて行き場所がどんどん減ってくるのが現状です。障がい児、障がい者用の児童センターなど
何か対策はないでしょうか。
- ・ 療育手帳 C 判定なのですが、A・B との差が大きいです。

（6）移動について（4 件）

- ・ 公共交通機関（バス）に車いすで乗れるようにしてほしいです。いつも福祉車輛を利用するの
は高いです。義務教育なのに通学支援（ヘルパー）がないのはおかしいです。利用するとき全
額負担なのでとても高いです。
- ・ 学校の送迎を名古屋市のようにお願いしたいです。スクールバスは重度でないと利用できない
（小・中から利用してないと原則利用できない）と知人に聞きました。自主通学の練習をしてい
ますが、もし難しいときはスクールバスを利用させてほしいです（予算を増やしてほしいです）。
- ・ コロニーへ通院するのに不便なので、市の無料バスのコースの中へコロニーも入れてほしいで
す。バスの便がなくて困ります（これまではタクシー利用）。

（7）医療について（4 件）

- ・ 保育施設に看護師さんがいたら、ストーマや医療行為があっても母親は助かると思います。0
歳～未就学児を育てる母親は、健常児の場合でもリフレッシュ等の母親支援が最近ではありま
すが、内臓疾患の見た目にはわからなくても医療ケアのある子等の母親の母親支援はありませ
ん。母親が少しでも負担が少なく、子育てに余裕をもって暮らせたらと感じます。
- ・ 市民病院の夜間・休日診療に小児科の専門医を配置していただきたいです。
- ・ 障がい者医療について、ある病院では、現在患者の受け入れを減らすため、地域の病院への外
来受診をすすめ、あと数年先にはその病院も隣接する施設も閉鎖するというお話も聞きました。
春日井市が間に入って病院や施設を閉鎖しないよう、愛知県に訴えてください。それが無理な
ら、もっと春日井市民病院の障がい者医療を充実させて、安心して障がい者の方たちが外来受
診や入院、手術を受けることができるように専門医を配置してください。特に外来や整形外科
などは障がい者特有のひどい骨の変形や病気など、一般の手術技法では不可能な場合もありま
す。手術ができる医者の配置は絶対必要です。
- ・ 発達障がいに関して、低年齢で障がいが発見できていません。乳児検診などで見つけれませ
ん（流れ作業）。そのため、中学生などになってからの療育の場がとても少ないです。二次障が

いが出てとてもひどくなっても結局は自分で探さないと（病院等）いけません。情報の提供がありません。発達障がい専門医を市民病院、コロニーなどにもっと常駐させてほしいです（数か月待ちでようやく診察してもらえます。名古屋まで行かないと児童精神科医がいません）。

（８）環境整備について（３件）

- ・ 市内の駅を利用しますが、エレベーターがないので駅内の階段を使うことになり、ベビーカーだととても不便です。また、トイレに大人用のベッドがないので不便です。春日井駅～小牧間の名鉄バスがノンステップバスでないときがあり不便なこともあります。
- ・ 身体が不自由で車いすなのですが、学校のバスに乗る際、道路で子どもの乗り降りをしているので危険であり、雨の日は車いすと傘とで必ず２人共ぬれてしまいます。せめて屋根のある場所でバスを待つことができればと思います。

（９）将来への不安について（９件）

- ・ 春日井市に在住していて、今の状況では学校卒業後、重度障がい者が通所できる施設は全く望めないと聞いています。18歳卒業後毎日どのように生活すればよいのでしょうか。家族も高齢になり、大きくなった我が子と共にずっと家の中で生活するしかないのでしょうか。一刻も早く、卒業後の受け入れ先の確保（施設の充実）をお願いします。
- ・ 将来１人になったとき、生活ができるか心配です。お金の管理もできないので、後見制度が必要かと思いますが信用できない気もあります。障がいをもった児・者個別差があるので大変かと思いますが１人で自立できるようサービスを充実してほしいです。
- ・ 作業所の定員がいっぱいの所が多く、将来就労できるかとても不安です。現在では市内の作業所の空きはほとんどない状態で今後どうやって就労先を探していけばよいかわかりません。作業所が増え、障がい者が働ける環境ができることが一番の望みです。
- ・ 成年後見について、下の子が成人する頃、夫婦60歳近くになっています。私たちが他界したあとの子どもたちが本当に心配です。行政として成年後見はどのようになっていますか。

（１０）障がいへの理解について（４件）

- ・ 今中学で、あと５年したら社会に出ますが、今受け入れている会社を見ていると扱い方がひどいと思うところもあります。受け入れるのであれば、もっと障がい者のことを理解してほしいと思います。とても悲しくなります。
- ・ 現在、小学校５年生の男児です。希望の家（障がい児学級のある市立保育園）へ通い、周りの人々の助けがあって今までやってこられたと感謝しています。今は、学校と（特別支援学級）デイサービスを利用していますが、デイサービスも本人の成長に大きく、人との関わり、個々に応じた支援をしていただき、親が思っていた以上に成長していると感じています。
- ・ 小学校や園では、知識も重要ですが、熱心になってくれる先生の配置をお願いしたいと思います。

(11) 行政への要望 (10件)

- ・ 支援学校卒業後に通う施設をもっとつくってほしいです。卒業後は我が子がずっと家にいるかと思うと、重度だけに、親（私）の高齢化にともない、体力、精神力が保てるかかなり心配です。また、親世代（祖父母）の介護と重なり自分がいっぱいになることが怖いのです。春日井市内にコロニー以外で訓練のできる病院はあるのでしょうか。情報として入ってこないです（私はパソコンが使えないので別の方法で知ることができるとよいです）。
- ・ 障がいの種類別で細かな療育の施設があればよいと思います。支援センターの利用者限度数をもっと増やしてほしいです。園や学校に障がいに対しての専門の先生が1~2名はいる状態にしてほしいです。
- ・ 学校問題について、例えば障がい児兄弟の場合、上の子は養護学校で、下の子は地域の支援クラスへ通いたいに通学時のヘルプサービスがないという現状で兄弟が犠牲になるケースがあります。養護学校と支援クラスの間隔的な場がほしいと思います。
- ・ デイサービス等契約に手間がかかり大変です。ショートステイができる場を市が補助するなどして増やしてほしいです。
- ・ 夫婦共働きで保育園を探しています。市役所に相談しても保育課の窓口職員はとても不親切で一向に保育園も見つかりません。障がい福祉課の方はもっと保育課と連携したり、働く親の支援をしたりということに力を入れてほしいと思います。保育課の職員はもっと制度について勉強すべきだし、障がいを持つ子の親の状況などに理解を示すべきだと思います。

(12) 災害（緊急時の対応）について (3件)

- ・ 災害などの緊急事態が発生した時、人が殺到する中で避難場所まで安全に避難できるかが不安です。
- ・ 養護学校に通っており、近所の方も障がい児が住んでいることを知らないため、災害の時などは不安です。

(13) その他 (8件)

- ・ 福祉を金もうけの道具にしていると思います。営利企業の手法を社会福祉制度に取り込むようなことはやめてほしいです。障がい者自立支援法になって障がい者に自己負担を求めるようになるなど、国の制度がどんどん悪くなっています。サービスを提供する側も、社会的地位とか、その大切さ重要さが認められるべきだと思います。そういう国の制度の不十分さを地方自治の本旨に基づき、少しでも向上させるのが春日井市の役割のはずが、一緒になって金もうけの道具にしたりする春日井市の姿勢はおかしいと思います。
- ・ コロニーがあるまち、春日井市で、少しでも上手に共存（健常者と）していけるようにと願います。互いに努力は必要かと思えます。障がい者も被害者意識ばかりでは前へ進むことができません。双方の歩み寄りが必要かと思えます。
- ・ 障がい者を自治体でみていくという実態がなくなっているのではないかと、なくなるのではないかと不安があります。
- ・ 福祉センターの「ことばの教室」に通わせていただいているのですが、1か月に2回ペースで、このペースだとあまり進歩がしない気がしています。正直上達しているのか疑問に思えます（1

年通わせました)。

- ・ 「心身障がい」という言い方をしますが、発達障がいは心の障がいではありません。脳の機能障がいです。心は病んでいません。心は逆にとてもキレイです。うそをつけないし、ずるもできません。本当に純粹です。

5 障がいのない人

(1) 相談について (3 件)

- ・ 相談を聞くだけで終わってしまっただけではいけないと思います。
- ・ いろいろなことで市役所に訪れ相談しても課がちがうとかで、たらいまわしにされふりまわされる傾向があると思います。一貫して相談できる窓口があったらよいと思います。
- ・ 福祉課の方々の何気ない冷たい言葉や、最後までよくわかるよう話していただけないことなど、これからますます年を重ねてゆく私たちにはとても不安です。福祉課に行けばほっとして帰れるような心ある対応がほしいものです。

(2) 情報提供について (6 件)

- ・ 突然アンケートが送られてきましたが、市の障がい福祉についての現状がよくわからなかったものでとまどいました。勉強不足で申し訳ありませんが、今の状態や今後改定されてからの状況、また障がい者の方の声などが聞けるとより深く考えられるかと思います。
- ・ もっと一般の人が関心を示すように市が何をしているのかをアピールしたほうがよいし、もっと参加できる行事をつくり、ふれあいができる機会をつくってください。
- ・ ボランティア活動をされている人々に対してのさらなる暖かい支援協力が求められます。もう少し情報関連の共有が必要と思います。
- ・ 日頃、春日井市でどのような福祉援助が行われているのかわからず、あまり利用したことがありません。広報等で具体的な活動状況を市民に開示することが必要です。
- ・ 障がいだけではなく他のことでも、例えば医療費や学費、税金等の国や市の助成システムの公開をお願いします (知らないことがいっぱいあります)。もっと身近でわかりやすくしてほしいです。

(3) 就労について (2 件)

- ・ 仕事で障がい者の就職支援をしています。大企業の障がい者枠もたくさんありますが、まだまだ少ないと思います。皆さんの理解が必要だと思います。
- ・ 市と (公共) 民間が一体となった仕事の場の確保をお願いします。

(4) 福祉サービスについて (8 件)

- ・ 障がいを持った人とその家族と一緒に参加できるような場 (機会) をもっとつくってほしいです。支援制度についてですが、タクシー券が 1 乗車につき 1 枚しか使えないのが不便です。ほぼ 1 メーター付近しか使えず、1 メーター付近にある病院や施設は限られているので、もっ

と範囲を広げたいのですが、交通費の負担を考えると考え込んでしまいます。

- ・ 障がいのみではなく、痴呆に関しての不安が大きいです。高齢化に伴い痴呆は増えると思います。これらの場合、家族として扶養することが大きな負担となります。最悪の場合会社を休職もしくは退職することが考えられ、入所できる施設が多く必要と考えます。
- ・ 春日井市の福祉は進んでいると思います。
- ・ 外出時の付き添いのためのヘルパーの充実をお願いします。外出時の移動支援、ボランティアが必要です。障がいをもつ方が社会とかわる手段としてはやはり外出をしているいろいろな方と交流できることが精神的支援となると思います。
- ・ 春日井市の障がい福祉について、あまり認識がありませんが将来的には障がい防止のための施設の充実、リハビリステーションの設備の増大を願います。高齢化が進めば進むほど障がい福祉の充実が必要です。
- ・ 障がいの重度に関係なく家族の（家庭の）事情も十分考慮して施設のあっせんをしていただけることを希望します。施設の空きがないから自宅で「空き待ち」のような状況があるのは生きていく上で本当に困ります。今後の障がい福祉の充実を期待します。

(5) 障がい者施策について (5件)

- ・ 障がい者であろうが世の中のために何かしている、できるのだという自信を持てるような社会活動（ボランティア）を企画し、実行ボランティア（サポート）する体制づくりをお願いします。市も市民も共につくり上げるのが必要だと思います。
- ・ 特にはありませんが、障がい者が自立して行動できるように施策を考えてください。また、健常者の障がい者に対する横へいな言動がなくなることを願っています。
- ・ 障がい者の施策などわかりやすくどんどん公に知らせていってもらいたいです。
- ・ 障がい者への個人支援は重要ですが、必要以上の施設、費用援助や公共施設の改善策は不安です。利用度合いが少ないです。

(6) 移動について (2件)

- ・ 先日、捻挫をして通院するのにバス停までとても困りました。老人社会になり、自動車の運転ができなくなる世帯が多くなると思いますが、ハイヤーばかり使ってもおれず、とても不安を感じています。
- ・ JR春日井駅の南口を利用している者です。障がいではありませんが乳幼児を連れての外出の際、ホームの階段でのベビーカーをかかえての上り降りは大変でした。車いすの外出の時を考えるととても不安です。

(7) 医療について (2件)

- ・ 単に延命処置をするのも考えものです。植物人間や回復できない病の場合は、延命処置は私個人としては反対です。なぜなら本人は生きたいとは思えない、単に生かされているからです。医療の考え方を考えるべきではないのかと思います。
- ・ 職場の同僚が脳内出血をおこし障がい者になりました。原因はストレスとのことでした。障がいを防止するために脳ドックなどが職場で安価にうけることができればよいと考えます。MRI

等の診察が安価でできる施設を希望します。

(8) 環境整備について (5件)

- ・ 生まれてから、なんらかの原因で障がい者になられた方は仕方がないとして、障がいなく生まれてこられるようしてあげることも考えてあげないと、と思います。医療に関わっている訳ではないのでわからないのですが、何とか障がいを持たないで生まれてこられるようにしてほしい。
- ・ すべての場でバリアフリーの推進をお願いしたいです。路上の点字ブロックを充実させてください。街路樹の落葉の処理を適切にしてください。
- ・ 車いすで出掛ける人をあまり見ません。歩道の段差や垣根が歩道をふさぎ、通りにくそうです。障がい者の駐車スペースに健常者の車が止めてあります。常識の無い人がいるので腹が立ちます。

(9) 経済的支援について (3件)

- ・ ヘルパーをしていましたとき (2年前のこと) 春日井市はかなり障がい者支援があると感じました。他に元気でお金持ちでも車の税金が無料だったりする制度に少し疑問を持ちます。本当に困ってみえる方を支援するようにしてもらいたいです。
- ・ 父親が身体障がい者でねたきりの生活をしています。まだたくわえもあり生活には不自由していませんが、きっと不自由な生活をしてがまんしている人がたくさんいると思いますので、もっと支援が必要だと思います。
- ・ 独身女性なので将来の年金も少ないと予測される中、現在の年金生活者の話を聞いていても、年金の中からまた介護保険料が強制で天引きとなっていて、収入が少なすぎるため介護支援が受けられないと聞きますので本当に不安です。また、保育所はどこも「入所待ち」の人でいっぱいだそうです。直結する福祉も大事ですが、働きたいお母さんへの手助けの充実も同じくらい重要ではないかと思います。収入の割に介護支援の金額が高くて体制は充実しはじめていますが、結局使いづらいものになっていると感じます。

(10) 将来への不安について (3件)

- ・ 夫が障がい者になりました。私がおれたらと思うと不安です。
- ・ 不安ばかりで「特に何が不安か」ということを特定してお答えすることができません。
- ・ 娘は月曜日から土曜日朝まで通所施設とグループホームの生活です。通所施設だけの時は朝夕の送迎で時間に追われ親は不自由な日常生活でしたが、これが大幅に減少しました。ありがとうございました。車の運転、歩行も今はできますが、後期高齢者です。平日頃土、日、祭日また病気になった時の子どもの生活はどうなるのか不安で悩みの多い日々です。もちろん施設への要望はしています。

(11) 障がいへの理解について (5件)

- ・ 障がいイコールどこからどこまでかわかりません。身近にたくさんいるわけでもないので実感がありません。介護では、介護をする家族の大変さをもっと理解してほしいです。(精神面) も

っと介護する人のケアを多くしてほしいです。障がいを利用して悪いことをやっている人もたくさんいます。本当に介護を必要とする人を見分けてください。

- ・ 障がい者は、いつ自身が当事者になるか、またいつなってもおかしくはないのです。その意識を持ち、物事を見ることができるような考えをみな持って生活をしてきた方が「福祉を考える」ことにつながるのではないのでしょうか。他人事・関係ないと思っている人の多いこと、さみしいです。市民の意識改革に期待いたします。
- ・ 障がい者のわがまま、行きすぎた発言、行動、被害者意識の思いすぎ、まっすぐの目で見ても正しい目で指導して、案内、やさしい案内、きびしい案内を希望します。心から障がい者の人に対し接することができるようになるとよいと思います。
- ・ メディアで障がい者の特集がよく取りあげられているので、過去に比べ障がい者への偏見は少なくなっているのではないのでしょうか。これからも障がい者、その家族を取りあげた特集（テレビ、ラジオ、雑誌等）を定期的に配信することで、市民の障がい者への偏見も少なくなるのではないのでしょうか。取りあげる内容は障がい者目線で何が必要なのか、など今まであったような内容で十分ではないのでしょうか。
- ・ 私は滋賀県から結婚して愛知県に来ましたが、差別用語に対して、大人の意識が低いと思います。障がいのある方に対してだけでなく、外国人、女性、老人に対してもそうです。これは春日井に限らないと思いますが、小さい頃からの同和教育の差でしょうか。（関が原から東には、同和教育がないと聞いたことがあります。）

（12）アンケートについて（2件）

- ・ 健康な人にアンケート調査をしてもわからないことが多いです。そもそもアンケート調査が何の役に立つかが疑問です。調査にかかる莫大な費用をもっと有意義に（例えば老人の生死の調査などに）使うことを希望します。
- ・ 障がい児を受け入れる園は増えましたが、障がい児担当の保育士が少ないように思います。もう少し数を増やして、一人ひとりに合わせた保育ができるとよいと思います。

（13）行政への要望（5件）

- ・ 療養型施設を増やしてほしいです。
- ・ 現在は健康で暮らしていますが、10年後15年後には自分も障がい者になる可能性は十分ありうると思います。将来のことはまず自分自身で十分考えることが大事ですが、自分でどうにもできないこともあります。少しでも身近な市町村で手助けをしていただけるよう願っております。
- ・ 障がいのある人が住みよい町は、誰にとっても住みよい町です。超高齢化社会が来る前に、今から準備を進めていってほしいと思います。
- ・ 求人欄に介護の募集がたくさんありますが、希望者が少ないのは残念です。市の方で雇用条件をよくして動きやすいように協力してほしいです。
- ・ 療育の場の拡充整備をお願いします。

(14) その他(7件)

- おかげさまで現在自身が障がい者ではないし、家族にもいませんので適切な回答(要望)になってないと思います。小学校の時「ひまわり学級」というのがあり、そのとき少しでも障がいのある児童に接して理解ができたし、大人になってから健康ということに感謝ができました。
- ADHD、LDなどの児童生徒への教育の研究推進をお願いします。
- 健常者と同等に生活できるすべての面での配慮、施設、ハード面、ソフト面を少しずつ進めていくしかないのではないのでしょうか。その根本には考え方(弱者と見るのではなく、人間として同等であるとする思想)が基本にあって、行政も教育も成されることが重要です。
- 最も大きな不安は、天災地変時等に於ける障がい者に対する情報伝達と支援体制の不備が挙げられます。まずは、町内会など地域の各種団体の横断的交流により、障がい者、高齢者の存在把握と日常の見守り・声掛け活動から始めては、と考えます。金をかけなくても一人ひとりの社会参加でできることはたくさんあり、自らの意識改革と健康管理にも役立ちます。一方で障がいの状況にもよりますが、障がい者も可能な限り、健常者との係わりや積極的な社会参加を願って止みません。
- 障がい者が健常者と同じように暮らせる社会になるように、様々な場面で当事者である障がい者やその家族が不安のない社会になるように、市の厳しい財政難のため、応能負担から多少の応益負担へ変換していくのが大事だと思います。

